BINDING SECT. JUN 2 4 1969

Feb

...OVE
...S POCKET
...IBRARY

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/sanktokushiyoron008800

日本古典全集刊行會板

日本古典全集

與謝野寛
正宗敦夫
與謝野晶子

編纂
校訂

參考讀史餘論

LIBRARY
MAR 2 8 1967
UNIVERSITY OF TORONTO

參考讀史餘論解題

一、德川中期の學者、史家、詩人、經世家、考證家であつた新井白石（一六五七「明曆三年」――一七二五「享保十年」）の著述は、藩翰譜、經邦典例、列朝實錄、古史通、讀史餘論、采覽異言、西洋紀聞、西洋圖說、殊號事略、外國通信事略、殊方通信錄、本朝寶貨通用事略、蝦夷誌、蝦夷事略、南島誌、琉球事略、阿蘭陀風土記、和蘭紀事、東雅、東音譜、紳書、白石餘稿、朝鮮禮聘事、聘事文案、應接事議、市舶議、武家諸法度、神祖法意解、新令句解、改貨議、改貨後議、孫武兵法釋、本朝軍器考、五事略、正德年號辨、方策合編、折焚く柴の記、尺牘筌、其他三百餘種に上り、その浩瀚なる業績はすべて「新井白石全集」に收められてゐるが、其中の「讀史餘論」に就いて、德川末期の學者文人であつた湯淺常山（一七〇八「寶永五年」――一七八一「天明元年」）の深切なる參考を補注したものが此「參考讀史餘論」である。常山には常山紀談、湯土問答、左傳解左逸、左傳兵車圖、雨夜の燈、幼學指掌、常山樓文集、文會雜記、常山樓筆餘、東行筆紀、西歸日錄、備藩典刑、熊澤先生行狀、烈公遺事、君則、歌集楼餘稿等の著述が有つて早く世に知られてゐるが、此「參考讀史餘論」は恐らく世に一本しか現存しないであらうと想はれる正宗敦夫所藏本を初めて印行するのである。

一、「讀史餘論」は三卷に分れ、卷末に白石自ら記載したる如く、正德二年（一七一二）德川幕府六代の將

軍德川家宣（イヘノブ）（文昭院、文廟。家光の孫、綱重の長子。一六六二「寛文二年」——一七一二「正德二年」）に侍して國史を講じたる時の草稿である。筆を平安初期の文德天皇時代より着けて豐臣秀吉の桃山時代に及び、之を五變に大別して政治史の概要を述べ併せて論評したるものであるが、主として鎌倉室町兩期の武家興廢の事蹟に就いて叙する所が多い。是れは白石講述の目的が將軍の爲めに武家政治の鑑戒たらしめるに有つたからである。白石の一面である史家としての業績は、此書と共に古史通、藩翰譜、列朝實錄、外國通信事略等の著述に由つて窺はれる。白石が此書に於て、「我が神祖」即ち德川家康を陽尊して嚴正なる批評を憚り、德川氏の祖と稱せられる新田義貞に對しても言を悉（ツク）さぬ跡の有るのは、德川氏に臣事したる白石自身の謂ゆる「事勢の爲めに止むを得ざる所」であつた。而かもまた其他の大小諸藩の祖先に對して忌む所無き記實と批評とを敢てし得たのは、白石が官儒の位地に就いて幕府の威力に負ふ所が有つたが爲めである。今日の時代精神または文化理想より見る時、白石の史眼に議すべき所の有るのは云ふまでも無いが、南北朝時代の「神皇正統記」、德川初期の「大日本史」と鼎足の形を成し、一は南朝王臣の立場より、一は宋學に由る水戸學者の立場より、一は武家政治を擁護する幕閣儒臣の立場より、共に各（オノオノ）史論の特色を見るのである。時代と環境の影響を受くる事は學者もまた免れない。若し白石をして昭和の今日に生れしめば、或は人道平和の思想に本づき、或は唯物的經濟史觀に據つて全く別種の史論を成したであらう。史實と史筆とが同一のもので無い以上、畢竟個人の創作したる歷史もまた歷史的產物の一に屬し、

千古不易の歴史と云ふものは有り得ない。されば歴史を讀むのは歴史家其人を讀むのである。即ち本書に於ては著者新井白石を讀むのである。固より取捨の權は讀者に有る。其取るべきを取り、其捨つべきを捨てて、讀者各自の史的見解を創作する事もまた讀者の自由である。

一、漢文、漢詩を善くした白石は、國文に於ても平明なる雅俗折中の一體を書いて後人の範を成した。其れも今日より見れば既に近古文の一體に屬する。本書を此「日本古典全集」に採錄するに當り、我我は白石、常山二家の文章の假名書の所に漢字を增し、また漢字の末に送り假名を附し、假名遣を正したが、漢文體に書かれたる所は原文の形を其儘に存して「返り點」を附けた。本書の中で（ ）此印の中に有るのは白石自身の注、【 】此印の中に有るのは、「禎按」と書いたのも書かないのも悉く常山の參考補注である。參考は原本に於て頭注、傍書、別紙挿入などに分れてゐるが、其面影を傳へる方法も無いから、適當なる所に【 】此印を用ひて挿入した。常山は此參考を書くに當つて、其引用した原書の儘に記入した所も有れば、また節略して引用した所も有るが、中に誤寫と見える所などは其れ其れの原書を參考して正した。

一、次に同じ【 】此印の中に「裕云」と書いたのは、明治年間に出た「讀史餘論」の一本に有る萩原裕（西疇、通稱英助、一八二九「文政十二年」――一八九八「明治卅一年」）の注を幷せて採錄したのである。萩原氏は幕末に於ける伊豫今治藩の儒臣にして、明治維新の後は修史局に仕へ、また學習院の講師であつ

た。賴山陽（一七八〇「安永九年」――一八三二「天保三年」）の「日本政記」等に出でたる史論が白石の「讀史餘論」に由る所の多いことを論じたのは此人が最初である。

一、「讀史餘論」の本文は、諸本に異同が多く、何れが白石自筆の原本に近いかは不明である。萩原裕の校本に誤の多い事は云ふまでも無い。明治刊行の「國書刊行會本」にも誤植と思はれる點が少なくない。茲に用ひた「常山本」もまた誤寫が無いとは限らぬが、また善いと思はれる所も見える。幸に白石が據つた原書に就て證を得られるものは其れを參照して其宜しきに從つたが、白石の據つた原書で我我の座右に無い爲めに遽かに決し難い所は、此「常山本」の儘に從つて置く事とした。猶〔　〕此印の中に我我の心附いた所をも加へた。

一、白石の小傳を書く代りに、三田葆光（一八二五「文政八年」――一九〇八「明治四十一年」）の著した「白石先生年譜」（明治十二年版）を添へた。三田翁は儒者歌人である。歌集「爐の紅葉」の刻本の外、令嗣佶氏の家に未刻の遺著が少なくないと聞いてゐる。

一、參考を注した湯淺常山は、自ら姓を修して湯とも云つた。名は元禎、字は文祥、號は常山、通稱は新兵衞である。備前岡山の藩士。若くして江戸に遊んで、服部南郭（元喬、一六八三「天和三年」――一七五九「寶曆九年」）に師事し、國に歸つて家を嗣ぎ、祿四百石を受けた。岡山に朱子學の有るのは曹子漢と常山に始まると云はれる。後また江戸に出て太宰春臺、井上蘭臺、松崎觀海の諸家に交り、盛名を一時に

勵するに至つた。親に事へて至孝、その喪に遇つて、哀毀、禮に過ぐる程であり、藩主に仕へて方正恪勤、身を忘れて要職に當り、また人に對して窮を救ひ貧を賑はし、時に證劵を焚いて庇護する所さへ有つた。而かも縱談危言して憚らず、之が爲めに官を罷められて後は、著述を以て自ら樂んだ。儒學の外に武を好み、兵法に通じて、槍劍の術に長じた。其文に古名將の事を記する所の多いのは好武の趣味に本づくのである。天明元年四月九日、七十四歳を以て歿した。藤井高尙（一七六五「明和二年」――一八四一「天保十二年」）の「松の落葉」卷三に、常山が國史を明らめようとして「榮華物語」、「三鏡」、「平家物語」等を精讀した事が見えてゐる。

一、常山が「讀史餘論」に參考を書き入れたのは何年の事か不明であるが、書入が墨、朱、藍と三色にて書かれてゐるのを見ると、度度に書入をしたものと想はれ、此書を愛讀した事も推知せられる。編者の一人正宗敦夫の藏本は常山の自筆本では無いが、他に傳本の有ると云ふ事を聞かない。此本はもと塚本吉彥氏の愛藏であつた。氏は岡山の人で、地理歷史等の研究家で幷せて好事家であつた。岡山縣下の斯う云ふ珍籍は多く氏の藏する所であつたが、今は悉く散逸してしまひ、或物だけは敦夫の架上に存してゐる。其中に常山の名著と云はれる「常山紀談」の原本（人に淸書させて常山自ら筆を加へたもの）の殘缺なども有る。

一、「參考讀史餘論」の原本の一葉を寫眞版として卷頭に添へて置く。

白石先生年譜　　三田葆光

明暦三年丁酉（一歳）二月十日辰刻江戸柳原なる内藤右近大夫（陸奥岩城二万石）の邸内假屋に生る。是れ本年正月十八、十九兩日夜江戸大火にて、主家土屋民部少輔（上總久留里二万千石）の邸宅災に罹りければ、侯その外孫たる内藤侯の邸に暫く寄住せられたるの際なり。時に父與次右衛門正濟、年五十七、母坂井氏四十二。土屋侯識れに火の子と呼ばる。長じて眉間にある皺紋自ら火の字の形を成せり。（高玄岱が先生の肖像に題せる詩に眉間火字、耳上一尊の句あるは此故なり。）○土屋侯の母堂殊に愛して、襁褓の中より常に傍らに置かれ、侯もまた日日に召して傍らにのみ置かれしかば、一門の人人、若し庶子にもやと疑ひしとぞ。○幼名所見無し。「事蹟合考」に云ふ、文明公、甲州の太守に御座遊ばされ候節、荒井勘藏とて召抱へられ、段段御取立てにて、筑後守從五位下に任ぜられ云云と有れども、甲府へ出仕の頃は既に勘解由と稱せしなり。○太田南畝の「半日閑話」に河村瑞賢の事蹟を記せる條中に、其頭に浪人新井傳藏と云ふ人、儒者云云と有り。案ずるに先生の長男明卿傳藏と云ひ、孫郭卿傳次郎と稱し、其後代代多く通稱に傳の字を用ひたるを以て考ふれば、先生幼少の時は傳藏と稱せられしならん。○「貞丈雑記」に云ふ、新井筑後守、名のり君美、きんよしと訓む。勘と有るは俗稱勘解由と云ひし故なり。また與と有るは俗稱與次右衛門と云へる故なり。（美の字を用ひるも）紫陽と有るは筑紫の事にて筑後守たりし故なり。竹谷と有るも筑後の音に由れるなり云云。字在中、一字濟美、白石と號し、別に勿齋、又錦屏山人と號し、其居を天爵堂と名づく。○安積澹泊に與ふる手簡に云ふ、其事は亡父の時より故土屋民部少輔家人に候。民部少輔弟二子、相馬の家へ養子に罷り成り候時に、某兄にて候者をも附置し遣し候に付、相馬城下中村に居住候。これは三十年以前に死去して、子共兩人まで候ひしも、打續き死去し、今は孫の代に罷り成り候。

さて某事は民部少輔の子、伊豫守代に浪人し、堀田筑前守家へ罷り出で、下總守代まで彼家に罷在り候。其時に隱岐へ一度、山陰へ一度罷り越し候事候ひき云云。兄の名は彌一右衛門正信と申し候ひき云云。賤息等の事御尋ねに候。長は傳藏明卿、少は平藏宜卿と申し候。兩人とも文學は不材にて候間、心任せに仕り置き候云云。

万治元年戊戌（二歲）

二年己亥（三歲）春の頃火燵に臥し居て「上野物語」と云ふ寛永寺の花見のさまを記るせる草子を見たがら、筆紙を求めて摸寫せしを人人傳聞し、その摸本を乞ひ見て驚歎せり。また此頃戯れに屛風に吾が名を書せること有り。此後は常の戯れに筆を取りて物書く事のみしければ、自ら日日に文字をも見知りたれど、師とする人も無く、唯だ往來物の類などを讀み習ふのみなり。

三年庚子（四歲）此頃より「太平記」評判の講席に父に侍して之を聽き、夜更けぬと云へども座を去らず、講畢りて其疑義を質問す。諸人驚歎せざるもの無し。

寛文元年辛丑（五歲）

二年壬寅（六歲）盛岡侯南部信濃守利直、土屋侯の邸に來りし時、先生を見て乞ひて養子とし、成長の後祿千石を分ち與へんと望まれしかども、土屋侯惜みて肯ぜず。之を聞きし人人、あはれ不幸の兒かな、土屋侯如何に思はるとも千石の祿與へん事は惜ふまじきものをと云ひしとぞ。〇夏の頃上松忠兵衛とて、少しく文學ありし人、七言絕句の詩一首を教へて其意を解し聞かせしに、やがて誦を偽しければ、三首まで敎へられしを、人にも講じ聞かせたり。

三年癸卯（七歲）正月元日より病瘡を患ひ、甚しき難症にて殆ど死す。ウニコオルを服して後纔かに蘇生するを得る。〇此年戯園を觀て終始之を記憶し、家に歸りて後、人人に語り聞かせたり。

四年甲辰（八歲）此秋土屋侯、上總在邑の留守に在りて、筆の習字を始む。
五年乙巳（九歲）此歲秋冬の間習字の課を立て、日の中に行草の字三千、夜に入りて一千字を寫して課書す。冬に至り日短くして課未だ滿たざるに暮れんとすること度度にて、西向の竹縁に机を持ち出て書き卒る事あり。また夜に入りて睡を催し堪へ難き時は、彼の竹縁にて衣を脱して一桶の水を掛かり、衣を着て習ふに、冷かなるに目覺むる心地すれど、暫し程經て又又堪へがたくなれば、また水を掛かる。二度水を掛かる程には課をも遂てたり。〇此頃より父の人に贈答する書をば方の如くには書きたり。
六年丙午（十歲）
七年丁未（十一歲）此秋また課を立て「庭訓往來」を習ひ、十一月に至り十日の中に淨寫し、册にして土屋侯に進呈す。侯大に賞譽す。〇父の友關某に從ひ擊劍を習ふ。關戶某の次男十六歲なりし者と試合し、三度合ひて三度ともに勝を得たり。此後は常に武藝をのみ好みて、習字などは心に染まず在りしかど、物讀む事をば好みぬれば、常に我國の物語、草子の類をば見ずと云ふ物無し。
八年戊申（十二歲）
九年己酉（十三歲）此頃より土屋侯贈答の文書は大方命じて書かしむ。
十年庚戌（十四歲）
十一年辛亥（十五歲）正月十七日姉おてい死す。年十九。
十二年壬子（十六歲）
延寶元年癸丑（十七歲）同藩士長谷川某の家にて「翁問答」を借覽して、初めて聖人の道ある事を知り、是れよりして志切なりと雖も師とする人も有らず。〇京師の人にて醫を業とする江馬益庵と云へる者に請ひて、「小學題辭」「程子四箴」の講を聽き、次いで「四書」、「五經」を讀み習ふと云へども、句讀の師あるに

も有らず。自ら「韻會」、「字彙」等に由りて誦し習へるのみなり。○十二月冬景即事を七言律詩に賦す。或人其詩を評するを聞きて、其嘲を解く文一篇を作る。是れ詩文を作れる始なり。

二年甲寅（十八歳）主君に隨從して上總久留里に在りしに、事に當りて勘氣を蒙り、姑く籠居して在りける折しも、同藩士の中、二黨に分れて鬪爭せんとする事あり。その一方は父の懇交の者どもなりければ、其黨の與力せんとて、竊に肌に鎖を着て上に衾を襲ひ、下僕の心利きたる者に命じて、鬪ひ始まらば疾く歸り告げよと云ひて出だし遣り、其報を待ちしに、時刻に至り双方和解する者ありて鬪ふに及ばずして止みぬ。翌日其黨の人來りて云ふ、足下の厚意謝するに餘り有りと云へども、主の勘氣を蒙り閉居せる者、私に門を出でんとする時、守門者是れを拒まば如何とかする。答へて云ふ、是れを殺して出でんのみ。又云ふ、閉居の身を以て私に其門を出づるだに有るを、守門者を殺すに至りては其罪重疊ならずやと。先生笑うて云ふ、然らば卿等が鬪爭せんとするは罪にあらずとするか。又兄等が殺さんとする所の者は當家譜代の士なり、吾が殺さんと思ひしは小門を守る賤夫なり、其罪の輕重如何ぞや。吾れ年長の者たらんには別に處置する所あるべし、未だ二十にも足らざれば唯だ吾が恥無からん事を思ひしのみと答ふ。後に父また侯も此事を聞きて竊に其義氣を喜ぶ。

三年乙卯（十九歳）閏四月廿四日土屋民部少輔利直卒す。時に父正濟年七十五にして致仕す。侯の世嗣伊豫守賴直より養老の俸を給す。正濟、妻と共に剃髮して淺草報恩寺中に草庵を結びて住す。○「文會雜記」に云ふ、白石の父は土屋民部少輔方に足輕の小頭にて在りしが、大目付までに昇進す。此人極めて才氣あり云云。

四年丙辰（二十歳）

五年丁巳（廿一歳）二月廿二日土屋家を去る。是れ當代伊豫守賴直無道なれば老臣等竊に廢立のことを謀り

しに、其事漏泄して罪せられし者多く、父正濟もまた連坐せられて其俸祿を褫はれ、併せて先生をも仕途を禁錮して放逐せるなり。〇此時よりして閑散なれば、同志と相往來して專ら學問に從事す。然れども思ふ所ありて師を求めず。〇此頃より對馬國の儒生阿比留（後に西山順泰と云ふ）を相識る。〇五月八日妹おまて死す。年十八。〇「折焚く柴の記」に云ふ、主從纔かに二人、身を市中に寄せつ云云。晝間は父は の許に在り、朝夕此處彼處に行きて講學す。手習ふ事を教へて生計の一助にせよと勸むる者あれど志に有らず云云。

六年戊午（二十二）五月十日母坂井氏歿す。年六十三。〇「折焚く柴の記」に云ふ、此後は老い給ひし父と吾と唯だ二人のみに成りぬれば、萬づ物悲しかりしこと云ふばかり無し云云。〇佐倉了仁と云ひて八十餘の老人は織田內府入道常眞に仕へ、老いて遁世せし人なりしが、或時先生の父に語りて云ふ、吾が親しき富商男子無くして女子一人あり、然るべき壻を求めて家を讓らんと欲す、子息を以て其望に任せなんやと云ふ。父是れを先生に語る。先生肯ぜず。〇又當時無双の富商河村瑞賢、其亡兄の女に配し、三千金の宅地を附屬して學問の資とせんと請ふ。先生蛟龍の譬喩を以て是れを謝絕す。其語は「折焚く柴の記」に有り、事長ければ此處に載せず。

七年己未（二十三）三月土屋伊豫守賴直、家政治まらざるを以て所領收公せられ、子息主税に方ばかりの所領を賜ふ。主税より先生を招きしかば、父勸氣を蒙ぶりし者憚り有りと云ひて辭せしに、その憚りあるべからずと有りしかば行き向ひ、請ひに應じて名の字を選び與ふ。茲に於て先生の仕途自ら開けたり。

八年庚申（二十四）

天和元年辛酉（二十五）

二年壬戌（二十六）三月古河侯堀田筑前守正俊の家に出でて仕ふ。（侯時に幕府大老職。）〇六月九日父正濟

歿す。年八十二。○此秋朝鮮聘使來る。詩百首を錄し、阿比留に依りて三學士の評を乞ふ。九月朔日、客館に至りて韓使に面晤唱和す。其夜製述官成琬、かの詩集に序を作りて贈る。○此年木下順庵、幕府に召し出ださる。阿比留其門に入る。

三年癸亥（二十七）

貞享元年甲子（二十八）八月廿八日主君堀田筑前守正俊、殿中に於て若年寄稻葉石見守の爲めに殺害せらる。嫡男下總守正仲家を嗣ぎ封を減ぜられければ、家士等の俸をも減ぜしに由りて去る者多しと云へども、一度(ひとたび)主從の義を結び斯かる時に際して去るべきにあらずとて、僅に飢を免かるるのみにて、心ならず臣事す。○此頃身閑ありて意のままに經史を渉獵するを得たり。

二年乙丑（二十九）

三年丙寅（三十）出羽國山縣に行くこと有りて、其「紀行」一卷あり。阿比留其れを木下順庵に示し、また詩集に朝鮮人の序作りしこと等を以て語り、やがて阿比留紹介して木下順庵に初めて見(まみ)ゆ。

四年丁卯（三十一）

元祿元年戊辰（三十二）「尺牘箋」成る。○九月三日阿比留（西山順泰）歿す。

二年己巳（三十三）

三年庚午（三十四）

四年辛未（三十五）今春堀田家致仕を乞ふ。夏に至りて下總守正仲、其臣太田垣某を使として是れを止(とど)む。先生猶云ふ所あり、秋に至りて其請ひを允(ゆる)さる。此時家の餘財青銅三百、白米三斗のみ。妻孥を引具し、師檀の緣に由りて高德寺に投じ、やがて淺草に借宅す。猶一僕一婢の相隨從するあり。○堀田下總守正仲の舍弟備後守俊普、家老坪井某を使として先生を招く。肯ぜず。○七月長男明卿生る。○此秋城東に移居

す。來學の者日日に多し。

五年壬申（三十六）谷某と云へる人、先生に告げて云ふ、當時世に用ひられざる人に就きて學ばんには、たとひ學優なりと云ふとも立身難かるべし、如かじ、其師事する所を改めて後、榮を期せんにはと。先生卽ち孔子陳蔡の厄、門弟子これに隨從して艱難を倶にせしことを以て答ふ。○木下順庵、加賀侯に先生を薦擧せんとす。時に同門の弟岡島仲通、吾が本藩なるを以て己れを加賀に薦められん事を希望するの意を先生に語る。先生是れを許容し、强ひて順庵に乞ひて岡島を薦めしむ。順庵其義を歎美す。

六年癸酉（三十七）木下順庵の薦擧を以て十二月十六日甲府公に出仕す。俸米四十人口。同十八日初めて謁見。同廿六日「大學」進講。○甲府公と申すは當時將軍家の御甥正三位宰相綱豐卿の御事なり。藩邸の櫻田に在るを以て世に櫻田御殿と稱す。後御名家宣と改めさせられ、第六代の大統を繼がせらる。御諡文昭院殿と稱し奉る。（御父は大猷院殿の御次男左近衞中將兼左馬頭綱重卿、甲斐國に封ぜらる。淸揚院殿と諡す。）

七年甲戌（三十八）今春長女疱瘡を患へ二月朔日死す。長男明卿また是れを患ふ。○二月十三日藩邸に於て「詩經」の講筵を開かる。今年十一月二十日に至り凡そ百六十二日にして畢る。草木鳥獸等の如きは畫工に命じて圖せしむ。爾後年年「四書」、「孝經」、「周禮」、「儀禮」等の書を兼講せしこと、御代知ろしめしし後に御使を奉りて上洛し、また朝鮮聘事を奉りし程を除くの外、十二年の間、講筵に侍すること凡そ一千二百九十九日なり。每年正月の初め講筵を開かる。年の始めなれば大小雅の中めでたき詩を選びて進講す。講畢りぬれば時服二領を賜ふ。藩邸にいましましより御代知らさせ給ひし後に至るまで、正月開講後十五日を過ぎて日講始まり、十二月の末に至るまで大故おはしますの外は、朔望は云ふに及ばず、四時佳節と云へども日講を止められし事あらず。老後疾病多きに至りては、大暑の時節には日沒の後に登營、進講

夜に及ぶ。雨雪の日は殊に御使を以て出仕を止めらる。

八年乙亥（三十九）正月廿四日「書經」の講筵を開かる。同廿八日「通鑑綱目」の講筵を開かる。「書經」の講凡そ七十一日、十二月廿一日に至りて卒る。○此秋命を蒙りて常に御座右に置かるべき和漢の書目を上る。其書ども購ひ求めて進らすべしと有れば、百數十部を求めて上る。○十二月廿一日子息に相傳ふべしとて、年頃御愛藏の「六經」を賜ふ。汲古閣善本にて、裝潢、書函、鎖鑰等、善盡し美盡せる物なり。

九年丙子（四十）正月初旬小筵を開きて木下順菴を招待し、恩賜の書を示す。順菴序を作りて是れに與ふ。○正月廿六日「春秋」の講筵を開かる。左氏、公羊、穀梁、胡氏の四傳を合せ講ず。六年を經て、辛巳の年十二月十九日に至り凡そ百五十七日にして畢る。

十年丁丑（四十一）

十一年戊寅（四十二）九月二日災火の爲めに居宅類燒す。同九日假屋の料として金五拾兩下し賜る。此時罹災の人多かる中に、特恩に出でし所なれば、思ふ所ありて賜金を以て新に鎧一領を威さしむ。紺糸威、同じ毛の冑に鍬形打ちたるものなり。○十二月廿三日木下順菴歿す。遺言に由りて榊原玄輔と二人葬儀を管す。○順菴嘗て先生と玄輔兩人の志を問ひしに、兩人口を揃へて天下有用の學問を爲すべき由を云へり。

十二年己卯（四十三）次男平藏宜卿生る。

十三年庚辰（四十四）

十四年辛巳（四十五）正月十一日、國初以來封祿萬石以上の人人の傳記撰錄の命を蒙り、同十四日先づ其凡例を記して上る。許可を得て、七月十一日草を起し、十月稿を脫す。事は慶長五年に始まり延寶八年に至るまで八十年間、始封、襲封、廢除等、凡そ三百三十七家、其書たる正篇十卷、附錄二卷、凡例目錄共に

一卷、通計十三卷、分ちて二十册と爲し、自ら淨書功卒りて、明年壬午二月十九日進呈す。書名をば公自ら撰び給ひて「藩翰譜」と題せらる。○其外、命に由りて二三册の書、撰呈せし物多し。

十五年壬午（四十六）

十六年癸未（四十七）十一月廿二日夜半より大地震す。裏打ちたる上下（かみしも）の上に道服着て、召供の者二三人來れ、其餘は家に留まれと云ひつゝ馳せ出で、神田橋を過ぎて櫻田の藩邸に到る。翌日に至りても猶屢地震し、所所に火起り、廿九日の夜半居宅類燒す。○案ずるに此時居宅、湯島にて高き崖に添ひたる由なれば、天神下の邊なるべし。

寶永元年甲申（四十八）十二月五日、甲府公、將軍家の儲副に立たせ給ふと聞きて、藩邸に參賀し、間部越前守詮房に面會し、凡そ天下の御事に於ては某此年頃申しし所なれば、今はた申すに及ばず、唯だ其申しし事ども忘れさせ給ふこと無からんには天下の幸甚にこそ候べけれと云ひて立別れぬ。○十二月廿七日、西丸御側衆支配仰付られ、中之口を入り御臺所を經て奧に參るべき旨、間部越前守傳達す。

二年乙酉（四十九）正月元日大城拜賀、寄合衆の次席に列座す。○四月廿二日西城に於て進講訖りし後、御庭の景色興あり、市正正直に案内させて眺望すべしと仰下され、此處彼處拜見す。此日妻子どもに與へよとて、色色の帛五卷を賜ふ。夏に至りて單絹、また御菓子を賜ふ。爾後年年恒例と成りて、有章院殿御代に至りても同じ。○八月四日若年寄支配仰付らる。（新井勘解由、服部藤九郎、服部清助、土肥源四郎、以上四人。）

三年丙戌（五十）三月十二日「後唐莊宗紀」講義進呈案を上る。○同十六日今の散樂は異國の雜劇に類せる由を記るして上る。○九月六日「元曲選」五十六卷を上る。○自壽五十詩云、「青春初度日。社雨潤㆓芳菲㆒。綺樹迎㆓鶯出㆒。衡箒待㆓燕歸㆒。當年寧學㆑易。前事復知㆑非。頼㆓此治聾酒㆒。翩翩舞㆓綵衣㆒。」

四年丁亥（五十一）五月十九日雉子橋外に於て宅地三百五十五坪を賜ふ。また濱の別館（濱御殿なり）に在りし蜂屋源八郎が家材を賜ひ、經費として金二百兩を賜ふ。〇七月廿六日新宅に移る。〇八月朔日、紅葉山下御門、西丸裏御門等通行を許さる。是れ出仕の道程近からんことを思召されてなり。〇今月晦日、大城に於て散樂あり。是れ家千代君御誕生の御賀なり。若君の御外叔父太田外記と兩人拜見仰付らる。〇十一月廿三日召されて西城に參る。此日富士山噴火して、西南に黑雲天に遮り、白灰地を埋む。火燭を擧げて講に侍す。

五年戊子（五十二）

六年己丑（五十三）正月十日將軍綱吉公薨ず。（御諡常憲院殿。）明くる十一日西城に登營し、當時の急、三條の封事を袖にし、中務少輔詮衡に就きて是れを上る。〇（正月十七日大錢を廢せらる。當十寶永通寶なり。）〇同十九日元和令の事によりて仰の旨ありければ、其夜「神祖法意解」一冊を撰び、明くる廿日是れを上る。〇（正月二十日殺生禁斷の令を廢せらる。）〇同十九日常憲院殿御石槨の銘を草し、別に「和漢舊式」を注して上る。〇（正月廿二日御葬送。）〇同廿七日皇子皇女御出家の先例を廢せられ、親王宣下皇女御釐降あるべき事の封事を上る。〇二月二日大赦の議を上る。〇二月三日御下問に應じ、國財窮乏すと云ふとも金銀改造すべからず、又前代の御靈廟急に毀ち新造すべからず等の答議を上る。是れ天下の大議御下問の始なり。〇同七日より長女痘瘡を患ふ。一男二女共に此病に罹り、各險症なりしかども、幸に恙無きを得たり。（案ずるに元祿七年に今春長女痘瘡を患へ、二月朔日死すとあれば、今又茲に長女とあるは其後の出生なるべし。）〇（三月七日、今後萬石以上の人人悉く敍爵せしめらるべき由仰出ださる。）〇四月二日當將軍家（家宣公）御代初、拜賀の儀あり。〇（四月六日御旗本の人人の息男七百三十人を召し出ださる。世に惣御番入りと云ふ。）〇同十八日子息明卿初めて拜謁す。此時謁見のみならず、召し出ださるべき旨間

部越前守を以て內命ありしかども、寄合衆の子息召出だされし先例無し。特旨に出づと云ふとも、先例に違はんことを自ら始めん事は望む所にあらずと固辭す。〇五月朔日將軍宣下の儀行はせられしに、布衣を借し給はりて、特に御帳臺の內に候せしめらる。同三日四日の御儀式にも同じ。〇同廿三日大赦行はる。是れ二月二日上りし議を採用せられしなり。〇（七月三日鍋松君生る。家繼公御事なり。）〇同六日武藏國埼玉郡野平村比企郡奈良梨村越畑村五百石の地を賜はる。〇十月十日、去る六月廿三日の御下問に應じて「朝鮮聘禮議」を上る。〇十一月朔日本城へ御移徙に由りて中之口に下部屋を渡され、蓮池御門通行を許さる。〇同九日邏馬人の來由を問ふべき旨を命ぜられ、屢應接して事由を按驗す。是れは去る寶永五年戊子の秋、薩州管內多禰島に來りしを、長崎より江戸に送りこせしなり。

七年庚寅（五十四）正月元三の儀式、將軍宣下の時の如く御帳內に候して觀せしめらる。其中三日の夜は間部越前守御座の後ろに候し、先生右に候す。二人の外近侍の者無し。是れは若し其禮の議すべき所あらば聞し召さるべき爲めなり。〇十一日御具足御祝幷に御連歌の式をも觀せしめらる。〇廿二日「朝鮮聘事後議」を上る。〇二月朔日「應接事議」二卷を上る。〇同十八日新令（「武家諸法度」なり）の草を上る。〇同廿四日「新令句解」を上る。〇四月十五日新令を頒ち下さる。明くる十六日新令解し難からん者に示すべしとて、「句解」を林大學頭（信篤）に下さる。〇此頃近衞攝政大相國東下ありしかば對面すべき旨命ぜられ、五月四日初見。（後屢面謁す。）〇六月廿三日武器修繕の議を上る〇七月十日「南都兩門跡（一乘院、大乘院）爭訟議」を上る。〇七月二十九日大成殿御參詣の次第を撰進す。〇八月朔日本朝神拜の儀を授け參らす。同四日將軍家大成殿御參詣あり。〇八月廿三日特旨を以て大手內櫻田百人組中の御門、御玄關前御門、蓮池坂下、紅葉山下八ケ所の御門御門、晝夜に限らず出入すべき旨仰下さる。此事傍例無しとて老中申す事ありしかども、他の例に準ずべからずと仰出さる。〇同日京都へ御使として遣はさるべ

き內命ありて、先づ其旅費の料として金百兩賜る。是れは十一月十一日御卽位の儀を見せしめらるべき爲め內內の仰を蒙りしなり。○閏八月廿八日白書院に出御ありて京師御使の事を仰下され、やがて老中大久保加賀守忠朝命を傳へて黃金五枚を賜り、又常の御座所に召されて時服二領、御道服一領を賜ふ。○十月五日妻子に絹帛を賜ふ。○十一日明日京師へ出發の爲め登營す。御前に召されて仰下さる事ども有りて、御手自ら御印籠御巾着を賜ふ。明くる十二日出立、廿四日入京、十一月十一日御卽位の儀を拜見す。○同十五日間部越前守より飛札到來し、更に來年正月天皇御元服の儀拜見畢りて歸府すべき旨を命ぜられ、滯留の日久しければとて、費用の爲め別に金百兩を賜ふ。十一月廿五日大坂に赴き、十二月二日南都に行き、同五日宇治に宿し、六日京に歸る。○自題肖像詩云、「蒼顏如ㇾ鐵鬢如ㇾ銀。紫石稜稜電射ㇾ人。五尺小身渾是膽。明時何用畫㆓麒麟㆒。」時奉ㇾ使西上と有れば、蓋し此時の作なるべし。

正德元年辛卯（五十五）正月元日天皇御元服の儀拜見、龍顏を拜す。○同八日琉球の聘使、江戶の聘事畢りて歸途伏見に宿すと聞きて、彼所に在る島津侯の第に至り、美里豐見城兩王子に面會す。是れ又兼て內命ありしに由りてなり。○同廿一日京師出立、二月三日江戶に歸る。○二月十五日白書院に於て謁見、慰勞の上意を蒙る。○三月朔日、田安、淸水、竹橋等の御門御門、晝の程出入を許さる。同廿三日官船御覽の供奉に候す。○六月十一日布衣の侍に召し加へらる。○同廿三日朝鮮聘使進見、賜宴、辭見等の儀の次第を上る。是れ歸府の後、命を蒙る所なり。○八月廿五日內旨を以て、朝鮮聘使來らん時、中路まで出で迎へしめらるべしとて、路費金百兩を賜ふ。○八月廿六日「議訴父女罪」を上る。○九月廿三日朝鮮聘使、川崎驛に來らん時出で迎ふべき旨、老中土屋相模守政直命を傳へ、黃金二枚を賜ふ。○十月十一日從五位下に叙せられ、筑後守に任ず。御前に於て時服三領、末次の御太刀（糸卷金作）、五位の袍、狩衣等の具悉く下し賜る。是れ兼て是等の物の事命じ置かれしを昨日調進せしかば、今日叙爵仰付られしなり。○同

十七日川崎の驛に至り朝鮮信使に對面す。此時木蘭地の水干に緣塗の烏帽子を着、銀造の野太刀を佩く。〇同十九日叙爵拜賀。〇十一月朔日客使進見、三日賜宴、四日朝鮮馬上方御覽、十一日客使辭見、十九日發足。〇同廿二日、今度外使の事に勞ありとて、相摸國鎌倉郡植木村、城廻村、高座郡上大谷村等、五百石の地を加へ賜はる。前に賜りし武藏國比企郡の地を埼玉郡野寸村に換へ賜はらんことを、望みの如く許允ありて、野寸一村所領と成り、武藏相摸の地惣計一千石を領す。〇七月五日御下問に應じて、越後國村上領八十五ヶ村訴訟の議を上る。〇十二月廿二日不忍池の邊りより出火、延燒數万家に及ぶ。明曆丁酉巳後府下大火屢なれば、御下問に應じ、防火の策十五條を議して上る。

二年壬辰（五十六）特命に由りて、二月廿三日より廿五日に至り、御代替りに付き、諸大名を始め寺社に頒ち下さるべき御判物御朱印の草を上る。但し此事御施行あらずして御他界ありき。〇二月廿五日より三月九日に至るまで、今春江戶に來れる阿蘭陀人の旅館に行き向ひて、西南外國の事を質問す。〇此頃諸大名の課役、獻物、參勤交替、及び召供の人數減省、御門御門番兵等、すべて冗費を減ずるの議を上る。また道中人馬の議を上る。〇三月廿日頃より病に罹りて籠居す。四月四日市正正直を御使として病を問はせらる。爾後中務少輔詮衡等を御使として問はせらるること五度に及ぶ。同廿六日病を扶けて出仕す。〇五月十九日宅地狹しと聞し召されて、一橋の外にして八百坪の地改め賜る。廿二日新宅に移る。六月十九日新居修造の料として金百兩賜る。〇此頃また封事を上りて、當今御勘定所と申すは古の民部、大藏、刑部の三省、勘解由使等の數官を兼ねたる重職にして、其人を得ると得ざると人民の苦樂に關すること淺少ならざれば、須らく吟味の役を置かるべき事を建白す。七月朔日、御勘定組頭杉岡彌太郎、荻原源左衛門御勘定吟味役命ぜらる。〇九月十一日御勘定頭荻原近江守重秀其職を奪はれて召し籠めらる。世の人其故を知らずと云へども、實は今年三月より昨十日に至るまで封事を上りしこと三度に及び、上是れを決斷し給ひ

し所なり。○今年夏の頃より上御讀例、九月廿五日「二十一史」を賜ひしは終に御遺物に計らせ給ひしなり。廿七日御後の事ども御下問あり。十月十四日薨去。○十一月幼主御忌服の事、林大學頭信篤の議を斥して意見を上る。○「正德年號辨」を上る。○十二月十一日將軍家繼公御代始の儀行はる。是れより前家繼公御名の字勘文を上る。○十二月廿五日前例の如く黃金三十兩を賜はる。

三年癸巳（五十七）正月元日家繼公御着袴の儀あり。○同廿三日御諱字撰進の賞として黃金三枚を賜はる。○此日また前代御在世に、下し賜ふべき思召を以て長崎奉行に下命ありし書三部頃日到來せるを以て下し賜はる。（三才圖會、農政全書、古印譜等なり。）○二月十八日「御元服次第」を撰進す。○三月廿二日家繼公御元服の儀行はせらる。此時御座の右に候す。○四月二日家繼公將軍宣下の儀あり。御座の御後ろに候することも前代の例の如し。○閏五月六日前代の遺命に由りて宅地增加し賜ふ。○九月廿八日「文昭院殿御鐘銘」を撰進す。高玄岱是れを書す。○十月十四日文昭院殿周闋御法會束帶して伺候す。○癸巳三月議を上る。三月「采覽異言」成る。○六月「改貨議」三冊を上る。

四年甲午（五十八）二月「市舶議市舶新例」八卷を呈す。○（五月十五日前代の御遺言に由りて金銀製復古仰出ださる。）○九月「改貨後議」を呈す。○十月十四日文昭院殿第三年の御法會終り、翌日御法事濟みの御禮、其翌十六日間部越前守に付きて致仕を乞ふ。詮房驚きて其故を問ふ。去去年前代薨去の時より既に思ひ定めたる事の由を以て答ふ。詮房已むを得ずして老中と謀り、其後老中より再三强ひて是れを停む。○十一月南明院殿（豐太閤秀吉公の妹、東照大神君の御臺所）へ御供米御寄附の事あり。是れ前代の御遺命にて、曾て先生の建言を採用せられし所なり。○十一月琉球聘使來朝す。○十二月十八日薩摩守の邸に至り、吉貴朝臣に對面し、彼の國使に面接す。此時緋塗の烏帽子水干にて太刀をば用ひず。腰刀を佩び、紅褥の扇を執る。此扇は曾て近衞大相國の賜ひし所のものなり。

五年乙未（五十九）正月長崎互市の法改正あり。是れ前代の御遺命にて則ち先生の議せられし所なり。〇三月「集古圖」成る。

享保元年丙申（六十）春の季より將軍家繼公御違例。四月晦日申の刻薨去。五月朔日披露。同七日增上寺へ御葬送の御供に候す。勅諡有章院殿。〇五月朔日紀伊中納言吉宗卿、大統御相續仰出ださる。〇同十二日本城中之口なる下部屋召し返さる。〇此頃前代近習の人人悉く其職を罷めらる。〇「折焚く柴の記」成る。〇六十生辰、用二五十自壽詩韻一述意云、「六十餘二遲日一。應知筋力微。聖恩無二復報一。衰病未二曾歸一。夙昔甘蹉跎。流年盡是非。羞將二双鬢白一。謾自照二緋衣。一」

二年丁酉（六十一）正月小川町なる屋敷召上げられ、深川一色町に借宅す。僑居に在りて、舊友の詩を撰錄して「停雲集」と號く。また「東雅」を選す。〇安積澹泊に與ふる書に云ふ、「東雅」の事云云、此作は先年某屋敷御用にて前代勤められ候衆中と一同に小川町の屋敷召上げられ、未だ代地も受取らず候に、少しも早く引拂ひ候へ、一草、一木、一石も損に仕立て候へなど申す事にて、殊の外取り込み、家財等片付け候はんすべも無く候ゆゑ、深川に借し藏と申すを借り出だし、屋敷の下より舟どもに取り載せ遣はし候ゆゑ、即時に事も濟み申候。其借し藏の近所に借し座敷の町家四五軒借り添へ候て、家累悉く差遣はし、さて明日役人衆請取られ候はんと申す日に至りて（正月廿二日）大火にて某屋敷はさて置き、御城内までも炎燒の事に候。屋敷は空しく赤土灰塵を掃除し候て差上げ候。先だつて書籍を始め資財什器等皆皆彼の深川の藏へ差越し候間、何も燒き候には及ばず候へども、急がはしく取り運び候て、悉く積み候事ゆゑ、深川に半年程寓居の内は見たきものも取り出だし申す事も成り候はず、寂しく暮し候故に、幼息どもへ書き付け取らせ候はんと存じ、一條二條書き記るし候事どもを、其後小石川に移居候日に、大方は源順「和名抄」の次第を追ひ候て草稿を立て云云、草本のままにて差置き候ものに候。右申し候如く窮厄の際の日

を送り候料に仕り候もの故に、引用の書などもはかばかしく校合仕り候にも及ばず候へば、定めて牴牾重複勿論に存じ候云云。○室鳩巢に與ふる手簡に云ふ、二月廿五日に內藤宿の屋敷地御引渡しにて罷り越し候。某拜領候屋敷の東西南北悉く皆人人に下され候屋敷と見え、定抗は一一是れ有り候へども、人とては住まゐ所に候。皆皆麥畑に仕り置き候。引渡しの御役人を相待ち候中に、ふと存じ寄り候ひき。「青麥阡阡秀、紅桃樹樹春、烟中聽二犬吠一、似レ有レ避二秦人一」是れにて其境致は御察しなさるべく候。中中仙骨無き者の住すべきこと及び無く覺え候。いつも二月には皆皆樣を請じ奉り梅花を賞し候に、其れも燒け失せ候。娘ども何方よりか梅枝を求め來り候て鏡臺の傍に挿し置き候を見候て、感慨生じ仕り候もの別に寫し進じ候云云。三月二十一日と有り。○今年秋深川の僑居より移りて、暫く居を小石川に卜せらる。傳通院裏門の邊、深林の下にて、幽閑の地なりと、鳩巢に贈る書に見えたり。其後終に內藤宿の屋敷には移住せられしなり。

○「文會雜記」に云ふ、白石引籠まれて後、大御所（吉宗公御諡有德院殿御事）御代朝鮮來聘の事に付きて御尋問の事ありしかど、とかく云はず。大久保山城守殿は門人ゆゑ賴みしかども、取り合はずして、老いて若き時の事は少しも覺え申さず。また著述の書火災に罹れりとて一言も申されざりしとなり云云。○兼山「麗澤祕策」に（吉宗公御代の初め）長崎互市改革の事に付きて廟堂評議のありし時、老中阿部豐後守の言に、此儀は成る程文昭院樣御代より御僉議の趣、間部越前守申聞け候て承り申候へとも、只今は鬼居り申さずゆゑ、何とも分り難く候（鬼とは新井筑州の事なり）云云と有れば、當時閣老など、先生を目して鬼と云ひしと見えたり。

三年戊戌（六十二）

四年己亥（六十三）○「方策合編」○「東音譜」○「南島志」等の書成る。

五年庚子（六十四）〇「蝦夷志」成る。
六年辛丑（六十五）
七年壬寅（六十六）〇「孫武兵法擇」成る。
八年癸卯（六十七）五月十四日次男平藏宜卿死す。年二十五。〇嫡孫源太郎邦孝生る。
九年甲辰（六十八）遺稿中、國史の論文、多く本年の作に係る。
十年乙巳（六十九）五月十九日卒す。江戸淺草田原町高龍山報恩寺（眞宗）に葬る。後年同寺を今の地に移され、其地東本願寺の境内と成りて、今本願寺中眞福寺の側なる一區の墓地に、先生の墓、夫人の墓と相並びて石柵の內に建てり。二墓共に大きさ左の如し。後に圖を出す。（圖ヲ略ス）

碑高さ一尺三寸餘、方一尺餘、臺石二段、上、（厚五寸餘、方一尺六寸餘）下、（厚四寸餘、方二尺三寸餘）

〇夫人の墓碣正面に源公夫人日氏之墓、右に元文四年己未七月十八日卒と二行に刻したり。〇夫人は朝倉氏にて、朝倉、本姓日下部氏なれば、約して日氏と誌せるなり。

明治四十年（歿後百八十三年）十一月十五日、明治天皇特に正四位を贈らる。【日本古典全集編者附記】

頼案保元物語ニ清盛公物クルハシク成タヽブ是讃岐院ノ御霊ナリトテ大炊御門カスエノ御所ノアトニ社ヲ造テ崇徳院トイハヒ奉リ左大臣長頼ニ贈官贈位行ハル太政大臣正一位ノ位記ヲヨミタリト云名教ノヤブレシツヘキモノ也又按頼長贈官贈位治承元年七月二十九日也見玉海

まつり逆臣和等一此等を九月二日ま以けきり帰参有りき盡形からは

勇士なる者誅刑九月知足院入道殿国忠実も替同意のゆへにて

洛外の知足院にこもりて入道殿ハ八月配流せらる

師也土州 幡多 常州 の字ハ出雲へ 雲州 七月廿二日 崇徳院ハ讃岐に流さる 八年の後也 八月廿六 崩四十六歳

皆清盛義朝合戦して宮方の兵をうちとりて武士強をわたし

勅定を以て義朝は為義の首をはねらる

讀子曰 ... 合戦は 後白河 崇徳 天皇上皇御兄弟

也 忠通 朝長 ... 武士の大将 為義の子也

源為義 ... の首をはねらる

十九日 源平七十餘人 ... 中院 右 稲 賞 大臣 大納言 伊通卿

塚本家藏圖書

參考讀史餘論目次

卷一

一本朝天下の大勢九變して武家の代となり、武家の代また五變して、當代に及ぶ總論の事　一
一本朝幼主并攝政始并藤氏家學を建つる事（一變）　五
一關白并廢立始の事（二變）　七
一宇多、醍醐、村上、三代攝關を置かれざる事并菅丞相の事　九
一冷泉以後八代の間、攝家の人々權を專にせられし事、并天子院號始の事（三變）　十六
一後三條ノ院、攝家の權を抑へ給ひし事（四變）　三六
一上皇御政務之事（五變）　四四
一鎌倉殿分二掌スル天下之權ヲ事（六變）　八四
一北條九代陪臣にて國命を執りし事并皇統分れ并に攝家五流となる事（七變）　九五
一後醍醐復位の事（八變）　一二〇
一南北分立の事（九變）　一二一

卷二

一上古征伐自天子出ヅル事　一二五

一中世以來將帥の任、世官世族と成りし事　一二九

一源賴朝父子三代の事　一四一

一北條代代天下の權を司る事　一七四

一後醍醐帝中興御政務の事　一九一

卷三

一足利殿北朝の主を建てられし事、并に室町家代代將軍の事　二一一

一信長治世の事（天正元年より同十年まで）　三〇六

一秀吉天下の事　三一四

參考讀史餘論

新井君美著
湯淺元禎參考

參考讀史餘論　卷一

本朝天下の大勢九變して武家の代となり、武家の代また五變して、當代に及ぶ總論の事

神皇正統記に光孝より上つ方は一向上古なり。萬づの例を勘ふるも、仁和より下つ方をぞ申すめる。五十六代淸和幼主にて外祖良房攝政す、是れ外戚專權の始。（一變）【正統記文武の條下云、藤原內大臣鎌足の子不比等の、大臣執政の臣にて、律令などをも撰び定められき。藤原の氏此の大臣より繁盛になれり。四人の子おはしき、これを四門と云ふ。一門は武智丸の大臣の流、南家と云ふ。二門は參議中衛の大將房前の流、北家と云ふ。今の攝政大臣及び然るべき藤原の人人は皆この末なるべし。三門は式部卿宇合の流、式家と云ふ。四門は左京大夫麻呂の流、京家と云ひしが、早く絕えにけり。南家、式家も儒胤にて今に相續すと云へども、唯だ北家のみ繁昌す。房前の大將、人に異なる陰德こそおはしけめ。又不比等の大臣は後に淡海公と申すなり。】基經外舅の親によりて、陽成を廢し光孝を建てしかば、天下の權歸ス於藤氏ニ、其後關白を置き或は置かざる代ありしかど、藤氏の權おのづから日日盛なり。（二變）六十三代冷泉より圓融、花山、一條、三條、後一條、後朱雀、後冷泉凡八代百三年の間は外戚權を專にす。（三變）後三條、白河兩朝は政出ニ於天子ニ。（四變）堀河、鳥羽、崇德（白河六年、鳥羽十三年）近衞（鳥羽十四年）後白河、二條、六條、高倉、安

德（後白河三十餘年）凡九代九十七年の間は政出於上皇。（五變）後鳥羽、土御門、順德三代凡三十八年の間は鎌倉殿天下兵馬の權を分掌せらる。（六變）後堀河、四條、後嵯峨、後深草、龜山、後宇多、伏見、御伏見、後二條、花園、後醍醐、光嚴十二代凡百十二年の間は、北條陪臣にて執國命。（七變）後醍醐重祚、天下朝家に歸する事纔に三年。（八變）其後天子蒙塵、尊氏光明を立て共主となしてより天下長く武家の代となる。（九變）

武家は源頼朝幕府を開きて父子三代天下兵馬の權を司どれり、凡そ三十三年。（一變）平義時承久の亂後天下の權を執る。其後七代凡そ百十二年、高時が代に至つて滅ぶ。（二變○此時に攝家將軍二代、親王將軍四代ありき。）後醍醐中興の後、源尊氏反して天子蒙塵、尊氏光明院を北朝の主となして、自ら幕府を開く。子孫相繼いで十二代に及ぶ。凡そ二百卅八年。（三變○このうち南北鬪諍五十四年、應仁亂後百七年の間、天下大に亂る。實に七十七年が間武威あるが如くなれども、東國は皆鎌倉に屬せしなり。）足利殿の末、織田家勃興して將軍を廢し、挾天子令天下と謀りしかど、事未成して（凡そ十年がほど）其臣光秀に弑せらる。豐臣秀吉其故智を用ひ、自ら關白となりて天下の權を恣にせし事、凡そ十五年。（四變）其後終に當代の世となる。（五變）

謹按、鎌倉殿天下の權を分たれし事は、平清盛武功によりて身を起し、遂に外祖の親を以て權勢を專にせしに由れり。淸盛かくありし事も、上は上皇の政亂れ、下は藤氏累代權を專らにせしに倣ひしに由れるな

り。されば王家の衰へし始は、文德幼子をもつて世繼となされしに由れりとは存ずるなり。源氏天下の權を恣にせられし事も、後醍醐中興の政正しからず、天下の武士武家の代を慕ひしに由れるなり。源氏より下は朝家は唯だ虚器を擁せられしままにて、天下は全く武家の代とは成りたるなり。

○本朝幼主幷攝政始并藤氏家學を建つる事（一變）

文德帝（五十五）は仁明（五十四）の太子なり。母は左大臣藤冬嗣の女、（冬嗣は鎌足の五代の孫なり）五條ノ后と云ふ。嘉祥三年三月仁明崩ず。四月文德卽位。卽位より五日に當りて淸和生る。母は右大臣藤良房の女、染殿ノ后是なり、（良房は冬嗣の二男にて文德の外舅）始め文德に三子あり。長は惟喬、（文德卽位の時七歲なり）【頼案。三代實錄淸和天皇紀云。天皇諱惟仁。文德天皇之第四子也。嘉祥三年庚午三月二十五日癸卯。生ニ天皇於太政大臣東京一條第ニ。十一月二十五日立爲ニ皇太子ニ。于時誕育九月也。】次は惟條、二人共に紀ノ名虎が女の生める所なり。三は惟彥と云ふ。滋野貞主が女の生める所なり。然るに文德第四子惟仁を太子とす。卽ち卽位の年の十一月惟仁生れて纔に九月なり。（斯かる例いまだ有らず。）太納言源ノ信を皇太子傅とす。（信は帝の叔父）○江談云。帝有ニ讓ニ位於惟喬ニ之志ニ、憚ニ良房ニ不レ果、或祈ニ神ニ又修ニ秘法ニ、眞濟ハ爲ニ惟喬ニ祈焉、眞雅ハ爲ニ東宮ニ祈焉。按ずるに此事亦見ニ于國史ニ。但し信諫止せしなり。齊衡二年十一月帝新に壇を作り、庭上にて自ら天を祭る事あり。これ江談に所レ謂祈ニ神ノ事歟。【頼案。文德實錄六卷。齊衡三年十一月壬戌。大設ニ於新壇（○成イ）殿前。諸陣警戒。帝進ニ出庭中ニ。大納言正三位藤原朝臣良助一（○）【イ】相トアリ】

跪授二郊天祝板一。菅原朝臣是善捧二筆硯一。帝自署二其諱一訖。執レ班。北面拜レ天云云】天安元年二月、右大臣良房爲二太政大臣一、（大友、高市、押勝、道鏡以後初度なり）帶劍を許さる。これ源信が讒に由りて、良房の心を慰むため歟。其十一月弘法に贈二大僧正一ヲ、これ其弟子眞濟が請に由ると云ふ。想ふに眞濟をして惟喬が事を祈らるるが故歟。其十二月、惟喬元服、授二カル四品一ヲ。明くる二年八月天皇崩。卅二歳なり。（惟喬十五歳）惟仁九歳にて踐祚ス。外祖良房攝政す。（實錄を按ずるに、帝倉卒有二不豫之事一、言語不レ通と云云。又良房攝政たるべき由の遺詔の事も見えず）【神皇正統記清和天皇、御諱は惟仁、水尾の帝とも申す。文德第四の子。御母は皇太后藤原の明子（染殿の后）攝政太政大臣良房の女なり。我朝には幼主位に居給ふ事稀なりき。この天皇九歳にて即位、戊寅の年なり。外祖良房の大臣始めて攝政せらるる。】

異朝の例、堯の時舜攝政、殷ノ時伊尹保衡、周ノ時周公旦、漢ノ時霍光、本朝の例、應神の時神功后、推古の時廐戸、齊明の時中ノ大兄、元明の時皇女淨足姬ノ尊。（即ち元正の御事なり。）

貞觀六年正月帝元服。良房還レ政ヲ、（攝政五年）白河に閑居す。十三年二月、帝御二紫宸殿一ニ視レ政。四月加二良房ニ食祿一ヲ、賜二隨身兵仗一ヲ、准二三后一トス。（准三后の始）十四年九月良房薨。年六十九。贈二正一位一ヲ、封二美濃公一ニ、謚二忠仁公一ト。（中間十三年攝政無し。）此後源ノ融、藤基經執政たり。初め閑院左大臣冬嗣歎二藤氏之衰一ヘタルヲ、子孫親族の學を勸めん爲めに建二勸學院一ヲ、（太學東西の曹司有りて、菅江二家是を掌る。其南に在れば南曹と云ふ）氏ノ長者管領して、興福寺及氏社の事を司る。良房が後此一流に傳はり掌る。）【神皇正統

記。多聞遠き慮おはしけるにこそ、子孫親族の學問を勸めん爲めに勸學院を建立す。大學寮に東西の曹司あり、菅江の二家是を司りて人を教ふる所なり。彼の大學の南に此院を立てられしかば、南曹とぞ申すめる。此の長者たる人むねと此院を管領す云云。良房の大臣攝政せられしより彼の一流に傳はりて絶えぬ事に成りにけり。幼主の時ばかりと覺えしかど、攝政關白も定まれる職に成りぬ。自ら攝關と云ふ名を止めらるる時も内覽の臣を置かれたれば、執政の義かはる事無し。】○西宮記に、獎學院ハ以二元慶五年一ヲ中納言在原ノ行平卿所二幾ケテ勸學院之例一所二建立一也。○江次第に、應和二年閏十二月、源氏王卿大納言高明以下、申シ請ヒ當院ノ學生ヲ准二勸學院ノ例一ニ。○拾芥に、淳和院ハ天長上皇ノ離宮、今ノ西院。或云、橘太后ノ宮。○江次第に、學館院者橘氏諸兄公右大臣申シ立ツ之ヲ。良房救二源ノ信ヲ一事、正統記に委し。(大納言伴ノ善男有レ寵而欲レ任二大臣一ニ、然れども三公の闕無かりしかば、左大臣信を失ひて、其闕にならんと思ひ、應天門を燒きて左大臣世を亂らん謀なりと申す。清和帝驚き、右大臣良相に詔して、既に誅せらるべしと有りしに、良房かくと聞きて烏帽子直衣のままにて、白晝に騎馬にて馳せ參じて申しなだむ。其後善男が謀顯はれて流されたり。)【細注見二正統記一】

○關白拜廢立始の事(二變)

貞觀十八年、清和(廿六歳)傳二位ヲ於太子一ニ、(陽成)以二外舅ノ右大臣基經ヲ一爲二攝政一ト。(陽成の母は長良の女、二條ノ后是なり。)元慶三年上皇薙染。四年遷二丹波ノ水尾山一ニ。十二月崩ズ。(三十一歳)一説に、此年十一

月八日以二基經一爲二關白一。（公卿補任には攝政四年と）八年二月四日基經廢二陽成帝一ヲ。（十七歲）源融これを難ぜしに、藤原ノ諸葛握レ劍ヲ曰、誰違二フ太政大臣之言一と云ひしかば事決すとも云ふ。【讀案。三代實錄元慶八年二月四日乙未。先レ是、天皇手書、送二テ太政大臣一ニ曰。朕近身病數發。動多疲頓、社稷事重、神器叵レ守、所レ願速遜二此位一焉。是日天皇遷二幸二條院一云云。】又古事談には、此事の評定の時、融左大臣望二帝位一ヲ之志ありて、皇親を求められば融等も侍るはと有りしに、基經皇胤たりと云ふとも、既に賜レ姓ヲ、ただ人にて仕へられし人、卽位の例如何にやと云ひしかば、融の言無かりしとも見ゆ。斯くて基經相二諸皇子一ヲ建二光孝帝一ヲ。（帝は仁明第三の子）時に一品式部卿親王、御年五十五歲なり。○古事談に、基經親王達の許へ行きめぐりつつ事の體を見給ふに、他の親王達は騷ぎ合ひて、或は裝束し、或は圓坐取りて奔走せられしに、小松帝の御許に參られしに、破れたる簾の內に緣破れたる疊におはしまして、髻二侯に取りて、傾動の氣おはしまさざりしかば、此親王をこそ帝位には卽け給はめとて、御輿を寄せたりと云云。○三代實錄に、嘉祥二年渤海ノ大使王文矩【矩三代實錄作レ姬】望二見テ帝ノ在ニスヲ諸親王ノ中一ニ謂二フ所親一ニ曰、此公子有二至貴之相一、其登ニラハ天位一ニ必矣。○古事談に、帝在藩の日、多く町人の物を借り用ひ給ひしかば、卽位の後參內して催め申しければ、納殿の物をもて返し與へらると。○正統記に、踐祚の始、攝政を改めて關白とす。これ我朝關白の始なり。（宣帝ノ詔に、萬機之政、猶關二白シテ於光一ニの語に由る。）按ずるに、此二月廿三日卽位、五月九日勅シテ令二ム博士等ヲシテ勘一ヘ奏太政大臣有二ヤ職掌一否、幷當二ルト大唐何ノ官一ニ。（源融奉レ勅ヲ令二文章博士菅道眞、善淵ノ永貞、大藏ノ善行等ヲシテ

議。）【讀案。三代實錄光孝天皇元年五月九日戊辰。有レ勅令ト諸道博士等勘ニ奏太政大臣有ニ職掌一否一、並當ニ大唐何官一。（〇廿九日）文章博士菅原朝臣道眞奏議曰、參ニ詳傳之書一、無ニ太政大臣之文一。唯本朝職員令義解云。太政大臣師是有徳之選、非ニ分掌之職一。爲レ無ニ其分職一、故不レ稱レ掌云云。本朝太政大臣可レ當ニ漢家相國等一云云。可下以ニ唐三師一當中太政大臣上云云。我朝太政大臣雖ニ分掌一、猶爲ニ太政官之職事一。博士善淵永貞奏云云。大內記菅野惟肖奏云云。少外記大藏善行奏云云。】六月五日、詔ス應ニ奏應ニ下之事、必先諮稟セヨ、朕將ニ垂拱仰レ成ヲ云云。

廢立の事、四十六代孝謙上皇淡路帝を廢して重祚の後、此度を始とす。又關白の事は帝已むことを得ざるに出でたる歟。初め博士等に議せしめられし時、太政大臣職掌あるべからずと申さば、基經が權を抑へんとの眷事歟。又按ずるに、當代の老臣悉く關白或は內覽の臣の如くなる歟、不審し。

〇宇多、醍醐、村上、三代攝關を置かれざる事并當時宰相の事

光孝在位三年ニシテ而崩ス。（五十八歲）第三子宇多卽位。（母は桓武の子仲野親王の女、班子女王と云ひしなり。）初め仁和三年八月廿六日光孝大漸の日、基經等勸めて立ニ太子一ト。（二十一歲）宇多踐祚の初め、十一月廿一日詔曰、萬機巨細皆關ニ白セヨ於太政大臣一ニ。廿六日基經上表ニ辭ス。閏十一月詔曰、社稷之臣非ニ朕之臣一ニ、宜下以ニ阿衡之任一ヲ爲中卿之任上ト。四年二月廿二日勅シテ基經一ニ進ニ三官一ヲ。賜ニ年官年爵一如ニ忠仁公ノ故事一。五月九日基經上表曰、未レ知阿衡之任、如ニ關白一何トカ。仍ニ持スルコト疑ヲ久シ矣、伏聞、左大臣、明經博士等勘ニ令ヲ申スニ云、阿衡之任可レ無ニ典職一者ト。以ニ其可レ無ニ典職一、知ニ阿衡ノ爲ヲレ貴。以レ臣ヲ比擬非レ所ニ克堪一耶。勅曰、左

大辨橘ノ廣相作レテ詔曰、宜シト下以二阿衡之任一爲中卿之任ト上、而尚持シテレ疑ヲ不レ肯レ視レ事ヲ、天下之務皆擁滯ス。於レ是使三ムル明經紀傳之士ヲシテ勘申二云、阿衡ハ是殷世三公ノ官名、三公ハ坐而論ズレ道ヲ、無レ所二典職一スル、然而朕本意欲下關二白シ萬機ヲ一賴ヒレント二其輔導一ニ。廣相ガ所レ草、已乖二ク朕意一ニ。自レ今以後、輔二行シ衆務ヲ一總二百官一ヲ、應奏之事、應下之事、必先諮稟セヨ。朕將ニ垂拱仰ロ成。〔○原本頭註。十訓抄云、藤佐世が言により基經厩馬を放つ。廣相が罪になされしかば厲となれり。贈中納言は此事に由れり。菅公時に彼を救ふて諸儒と論じ給ふ事あり。後廣相御夢に見えて三位を授けしとなり。〕【十訓抄、橘廣相とて名譽の博士有りけり。昭宣公の表奏られける勅答作りけるに、以二阿衡之任一爲二公之任一と書けり。〔頼按仁當レ作レ任〕時の儒者佐世是を見て昭宣公の御もとに參りて、君は攝政はのがれ給へるにや候らん、阿衡は位なれど攝政は候はずと申しければ、然らざる事とて、今は世に仕ふまじき身なればとて、御厩の馬どもを切り放たれたりければ、いみじく馴れ飼はれたる馬ども京中に多く走りけるを、人あやめののしりける程に、帝聞し召して大に驚かせ給ひて、勅答變へられけるのみならず、廣相を科に行るべき由朝儀に及ぶ。其宣命に勅答を作れる人廣相阿衡を引きて、朕が本意に背くと書かれたる。廣相此事を安からず思ひて、死なん後犬と成りて佐世を食はんと云ひて失せにけり。其頃佐世が家の邊より始めて、大路に赤き犬ども多く走り散りて阿衡阿衡と鳴きて人を食ひけり。抑も此事貞觀年中の事なりければ、菅丞相未だ御官位淺くおはしましけるに殊に歎かせ給ひけり。明經には善淵愛成、紀傳には藤原佐世等、毛詩、尙書、漢書などの文を引きて執論を成すと云ふとも是に從ひ給はず。其

文に協はじと仰せられて、菅家御消息には廣相誤り無き子細の旨を載せられて、奧に、

大府先出二施仁之令一、諸卿早停二斷罪之宣一

とぞ書かれける。廣相是を聞きて悦びけり。失せて後、程經て菅家の御夢に、廣相來て其悦びを申して三の金錺を授け奉りけり。我が三公に上るしるしなりとぞ仰せられける。果して旨を失はざりけり。】寬平元年十一月基經に乘二腰輿一出二入スルコトヲ宮中一ニ、源融に乘レ輦ことを聽す、三年正月基經薨ず。（五十六歲）贈二正一位一ヲ、封二越前公一ニ、諡二昭宣公一ト。（公卿輔任に由れば、元慶四年より寬平二年まで關白十一年の間なり。）帝在位十年。寬平九年七月三日傳二位ヲ於醍醐帝一ニ、（十三歲、母は中納言藤高藤の女）上皇勅ニシテ時平（廿七）菅家ニ（五十四）相並んで行ハシムレ政ヲ。（菅家は大納言大將たり）昌泰元年二月時平左大臣、左大將如レ元。菅家右大臣、右大將如レ元。菅家辭表スレドモ不レ許ス。延喜元年正月廿五日徙シ菅家ヲ、【補按家下脫文】以二源ノ光一爲二右大臣一ト。三年二月廿五日菅家薨。（五十九歲）四年立テ保明ヲ爲ス太子ト。（二歲）母ハ時平ノ女弟。（穩子）九年四月時平薨。（卅九）贈ル正一位太政大臣ヲ。十三年三月源光薨。（六十九歲）十四年七月忠平右大臣。延長元年三月太子薨。諡ス文彥ト。二年忠平左大臣、帝ノ外舅藤定方右大臣。八年九月廿二日帝大漸、傳ヘ位ヲ於寬明ニ、廿九日崩御。（四十六歲）在位卅三年、攝關無し。朱雀は醍醐ノ第十一子。（按ずるに、延喜に皇子廿人あり、太子克明早世、二子保明も早世、朱雀（十一子）村上（十二子）この三人は基經の女の所生なり。）〇大鏡に、朱雀の下に、此帝生れさせ給ひては、御格子も參らず、夜晝火をともして、御帳の內にて三年までおほ

し奉らせ給ひき。北野に怖ぢ申させ給ひて斯く有りしぞかし。此帝生れおはしまさずば、藤氏の榮いと斯うしもおはしまさざらまし。いみじき折節生れさせ給へりしぞかし。○三歳ニシテ立ツ太子ト。（延長十三年）八歳踐祚。忠平攝政す。承平六年六月南海ノ賊起。（純友）天慶二年十一月平ノ將門反。三年二月將門伏レ誅ニ。四年六月南海賊平グ。此年十一月忠平還シ政ヲ爲ル關白ト。九年讓リ位ヲ皇太弟成明ニ、遷ル朱雀院ニ。（廿四歳）在位十六年。（村上ノ天暦六年八月崩、三十歳）○保元物語に「朱雀、母后の勸めにて讓位ありしかど、後悔ありて重祚の事を諸神に祈り、伊勢へも公卿勅使ありき。」村上は醍醐ノ第十四子。天慶九年四月廿八日卽位。（廿一歳）天暦元年四月實頼左大臣、左大將。師輔右大臣、右大將。其父忠平關白太政大臣にて、父子三人三公たり。三年正月忠平致仕。實頼、師輔執政たり。八月忠平薨。（七十歳）贈リ正一位ヲ、封ズ信濃公ニ、諡ス貞信公ト。（攝政十一年、關白九年）此後十九年ノ間攝關を置かれず。

謹按、朱雀の初、東南亂るゝ事、延喜の政衰へし上、外戚の權を專にせしに由れる歟。又朱雀に男無かりしかば、同母弟を以て太子とせり。傳位の早かりし事は災變の頻りなるに由れる歟。

大鏡、宇多の下に、此帝のただ人に成り給ふ程なん覺束なし、よくも覺え侍らず。又醍醐の下に、寛平九年七月三日に位に卽かせ給ふ。御歳十三、やがて今宵夜の御殿より俄かに御冠奉りてさし出でおはしましたりける。御手づからわざ、と人の申すは眞にやと云云。大和物語に、宇多禪位の後、跡を滅して遁れ給ひし事を載せられたり。橘ノ良利一人供奉せし由。（按ずるに、上皇崩年六十五、傳位の日三十一歳なり。）

菅家は是善の子なり。（一說に天子の御子とも。然らば仁明の御子にや。仁明【萩原裕云。仁明恐文德之誤】諱は道眞、公諱ハ道眞と云へばなり。）儒家より起りて、宇多の時に頻りに登庸し、大納言、右大將たり。（公讒諛之言の事多し。又相工の相せし事あり。）續古事談、寛平の時、菅公諫め申されし事、漢人の諫を奉るに異ならず。或時殺生禁斷ありし次の年、君臣ら鷹狩し給ひしを、今年は鳥獸何の謬あれば、忽ちに是を狩り給ふと有れば、止まり給ひけり。すべて斯樣の器量を御覽じられしにや。纔に九箇年の間に、讃岐守より右大臣、内覽までに至り給へり。一說に、宇多私かに菅家を召して傳位の事を議せらる。公諫めて申し止めらる。其後又此事を議せられしかば、急ぎ其事あるべし、時延びなば他の妨げあるものなりと有りし。されば延喜卽位の日、菅公は當今の忠臣なりと上皇仰せられしとも云ふ。（此事不審）正統記に、丁巳の年卽位。戊午に改元、時平、菅氏兩人上皇の勅を受けて輔佐し申されき。後に左右大臣に任じて、共に萬機を内覽せられけるとぞ。右相は年も長け才も賢くて天下の望なり、左相は譜代の器なりければ、捨てられ難し。或時上皇の御在所朱雀院に行幸、猶右相に任ぜらるべしと云ふ定めありて、既に召し仰せ給ひけるを、右相固く遁れ申されて止みぬ。其事世に漏れにけるにや、左相憤りを含み、さまざまの讒を設けて、終に傾ふけ奉りし事とこそ淺ましけれ。善相公淸行朝臣は此事未だ萌さざりしに、かねて覺りて、菅氏に災を遁れ給ふべき由を申しけれども、沙汰無くて此事出で來にき。【大鏡、醍醐の帝の御時、左右大臣に世の政行ふべき宣旨下さしめ給へりしに、其折左大臣（時平）御歳二十八九歳ばかり、右大臣（菅公）は歳五十七

人ばかりにやおはしましけん。右大臣才も世に優れめでたくおはしまし、御心掟ても殊の外に賢く、左大臣は御歳も若く、才も劣り給へるに由り、安からず思したるに、右大臣の御爲めに善からぬ事出で來て、昌泰四年正月廿九日太宰權帥になし奉りて流され給ふ。君達も皆方方に流され給ひて云云。御前の梅の花を御覽じて、東風吹かば匂ひおこせよ梅の花あるじ無しとて春な忘れそ。又亭子の帝に聞えさせ給ふ。流れ行く我は水屑となりぬとも君柵となりて止めよ。日頃經て都遠くなるままに、君が住む宿の梢を行く行くと隱るるまでにかへり見しかな。云云。筑紫におはしまし着きて、日の遠方に暮れ暮れ煙立つを、夕されば野にも山にも立つ煙歎きよりこそ燃え增さりけれ。又雲の浮きて漂ふを御覽じて、山分かれ飛び行く雲の歸りくる影見る時ぞ猶賴まるる。月の明き夜、海ならず湛ふ水の底までも淸き心は月ぞ照さん。筑紫におはします所の御門も固めておはします。大貳の居所は遙かなれども、樓の上の瓦などの、心にもあらず御覽じ遣られけるに、又いと近く觀音寺と云ふ寺の鐘の聲を聞し召して、都府樓纔看二瓦色一、觀音寺只聽二鐘聲一。又かの筑紫にて九月九日菊の花を御覽じけるついでに、九月の今宵、內裏にて菊の宴ありしに大臣詩作らしめ給へり。帝御衣賜へりしを筑紫まで下らしめ給へりければ、御覽ずるに、その折思召し出でて、去年今夜侍二清涼一、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今在レ此、捧持每日拜二餘香一。また雨の降る日、あめの下かわける程の無ければや着てし濡れ衣干る由も無き。やがて彼處にて失せ給へり。夜の中に北野に許多の松を生さしめ給ひて渡り住み給ふをこそは、只今の北野の宮と申して、現人神におはしますめれ。又云、北野の神に成らせ給ひて

雷鳴り閃めき淸涼殿に落ち掛かりぬと、云云。】北野緣起に、其比帝の御身近く召し仕はれ給ふ人人に、源光卿、藤定國卿、菅根朝臣諸共に僞りて勅宣と稱し申し構へ、博士どもに色色の珍寶を與へて冥衆を祭り、皇城の八方に厭術の雜寶を埋め給ひけり。一說、延喜の弟齋世親王は公の壻なれば、此人を立てんとの事ありと讒せしとも云ふ。延喜元年辛酉正月元日、日蝕、其廿五日菅公左遷。晦日ノ夜上皇諫め給はんとて參らせ給ひしかど、宮門に入れず。（菅根がわざと云ふなり。）二月朔日空しく還御。此日菅公都を出づ、齋世も出家なり。此年十二月上皇造二御室一ヲ、或云、上皇案テ雙岡ニ隔ツト京師ニ云云。三年二月廿五日公薨ス。（五十九歲）九年時平薨ズ。十年旱。十三年右大臣源ノ光薨ズ。十四年正月京師火。六月大水。十六年三月大風雨。十七年大旱。廿二年旱。延長元年文彥太子薨ズ。復ス菅公ノ官位ヲ。七年洪水。八年六月廿六日雷震ス淸涼殿ニ。大納言藤清貫、右中辨平ノ希世等數輩震死ス。帝遷ル常寧殿ニ、召シ僧尊意ヲ加持ス聖體ヲ。九月廿九日帝崩ズ。朱雀ノ天慶四年八月僧道賢見ル菅公ヲ於金峯ニ。（賢改日藏○事出ヅ道賢上人冥途記ニ）天慶五年七月西京七條坊門ノ女子文子と云ふ者に、公託して右近ノ馬場に止まる。（事見ユ北野緣起ニ。村上ノ天曆元年六月、北野に移すと云ふ。）村上ノ天曆九年三月十二日近江ノ比良社ノ禰宜神主良種ノ子太郞丸とて七歲なるに、神託して、我が至らん處には松を生ずべしと有り。良種、右近ノ馬場に行き向ひて、朝日寺の住僧等に相議する程に、一夜に松數千本生じて忽ちに林をなす。（事見ユ天滿天神託宣記、幷北野緣起等ニ）琉球記云、封王第十代ノ王尚元が時に、古米村の林氏太夫と云ふ者、常に、

何處にも梅さへ有らば我と知れ心づくしに外な尋ねそ

と云ふ歌を吟じて神を祭る。後、入唐船の上使たり。漳州ノ梅花海にて船覆ル。船中ノ百工皆溺死す。林氏ひとり梅の枝に取り附きて活く。他船に乘りて歸り、遂に天滿宮を建つ。（先師木恭靖云はく、菅公外戚の權を抑へんとの志ありしかば、藤氏の子弟是を讒しけるなるべしと云へり。）

冷泉以後八代の間、攝家の人人權を專にせられし事、附天子院號始の事（三變）

冷泉院（六十三代）は村上ノ第二子、母は中宮安子、右大臣師輔の女なり。天暦四年五月生れて、七月立ツ太子ニ。（中間一月）按ずるに、村上九男あり。長は廣平親王（藤原ノ元方が女の所生）、冷泉、圓融（共に藤氏の出なり）具平、（代明親王ノ女の所生）爲平は四男なれども、源ノ高明ガ壻故立てられずと云云。初め村上在位久しく、康保元年四月中宮藤安子崩じ、其妹登子を迎へて寵す。これは帝の兄重明親王の室なり。中宮へ參られし時に帝通ぜり。今は重明も薨じ、中宮も崩じ給ひければ、迎へ入れられし。是より朝政衰ふ。（時に卅九）康保四年五月に崩じ給ふ。（四十二歳）在位廿一年なりき。斯くて冷泉院踐ミ祚ス（五月於ニ凝華舍ニ。（十八歳）從舅左大臣實頼爲ル關白ト。【榮花物語月の宴の卷に云、東宮（冷泉）四つにおはしまし三月（天暦七）元方大納言亡くなりにしかば、其後一の宮（村上の一宮廣平）母女御（元方女）も、打續き亡せ給ひにしぞかし。其驗にこそは有めれ。東宮（冷泉）いと氣たてき御物の怪にて、ともすれば御心地あやまりしけり。御修法あまたまつろへさせ給へど驗無し。〇同卷に云、武部卿の宮（重明）の北の方（師輔女

昌子）を上（村上）はつかに御覽じて、后に切に聞えさせ給ひければ、知らず顔にて二三度は對面せさせ給ひける云云。又云、帝（村上）思召しけるやう、式部卿重明の宮の北の方は獨おはすらんかしと思し出でて御文物させさせ給ふ云云。御兄弟の君達に上（村上）忍びて此事を宣はせて、其れ參らせよと仰せられ、さて畏まりて參で給ひて、早う參り給へとそそのかし、さて參り給へり、云云。世の政を知らせ給はぬさまなれば、只今の譏りぐさには此御事にぞ有りける。】古事談に、紫宸殿にして即位あり、（十月）大極殿にて此事を行はれれば、定めて見苦しからんかとの事なり。小野ノ宮殿ノ高名此事なりと云云。江談、續古事談等に、帝拔ニ神劔ヲ開ニ神璽ヲの事あり。【續古事談、冷泉院現し心無くおはしましければ、璽の筥のからげを解きて開けんとし給ひければ、宮より白雲立ち上りけり。恐れて捨て給ひたりければ、紀氏の内侍、もとの如くからげけり。寶劔をさへ拔かんとし給ひければ、夜の御殿ひらひらと光りければ、怖ぢて拔き給はざりけり。古事談本篇には、はたと打捨て給ひければ、はたと鳴りて自らさしたりけりと見ゆ。】大鏡に、此帝に元方の物の怪おはしましてあさましかりしと。按ずるに、村上ノ長子廣平は元方の女の生める所なり。それをさし置きて帝を以て嗣とせられし故にや。江談に云はく、天慶征討使、朝議欲ス下以ニ元方ヲ爲ント中大將軍ト上元方聞レ之ヲ曰、大將軍ノ所レ言、一事以上、國家莫レ不レ致レ用ヲ、若致スレ拜セラルルコトヲ大將軍ニ者ナラバ、必請ニテ貞信公ノ息一人ヲ爲サンレ副ト因レ茲ニ寢ニ此議ヲ。此一事を以て見るに、元方剛直の氣有りし人なり。安和二年三月左馬ノ助源ノ滿仲、武藏ノ介藤善時告ぐ、中務ノ少輔源ノ連繁延反す。是は左大臣源ノ高明（延喜第十六子、號ニ西ノ宮ト）が謀にて帝を廢し、其壻

爲平を（先帝ノ愛子）卽位せしめんとの事なりと云ふ。太政大臣實賴、右大臣師尹奏して、高明を太宰ノ權帥になし、剃髮せしめて出だす。繁延、僧蓮茂等を捕へて窮問するに、藤千晴も（秀鄕が子）、與黨の由にて、是を捕へて皆皆流刑、高明が家を燒く。（或は滿仲が讒と云ふ。）【百練抄、安和二年三月廿六日左大臣源高明坐レ事、左二遷大宰權帥一、依二左馬助滿仲等密告一也。○榮花物語月の宴の卷、世中にいと怪しからぬ事をぞ云ひ出でたるや。それは源氏の大臣（高明）の式部卿の宮、帝を傾ぶけ奉らんと思し給ふと云ふ事出で來て、三月廿六日（安和二年）式部卿この左大臣殿（高明）に檢非違使打圍みて宣命讀み、帝を傾ぶけ奉らんと構ふる罪に由りて大宰權帥になして流し遣はすと云ふ事を讀みののしる、云云。】此年八月帝傳二位ヲ於皇弟一。（在位三年、此後四十二年を經て、一條院の寬弘八年十月崩、壽六十二）是より以後、天子皆院號にて諡無し。正統紀に、此帝より天皇の號を申さず、又宇多より後諡を奉らず、遺詔ありて國忌、山陵を置かれざる事は君父の賢道なれど、尊號を止めらるる事は君子の義にあらず、神武以來の御號も皆後代の定めなり、持統、元明より此方、遜位或は出家の君も諡を奉り、天皇とのみこそ申すめれ。中古先賢の義なれども心を得ぬ事にて侍るなり。

圓融（六十四代）は冷泉ノ同母弟、安和二年九月卽位。（十一歲）大鏡に、此帝の東宮に立たせ給ふ程は、いと聞きにくく、いみじき事どもこそ侍れ、是は皆人の知ろしめしたる事なれば事も長し、止め侍りぬ。

按ずるに、大鏡に云ふ所は、爲平を立てずして圓融を太子とし、又源ノ高明を流せし類をさすなるべし。

初め村上、其長子廣平を捨てて、竊かに冷泉の生れて三月に滿たざるを太子とせし事、尤も誤まれりと云ふべし。且つは冷泉の狂疾あるを其儘に太子として位を傳へられしも誤れるなるべし。次に村上崩じて後、實賴、爲平を捨てて圓融を太弟とせし事は、爲平も帝の同母弟なりと云へども、源高明が女其妃たれば、爲平若し傳位ならば、高明の爲めに藤氏の權を奪はるべしと思ひしが故なり。高明終に罪せられしも、世人實賴が此擧を譏する者多きが故に、自ら疑懼の心あるが故なるべし。さらば此事は村上初めに誤りて、實賴其誤りを重ねしなり。

實賴攝政、隨身兵仗、牛車、内覽の宣旨あり。(時に七十) 天祿元年五月薨。(七十一歲) 贈正一位、封尾張公、諡淸愼公。(關白攝政共に二年づつ。)【百練抄、天祿元年五月十八日攝政太政大臣實賴薨、七十二】帝の外舅右大臣伊尹攝政。三年四月、【廿日、百練抄】源高明歸京。十一月【一日、百練抄】太政大臣伊尹薨(四十九歲)贈正一位。封參河公、諡謙德公。(攝政三年)【大鏡第五太政大臣伊尹の大臣、一條の攝政と申しき。是れ九條殿の一男におはします云云。帝の御伯父、東宮の祖父にて攝政をさせ給へば、世の中は我が心に協はぬ事無く過奢殊の外に好ませ給ひ云云。】伊尹弟兼通内大臣に任じ、【十一月廿七日、百練抄】(もとは中納言)關白たり。(天延二年二月太政大臣)貞元元年五月【十一日、百練抄】宮中災。六月【十八日百練抄】より至七月地震。帝、后在兼通堀河第。(后は兼通女) 二年兼通奏以左大臣源兼明(高明が兄)爲親王、任中務卿。陽尊之奪其職。【貞元元年】。十月兼通因病而讓關白、

於從弟頼忠二。（實頼の子）奏ス我弟兼家ノ女受テ寵ヲ於冷泉上皇ニ而誕レ子ヲ。（三條）故有下復ニス帝位ヲ之志上。請フ貶シテ（大納言大將）爲サン治部卿ト。復請フ處セン流死之刑ニ。帝不レ許。（是は兼通三木たりし時に兼家中納言に任じ、兼通中納言の時、兼家大納言たりしを憤りて、頼忠と相議して兼家を害せんとせし心なり。）十一月兼通薨ズ。（九十一歳）封ジ遠江公ニ、謚ス忠義公ト。【大鏡五、兼通傳、兄大臣の御中年頃の官位の劣り優りの程に御中惡しくて過ぎさせ給ひし間に、堀川殿（兼通）の御病重く成らせ給ひて、今は限りにておはしまし程に、東の方に前追ふ音のすれば、御前に侍ふ人達、誰ぞなど云ふ程に、東三條の（兼家）大將殿參らせ給ふと人の申しければ、殿（兼通）聞かせ給ひて、年頃中らひ善からずして過ぎつるに、今は限りになりたると聞きて訪らひにおはするにこそはとて、引きつくろひなどして入れ奉らんとて待ち給ふに、早く過ぎて内裏へ參らせ給ひぬと人の申すに、いとあさましく心憂くて、關白など讓る事など申さんとこそ思ひつるに、斯かればこそ年比中らひ善からで過ぎつれ。あさましく安からぬ事なりとて、限りのさまにて臥し給へる人のかき起せと宣へば、人人怪しと思ふ程に、車に裝束せよ、御前催せと仰せらる。御冠召し寄せて裝束などせさせ給ひて内裏へ參らせ給ひて、陣の内に君達に掛かりて昆明池の障子の許にさし出でさせ給へるに、日の御座に、東三條大將御前に侍ひ給ふ。此大將殿は堀川殿既に失せさせ給ひぬと聞かせ給ひて、内裏に關白の事申さんとて、此殿（兼通）の門を通りて參りて申し奉る程に、堀川殿さし出で給へば、帝も大將もいとあさましく思す。大將は打見るままに立ちて、鬼の間の方におはしぬ。關白殿（兼通）御前

につい居て最後の除目行ひに參り給へるなりとて、藏人召して、關白には賴忠の大臣、東三條殿の（兼家）大將を取りて小一條の濟時の中納言を大將になし聞ゆる宣旨下して、東三條殿をば治部卿になし聞えて、出でさせ給ひて程無く失せ給ひしぞかし。心いぢにておはせし殿にて、さばかり限りにおはせしに、妬たさに內裏に參りて申させ給ひし程、他人は爲べうも無かりし事ぞかし。○榮花物語、花山の卷に云はく。東三條殿（兼家）、關白殿（兼通）との御中殊に惡しきを、世の人怪しき事に思ひ聞えたり。如何で此大將（兼家）を亡くなしてばやとぞ御心に掛かりて、大殿（兼通）は思しけれど、如何でかは東三條殿（兼家）は猶如何で此中姫君（詮子）を內裏（圓融）に參らせん、云ひもていけば何の恐ろしかるべきぞと思し立つを、殿聞し召して、中宮（媓子）斯くておはしますに、此大納言兼家の斯く思ひ掛くるもあさまし、如何に寧づに我を咀ふらんなど常に述給ふ。○又云く。大殿（兼通）思すやう、世の中もはかなきに如何でか此右大臣（賴忠）今少しなし上げて我が代りの職をも讓らんと思し立ちて、只今の左大臣兼明の大臣と聞ゆる、延喜の帝の御子六の宮におはします、其れ御心地惱ましげなりと聞し召して、もとの御子になし奉らせ給ひつ。さて左大臣には小野宮の賴忠の大臣をなし奉り給ひつ。右大臣には雅信の大納言成り給ひぬ。斯かる程に堀川殿御心地いと惱ましう思されて、此東三條の大將（兼家）我命も知らず、無きやうにしなして、此左の大臣（賴忠）を我が次の一の人にて在らせんと思す心ありて、帝（圓融）に常に、此大將兼家は、冷泉院の御子（三條）を持ち奉りて、ともすれば是れを是れをと云ひ思ひ、祈りする事と云ひつけ給ひ

て云云、不能を（兼家ノ事）奏し給ひて、斯かる人は世にありては公の御爲に大事出で來侍りなん、斯機の事は戒めたるこそ善けれと奏し給ひて、貞元二年十月十一日、大納言の大將を取り奉り給ひて、治部卿になし、無官の定になし聞えまほしけれど、さすがに其事と然したる事の無ければ、思し餘りて、斯くまでもなし聞え給へるなりけり。筑紫九國までもと思せど、過ち無ければなり。」天元元年八月兼家ノ女詮子を梅壺に入る。これよりさき兼通が女中宮たる故に、他家の女の入内を許さず、去年兼通薨じければなり。詮子やがて一條帝を生めり。四年七月、帝不豫。詔アリテ叡山ノ慈忠ニ聽ルシ輦車ヲ、爲ス大僧正ト。（行基以後二百餘年）十月還ル新宮ニ。五年十一月十七日宮殿災ス、遷ル堀河ノ院ニ。永觀元年二月命ジテ撿非違使ニ捕ヘシム京畿ノ猥ニ帶ル弓箭兵仗ヲ者ヲ。二年帝傳フ位ヲ於太子師貞ニ（花山ノ院の御事）帝の姪なり。帝時に廿六歲。在位十五年）

花山は冷泉ノ第一子、母は懷子、攝政伊尹の女にて、圓融受禪の日に二歲にて太子に立つ。永觀二年八月即位。（十七歲）按ずるに、一條（は時に六歲なり）賴忠爲ル關白ト。（此時冷泉圓融兄弟共に上皇にてまします）寬和元年弘徽殿ノ女御卒。（藤爲光の女）帝即位の後、關白賴忠ノ女、爲平親王ノ女、大納言藤朝光ノ女三人を召して女御とす。又大納言藤爲光が女恒（忯ノ衍）子を弘徽殿に納れて、寵する事殊に甚しかりしに、卒せしかば悲傷も又甚し。二年六月廿二日貞觀殿ノ北門より出で、花山寺に入りて落飾。（十九歲）在位二年、（寬弘五年二月八日崩ず、四十一歲）正統記に粟田の關白（道兼なり、兼家の第二子）の藏人ノ辨と聞えし此、

そそなかし申してけるとぞ。古事談に、弘徽殿ノ女御薨ぜられし時、帝御悲歎の處、町尻「粟田ノ衍」殿（卽ち粟田ノ關白なり）世間無常法ノ文を記して見せまゐらせ、御出家を勸め申し、諸共に出家御供すべしとなり。出御の時、女御の手車取りに還り入られんとありしに、道兼劔璽すでに東宮に渡りぬ、（一條なり）今は叶ひさぶらはじと申されたり。御落飾の時、大臣に變らぬ姿今一度見えて、歸り參るべしとて遂電ありしかば、我を計るなりけりとて涕泣し給ふ。又云、花山御出家の時天下騷動す。大入道殿仰せに云ふ、怪しうはあらじ、よく求めよとて騷がしめ給はず。【大鏡に花山帝、藤壺の上の御局の小戸より出でさせ給ひけるに、有明の月のいみじう明かりければ、見顯證にこそ有りけれ、如何が有るべからんと仰せられけるを、さりとて止まらせ給ふべきやう侍らず、神璽寶劍渡り給ひぬるにはと粟田殿の大臣騷がし申し給ひけるは、まだ帝出でさせおはしまさざりける前に神璽寶劍手づから取りて東宮の御方に渡し奉り給ひけり云云。○大鏡一條攝政殿（伊尹）の御男子、花山院の御時帝の御をぢにて義懷の中納言と聞えし云云。帝（花山）御出家せさせ給ひしかば云云、法師になり給ひき。文盲にこそおはせしかど、御心魂いとかしこく、花山院の御時の政は、唯だ此殿と惟成の辨として行ひ給へれば、いといみじうし給ひしぞかし。○十訓抄云。さても此帝（花山）世を背かせ給ふ起り、いと哀れに悲し。小野宮殿「法住寺相國の衍」の御女弘徽殿の女御とて侍らはせ給ひけるが、限り無く御心ざし深かりけるに、おくれさせ給ひて御歎き淺からず、世の中心細く思召す頃、粟田關白いまだ殿上人にて、藏人辨など申しけるにや。扇に、妻子珍寶及王位、臨命終時不隨者と云

ふ文を書きて持たれたりけるを御覽じけるより、御心發りて、げに此世は夢幻の程なり、國の寶、王の位、由無しと思召しとりて、忽ちに十善の王位を捨て、一乘菩薩の道に入らせ給ひける。既に內裏を出でさせ給ひける夜は、寛和二年六月廿三日なりけり。有明の月限無かりけるに、さすが如何にぞや御心地に覺え給ひて、立ち休らはせ給ひける折しも、村雲月に懸かりければ、我願既に滿ちぬとて、貞觀殿のかた妻戸より下りさせ給ひける。其れより彼の妻戸をば打ち付けられにけるとぞ。粟田殿は、御修行有らば同じ樣にて如何たらん所にても契り申されて、其夜も御供せさせ給ひたりけれども然も無かりけり。剩へ法皇の御事有りて後、五箇月の中に正三位中納言までに成られにけり。二心おはしまし、たばかり奉られけるとぞ世の人申しける。長德元年に關白に成り給ふと云へども、程も無く失せ給ひけり。世には七日關白とぞ申しける。】

按ずるに、道兼の妹一人は冷泉の女御にて、花山の弟三條の母たり、一人は圓融の后にて一條の母なり。されば花山世を捨て給はば我女弟の生みし皇子立ち給ふべし、さらば帝の外舅と成りなんとの事なるべし。古事談に、粟田殿五箇月の內、五位ノ少將より正三位中納言に至ると有る事按ずべし。江談に云く。惟成ノ辨（惟成後帝と共に出家す）任レ意行二叙位一之下ニ云く。此帝卽位之日、於二大極殿高座ノ上一犯二馬ノ內侍一之間、惟成藏二玉佩及御冠ノ鈴ノ聲一持參。叙位之申文ヲ、帝以レ手還レ之間、任テレ意行フト叙位ヲ、云云。又云、帝禁ズ女房并下女等ノ袴ヲ。又一條の時、長德二年正月、花山ノ法皇、鷹司（恒德公爲光）の四ノ君（弘徽殿ノ女御の女弟なり）へ行きて歸るを、中ノ關白道隆の子伊周其弟中納言隆家と謀つて、是を射て腋に當つ。是は伊周

四の君の妹三の君に通じけるが、法皇彼れにも通ひ給ふと疑ひ有りしに由りてなり。法皇恥ぢて云はざりしなど、事顯れて伊周筑紫に流さる。是等の事に由りて觀れば、帝の不德を知るべし。〔續按、今昔物語曰。藤原伊周、爲光の三女に通はれけり。此時花山法皇も其四の君に通ひ給ふ。伊周是を聞きて四女は僻ことなり、三女にてこそ有らめとて、弟の中納言隆家をかたらはるるに同心して、鷹司殿に馬にて歸り給ふ所を隆家射たりけるに、其矢御袖を射貫きたり。其れより歸り給ひて、外聞宜しからずとて御沙汰無かりしに、公家聞こしめして、太上天皇はやんごとなき事なり、然れども此院御心靜かならずおはします間、斯かる事も出で來しなり、然れども默すべきに有らず、其上伊周私に大元明の法を修して女院を呪咀し奉り、罪科免れ難しとて、長德二年四月廿一日配流せらる。伊周重病に由りて配所へ赴き難き由を申しけれども御許容無く、車に乘せて追ひ下すべき由勅命あり。源頼光等の兵を召して禁裏を守らしめらる。然るに權帥中宮（名定子、伊周妹）に候す。彼の由を奏す。宣旨によりて京中の上下其家に亂れ入り隆家を捕へたり。伊周は宮中に見えず、帥は愛宕〔木幡ノ衍〕山に向ふ。五月四日權帥車に乘りて離宮に行く時、高和院の湯にて追ひ留む。出家する〔出家ノ事實ハ無シ〕に由りて官符を改められ、伊周、隆家病氣に由りて配所に赴き難き由を申す故、權帥病の間は播磨の國に居らしめ、出雲權守隆家は但馬國に居らしむ云云。○榮花物語見はてぬ夢の卷に云。○內大臣（伊周）三の君（爲光の）に忍びつつおはし通ひけり。花山院は此四の君（爲光の四女）のもとに御文など奉り度度御自らおはしましけるを、內大臣殿（伊周）

はよも四の君には非じ、此三の君の事ならん、中納言（隆家）に如何がすべき、と聞え給へば、いで唯だ己れに預け給へれとて、此院の御厩司殿より月いと明かきに馬にて歸らせ給ひけるを、弓矢してとかくし給ひければ、御衣の袖より矢は通りにけり云云。是を公にも殿（道長）いと善う申させ給ひつべけれど、もとより善からぬ事の起りなれば恥かしう思されて、後代の恥なりと忍ばせ給ひけれど云云、おと無くてはよも止まじと世人云ひ思ひ、又太元法行はせ給ひける、ただ人は行ひ給はぬ事なり。其れを內大臣忍びて行はせ給ふ云云。陣には各兵ども多く侍ふ。關を固めなどし、撿非違使、此殿（伊周）の四方打圍み、太上天皇を殺し奉らんとしたる罪一つ、帝の御母后（詮子）を咒にせ奉る罪一つ、大元法を私に隱し行はせたる罪に由り、筑紫の帥に流し遣はすと、宣命と云ふ物讀むなりけり云云。

一條は圓融院の長子、母は梅壺ノ女御、即ノ兼家の女なり、花山即位の日東宮に立つ。（五歲）花山遜位の日、兼家速かに參內して、東宮を位に即かしめて、（七歲）自ら攝政となる。（此時に賴忠關白を辭せしなるべし。關白十年なり）此時冷泉を太上皇と云ひ、圓融、花山共に法皇と云ふ。（三上皇あるなり）永延二年八月兼家が二條京極ノ第成ル、源ノ賴光獻ニ駒三十匹ヲ一。永祚元年六月前ノ關白賴忠薨ズ（六十六歲）封ジ駿河公ニ一、諡ス廉義公ト一。正曆元年正月【五日、百練】帝元服。（十一歲）五月、兼家因レ病ニ薙染。號ス東ニ條ノ大入道ト一。讓ニ攝政ヲ於嫡子道隆ニ一、【內大臣、百練】以ニ兼家ヲ一爲ニ准三后ト一。（執政出家の始め）【正曆七年】七月二日薨ズ。（六十二歲（病中出家ス、故ニ無レ諡。棄テレ宅ヲ爲シレ寺ト號ス法興院ト一。（攝家院號の始。兼家攝政六年）【大鏡八卷。さ

きの一條院の御卽位の日、大極殿の御裝束すとて、人人集りたるに、高御座の內に、髮附きたる者の頭の血打附きたるを見附けたりける。あさましくて如何がすべきと行事思ひあつかひて、斯ばかりの事を隱すべきかはとて、大入道殿（兼家）に、斯かる事なん候と、何がしの主して申させけるを、いと睡たげなる御氣色にもてなさせ給ひて、物も仰せられねば、若し聞し召さぬにやとて、また御氣色を賜はれど、打眠らせ給ひて猶御答へ無し。いと怪しく、さまで御殿籠り入りたるとは見えさせ給はぬに、如何なれば斯くてはおはしますぞと思ひ、御前に候ふに、打驚かせ給ふさまにて、御裝束は果てぬにやと仰せらるるに、聞かせ給はぬやうにて有らんと思召しけるにこそと心得て立ち給ひける。げに斯ばかりの祝の御事、また今日に成りて止まらんも忌忌しきに、やをら引き隱して有るべかりける事を、心得無く申すものかなと、如何に思召し候らんと後にて其の殿もいみじく悔しがり給ひける。

按ずるに、冷泉以後天子院號たり、今兼家甚じて院號を稱する、尤以て僭上と云ひつべし。

十月、梅壺皇太后爲レ尼、號二東三條ノ院一。（皇后院號の始）五年使下源滿政、平ノ惟時、源ノ頼親、源ノ頼信等ヲシテ分ケ捕中群盜ヲ上。古事談に、頼信は町尻殿の家人なり、常欲下爲二其主一殺上レ中關白ヲ一、頼光止レ之ヲ曰、殺得不レ定、雖レ殺得一汝主爲二關白一不レ定、雖レ爲ト二關白一而事露レバ則事二汝ノ主一不レ定云云。【元讀、古事談に依りて本文の傍に朱書按合す。活版にては其質を顯し難ければ、按合訂正せる文を揭ぐ。】【尚常云、奉レ爲二我君一可レ殺二中關白一、我取二劍戟一走入、誰人防二禦之一哉。頼光潟ニ聞此事一、大驚制止云、一者殺得事極不定也。二

者縱雖二殺得一、依二其謀事一主君爲二關白一事不定也。三者縱雖レ爲二關白一、一生之間無レ隱、守二主君一事所不定也云云】長德元年三月道隆因レ病ニ辭レ職、奏二請テ其子伊周ヲ爲一スト假ノ關白一、旣ニシテ而無レ幾モ薨ズ。（四十一歲）四月右大臣道兼爲二關白一ト。五月八日薨ズ。十一日、道兼ノ弟道長の左大將を關白とす、是れ女院の心なりと云ふ。大鏡に、道兼、花山を賺し下ろせし功に由りて、父の我に關白を讓らざるを恨み、居喪の時、悲みの體無かりしと見ゆ。【道兼不忠不孝事。詳註二于下一。】○榮花物語に、關白殿は惱みもいと賴もしげ無くおはしますに、內に夜の程に參らせ給ひて、斯くて亂り心地いたく惡しく候へば、此程の政は內大臣（伊周）行ふべき宣旨下させ給へと奏し、三月八日に關白病の間、殿上及び百官執行と有る宣旨下り云云】正統記には、道隆病ありて、其子內大臣伊周しばらく相代りて內覽せられしが、相續して關白たるべしと存ぜられしに、道隆亡れて、やがて弟道兼成られぬ。七日と云ひしにあへ無く失せられぬ。又云く、道長大納言にておはせしが、內覽の宣を蒙りて右大臣まで至られしかど、延喜天曆の昔を思召しけるにや、關白は止められき。（正統記に據れば、道長は一條の時に關白にはあらず、續世繼には關白たりしと見ゆ。）七月道長爲二右大臣一ト。（これより道長朝政を恣にす。）二年正月【百練抄、長德二年四月】伊周流さる。伊周は道隆の子にて嫡流なれども、道長に超えられしを恨み、且つは又花山法皇を射たりし罪に據りて、道長姉の女院へ申して斯く行ひしなり。【長德】三年、伊周歸る。是れは伊周ガ妹の皇后誕二ム皇子ヲ一故なり。（長子敦康親王生れ給ひしなり）八月源ノ滿仲卒ス。（八十一。）【編者云、尊卑分脈に由れば八十六】長保元年道長ノ女彰子入內、藤壺の女御と云

ふ。其後中宮定子崩じ、彰子爲二中宮一。（是れを上東門院と申せしなり。）寛弘五年伊周を准大臣トシ賜二封戸一。是を儀同三司と云ふ。八年六月十三日帝病アリ、傳二位ヲ於東宮【三條】居貞ニ、廿二日崩ズ。【一條】（三十二歳）在位廿五年。續古事談に、帝【一條】寒夜に御衣を脱せられし由、上東門院の仰せありし由見ゆ。古事談に、源ノ國盛越前ノ守に任ぜし時、藤爲時女房に就て上表す。其辭に云く、苦學寒夜、紅涙沾シ袖ヲ、除目春朝、蒼天在レ眼ニ、帝覽レ之ヲ不レ食而臥シ涕泣ス。道長聽レ之ヲ、召シテ國盛ヲ上ラシメ辭表ヲ、以テ爲時ヲ任ズ越前ノ守ニ、國盛ノ家中涕泣ス、國盛モ自レ是病ミ、及レ秋任ニ播磨ノ守ニ、遂ニ卒ス。正統記に、此御代には然るべき上達部、諸道の家家、顯密の僧までも優れたる人多かりき、されば帝も我れ人を得たる事は延喜天暦に勝れりと自讃させ給ひける。林氏が說に、兼明親王の子源ノ伊陟獻ズ菟裘ノ賦ヲ、叙ニ云、君昏臣諛、無レ處ニ于愬ニ、賦ニ云、扶桑將ニ光ンレ影乎、浮雲掩テ而乍チ昏、叢蘭豈不ンレ芳乎、秋風吹テ而先ヅ敗ルト。帝自ラ書テレ之ヲ藏ニ匣笥ニ、崩後道長見レ之ヲ破リ棄ツ焉。古事談には、帝範の去讒篇の叢蘭欲茂、秋風敗レ之ヲ、王者欲明、讒人蔽フレ之ヲと遊ばされしを、道長我か事を思召して書かしめ給ひたりとて破りしとなり。（伊陟獻レ賦事、古事談には村上の時と記せり。）【古事談に伊陟卿、村上の御宇召仕ふる間、主上仰せに、故宮は常何事をせられしか。伊陟申して云。うさぎのかは衣とや申す物着ひたれとぞ、一見せばやと仰せ言有りければ後日に書一卷持參。主上は裘などにやと思召しけるに文なりけり。披き御覽するに君昏臣諛と有るをも文盲の間知らずして取出云云。水戶日本史の贊に此事を論じて、伊陟文盲には有らず、佯愚の態をなしたるなりと云へり。〇又按ずるに古事談に、一

條院崩御の後、御手習の反古ども、御手筥に入りて有りけるを、入道殿御覽じける中に、叢蘭欲レ茂秋風吹破、王者欲レ明讒臣亂レ國と遊ばしたりけるを、吾が事を思召して書かしめ給ひたりとて破らしめ給ひけると見ゆ。入道殿とは道長の事なり。

三條は冷泉第二の子、母は兼家の女なり、一條即位の日東宮に立つ。（十一歲）寬弘八年六月受禪、（卅六歲）道長執政たり。帝目を患ひて傳レ位、在位五年。（四十一歲）寬仁元年五月崩ず。（四十二歲）古事談に、道長請ふ事あり、不レ聽サレ、道長退出す。【以】敦儀親王召返さる、親王立ちながら勅喚の由を稱す。道長歸リ奏シテ曰、如レ此生宮達（なまみやたち）立ニナガラ板敷ノ上ニ召ニ執柄人ヲ乎。經任（○裕云。任疑信誤）卿說云、不レ歸シテ罵リ親王ヲ直ニ出ツト、云云。【一條院御時以言望ニ顯官ニ之時、有ニ勅許ノ氣、而御堂（道長）令ニ申給ニ云。以言者鹿馬可迷ニ世情と作れる者なり。如何で浴ニ朝恩ニ哉と續古事談に見ゆ。是以ニ道長ニ喩ニ趙高ニ也、大臣沈默、小臣危言、其世想ふべし。】

後一條【御諱敦成】は一條第二の子、母は道長の女なり、三條即位の日東宮とす。（四歲）水（○裕云、水當レ作レ大）鏡云、一條院御惱の折仰せられけるは、すべからくは次第のままに一の御子を春宮とすべけれど、後見すべき人無きに由り思ひがけず。されば此宮をば立て奉るなりと。（一の御子とは敦康なり。是は道隆の女定子皇后の所生なり。定子は伊周の妹。）長和五年正月受禪。（九歲）外祖道長攝政す。此日三條の長子敦明を東宮とす。（此帝東宮の時、傅の大納言砂金を懷にしける事、續古事談に見ゆ。）寬仁元年三月道長讓ニ攝政ヲ於嫡子賴通ニ。（廿六歲）公卿補任には道長內覽廿一年、正統記には三條の御時にや關白、後一條の御代

の始め攝政と見えたり。）【續世繼、攝政はやがて御祖父の入道（道長）左大臣とて先の帝の關白におはしまし、引き續かせ給ひて次の年の三月に御子の宇治の大臣大將と聞えさせしに讓り申させ給ひにき。】此年五月三條ノ上皇崩ズ。八月東宮敦明、東宮を遁る。皇弟【續世繼、第三の親王】敦良【後朱雀】を東宮とす。（帝同母弟なり）敦明を小一條ノ院と申す。【續世繼、東宮（小一條）わが心と退かせ給ひき。院號聞えさせ給ひて小一條院と申す。】此後、冷泉の統は絕えたり。三條の子八人有りしかど敦良を立てたり。大鏡に、栗田殿、花山院を賺し下ろし奉り、左衞門ノ督、小一條ノ院を賺し下ろし奉り給へり。帝東宮の邊り近附かで有りぬべき御曹「御族の借字」と云ふ事出で來にしぞかし。【榮花物語木綿四手の卷に云。東宮（小一條）何の御心にかおはしますらん。斯くて限り無き御身を何とも思されず。昔の御忍び步りきのみ戀しく思されて、時時に附けて花紅葉も御心に任せ御覽ぜんとのみ、猶如何で然樣にて忍びても有りしがなと思さるる御心地無くて、皇后（娍子）宮に一生はいくばくに侍らぬに、猶斯くて侍るこそ悒せく侍れなど折折に聞えさせ給へれば、御物の怪の思はせ奉るならん、故院（三條）の有べきさまに爲据ゑ奉らせ給ひし御事を、如何に思して御後を繼がず、世の例にも成らんとは思召すぞ。心憂き事なりと、常に諫め申させ給ひ、所所に御祈りをせさせ給ふ。云云。殿參らせ給へり。猶此の宿世の惡ろきにや侍らん。かげ【○くカ】麗はしき有樣こそいと頓かしけれ。如何で下り侍りて一院と云はれて侍らんと聞えさせ給へば、あさましき御心におはします。故院（三條）萬づに御後見仕つるべき由仰せられ云云、內（後一條）にも當代いと幼くおはしませば萬づ暇無う

侍ひてなん云云。心長閑かに世をも思したもたせ給ひておはしまさんのみこそ頼もしく嬉しく候へ。是は御物の怪の思さするなめりと申させ給へば云云。斯く有るがいと煩かしく覺えて、心に任せてな【あカ】らんと思ひ侍るなり云云。一院にておはしまさんも御身のいとめでたき事におはします。世にめでたきものは太上皇にこそおはしますめれ、など聞えさせ給ひて退出給ひぬ。やがて大宮（上東門院）に入らせ給ひて、斯う斯うの事をなん東宮（小一條）度度述給はすれど、更に承け引き申さぬに、召して述給ひつるやうなど細やかに申させ給ふ。攝政殿（賴通）もおはします。一院とて御心に任せ有らんと思召したるも有らまほしき事なり。さても東宮には三の宮こそ（後朱雀）は居させ給はめと申させ給へば、大宮（上東門院）げに其れは然る事に侍れと、式部卿（敦康）の宮のさておはしまさんこそ善く侍らめ。其れこそ帝にも据ゑ奉らまほしかりしかど、故院（一條）の爲させ給ひし事なればさて止みにき。此度は彼宮の居させ給はんは故院（一條）の御心の中に思しけん本意も有り、宮の御爲にも善くなん有るべき。若宮（後朱雀）は御宿世に任せて有らばやとなん思ひ侍ると聞えさせ給へば、殿（道長）げにいと有難う哀れに仰せらるる事に侍れど、故院も異他事ならず、唯だ後見無きに由り、畏こうおはすれど、斯樣の御有樣は唯だ後見からなり云云。斯くて八月九日東宮（後朱雀）立たせ給ひぬ。初めの東宮を小一條院と聞えさす。禎按、上東門可ㇾ謂二賢婦人一矣。道長奸賊不ㇾ知ㇾ恥二己女之言一、可ㇾ憫莫ㇾ大ㇾ焉。】

按ずるに、左衞門督と云ふは、粟田殿の第二子兼隆なり。此兼隆が長女、敦明の弟敦平の親王の室とす。

斯かる故に敦明を賺し下ろせしにや。（林氏は道長父子の謀にやと云ふ。）又按ずるに、道長三條の子を立てざりしは、彼の帝在位の時より君臣の間、隙あるが故なるべし。

二年正月元服。（十一歳）三月道長納レテ女ヲ爲ス女御ト。（帝の姨）三年三月道長薙染、（五十四歳）入道殿と云ふ。十二月頼通辭シテ攝政ヲ爲ル關白ト。四年道長造ル法成寺ヲ。（これより御堂殿と云ふ。）萬壽元年三月大ニ飢多シ强盜ニ。四年道長薨ズ。（六十二歳）三代の間恣ニスル權ヲ三十餘年、一條、三條、後一條幷ニ東宮共に其女婿たり。長元元年六月上總ノ介平ノ忠常反ス、四年四月甲斐ノ守源頼信平ゲ之ヲ。九年四月帝崩ズ。（廿九歳）

後朱雀は一條ノ第三子にて、後一條の同母弟なり。九歳にして東宮、廿八歳にて受禪し、外舅頼通關白たり。長曆三年三月山門衆徒頼通に書を呈し、明尊は（去年ノ冬座主）智證の門流なり、非ズ慈覺ノ流ニ不レ可ラ任ズ座主ニと云ふ。頼通不レ聽、山徒憤怒シ伐ニ頼通ノ門ヲ、使ニ平ノ直方ヲシテ禦ガ之ヲ、死傷ノ者多シ。長久元年九月神鏡燒けたり。【百練抄、九月廿日皇居上東門院燒亡。内侍所神鏡在ニ灰燼中ニ燒損ス。詔ニ藏人頭左中將資房、左少將經季等ニ令レ求レ之、僅奉レ求ニ得御躰ヲ（燒殘五六寸許）即奉レ入ニ新櫃ニ、又得ニ一切ヲ（二三寸許）燒損不ニ分明ナラ。】在位九年にして崩ズ。（卅七歳）【百練抄、寛徳二年正月十八日崩ズ】正統記に、天皇聰明なれど執柄權を擅にせし故、政跡聞えず、無念なる事にや。【續古事談に、後一條院幼なくおはしましける時、傳大納言道綱ノ參りて御前に候ひて、金百兩投げ散らしたるを御覽じたる。いみじく興有る物なりと申されければ、未だ見ず、如何なるぞと仰せられければ、大納言誠に面白き物なり、御覽ずべしとて男共召して綱殿の砂金百兩奉れ

と有りければ、藏人取りて參りたるを、引上げて御前に投げ散らされたるを御覽じて、何ら面白きと仰せられければ、大納言さらば拾ひ候ひなんとて引包んで懷に入れて出でられにけり。頼案。其貪惏令ニ人嚬饕。」

後冷泉は後朱雀第一の子、母は道長ノ第四女。十三にて東宮、廿一歳にて寛德二年正月受禪。外舅賴通爲ルニ關白ト。永承六年安倍ノ賴時反ス。【百練抄、天喜四年十二月源賴義又更任ニ陸奥守一爲ニ征夷一也】使下源ノ賴義ヲシテ爲ニ陸奥守兼鎭守府將軍一伐タ上レ之。康平五年冬、討テ平グ之ヲ（凡十二年）在位廿三年崩ズ。（四十四歳）

良房　攝政五年。（清和貞觀元年至ニ五年一）

　中間十三年攝政無し。（貞觀五年より十八年に至る。）

基經　攝政四年（陽成元慶元年至ニ四年一）關白十一年。（元慶四より光孝宇多を經て寛平二年まで。）

　中間四十年攝關無し。（宇多寛平三年ノ後、延喜一代攝關無し。）

忠平　攝政十一年。（朱雀承平元年至ニ天慶四年一）關白九年。（天慶四年より至ニ村上天曆三年一）中間十九年攝關無し。（天曆三年の後置かれず。）

小野宮　實賴　關白二年。（冷泉康保四年至ニ安和元年一）攝政二年。（圓融即位より天祿元年まで。）

一條　伊尹　攝政三年。（天祿元年より至ニ三年一）

堀河　兼通　關白六年。(天祿三年より至二貞元二年一。)

三條　賴忠　關白十年。(天元元年より花山寬和二年に至る。)

東三條大入道　兼家　攝政六年。(一條卽位より正曆元年まで。)

中關白　道隆　攝政三年。(正曆元年至二三年一。)關白三年。(正曆四年より至二長德元年一。)

町尻粟田　道兼　關白二月。(一條長德元年四月至二五月一。)或曰二七日一。

御堂入道　道長　內覽廿一年。(長德二年より三條長和五年まで。)

宇治　賴通　攝政四年。(後一條寬仁元年至二四年一。)關白四十九年。(寬仁元年より後冷泉治曆四年まで。)

凡十二代、百四十九年、實賴以後は九代、百九年、按ずるに、冷泉狂疾ありて遜位、茲に於て同母弟圓融讓位、其後冷泉、圓融の子代る代る帝位に卽きたり。後一條の後は圓融の皇統のみ卽位にて、冷泉の帝胤は絕えたり。

又按ずるに、小野宮殿ノ嗣絕えし事ハ、藤原ノ忠文が寃鬼に出る由を云ひ傳ふれど、村上の詔を矯めて爲平を捨て、圓融をもて冷泉の東宮とし、西ノ宮殿を强ひて流刑して、無辜の者多く罪に處し、又冷泉を下ろして圓融を立てられしの類、姦邪の人と云ふべし、【大鏡三、左大臣師尹、忠平の大臣五郎、小一條大臣と聞えさす。四年十二月に(右大臣)うつり給ふこと西宮(高明)の筑紫へ下り給ふ(高明左遷安和二年)御

代りなり。其の御事の亂れは、此小一條の大臣の云ひ出で給へるとぞ世の人聞えし。さて年も過さず亡せ給ふ。」兼通の世繼無かりし事ハ、前ノ中書王兼明の權を奪ひ、且つは我が弟兼家を誣ひて、冷泉、圓融兄弟の間を惡しくし三條を危ぶめんとせし類、是また姦邪の人なり。道隆の嗣微なりしも、其子伊周、隆家が不忠の罪に由れるなるべし。町尻〔粟田ノ御〕殿〔道兼〕の嗣無き事も、花山ノ院を賺し下ろして、其功につのりて、父大入道殿に恨みを含み、居喪いささか悲傷の色無きの類、不忠不孝の人なり、天の報應誤らずと云ふべし。〔大鏡六、此殿（道兼）父大臣の御忌には土殿などにも居させ給はで、暑きに托けて、御簾も揚げ渡して然るべき人人呼び集め、後撰、古今披げて遊びて、つゆ歎かせ給はざりけり。其故は花山院をば我こそ賺し下ろし奉りたれ、されば關白をも讓らせ給ふべきなりと云ふ御恨みなりけり。樣樣の善からぬ事ども聞えし。」

一　後三條ノ院、攝家の權を抑へ給ひし事（四變）

帝〔後三條〕は後朱雀ノ第二の子、母は陽明門院とて、三條の皇女なり。續世繼に、後朱雀ノ寬德二年正月十六日位を後冷泉に讓り給ふ時、（病に由りて）大納言能信（關白賴通の弟なり）〔道長第三子〕二ノ宮尊仁〔後三條〕をば儲に成し給ふ歟と申す。帝此次の東宮たるべしと仰せらる。然らば早く御定あるべしと申すに、帝、東宮の定は遲からざつ由關白賴通申せば、重ねて其沙汰有るべしと仰せけり。能信、さらば今日の中に仰せ出だされ然るべしと申せしに由りて、即チ決定したり。古事談に、帝、新帝（後冷泉）幷に新東宮（後

三條の御事）御事を宇治殿（頼通）に被ニ仰置一の處、春宮ノ御事仰せられし時は、御返事申さしめ給はず、不レ受の色あり。（後冷泉には男無し、齋院にて尊子內親王と申せし一人有りき。〔內親王モ無カリシガ事實ナリ。尊子ハ冷泉帝ノ皇女ナリ。〕）按ずるに、時に帝【後三條】十二歲にて東宮に立つ。能信を以て東宮大夫とす。同月十八日後朱雀崩じ給へども東宮旣に定れば動き無し。東宮に在る事廿五年、靜かに學び給ふ。大江ノ匡房御師範たり。（退居せしを召出だされしなり。）【續世繼】、東宮にましましける時、匡房中納言は未だ下臈に侍りけるに、恨みて山の中に入りて世に交らじなど申しければ、經任の中納言と申しし人の、我はやんごとなかるべき人なり。然かあらば世の爲め身の爲め口惜しかるべしと諫めければ、宇治の大政大臣心ならず思はし立ちけれど、春宮に參り侍りければ、宮も喜ばせ給ひて、やがて殿上して、人の裝ひなど借りてぞ、衜にも着きける。さて夜晝文の道の御友にてなん侍りける。〔續古事談に、後三條ノ院は如何ほどの學生ぞと問ひしに、匡房思ひ設けしやうに、佐國ほどにやおはしけんと云ふを、長方卿は聞きて泣けり。〕正統記に、帝、坊の時より頼通三代の執政にて五十餘年權を專にせし事を惡しざまに思召すと聞えて、隙出で來て危ぶみ思召すほどの事あり。卽位の日（于レ時帝三十五歲）頼通關白を辭して宇治に退居す。其弟教通（二條）關白たれど事の外に威權無し、帝詩歌の御製も多く世に傳ふるあり。後冷泉の季に世の中荒れて民間の愁ありき。帝四月卽位ありしに、秋の收めにも及ばぬに世の中なほりけり。始めて記錄所を置きて、國國の境ひを直されたり。延喜天曆以來には誠に畏き御事なり。此時より執柄の權抑へられて、君みづから政を知り給ふ事に歸る。古事時

談に、大嘗會の時の㒵は應神の物なり。後三條ノ院の御頭にめでたく合はせ給ひしを御自讃と云云。續古事談に、東宮ノ御護刀壺切は、昭宣公【基經】の物なり、延喜儲君の時奉らる。自レ是代代の東宮に渡る。此帝の時、後冷泉より渡されず。後冷泉崩後求め出だし、教通關白の時獻ず。立坊廿餘年渡されで止みき、今は止められずともと申せしに、神璽寶劍え得まじがりしかど、廿餘年過ぎにき、何か苦しからんとて止め給ひき。其後程無く二條內裏の火に燒けて刀ばかり殘りたりしに、柄鞘を造りて參られたるなり。【江談云。尙方有二壺切劍一、必傳二東宮一、及レ帝爲二皇太弟一、賴通不レ肯。上曰、縱雖二正位一靑關白レ非二藤氏出一則不レ可レ得。帝聞曰、一劍何用、我不レ欲焉と勅ありし事見ゆ。○大鏡三、師尹傳、寬仁元年丁巳八月五日九歲にて二の宮（後朱雀）東宮に立たせ給ひて、同月の廿三日にこそは、壺切と云ふ大刀は、內裏よりもて參りしか、當代（後一條）位に卽かせ給ひしかば、則ち東宮にも參るべかりしを、然るべきにや有りけん、とかく障りて此年比內裏の納殿にも候らひつるぞかし。云云。さて東宮は（小一條）終に思召し世を腹立ちぬ云云。壺切などの事僻事にあんめり。故三條院度度申させ給ひしかども、とかく申し遣りて奉らせざりしとこそ聞き侍りしか。又江談に壺切は張良が劍たる事、昔は名將の劍と云云僻事也云云。資仲が說なり。壺切燒亡未レ詳、件劍累代東宮渡物なり。後三條院東宮の時廿三年の間、入道殿不レ令レ獻云云、其故藤氏腹東宮之寶物なれば何ぞ此東宮可レ令二得給一乎云云。仍後三條院被レ仰之樣、壺切我持無益也、更に欲しからずと仰せられけり。さて御卽位の後こそ參らせられけれ。○禎按に、藤原の世家權を擅に公を蔑にし奉るのみならず。宣淫恥とせざる事ども榮花物語に見えし

ばかり左に記るし附く。さまざまの喜びの巻に云はく。故村上の先帝の御兄弟の十五の宮（盛明）の姫君（高松上）いみじうかしづき給へるに、源帥（高明）と聞えしが御弟姫（高松上）取りて養ひ奉り給ひしなりけり。其姫君（高松上）を后の宮（詮子）に迎へ奉りて、宮の御方とていみじうやんごとなくもてなし聞え給ふを、何れの殿ばらも、如何で如何でと思ひ聞え給へる中にも、大納言（道隆）殿も偏り御心の色めきはむつかしきまで思ひ聞え給ふれど、宮の御前、更に更に有るまじき事に制し申させ給ひけるを、此左京大夫（道長）殿その御局の人によく語らひつき給ひて、然るべきにやおはしけん、睦まじう成り給ひにけり。又同じ巻に云く、村上の先帝の御女（保子）三の宮は按察の御息所と聞えし御腹に男三宮（致平）、女三宮産れ給へりし。その女三宮（保子）を、此攝政殿（兼家）心にくくめでたき物に思ひ聞えさせ給ひて、通ひ聞え給ふ。又伊周、爲光の三の君に通ぜられし事、見はてぬ夢の巻に見ゆ。前に注せし故此處には略しつ。初花の巻に云く、彼の帥殿（伊周）の大姫君には只今の大殿（道長）の高松殿の腹の三位中將（頼宗）通ひ聞え給ふ云云。中將いみじう色めかしうて萬づの人唯だに過ぐし給はず。御方方の女房に子をさへ生ませ給ひける。玉の村菊の巻に云く、前齋宮（三條皇女當子）上らせ給ひて皇后宮（娍子）におはします云云。帥殿（伊周）の松君の三位の中將道雅の君、如何かしけん、參り通ふと云ふ事世に聞えて、院（三條）いみじうむつかりせ給ひて云云、彼の道雅の君迎へ取りて、我許にいみじういたはりて置きたりと聞し召す云云。木幡四手の巻に云く、中將はあと絶えて理無くのみ思ひ亂れて、風に附けたりけるにや。榊葉に木綿して掛

けしそのかみにおし返しても似たる頃かな。又高欄に結び附けたりける。陸奥のをだえの橋や是れならん踏みみ踏まずみ心惑はす。若枝の巻に云く、故式部卿の宮の御子の右衛門督（憲定）は關白殿（頼通）の上（具平女）の御伯父にこそおはしけめ。其君（憲定）に二人の女子生れ給へり云云。弟の君（憲貞女）は唯だ住み給ふままに、對の君とぞ召しける。此君におのづから（頼通）睦まじくならせ給ひて云云。按するに此腹に通房生れたり。殿上の花見の巻に云く、關白殿（頼通）いと盛りと出で顯れてには有らねど尼上（倫子）の御方に侍らふ人を忍びていみじう思召すと云ふ事出で來て、子など生み給ふ。又按するに夕待星の巻に、中宮（嫄子）ただ常ならず成らせ給へば世にめでたき事の聞え云云。其比伊勢の託宣など云ひて藤氏の后おはしまさぬ悪しき事なりとて宇治（教通）の大殿の御くしげ殿参らせ給ふべしと云ふこと出で來て七月（長暦三）朔日頃と準備がせ給ふほどに六月廿七日内裏焼けぬ云云。是等を想ふに其頃誰かの人が斯かる事は云ひ出だしける。大方は藤氏の人人の斯く宣言させしにや。其時の事も想ひ見るべき事にこそ。」又云く、堀河ノ左府（頼通の弟頼宗なり。）［頼通ノ妻ノ舅後房ノ衍］三木の時、前ノ齋院を取り籠めて家に置く。後冷泉は宇治殿に憚り給ひて問ひ給はざりしを、帝は東宮におはして殊の外憤り給ひ、あはれ吾一人が妹にても無きものをと宣ひ、即位の後追ひ籠め給ふ。（不レ解レ所ヲ帶ル）延久の間召仕はれず、白河の御時召出だされて、大納言ともなされしなり。又云く、後冷泉の季過ギ者ニ、上宮の車外金物を用ふ。此帝の代ノ始、八幡ノ行幸に鳳輦を停めて、見物の車の外金物を拔かせられたり、中の金物は御覽ぜざりしかば拔かれず、故に今に用ふ

るなり。賀茂ノ行幸の日、外金物ノ車一輛も無し。又云く、此帝犬を憎ませ給ひ、内裏の狗犬を取り捨てよと藏人に仰せければ、犬を憎ませ給ふとて、京より始めて諸國にて殺す由聞し召し驚きければ又殺さず。續古事談に、帝、東宮の時、天下の政をよくよく聞き置き給ひ、即位の後さまざまの善政を行ひ給ふ。其中諸國重任の功と云ふこと長く停止せられしに、興福寺ノ南圓堂を作りしに、國の重任を關白教通枉げて申す事度々に及び、帝怒りて攝政の重く怖ろしき事は、帝ノ外祖などの事なり、我に何と思はんとて、揮鬚ヲて仰せければ、教通座を立ちて出づるとて、藤氏の上達部皆從ひ立て、春日大明神の御威は今日失せ果てぬると大音に云ひければ、氏の公卿一人も殘らず退出す。帝其を聞し召して、關白幷に藤氏ノ諸卿を召し返されて、南圓堂の成功を許さる。古事談に宇治殿、平等院を建てられて、宇治遠多ノ寺領に打入れらる。帝如何で恣にさる事有るや、撿注すべしとて官使を向けらる。經範是を聞きて、平等院門前に錦の平帳打ちて、種種の儲ども用意して官使を待つ。官使恐れて不ニシテ參向セ止みぬ。續古事談、續世繼等に、帝、宸筆の宣旨を太神宮へ獻せられんとて、匡房御前に在りしに讀み聞かせ給ふ。其辭に我即位の後一事として非事せずと云ふ事を書き給へり。匡房此御辭如何が侍るらんと申しければ、事の外に怒り給ひ、何事を思ひ出だして斯くは云ふぞと問ひ給ひけり。實政に常陸ノ介隆方を超えさせられし事は、如何にと申しければ、さる事有りと思召し出でたる樣にて、色直り給ひ、讀みも果てず、宣命を持ちて内に入り給ひき。此事は初め帝東宮の時、春日の使に東宮ノ學士實政が向ひしに、隆方は辨にて下る。泉ノ木津にて實政先づ儲けて渡らんとせし船を押妨げて、侍講する

者何に急ぐぞなど云ふ。（實政は東宮の學士にて老者たればなり。）實政泣く泣く此事を訴へ申すを安からず思召しけり。（古事談に、實政、學士より甲斐ノ國守に拜し赴任の時、東宮御餞別に、州民縱ヒ爲トモ甘棠ノ詠ト、莫レ忘多年風月遊。○忘れずは同じ空とは月を見よ程は雲井に廻り逢ふまで。○實政白ノ河承暦四年三木左大辨從三位、應德二年前參議正三位にて、太宰ノ大貳となり、堀河ノ寛治二年、八幡宮訴に由りて豆州へ流され、七年に七十五歳なり。）其後卽位ありて、實政左中辨を望み申しけるに、（文章博士兼播磨守）露ばかりも理無き事をばすまじきに、如何で斯かる事をば申すぞ、正左中辨に始めてならん事有るまじき由仰せけり。（職原抄に、名家譜第任レ之ニ、多者ハ先補シテ五位ノ藏人ニ乃任ズ辨ニ也、藏人帶レ之ヲ頗清撰也、近衞ノ中少將ノ中有ニ才名一之人適ッ任ス、或兼レ之ヲ、又爲ニ規模ト矣。又中少辨之間、權官一人必任レ之ニ、仍謂ニ之七辨ト云云。）資仲ノ中納言ハ其時藏人頭なりしが、重ねて實政申す事侍り、木津の渡の事を一日にても思ひ知り侍らんと奏しければ、帝涙思の體にて、此理天照大神に申し請はんとて左中辨に加へられたるなり。次の朝の陪膳には隆方が番なりしを、其れに向ひてえ物食はじと仰せられて、內にて供御は參りけり。隆方終に辨を辭して籠もれり。宇治ノ大納言源ノ隆國は、先朝の寵臣にて東宮には無禮の事ども有り。卽位の後、彼子息等に事のついで罪科あるべしと思召す。時に權中納言隆俊、殿上祗候の體を小蔀より窺ひ見給ふに、威儀容貌、政事并に當時無雙なり、若し彼無からんには、朝の爲め不レ可レ然と、二男宰相中將隆綱を見給ふに、齋宮寮の申せし狐を射殺の罪有りや無しやとの陣定に、師ノ大納言經信、白龍魚服、縣ニ豫且之密網ニとばか

り打云ひてゐられたり。又或人射たりと云ふとも、其箭正しく死したるを見ずば科不レ重ヲと申す。其日の定文は隆綱執筆にて雖レ有ニ飲羽之名一、未レ見ニ首丘之實ヲと記しけるを御覽じて、隆國が宰相中將を過分に思ひしはゆゆしき僻事なりけり、天照太神、正八幡宮、如何が思召しけんと仰せられて近侍を許され、今はとて三男四位ノ少將俊明を罪せられんと思召すの時、忽に內裏燒亡、帝腰輿に駕して出でんとし給ふに、雜人南庭に入りて其隙無く、安坐し給ふこと無くて立たせ給ふに、俊明頗る遲參して其有樣を見奉り、みづから弓を執りて走り廻り、雜人を擊ち退けしかば、安坐し給ふ。其時仰せに、今日俊明が力に由りて恥を見ず、是れ運未レ盡が故なりとて、三人皆近臣と成りて肩を比する人無し。續世繼に、此時帝南殿に出で給ひしに誰も參らず、見知り給はぬ者すくやかに走り廻りて神鏡を出だし、右近の陣に御輿尋ね出だして、階に寄せて乘せ奉りければ、已れは誰とありしに、左少辨正家と申す。辨官ならば近く侍らへとあり。正家、匡房、一雙の博士なるに、匡房は朝夕に參り、正家は御覽じも知られざるに、官を具して名對面申せし折につけて、いとかど有る心なり。大極殿、前朝に燒けて十年を經しに、即位ノ後造り始め給ひ、延久三年八月落成、四年十二月讓位、(在位四年)白河ノ延久五年五月崩ズ。(四十一歲)【帝有ニ聰明之才一而不レ及ニ英智一。】〔原本ヨリ有ル頭註カ〕古事談、經通時に出家して宇治に在り、帝ノ崩を聞きて食を止め箸を立てて歎息し、末代の賢主なり、本朝運拙くて早く以て崩御なりと云ふ。或人夢に異國の損はれしを直さんとて、此國をば去り給ふと見しとなり。白河位を讓ぎて親ラ政ヲし給ひし事は、下に詳かなり。【續世繼、大極殿、先の帝の御時火事侍りし後

十年過ぐるまで侍りしに、位に卽かせ給ひて四年と云ふに作り立てさせ給ひて、喜びの詩作られ侍り。萬づの事昔に恥ぢず行はせ給ひて、山の嵐枝を鳴らさぬ御世なれば、雲井にて千年を過ぐさせ給ふべかりしを、世の中定まりて心安くや思召しけん云云。四年餘りにて春宮に讓り申させ給ひき。」

上皇御政務之事（五變）

白河は、後三條ノ第一子、母は中納言藤公成の女を大納言能信養ひて、後三條東宮の時に御息所に參らせしなり。白河十七にして東宮に立ち、廿歲にて受禪、廿一歲より政を自らし給ふ。關白は敎通たり。承保元年二月前ノ關白賴通薨ズ。（八十三歲）二年九月關白敎通薨ズ。（八十歲）十月左大臣師實を關白とす。續世繼に、此帝人の司たどたさせ給ふ事容易くし給はず、六條修理大夫顯季世の覺え有れども宰相にはならず。御氣色とりしに、其れも物書く上の事なりと仰せらる。（正統記に、顯季は院の御乳母の夫なり。）又顯季中納言夜の關白など云ひしも、辨に成さんと思ふに、詩作らでは如何がなど、四韻詩作る者こそ辨には成れと仰せければ驚きて好みき。（古事談に、太政大臣藤伊通二條院に參らせられし草紙に、不レ作レ詩人至二卿相一事始二源顯信一、不レ書二消息一人至二卿相一事始二藤俊忠一と記るされたり。按ずるに、二人が事、堀河の時なり。）古事談に、帝曰、我是文王也、不三必以二稽古ノ大才一謂二之文王一、我抽二賞匡房一、非レ尊二文道一乎、尊ベバ文道一則謂二之文王一也。此時人才多く出でたり。歌には藤通俊、顯季、源俊賴、詩には藤實政、敦光、詩歌には匡房、詩歌管絃には源經信等あり。後拾遺、金葉集も此時撰ばれ、續本朝秀句も撰ばせらる。續世繼に、御弓

などもおはしましけるにや、池の鳥を射たりしかば、故院のむつからせ給ひしなど仰せられける。又此帝は御心ばへ猛くも、優しくもおはしましけるさまは、後三條院に似奉らせ給へり。【古事談に、白河院御時、後藤内則景「明カ」老衰の後、召し出でて合戦の物語せさせられけるに、先づ申して云く、「故義家が正きみ○以上補入ス」の朝臣鎮守府を立て秋田の城に向ふ時、薄雪の降り侍りしに、軍の男どもと申すの間、法皇仰せられて云く。今はさやうにて候へ。事の體甚だ幽玄なり。勝事等此一言に定むべしとて御衣を賜ふ。】斯くて在位十四年にて、堀河に位を傳へ給ひ、院中にて政を知ろし召さる。（卅四歳にて傳位、政務五十六年にて、七十七の時崩ず。）保元物語に、白河重祚の心ざしましまして、出家ありしかど、法名をば遲がせ給はず、天武の例を思召しけるにや、重祚の御志深かりける。其れ叶はねば院中にて御政務ある事、凡て道理にも背き、王者の法にも違へり。正統記に孝謙脱履の後、廢帝は位に居給ふばかりと見えたれど確かならず。嵯峨、清和、宇多も唯だ讓りて退かせ給ふ。圓融の御時にやうやう知らせ給ふ事も有りしにや。院の御前にて攝政兼家承りて源時中を參議に成されしを、小野宮實資の大臣は傾け申されし。されば上皇ましませど主上幼き時は偏に執政の政なりき。後三條院の時、賴通關白を止めて宇治に籠もり、前教通關白たりしかど其權を無くし、況して此御代には、院にて政を聞かせ給へば、執柄は唯だ職に具りたるばかりなり。されど是より又古き姿は一變するにや。執柄世を行はれしかど、宣旨官符にてこそ天下の事は施行せられしに、此御時より院宣、廳の下文を重くせられしに由りて、在位の君又位に具はり給へるばかりなり、

世の末に成れる姿なるべきにや。又城南鳥羽に離宮を建て、土木の功大に起る。昔は下り位の君は朱雀院にまします、是を後院とも、冷然院とも云ふ。〔後院ノ一ナリ、後院ヲ冷然院ト云フニ非ズ〕此帝は斯の所所にはまさで、白河より後には鳥羽殿をもて御座の本所と定められたり。院中の禮も是より始まれるなり。續世繼に、後二條大臣（師通なり）こそ下り位の帝の門に車立つるやうやは有ると述給ひし。それ隱れ給ひて後は少しも息音立つる人やは侍りし。正統記に、此帝白河に法勝寺を立て、九重塔など昔の御願寺にも超え、（永保三年）此後代代に打續き御願寺建てられ、造寺熾盛の謗りあり。造作の爲め諸國重任など云ふ事多くなり、受領の功課も正しからず、封戸莊園多く寄せられて諸國の費となる。【續世繼、白河の御寺（法勝寺）優れて大きにや、おもて九こしの塔など建てさせ給ひ、百體の御佛など常は供養せさせ給ふ。○續古事談に、白河院、法勝寺作らせ給ひて、禪林寺の永觀律師に、如何ほどの功德ならんと御尋ね有りければ、とばかり物も申さで、罪には餘も候はじとぞ申されける。】（續世繼を按ずるに、後三條は五壇の御修法にも、國や損はれぬらんと仰せられ、圓宗寺をもこちたく作り給はず。）法勝寺を建てられし年の二月、仁和寺御室性信を二品に叙す。皇子僧と成り位を賜ふ事、是に始まる。（性信もとは師明と云ふ。三條の四子、大御室と云ふ、是なり。）按ずるに、帝八男あり、六人は僧となす。其中第三子覺行法親王と申せしは、法親王の始めなり。續世繼に、後二條大臣師通出家の後、例無き由を申されしに、内親王と云ふ事も有れば、法親王も何どか無からんとて法親王に成されしなり。又金泥一切經を寫さる、此事の始めなり。又殺生を禁じ、獵具など持ち

し者も罪せらる。殿上の嚢盛も六齋日に變はる事無し。古事談に、加藤大夫成家不ㇾ拘二嚴制一鷹を仕ふ由聞えて、使廳に仰せて召す。早速參洛、【御所】門前に自ら鷹を据ゑ、下人二人も同じ。【仰云】制禁數年に及ぶに如何が存じて猶鷹をば仕ふ、【なるぞ】既に胡散にあらずやとなり。申して云はく、宿にも今一二鷹候。下人候はで相具せず、某は刑部卿殿相傳の家人なり、女御所供御料に、每日鮮鳥を當てられ、闕如あらば可ㇾ處二重科一となり。源氏平氏の習、重科とは刎首なり、鷹の道には獲 日も獲ぬ日も有り。必定首を刎ねらるべし。勅勘はたとへ禁獄流罪たりとも死には及ぶまじと存じ、命惜しさに如ㇾ此ㇾと申す。さる痴者をば可ㇾ追放ㇲと仰出ださる。

堀河院は白河第二子、（第一敦文早世。三井賴豪が事あり。）母は右大臣源顯房の女を關白師實の子として參らせしなり。八歲にて受禪。（此日先づ立ㇾ太子ㇾ、應德三年十一月なり）【百錬抄、應德三年十一月十九日卽位、八歲】關白攝政す。寛治四年に關白、嘉保元年【百錬抄、三月九日】其子師通關白、（後二條殿と申せしなり。）在位廿一年、廿九歲にて（嘉承二年七月）崩ず。續古事談に、堀河院は末代の賢主なり、天下の雜務を殊に御心に入れ給ひ、職事の奏せし申文を御夜居に又細かに御覽じて、所所に挿み紙して、此事尋ぬべし、此事重ねて問ふべしなど、手づから書きて次の日職事に給はる、一通り細かに聞し召す事だに有り難きに、重ねて御覽じて、さまでの御沙汰いとやんごとなき事なり。凡て人の公事勤むる程などをも御心に御覽じ定めけるにや。消息の出仕に、故障申さるる公卿、元旦に朝拜に參りたるを勘へ追入れられ、其夜ま

で所存あらん者の如何で一夜の內に直るべき、僞れる事なりと仰せけり。白河院は聞し召して、聞くとも聞かじと仰せられけり。餘りの事なりと思召しけるにや。【續抄。又見二續古事談一。】又或時の逍遙に、序書くべき人無し。大業藏人國資無才の者にて人不レ許、五位藏人時範書きけり。其日帝人々に連句をさせ給ひしに、國資も末句云へと仰せられければ、今日私の衰日なり、【續案。衰日の事拾芥抄に見えたり。】憚ありと申す。殿上の暦を召して御覽ずるに、巳日なり。巳日の衰日未だ無き事なり、如何で君を欺く、連句云はぬ程の者如何で博士に成るべきと仰せられけり。昔も無才の博士は有るものなりけり。（按ずるに、卿相の詩作らぬ始め、消息書かぬ始めも、此朝の人なり。又無才の博士あり、凡て本朝の文運此時より衰へたり。）又云、或人柑子の木を獻じたるを、御庭に植ゑられて愛し給ひければ、藏人瀧口集りて木を枯さじとて、家を作り覆へり。坊門左大辨爲隆これを見て、あれは何事ぞ、さる事や有るべきとて、御倉の小舍人を召して、散散に壞たせしかば、木程無く枯れたり。如何にとも仰せられず。（此爲隆、白河院に事を奏しける時に、題目殊の外重なりて、煩さげに思召したるを、此次でに申文ある限り奏し果てんと思ひ、知らず顏にて申す。申文五六通になりて、院立ち給ふを見ぬ顏にて、祭主大中臣某言ス申二請天裁一事と讀みければ、太神宮の訴かなとて還留し給ふ、それを力に殘らず奏せしとなり。）帝歌を好み給ふ事深くて、世に聞えし人に、源俊賴、藤基俊、周防內侍、伊勢大輔など云ふ者あり。堀河百首、又堀河院艷書合など云ふも此時の事なり。帝又笛を吹かせ給ひ、郢曲に長じ給ふ。（田樂の張行、此時の事なり。）【續世繼、笛を優れて吹かせ給

ひて朝夕に御遊びあれば、瀧口の名對面など申すも調子違ふとて、曉になる折も有り。時元と云ふ笙の笛吹き、御覺えにて夏はみづし所に氷召して給ふ。】

按するに、此時に至りて、文學漸く衰へたり。大江匡房中納言になされ、太宰帥に任せし事、此御時なれど是は白河法皇の御心なるべし。（寛二年の職、漢嚢親の事あり。）

鳥羽は堀河第一の子、母は閑院大納言實季が女なり。續古事談に、堀河院皇子晩く出で來給ひしかは、白河歎き給ひて、鳥羽の御母后は入内なり、懷姙の後、彼の母坊門尼上、賀茂に籠もりて男子を祈り給ひし時の夢に、明神衣の袖に居給ひて、もの宣ひ、男子を生むべし、其卷きたる物を取れとありしを見て、驚きて袂を探られしに、作りたる龍あり。其れを取りて、傳はりて鳥羽院に獻ぜり、彼の衣は御正體とて、四條坊門の別宮をば彼の尼上造れり。又女一人參りて女房に申して云はく、孕み給ふは王子なり、めでたくおはしますべし、右の御尻に痣おはしますべしと云ふ。實季出で逢はんとせしに、彼女は失せたり。生れ給ひしに、誠に右の御尻に痣おはしましけり。帝生れて八月にて立太子、五歲にて即位、右大臣藤原忠實攝政、十一歲にて元服（永久元年正月）忠實關白、保安二年二月忠實辭す關白、（四十四）三月忠通關白、（廿五歲、富家[illegible]）在位十六年にて讓位、（廿一歲、政事は白河の上皇より出づ。白河の崩後、上皇の政務廿八年、五十四歲にて崩す。）白河をば本院と云ひ、鳥羽をば新院と云ふ。白河花宴、（保安三年二月の閏）鳥羽五十の御賀（仁平二年三月七日）など云ふ、此御時の事なり。【續古事談九、男山云、昔（鳥羽）に

は忍びて參り給へる御方（美福門院）おはしまして、やや朝政怠らせ給ふ云云。少時はあの御方など申しておはしましし程に、三位の位添へさせ給ひて類ひ無き御もてなし云云。保延三年五月十八日王の男宮（近衞）生れさせ給ひぬ云云。此宮に位にもと思せど、后腹に御子達數多おはします程に當代（崇德）の御子に成し奉り給ひ云云、春宮に立たせ給ふ。」正統記に、此帝の時に裝束硬くなり、烏帽子の額など云ふ事も出で來ぬ。花園の有仁大臣と申し合せられし。續世繼、花園大臣の傳に、（白河の第三の宮輔仁親王の一男、源姓を賜ふ。白河の御養子となり。）此大將殿は、殊の外に衣紋を好み給ひて、袍の長短など細かに調へて其道に優れ給へり。昔は奴袴中ふみて烏帽子も硬く塗る事無かりき。此比よりきび烏帽子、きらめき烏帽子など再び變はりて侍る。白河院は御裝束に參る人引き裝ろひ申せばさいなみ給ひき。鳥羽院、此大臣細かに沙汰し給ひ、肩當、腰當、烏帽子とどめ、冠とどめせぬ人無し。冠、烏帽子の尻雲を穿ちたれば、然らずば落ちぬべし。衣紋の雜色と云ひて職人に成りしも此御家の人なり。（院中にて政聽き給ひし事は、代を逐ひて下に記るす。）正統記に、鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事を止むべしと云ふ制符度度ありき。源平久しく武を取りて仕へしかども、事ある時は宣旨を賜はりて諸國の兵を召し具しけるに、近代となりて郎が肩を入るる輩多くなりしに由りて此制符は下されき。果して今までの亂世の基なれば云ひ甲斐無き事に成りにけり。又白河鳥羽の御代の比より政道の古き姿やうやう衰ふ。（詳かには武家の下に現すべし。）

崇德院は鳥羽第一の子、母は待賢門院なり。(大納言公實の女を白河院養ひて入内。) 保安四年正月受禪、(五歳) 關白忠通攝政たり。此時曾祖白河を本院と云ひ、鳥羽をば新院と云ひき。大治三年待賢門院の御願とて圓勝寺を建つ。四年七月白河の法皇崩る (七十七歳) 此後は鳥羽上皇政を聽き給ふ。(廿七歳) 白河世にませし時は待賢門院寵ありて男女の子數多生れ。(男五人、女一人) 白河崩後鳥羽憚る所無く、前關白忠實が女入内、高陽院と云ふ。(子は無し。) 參議藤長實が女を召して女御とす。美福門院と云ふ、一時女院二人ある中にも美福門院專寵して鳥羽の政衰へぬ。天承元年十二月故關白忠實、上皇に謁す。是は白河と隙有りしにや、退居十二年にて始めて出仕す。既に致仕たれど此後政に預かり、嫡子關白忠通と不和にて二子頼長を愛する事甚し。(于時頼長十二歳、是れ保元の亂本。) 長承元年正月忠實內覽の宣、三月鳥羽上皇、得長壽院を作り三十三間堂を建つ。平忠盛奉行す。但馬國を賜はりて昇殿を許さる。(此人白河の時寵臣たりき。) 五年五月近衞生る。(美福門院の生める所なり。) 【百練抄、保延五年】當今崇德の養子となし、八月立太子す。(中間僅に二月か。是れ保元の亂本。) 六年二月忠實辭す輦車、六月准三后、賜隨身兵仗、十月薙染。(六十二歳) 永治元年鳥羽上皇薙染。(三十九歳) 續世繼に、御年四十にだに滿たせ給はねども、年比の御本意も又愼みの年にて、年比は御隨身なども止め給ひて供せさせ給はねども、寶莊嚴院作らせ給ひて供養し給ふに、兵仗返し給はらせ給ひて珍らしく、太上天皇の御振舞なり。打續き八幡、賀茂など御幸ありて、三月十日に鳥羽殿にて御髮下ろさせ給ふ。五十日御佛事とてせさせ給ふほど、大路に歩りく犬や、木積みて

歩りく車牛などまで養はせ給ひ、御堂の池どもの魚にも、庭の雀鴉など飼はせ給ふ。山山寺寺の僧に湯あむし、御布施などは云ひ知らず、唯だの節も斯やうの御功德は常の御營みなり。人の奉る物、多くは僧の布施になん成しける。おはします邊り、數多の御所どもには云ひ知らぬ綾錦、唐綾、唐絹、樣樣の寶物、所も無きまでぞ置き滿てられけるを、御布施にせさせ給へば、來ん世の御功德如何ばかりか侍らん。白河院はおはします所、きらきらしく掃き拭ひて、唯だ內の見參とて、紙屋紙に書きたる文の每日に參らするばかりを、御厨子に取り置かせ給ひて、さらぬ物は御あたりに見ゆる物無かりけり。況して裁ち縫はぬ物などは、御前に取出ださるる事無くて、片咳きせさせ給ひて、唯だ一所おはしまして、近習の上下をとりどり召し使ひおはしましける。其年十二月七日讓位。（廿三歲）〔一〇〕保元二年帝南狩至于讃州、長寛二年崩於于讃州（四十六歲）詳かなる事は下に見ゆトアリ〔二〕續世繼に、帝〔崇德〕故き事ども起さんの御志はおはしましながら、世を心にも任せ給はで、院〔鳥羽〕の御ままなれば、安き事も叶はせ給はずおはしましける。東宮（近衞）に位讓らせ給ふ。〔永治元年十二月七日〕其日辰時より上達部樣樣のつかさづかさ參り集るに、內〔崇德〕より鳥羽上皇に度度御使有りて、藏人の中務少輔師能代る代る參り、又六位藏人御書捧げつつ參る程に、日暮方にぞ神璽寶劍など東宮〔近衞院〕の御前へ上達部引續きて渡り給ひける。（此帝後に讃岐へ渡り崩じ給ふ事下に見ゆ。）〔增鏡おどろの卷、永治の昔、鳥羽の法皇、崇德院の御心もゆかぬに下ろし聞えて、近衞院を据ゑ奉り給ひし時は、帝いみじう澁らせ給ひて、其後になるまで勅使を度度立て參らせ給

ひて、内侍所、劍璽なども渡しかわさせ給へりしぞかし。さて其御憤の末にてこそ、保元の亂れも引き出で云云。】保元物語に、先帝殊なる御譲をもなされ給はぬに、押下ろし給ひしこそあさましけれ。古事談に、待賢門院は白河院御猶子の儀にて入内なり、其間法皇密通し給ふ。人皆是れを知るか。崇德院は白河院御胤子と云云鳥羽院も其由を知ろし召して、叔父子とぞ申さしめ給ふ。是れに由りて大略不快にて止ましめ給ふ。鳥羽院最後にも惟方（時に廷尉佐）を召して、汝ばかりぞと思ひて仰せらるるなり。閉眼の後、御遺言の旨候とて、闕け廻り入れ奉らざれと宣ふ。【崇德帝を入れ奉らざるなり。】【愚管鈔云、鳥羽殿にて亡せさせ給ひにけり。其時新院參らせ給ひたりけれども、内へ入れ參らする人もなければ、腹立ちて鳥羽の南殿へ、人も無き所へ、御車飛ばしておはしましける。】近衛院は鳥羽第八子、【正統記、近衛院、御母は皇后宮藤原得子、美福門院と申す、贈左大臣長實の女なり。】三歳にて卽位。【永治元年十二月】關白忠通攝政す。此時鳥羽を一院と申し、崇德を新院と云ふ。天養二年八月【百練抄、天養二年改元久安】待賢門院崩ず。久安六年、正月元服す。（十二）此月左大臣賴長が女入内す（實は德大寺中納言實能女。（皇后と云ふ。）六月攝政忠通が女入內。（中宮）帝中宮には親しく、皇后には疎かりしかば、忠通、賴長兄弟の間漸く不和、九月忠通氏長者、十二月關白、仁平元年正月賴長隨身兵仗氏長者、內覽の宣下、是れ父忠實申行ふ所なり。【〔?〕賴長隨ノ三字アリ】（攝關ならず。長者幷に內覽の宣是を始めとす。）久壽二年七月廿三日崩ず。（十七歳）在位十四年。

後白河は鳥羽ノ第四子、崇德ノ同母弟なり。廿九歳卽位す。忠通關白たり。古事談に、八條ノ院（近衛ノ同母女

弟暐子內親王をや女帝に据ゑ奉る、又二條ノ院の今宮(後白河)の小宮とておはしけるをや即け奉るべきなど沙汰ありけるに、法性寺殿(忠通)今宮の居陵に御座するを置きて、如何で異議有るべきと議し給ひしかば受禪。保元物語に、新院【崇德】此時を得て我身こそ位返り即かずとも、重仁親王は一定今度は即かせ給はんと待ち受けおはしまし、天下の諸人も皆斯く存ぜし處に、思ノ外に美福門院の御計らひにて、後白河ノ院其時に押し籠められておはせしを御位に即け給ひしかば、高きも賤きも思ノ外の事に思ひける事。此四ノ宮も新院と御一腹【故待賢門院】にて、女院の御爲めには共に御繼子なれども、【美福門院の御心には】重仁の位に即かせ給はん事を猶猜み給ひて、後白河をもてなし參らせ給ひて、法皇にも內々申させ給ひしなり、其故は近衞の世を早くし給ふ事、新院【崇德】呪咀し給ふとなん聞召しければ、是に依りて新院【崇德】の御恨一しほ増させ給ふも理りなり。此時四ノ宮雅を立てゝ其子守仁(二條院)を東宮とし、暐子內親王を東宮の准母として八條女院と尊號し、(皇后ならで院號の始【始ニアラズ、前ニ白河帝ノ皇女郁芳門院アリ】)暐子同母の女弟高松院を東宮の御息所と定めらる。(是は東宮の姨なり。)保元物語に、後白河即位の後、忠通世を淳素に返るべくは關白の辭表をさゝぐるか、又內覽、氏長者、關白に付けらるゝか、兩樣共に天裁にありと頻りに申させ給ひけり。【補按、保元物語、久安六年九月二十六日賴長氏長者ニ補シ、仁平元年正月十日內覽ノ宣旨蒙ラセ給フ。攝政關白ヲサシ措キテ三公內覽ノ宣旨是ゾ始メナル。父ノ殿下ノ御計ラヒノ上ハ、君モアナガチニ仰セラルル子細モ無シ。法性寺殿ハ關白ノ御名バカリニテ、天下ノ事イロハセ給フ事モ無カリシカバ、殊ニ御憤り深クテ當今位ニ即カセ給

ヒテ世淳素ニ返ルベクハ關白ノ宣云々」（按ずるに、頼長内覽を止めらる、氏長者は元の如し。）されば、頼長新院【崇德】の一ノ宮重仁親王を位に即け奉り天下の事を執行せばやと思ひ、常に新院に參りて宿直ありけり。保元元年七月二日鳥羽崩じて後、或夜新院昔を以て今を思ふに、天智は舒明の太子なり、孝德の子多かりしかど位に即き給ひ、仁明は嵯峨ノ第二子たれど、淳和の子をさし措きて祚を踐む。花山は一條に先だち、三條は後朱雀に進む。我先帝【鳥羽】の太子に生れ帝位を辱くす、上皇の尊號に列なるべくは、重仁こそ位に即くべきに、文にもあらず武にもあらぬ四ノ宮に超えられて、父子共に愁に沈む。然れども鳥羽おはします程は力無く二年を過ごしぬ。今は我天下を奪はんこと何の憚りか有るべきと仰せければ、頼長然るべしと勸め申す。内裏にも此由聞えて兵を召す。源義朝、義康等の源氏等召に應ず。鳥羽も此亂れ有るべしと思召されしにや、美福門院へ遺戒有りて内裏に召さるべき武士の姓名を記し置かる。重仁親王は故ノ刑部卿忠盛が養君にて、清盛（清盛其時は安藝守。原本頭註）は其乳母ノ子たりしかば、御遺戒には漏れしを、美福門院の謀にて、故院御遺戒に任せて參るべしと仰せ下されしに由りて（是は信西密謀を獻せしなるべし。原本頭註）清盛子弟引具して參りたり。新院は鳥羽の田中殿より白河の前齋院の御所へ御幸ありて、義朝の父爲義、其子四郎左衞門ノ尉頼賢、掃部ノ助頼仲、賀茂ノ六郎爲宗、七郎爲成、鎭西八郎爲朝、九郎爲仲等六人を具して參る。清盛ノ叔父平ノ右馬ノ助忠政父子も參れり。頼長も宇治より白河殿に參らる。凡兵二千餘騎、是より先内裏には關白忠通參内して頼長を流刑に申し行ふ。これ謀反發覺の事あれば

なり。馳せ集る兵一千七百餘騎。新院、齋院御所より北殿へ移り給ふ。軍議の時、爲朝内裏を燒くべしと奏す。賴長不レ聽カ。内裏は高松殿にて分内狹しとて、俄に東三條殿へ遷幸、其後義朝を召して軍議あり。義朝奏して曰く、淸盛等を止めて内裏を護り、自ら兵を率ゐて夜討にすべしと申す。（是れ南都の衆徒一千餘、明朝新院へ參ると聞えければなり。）少納言入道奏す。臣が家の事猶暗し、況や武事をや。一向義朝が計らひたるべし。先んずる時は人を制す、後にする時は人に制せらると云へば、今夜の發向尤もなり、淸盛を止め護らん事も然るべからず、武士皆々向ふべし、早く兇徒を討じて逆鱗を休めば、先づ日比申す所の昇殿に於て疑ふべからずと云ふ。義朝、戰の場に臨んで何ぞ餘命を存せん、只今昇殿して死後の思出に仕るべしとて、押して階上に昇りしを、信西、こは如何にと制せしを、帝御入興ありき。白河殿より武者所親久して内裏を窺はしめて散來ると聞えしかば、爲朝其議行はれざる事を憤りければ藏人に成さる。猶怒りて不レ拜す。十一日寅時ばかりに合戰始りに夜明けて義朝奏して火を放たん事を奏す。信西承りて許さる。やがて火を放つ。辰時、新院、賴長出奔。北白河にて賴長中レ流矢ニ、新院爲義を召し具し如意山に入つて武士等を散じ給ふ。爲義、忠政、三井寺の方に行く。新院は知足院の傍の僧坊に入つて薙染。忠實は新院の軍、利無しと聞きて橋を引き、（宇治）南都へ出奔す。賴長も南都に赴き舌を喰切りて死す。新院其後御室へ入り給ひしを取り奉る。十一日夜に入つて忠通關白もとの如く氏長者たり。子時ばかりに勸賞あり。安藝守淸盛、播磨守、下野守義朝ハ左馬ノ權頭、義朝ハ昔左馬助たり、今權頭たらん事面目にあらずと云ひしかば頭になさる。重仁は出家、

清盛をして爲義を求む。爲義東國に赴きしが病に病みて父子相共して義朝に許に來る。忠致と清盛が方に來れるを奏して父子五人を誅す。(是九日比叡山不快の上、爲義斬らせられ誅なりと云ふ。)爲義をも斬るべしと勅ありしを義朝二度まで訴へしを、清盛既に叔父を斬る、甥の子と云へり、豈に父に異ならんやと奏らせ給へば、鎌田次郎政清をして斬らせたり。義朝弟九人皆斬らる。爲朝一人逃れたり。近江和田に隱れたるを九月二日に生捕る。(湯屋にありし所にて)遠流。伊豆大島に流刑。九月知足院入道相國忠實も頼長同意の中にて流罪の沙汰有りしに、忠通訴へしかば其事無く、父子始めて和睦せり。(八月頼長の三子皆流さる。爲長雲州、師長土州、教長常州。)【七月】廿三日配【崇德】仕讃岐へ流さる。(八年の後、長寛二年八月廿六日に崩す。四十六歲。)此日頼隆、義朝合議すとて、白赤の旗挿して武士洛中を東西す。勅使を以て兩方を御尋ね有りしに跡形も無き由を奏す。【頼長、保元物語に流矢に當り疵を被り給ふ。是れ崇德院ノ御靈ナリトテ大炊御門ガスヘノ御所ノ跡ニ社ヲ造リテ崇德院ト號シ奉リ、左大臣(頼長)ニ贈官贈位行ハル。太政大臣正一位ノ位記ヲ讀ミタリト云フ。名教ノヤブレ見ツベキモノナリ。又按、頼長贈官贈位治承元年七月二十九日也。見玉葉。】保元物語に曰く、すべて今度の合戰は前代未聞と申すにや。主上、上皇、御兄弟なり、關白、左府も御兄弟、武士の大將爲義、義朝父子なり。此兵亂の趣も唯に故院(鳥羽)后(美福)の御計ひに由りて、不義の者受罰とも有りし故なり。七月十九日源平七十餘人誅せられき。中院左大臣雅定、大宮大納言伊通等議し申しけるは、嵯峨ノ御時、左兵衛督仲成誅せられしより以來、死罪を止めらるるによりて、

一條の御時、内大臣伊周、中納言隆家の花山院を射たりし罪、既に斬刑に當る由、法家の勘申しけれども流に宥めらる。今改めて死刑を行はるべきにあらず。就レ中故院の御中陰たり、かたがた宥めらるべき由を申さる。信西内々申しけるは、此議不レ可レ然、多くの兇徒を國々に分ち遣はされんは定めて兵亂の基たるべし、非常之理、（不斷理）は人主專にせよと云ふ事有り、重ねて僻事出で來らば、後悔何ぞ益あらんと申しければ、皆斬られたり。（信西不レ保二其身一、正坐レ此。原本頭註）弘仁に仲成誅せられて、帝王廿六代、（眞王政也、三代之後所レ未レ聞。原本頭註）年紀三百四十七年、絶えたる死刑を申し行ひけることぞ憂たてけれ。就レ中義朝に父を斬らせられし事前代未聞の義なり。且は朝家の御誤り、且は其身の不覺なり。孟子に舜天子たり、瞽瞍人を殺す事あらんを、皐陶捕へたらば、舜は如何がし給ふべきと云ふに、位を棄てゝ父を負ひて去るべしと有り。義朝寶に助けんと思はんに、などか其道無かるべき。恩を給ふに申し換ふるとも、讎ひ我身を捨つるとも、如何で是を救はざらん。誠に義に背ける故にや、無雙の大忠せしかども殊なる勸賞も無く、けつく幾程も無くして身を亡しけることぞあさましけれ。正統記の評是に同じ。又云、保元平治より此方天下亂れて、武臣（不用）盛りに王位輕くなりぬ。未だ泰平の世に歸らざるは名行の破れぞかし。

按ずるに、白河其の養女に私し、「恐ラクハ事實ナラジ」其の姙めるをもて孫婦とし、其の免ずるを待ちてやがて天位を嗣がしむ。鳥羽また聚麀して多くの男女を生ましめたり。其子何の罪かある。母を寵して其其子を憎み、且は又艷妻に惑ひて幼子を立つ。崇德また其假父を恨みて同母の弟を責め、忠實大臣として

故無く幼子を愛し、嫡長、長を凌がんとし、忠通又其弟と臣、長者を爭ひ、淸盛其叔父、從兄弟を斬りて、義朝が父と弟とを斬らん事を謀り、義朝又朝命を辭しかねて、父と弟とを斬る。後白河其兄に（位と）爭ひて是を流し、其功臣等をして其父子兄弟を斬らしむ。謂つべし、父父たらず、子子たらず、兄兄たらず、弟弟たらず、夫夫たらず、婦婦たらず、君君たらず、臣臣たらずと。北畠の准后いはゆる名行の破れ、一言以て蔽へりと云ふべし。

賴長は忠實の愛子にて、信西に學びたり。其兄忠通は詩歌手迹に巧みなるをば、朝家の要事にあらずと思へり。五常を正しくして賞罰を分かち、政務を正しく善惡を正しければ、時人惡左府と云ひて恐れき。眞實は心麗はしく、舍人、牛飼等の道理を立てて申し分くる事をも後悔し、陣にて公事の時、外記官史を譴められしにも過まらぬ由を申し披けば、怠狀を書きて給へり。是を辭すれば、一の上の怠狀を以下の臣下取り傳ふる事、家の面目ならずやと仰せけり。後の信西【平治物語、少納言入道信西、俗名道憲、進士藏人實兼子。】と云ふは、左大臣武智麿呂の遠孫にて、後白河上皇の御乳母紀伊二位が夫なり。此人南家の儒胤たれど、儒業をば傳へず、若きより諸道兼學して、九流百家に至るまで當代無雙の宏才博覽たり。初めは日向守通憲とて御前にて何と無く召し使はれしが、或時首切られんとする相有るを自ら相して、出家の暇申す時、日向入道と呼ばれんはうたてしく侯、少納言を敎し給はらばやと申せしを、始めは敎し給はざりしを、やうやうに申して許されし。出家して少納言入道信西と云ふ。（此事鳥羽の御時にや。）【台記、天養元年七月二十二日條

云。今日少納言通憲出家云云。韻按、其出家の心附きしに日記にも記るされきと云ふ一段續古事談に見ゆ】其の出家の心附きし時、賴長未だ(廿歲の時)若かりしに、院にて參會し、己れは出家の暇申して法師に成るべし、其れにいたましき事一つあり。才智身に餘りぬる者は遂に不運なると、人の申して學文を懶くせん事悲しきたり。君は攝籙の家に生れ、前途賴みあり、必ず學文才智を極めて、然も人臣の位を極め給ひ、己れ故人の念らん邪執をかうぶりて給べと申しければ、其顏をつくづくとまもりて涙ぐみ、詞は無くてうなづき給ひけり。後四年を經て賴長の(廿四の時)病を問ふ事ありしに、臥しながら龜卜と蓍筮との事を論ぜしに、左府龜卜深しとて事の外に論じ上がりて、入道遂に敗けぬ。さて入道、今は御才智既に朝に餘り給ひたり、御學文入るべからず、若し猶せさせ給はば、一定御身の祟となるべしと申して退出せり。此事を自讃して日記にも記るし置かれき。保元物語に、弟子を見る事師に如かずと云ふ事有り、是れ御學文を止め申すにあらじ、才智に誇り給ふ所をぞ誡め參らせけん。先づ御心誠に心有りて確はしき御心ばせの上の御學文こそ然るべけれ。何かすべて內外の鑽仰、唯だ一心の爲めなり。

按ずるに、此物語に評せし所は然かなり。されど通憲が斯く云ひし所は然かは有らじ。初め勸めし所唯だ才智を極め給へとこそ見えたれ、德を修め給へとは云はざりき。獨り賴長の身を失ひしのみにあらず、信西が終を善くせざりしも、唯だ才智を以て學とせし謬に由れる歟。

亂後、帝、後三條の例に由りて記錄所を立て、自ら政を聽き、御乳母の夫少納言入道を寵任して大內を造

られ、（白河の後、始めて遣らる）洛中を掃き清めて、古への盛時に立歸へり、在位三年にて讓位。三十二歲（是より後の事、下に詳かなり。）

二條院は後白河ノ第一子、母は大炊ノ御門贈太政大臣經實ノ女なり。保元三年八月受禪。十六歲）忠通辭ス關白、其子「古事談抄、右大臣」基實ヲ關白トス。（十六歲）（君相共ニ童幼、古今未ㇾ聞。以上原頭註）天下ノ事ハ後白河專ら治ひ、信西いよいよ任用せらる。平治元年十二月信賴、義朝ト亂起れり。（保元亂後三年を隔つ）權中納言兼中宮權ノ大夫右衛門ノ督藤原信賴は、中關白道隆の後なりしが、父祖は諸國の受領を經て、老後從三位に至りき。【平治物語、信賴ハ中關白道隆八代ノ後胤、播磨三位基隆ガ孫、伊豫三位忠隆ガ子ナリ。】然るに此人後白河上皇に寵任せられ、廿七歲にて中納言右衛門ノ督に成る。猶大將を望み申せしを、上皇、信西に議せられしかば、此事ゆめゆめ然るべからず、君の御政は司召を以て先とす。叙位除目に僻事出で來ぬれば、上天の意に背き、下民の謗を受けて、世の亂るる端なり。漢家、本朝其例これ多し。三公には列すれども、大將を經ざる臣のみ有り。執柄の息、英才の輩も此職を先途とす。信賴などが身を以て大將を汚さば、愈よ驕りを極めて謀逆の臣となり、天の爲めに亡されん事、如何で不便には思召されざらんと諫めしかど、げにもと思召す御色無かりしかば、信西唐の安祿山が圖三卷を書かしめて諷ぜしかど、猶げにもと思召す事無し。信賴斯くと聞きて常に所勞と稱して引籠りて、馬乘り弓引き、早わざ、力持ちなど偏へに武藝を習ひ、信西を滅さん爲めとぞ聞えし。信賴其子信親を清盛が婿に成して相語らはんと思ひしが、後に太宰ノ大貳に成され、大國數多賜はりて

恨み有らじ、義朝こそ保元の功大にして賞の輕きを恨むべけれと思ひ、日比懇ろに語らひ、帝の外戚新大納言經宗、御乳母の別當惟方等と睦びたり。正統記に、淸盛は信西が緣者と成りて事の外に召仕はる。信西、淸盛を滅して世を恣にせんと計る。此年十二月四日平淸盛其子左衞門ノ佐重盛と熊野に詣でし後にて義朝と相謀り、九日子時に義朝五百騎を率ゐ、信賴院ノ御所へ參り、上皇を大内の一品の御書所に捕へ、帝を黑戶の御所に置き參らせ、三條殿を燒き、信西が西ノ洞院の宅をも燒き、其子ども闕官せしめ、御方の兵に除目を行ふ。(信賴は朝餉の間に在りて自ら大臣大將たりと云ふ。)義平は母方の祖父三浦ノ介が許に在りしが騷がしき事有りと聞きて馳せ上り、今日の除目に逢ひしに勢を賜はりて安倍野に出で向ひ、淸盛父子を討ちて後に賜はるべしとて辭す。信賴許さず。信西は九日午時に白虹貫ク日ヲを見て、今夕御所に夜討入るべしと知りて奏せん爲めに院參せしに、御遊の中にて子息等も御前に在りしかば、女房に申し置き家に歸り、妻の二位に子供にも知らせよと云ひ、郎等四人具して奈良へ奔るとて、信樂の峰にて忠臣君に代ると云ふ事を思ひ出だして、十日ノ朝右衞門ノ尉成景を都に返し見せしに、舍人武澤が來るに逢ひて變を聞き、入道は春日山の奧へ行きしと云ひて引返し斯くと云ふ。入道生きながら穴に埋めらる。出雲ノ前司光康五十騎にて追ひ驅け、彼の月毛の馬と武澤と云ふ舍人を見附けて、尋ね問ひて掘り出だすに未だ息ある首斬りて、十四日に獄門に懸く。正統記に、信西も才學あり、心さかしかりけれど、己が非を知り未萠の禍を防ぐまでの知分や缺けたりけん、信賴が非をば諫め申しけれど、我子どもは顯職顯官に上り、近衞ノ中將などにさへ成し、參議以上に上るも有り。斯くて

失せにしかば、是も天道に違ふはと辭あり疑ひ無し。十日の朝、六波羅より立てし早馬、切目の王子にて追付く。清盛先づ熊野に參らんやと云ふを、重盛諫めて引返す。兵具無しと云へば、筑後守家貞長櫃五十合より鎧五十、矢五十、腰竹の杠の中より弓五十出だしたり。別當湛增廿騎を遣し、湯淺宗重卅騎にて來たる。彼れ此れ百騎にて返る。義平三千にて安倍野に待つと聞きて四國へ渡らんと云ふを、重盛諫めて家貞と共に勸めて歸る。其後信西が子ども流罪。(嫡子新宰相俊憲、播磨中將成憲、是は清盛の壻なり。後に櫻町ノ中納言と云ふ。權ノ右中弁貞憲、美濃少將長憲、信濃守正憲等なり。俗僧ともに男子十二人、女子五人有りしなり。)廿三日內裏にては六波羅より寄すると聞き、六波羅にても十日より日日に待つ。廿六日の夜上皇密かに仁和寺に奔る。(藏人右少弁成賴御供なり。)帝も六波羅に奔る。(經宗、惟方御供なり。)信賴斯くと聞きて驚きて六波羅を攻むべしとせしに、廿七日清盛內裏に押寄す。源氏の兵是を打破りて六波羅に寄す。源賴政心變りし、源氏利無くして義朝東へ奔る。信賴道にて捨てられ、降參して斬らる。上皇信賴が死刑を宥められん事を請ひ給ひしかど叶はず。義朝青墓より尾州野間へ下向、長田忠宗が家に入る。明くる永曆元年正月三日に忠宗が爲に討たる。(三十八歲。)前右馬頭義朝并郞從正淸等首廷尉請取、獄ノ東獄門前樹に懸く。義平は父と議して山道より攻上るべしとて飛驒に下りしに多勢となる。義朝討たれしと聞えて兵散ず。都に上り清盛を覘ひしが顯れ、難波三郞經遠三百餘騎にて旅宿を圍みしを打破りて、石山の邊に隱れしを、難波三郞經房が郞等捕へて上る。首斬られたり。(正月十八日の事、時に二十歲。)二月九日賴朝關ヶ東にて

捕はる。池の尼の請に由りて豆州に流さる。常盤が腹三人は助けらる。此功に由りて清盛正三位に敍し、(參議に成さると云云) 子息兄弟皆皆國賜はる。信西が子十二人は召返さるべきに其事無し。是はもとの如く召し使はれんには、信頼同心の輩天聽に達せん事を恐れて、經宗、惟方が申し留めし所なりとぞ。院は顯長の宿所に御座ありしが、二月廿日比、(仁和寺より出で給へども、三條殿燒けて御所に成るべき所無かりしかば、八條堀河皇后ノ大夫顯長の宿所にませしなり。) 清盛を召して主上幼ければ是程の御計らひ有るべしとも覺えず。(按ずるに、御棧敷を板を以て打附けしなり。李輔國が明皇を西内に幽へし事の如くなるを怒り給ふなり。) 經宗、惟方がしわざと思召し、縛め參らせよと有りしかば、召捕へて參らす。死刑に定まりしを、忠通申し宥められて流さる。正統記に、斯くて暫し靜まりしに、主上、上皇御中惡しくて、帝ノ外舅大納言經宗、御乳母ノ子別當惟方等、上皇の御意に背きければ、清盛に仰せて召捕へられ配所に遣はさる。【續古事談、ななの別に云、帝(二條)の御戚方、又御乳母など云ひて、大納言經宗、別當惟方など云ふ人世を靡かせたりし程に、院(後白河)の御爲め御心に違ひて、二人ながら内に候ひける夜、あさましき事ども有りて、おもただしきさまに聞えけるを、法性寺の太政大臣の、頻に申し和らげ給ひて、各流されにき。此頃は召し返されて云云。】是より清盛天下の權を恣にして、程無く太政大臣に上り、其子大臣大將に成り、剰へ兄弟左右の大將に並べり。天下の諸國半ば過ぐるまで我領となし、官位に多く一門家僕に塞げたり。王室の權更に無きが如くに成りぬ。按ずるに、此年帝、藤原の多子を召して后に立てらる、是は近

衛院の后なり。其美なる事を洽聞し召して、其父右大臣公能に敕して召さる。此事然るべからずと上皇も思召し、群臣諫めしかど聽き給はず。二代の后と云ふ是なり。時に帝十八、后は廿二なり。是より主上、上皇の間快からず。此事に由りて經宗、惟方罪せられしか、平治物語の如くなれば信頼が亂は主上の御旨なりと云ひし事にや。又信西が子息等流刑の事も。平家物語二代の后の下に、永曆應保の比よりして（二條の年號）院の近習者をば内より御誡め有り。内の近習者をば院より誡めらるる間、上下恐れ戰いて安い心もせず、唯深淵に臨み薄氷を踏むが如く、主上、上皇父子の御間、何事の御隔てか有るなれども思ひの外の事ども多かりけり。〔續世繼、宮城野云、此の大臣（公能卿）の御女四人ましませり。三の君（多子）十一にて后に立ちたまへり。云云。帝（近衛）崩れさせ給ひて年經る程に二條の帝の御時におなじさまに御消息有りければ、父大臣もかたがた申し辭びさせ給ひけれども參らせ奉り給へりけるに、昔の御住居を同じさまにて、思ひきや憂き身ながらに廻り來て同じ雲井の月を見んとは。〕平家物語に、故近衛院の后太皇太后宮と申ししは大炊の帝の右大臣公能公の御娘なり。微かなる御有樣にて渡らせ給ひしが、御年廿二三にもや成らせましましけむ、天下第一の美人の聞えましましければ、主上色にのみ染める御心にて、密かに外宮に引き求めしむるに及びて御艶書あり。敢て聞し召しも入れず。されば一向はや顯れて御入内有るべき由宣旨を下さる。異なる詔旨なれば公卿僉議有り。我朝には未だ二代の后に立たせ給ふ例を聞かずと一同に申されたりければ、上皇も不可然由こしらへ申させ給へども、主上天子に父母無し、我れ萬乘の位を保つ、

是程の事などか任せざるべきとて、やがて御入内の宣下せられける上は、上皇も力及ばせ給はず。大宮斯くと聞し召され御涙に沈ませおはします。先帝に後れ參らせにし久壽の秋、同じ野の露とも消えたりせば、今斯かる憂き事を聞かざらましとぞ御歎き有りける。父の大臣こしらへ申させ給へども御返事も無かりけり。憂きふしに沈みもやらで川竹の世にためし無き名をや流さん　御入内の日にも成りしかば、父の大臣御車に助け乘せさせ給ひけり。思ひきや憂き身ながらに廻り來て云云。哀れにやさしき御事なり云云」】應保二年富家ノ入道相國忠實薨ず。(八十四歳)知足院の關白と云ふ是なり。三年二月前ノ攝政忠通薨ず。(六十八歳)法性寺殿と云ふ。(鳥羽より當代まで四十餘年、攝政關白たりき。)永萬元年三月、源爲朝豆州大島より鬼島に赴きしと云ふ。六月帝病ありて讓位、七月崩ず。(廿三歳)在位十年。

六條は二條の子、母は大藏ノ大輔紀ノ兼盛女、受禪の時二歳、攝政は關白基實、後白河上皇政を聽き給ひき。平家物語に、一の宮の二歳に成らせ給ふを、太子に立て給ふべきと聞えし程に、六月廿五日俄に親王の宣旨蒙らせ給ふ。やがて其夜受禪有りしかば天下何と無く慌てたるさまなり。本朝童帝の例を尋ぬるに、淸和天皇九歳にて讓を受けさせ給ひ、外祖忠仁公幼主を扶持し給へり。是は攝政の始なる。鳥羽院五歳、近衛院三歳、彼れをこそいつしかなれと申せしに、是は二歳に成らせ給ふ先例無し。物騷がしとも疎かなり。仁安元年七月基實薨ず。(廿四歳)其弟左大臣基房攝政たり。十月後白河上皇その第三子憲仁【高倉】親王を東宮に立つ。これ主上ノ叔父なり。(主上三歳、東宮六歳。)【按、平家物語、十月廿七日上皇

終に崩御ありぬ。異本平家物語、廿五日に帝即位、廿八日上皇崩す。」と。補任には廿五日譲位、廿七日即位、廿八日上皇崩。」二年二月平清盛任ず太政大臣。（二條ノ應保元年中納言、六條ノ永萬元年大納言、仁安元年に内大臣、其れより直ちに太政大臣なり。）從一位、隨身兵仗を賜はり、輦車を聽さる、時に五十歳。五月辭表、八月嗣子重盛ヲ以テ播磨、肥前、肥後之海賊ヲ追フ功ニ由ル。」「仁安三年二月上皇讓ル帝ニ」「六條」以テ東宮ヲ爲ス帝ト。「高倉」帝を新院と云ふ。僅かに五歳）在位三年。正統記に、上皇世を知らせ給ひしに、二條の帝より快からぬ御事なりし故にや、何時しか譲國の事有りき。御元服なども無くして十三にて世を早くしましき。按ずるに、上皇清盛を頼りに補任せられし事に、其愛子高倉を立てんと思ひ給ひし故に、其力を借りんとの御事なるべし。此事長寛の崇徳を廢して近衛を立てられしより甚だ非禮事なるべし。孫を立つると云ふ事古の禮なり、是一つ。叔父をして姪の太子に立てられし事、甚逆なり、是二つ。鳥羽院に崇徳の御子にあらざる事を知り給ひし故とも云ふべし、是に正しき嫡孫なり、然るを既に帝位を踐み給ひしを、由なく以て取替へられし事、是三つ。且つ又元服も無く廢せられしなど云ふ事は、古今に其例無き事也。

高倉は後白河の第三子、母は贈左大臣平時信の女、建春門院と云ふ。六歳にて即位し、其居處政後白河天下を知り給ふ事元の如し。正統記に、清盛彌々專らにせし事は此御代の事なり。按ずるに、清盛が妻平時子は建春門院の女兄なり。故に平氏ますます勢を得しなり。又建春門院の兄大納言平時忠は、主上に於て殊にも平家にも皆親しく在りし故、權勢を執れり。時人是を平關白と云ひき。此年十一月、清盛依病薙髪す（五十

一歳）嘉應二年春豆州狩野介茂光が訴によりて、源爲朝追討の院宣を下され、四月爲朝の大島の宅を攻む。爲朝自殺ス。（三十二歳）十月平重盛ノ第二子資盛、松殿攝政基房と乘合の事あり。承安元年正月帝元服ス。（十一歳）清盛ノ女德子入内、女御とす。（十五歳）二年二月德子中宮となる。十二月基房攝政を辭して關白となる。百練抄、嘉應二年九月上皇幸ニ福原ニ、爲ノ覽ルニ宋人ヲ也。承安元年七月清盛進ニ羊五頭麝一頭ヲ於上皇ニ。三年三月宋人有レ貢、相國入道可レ遣ニ返牒ニ之由内々被レ定仰。安元二年七月六條院崩ズ。（十三歳）同月建春門院崩ズ。治承元年の春、後白河法皇、別當新大納言藤原成親、西光法師等と東山鹿谷に會して平家を謀る。五月の末事覺れて、六月清盛、成親西光等を捕へり。西光幷其子加賀ノ前司師高、其弟師經を斬りて成親を流す。其子成經、平康頼、俊寛等事に坐せられて流さる。二年十一月安德生ル。十二月立ツ東宮ニ。三年八月平重盛薨す。（四十二歳）十一月清盛使ニ宗盛閉ニ法住寺ヲ、幽シ法皇ヲ於鳥羽離宮ニ、流シテ關白基房ヲ于備前ニ、太政大臣師長ヲ于尾張ニ、削ル按察大納言源資方等四十三人ノ官爵ヲ。以ニ三位中將基通ヲ任ジ内大臣ニ、爲ス關白ト。廿歳（其實の子清盛の壻）愚管抄ニ、無シテ文才ニ爲ニ執柄ト、自ニ基通ニ始マル。四年二月讓ル位ヲ於東宮ニ。（廿歳）在位十二年。正統記に、清盛惡行をのみ爲しければ、主上深く歎かせ給ひ、遜位の事有りしも、世を厭はせましける故とぞ。御心ばへもめでたく、孝行の御志深かりき。管絃の方にも優れておはしましけり。平家物語に、主上殊なる御謀もわたらせ給はざりしを、押下ろし奉りて東宮踐祚あり。是も入道相國萬づ思ふ樣なるが致す所なり。（高倉の主、德有りし事どもは彼の物語に見ゆ。）

安德は高倉の子、母は清盛が女、建禮門院と云ふ。三歳にて受禪、清盛夫婦准三后の宣旨を蒙る。關白基通攝政たり。法皇は鳥羽殿に囚はれ、高倉ノ上皇は新院と申せしかど、政務をいろひ給はず。攝政も名のみにて、天下の事悉く清盛が心のまゝたり。三月新院嚴島へ御幸。（此時清盛、上皇に誓紙を書かせ參らせしと云ふ。）四月源ノ頼政卿が以仁親王を勸め參らせ、平家を亡さんと計る。（法皇ノ第二子にて新院ノ異腹ノ兄たり。）五月事露れて、清盛やがて知盛をして討たしむ。親王中ニ流矢ニ而死ス。（三十歳）頼政自殺す。（七十五歳）仲綱、兼綱は戰死す。六月清盛遷ニ都ヲ於攝州ノ福原ニ。復遷ス法皇ヲ於福原ノ御所ニ。以仁親王の事に由りてなり。又頼政が事に由りて、諸國の源氏悉く殺さるべしと沙汰す。八月頼朝擧ニ兵ヲ於豆州ニ。（卅四歳）【讀按。東史治承四年四月廿七日壬申高倉宮令旨到ニ著于前武衞將軍伊豆國北條館ニ、八條院藏人行家所ニ持來也。〇讀按、頼朝擧レ兵襲ニ平兼隆ヲ是月ニ八月十七日。】十月義仲擧ニ兵ヲ於信州ニ。此月、清盛が下せし兵（平維盛爲ニ大將）富士河にて潰ゆ。（維盛大將軍、忠度副將軍）【玉海、養和元年十月十一日知盛清經等可レ向ニ越前國ニ、重衡可レ赴ニ東國ニ。（東海道出道）維盛昨日（二日）下ニ向近江國ニ云云。十日條下云。明日官軍下向延引十三日云云。】十二月清盛復ニ京師ニ。【讀按するに、六波羅の太政入道、福原の京立てゝ皆渡り居て後、殊の外に程經て古京と新京と何れか勝れると云ひ定めさせんとて、古京に殘り居たる然もある人ども皆呼び下しけるに、人皆入道の心を恐れて思ふばかりも云ひ開かざりけり。長方卿一人少しも所を置かず、今の京を譏りて言葉も惜まず、さんざんに云ひけり。さてこそ元京の善きやうを云ひて、終に其日の事、彼人の定めに由りて古京へ

還るべき議に成りにけり。後に其座に有りける上達部の長方卿に逢ひて、さてもあさましかりし事かな、然るばかりの惡入のいみじと思ひて立てたる京を、然程には如何に云はれしぞ、云ひおもむけて歸京の儀有ればこそ有れ、云ふがひ無く陰立ちたらば如何がし給はましと云ひければ、此事我も思ふには然る義あり、入道の心に叶はんとてこそ然は云ひしか。其故は倩〻漢家本朝を考ふるに、昔から新儀を行ひたる者、始めに思ひ立つ折はなかなか人に云ひ合する事無し、其しわざ少し悔しむ心有る時は人には問ふなり。是も彼の京、事の外に居つきて後、兩京の定めを行ひしかば、早や此事悔しく成りにけりと云ふ事を知りにき。されば何じかは詞を惜むべきとぞ云はれける。堀小路中納言の兩京定めとて、其時の人の口に有りけり。と續古事談に見ゆ。〔源平盛衰記廿四卷には勸修寺宰相宗房の事とす。〕養和元年正月高倉ノ院崩ず。（廿一歳）二月清盛命ジ城ノ助長茂ニ爲シ越後ノ守ト討タシム義仲ヲ。西海南海兵起（西國に緒方、伊豫に河野、紀州に熊野ノ別當等なり。）源ノ行家尾張に到ると聞えて、知盛維盛をさし向く。通盛して皆進まず。閏八月〔百練抄、二月〕清盛薨ず。（六十四歳）此ノ夜西八條ノ第火アリ。宗盛等還ル法住寺ニ。〔百練抄、二月十五日重衡爲ニ追討ノ東國ニ發向ス。〕三月重衡、維盛敗ル行家ノ兵ヲ於尾張墨俣川ニ。興公義圓戰死。（義經の同母兄）六月平ノ助長出サント師ヲ、俄ニ死ス。七月宗盛令ム肥後ノ守貞能ヲシテ討タ鎮西ノ兵ヲ。八月勅シ陸奧ノ守藤秀衡ニ討タシム源ノ頼朝ヲ。秀衡不受ケ命ヲ。壽永元年九月城ノ長茂任ス越後守ニ。（助長弟）與義仲戰ヒ敗ル。二年四月平ノ維盛、通盛爲リ大將軍ト、忠度、經正、清房、知教爲リ副將軍ト討ツ義仲ヲ。五月平軍大敗シ還ル。十萬ノ兵僅かに生還ル二萬人。副將軍知教戰死せり。（清盛ノ季

子）七月、義仲叡山に陣す。宗盛等奉ジテ主上ヲ奔ル西國ニ（七月十四日貞能討ジテ鎮西ヲ平ゲテ之ヲ而歸ル）廿五日に都落ちと云ふ。又平族の中知盛はかゝる都にて死すべしと諫めしなり。）義仲は以仁の御子を奉ジテ讃岐ノ守重秀が僧に成りて北國へ奔りしを、還俗せしめて主にせんとて、具して上洛す。木曾ノ宮還俗。宮後にのよりの宮と申す。（按ずるに、義仲業ニ近江路ヲ入洛せしなり、山に上りしにはあらざるか。又初め義仲越前の府に至つて議す。江州を經て都に入らんに、山僧若し拒まんか、彼と戰はん事せん無しと云ふ。覺明謀りて山僧等と合議りて東坂本に陣して、搦ノ六郎親忠、覺明等六千ノ兵山に上りしたり。玉海に是月ノ朔、帝御ス紫宸ニ、謀隊于南階ノ霜下ニ。又有レ牛升二小板敷ノ上ニ。又狐蒼御帳ノ上ニ。愚管抄に、此時法皇新熊野にます。藤原ノ實秀密かに奏して、源氏既に江州に至れり、六波羅落ち騒ぎぬ、東北の兵東軍に屬せり、平氏の敵すべきにあらず、君若し遁れ給はんには此時なりと云ひしかば、鞍馬に至り給ふ。玉海には、攝政基通密々告ぐるを法皇常に愛し給ひしかば、基通平家に親しかりしかど、取り奉りて西海に赴かんと計りし事を告げ參らせられしかば、密かに鞍馬に御幸す。（廿四日）其後叡山に登り給ふ。宗盛等法皇失せ給ひしかば力無く主上を取り奉りて都を落つ。（廿八日）斯くて法皇御歸路、義仲は勢多より、行家は宇治より都に入る。法皇使を下されて頼朝を召しけれども不ㇾ參。八月（五日）【壽永二年】法皇尊成【後鳥羽】を即位せしむ。（是より先、平家は福原にも留まらず筑紫へ落つ。是より二帝あり。安德をば先帝と申しき。○此時高倉の皇子安德の外、二ノ宮は西海に在す。三ノ宮と四ノ宮と洛に在り。三ノ宮時に五歲、此外以仁王の子木曾ノ宮おはしき。）

後鳥羽ノ院は、高倉ノ第四子、四歳にて即位。基通攝政元の如し。此時前ノ關白基房密かに法皇に請ひて、其子師家を攝政とせんとす。世人は右大臣兼實其任に當れりと云ひしかど、【補按、云ひしかど之下脫文】法皇元より基通を愛し、且は平家の密謀を告げ申せしに由り、其難を遁れ給ふ故なり。十日に義仲を左馬ノ頭に任じ、越後を賜ひ、朝日將軍とす。行家備後守に成さる。義仲、行家國を嫌ひしかば、義仲は伊豫ノ守、行家は備前ノ守に成さる。此外源氏十餘人、受領、檢非違使、衛府の尉に成さる。十月頼朝欲シ討タント義仲ヲ發シテ兵ヲ到ル讃州ニ、聽キ藤秀衡出ヅト師ヲ於白河ノ關ニ而還ル。平家物語に、木曾は平氏筑紫を弃り歸りて讃州屋島に止り、山陽、南海十四國を領へしと聞きて兵を遣はす。備中ノ水島にて敗け軍すと聞えし程に、自ら備中に向ひて勝軍し、都の留守行家、院のきり人にて有ると聞きしかば歸る。行家播磨に下り室山合戰して、平家に破られしと見ゆ。玉海には、十一月義仲守ル洛ヲ、行家發シテ兵ヲ於播州ニ、頼朝就テ使官中原ノ康定ニ奏シテ曰、聞ク藤秀衡賜フト院宣ヲ討ト頼朝ヲ、恐クハ是非ス叡旨ニ、義仲ガ矯ル制ヲ也。以テ其院宣ヲ轉寫シテ奉ル關東ニ乃寫ス是ヲ焉。法皇大ニ驚ク。（按するに是頼朝の詐謀、法皇、義仲君臣の際を離間せんとするにあり。又義仲を討たんとするに辭無きが故なり。且は又法皇を脅制せんとの僞なるべし。）東鑑を按ずるに、清盛薨せし養和元年閏二月頼朝其伯父志田ノ三郎先生義廣と戰ふ事あり。義廣戰ひ負けて義仲に依れり。其三月院中にて議定有りて武田太郎信義に仰せて、頼朝追討の廳ノ御下文を被レ下べしとの事、京より大夫ノ屬入道三善善信告げたりしかば、頼朝信義を疑ふの間、信義誓紙を捧げて其事無き由を申し居り。中一年を隔て、壽永二年の比、信義頼朝に對ぐ。義仲越後を破り、頼

朝に随はず、平氏と縁を結びて頼朝を謀ると。是は信義が女を志水冠者義高に嫁せんとせしを義仲許さざりしが故に斯くは讒せしなり、爰に於て頼朝、義仲と戦はんとす。義仲、志田ノ義廣を討ちて出だすべきやうも無し。然らばとて義高を鎌倉に遣はして頼朝と和したり。是は平家こそ朝敵たれ、頼朝と軍せんやさには有らずとの事なりき。頼朝其長女をして義高が妻とす。是かねて相約せし所たるべし。其後義仲は北陸を攻上りて終に都に入りしなり。十一月十九日義仲攻ム法住寺ヲ、囚ヘ法皇ヲ於五條ノ内裏ニ、遷ス帝ヲ於閑院ニ、是は源氏ノ兵京中に満ち満ちて、洛外にて田を刈りて秣とし、資財等を奪ふと聞えて、院より壹岐ノ判官知康を御使にて制すべき由を仰せ下されしに、知康其御使を聞かず、馳せ歸りて義仲をば討たるべしと讒せしを、然らばとて山山寺寺の僧を召し集めて、義仲を討たるべしと有りしかば、木曾に属せし畿内の兵皆皆院に参り、五萬ノ兵纔に七千に成りたり。院中に参る兵ハ二萬、知康大將ト成ル、義仲やがて法住寺殿に寄せて火箭を射懸けたれば官兵皆潰ゆ。法皇の落ち給ふを取りて五條ノ内裏ヘ入れ参らす。帝をば閑院殿へ行幸なり。義仲が手に討つ所六百三十餘人と云ふ。廿三日義仲四十九人の官職を停む。此時頼朝舎弟等に六萬ノ兵を附けて義仲討てとて遣はしけるに、斯くと聞きて尾州ノ熱田ノ邊に陣を止む。義仲平氏へ使して上洛有るべしと云ひ遣はせしに、知盛の議に據りて、義仲に降参すべしと答へける。義仲又從はず。松殿入道殿下の意見に依りて、停めし人人の官を復し、殿下の子師家（十二歳）從二位中納言なるを内大臣とし攝政たらしめ、十二月十日に法皇を出だし申せしかば、大膳ノ大夫成忠が宿所六條ノ西洞院へ幸なりぬ。元暦元年正月十

日義仲兼ニ征夷大將軍ニ。【百練抄、元暦元年正月十一日伊豫守義仲可レ爲ニ征夷大將軍一之由宣旨】東鑑ニ云、鎭守府ノ宣下者、坂上中興以後至ニ秀衡ニ（安元二年）七十度、征夷ハ僅ニ兩度也。桓武ノ延暦十六年、十一月坂ノ上ノ田村丸、朱雀ノ天慶三年正月藤忠文、爾來畢家廿二代、二百四十五年。職原抄ニ云、征夷者始ニマル於日本武ノ尊ニ、已往東征人或爲ニ按察使一、或爲ニ鎭守將軍一。文屋ノ綿丸以來有ニ征夷將軍之號一、（平城天皇ノ御ノ日、平城以ニ綿丸ヲ爲ニ征夷使ト。）愚按、田村丸、忠文皆稱ニ征夷將軍ト、征夷ノ號久以中絶。義仲任ニ征夷將軍ニ、其後賴朝任ズ之ニ、爾來連綿。（按征夷之名ハ自ニ日本武ニ始マル、征夷將軍之號ハ自ニ綿丸ニ始マル、爾來以ニ義仲ヲ爲ニ中興ト。）

廿日東軍與ニ義仲ノ戰ニ于京師ニ、義仲及義廣敗死ス。

按ずるに、義仲始め高倉ノ宮の令旨を奉じて兵を擧げしに、宮の御事有りしかど、其御子の侍と成らせ給ひしを取立て還俗なし參らせ主と成す。又伯父の義廣に頼まれしを、賴朝恨みて私ノ軍せんとせしに、我愛子の十二たるを出だして中和らぎしなど、君父の義を知れりと云ふべし。北國度々の戰に打勝ちて京に向ひし時も、山僧と故無き軍せん事然るべからずとて、覺明が策を用ひて速かに京に入る。凡て平家の兵を破りて都を追ひ落せし事、悉く義仲が功なり。賴朝四年が程東國を併せ呑んで、自らの事を營みしが如くにはあらず。法皇太子を擇び給ひし日も、已が主とせし人に黨する事も無かりしなど、悉く皆義に當れりと云ふべし。唯だ法住寺殿を攻めし一事のみ罪有りと云へども、其れも知康が爲に讒せられ、法皇既に御誅罰有るべきにて、手に屬せし兵も悉く馳せ參りしかば、其憤に堪へざるが故なり。此事死を救ふ

の筆にて、君側を掃ふの擧とも云ふべし。されば大方は義仲最後の筆たるべしとぞ。又皆き其鼓を打破りて捨てよなど云ひしなり。其後松殿の仰せに隨ひ院をも出だし參らせ、關白の人々をも出だせし類、理り知らぬ男には有らず。賴朝の義仲を討たれし事、更に其謂れ無しと云ふべし。始め私の軍せんとせしも心得られず。其後宮衞に下されしと云ふ院宣を、木曾が謀なりなど云ひしも心得ず。此度兄弟に兵附けて上せしも、法住寺殿の事有りしを聞きて其罪を問ひしにはあらず。義仲法住寺殿を燒きし時既に東軍は熱田に在れり。見えし、「一說按、平家物語に、鎌倉前の兵衞佐賴朝、木曾が狼藉鎭めんとて、範賴義經に六萬餘騎を相添へてさし上せられける。都には軍出で來て御所大内皆燒き拂ひたる由聞えしかば、左右無く上りて軍すべき樣も無しとて、尾張の熱田の邊なる所にぞましましける」。賴朝の心偏へに自ら之を奪ふが爲に有るなり。平家物語、盛衰記等に見えし所も、木曾が田舍人なりし由と、法住寺殿を燒きし事のみ見えて、其餘の罪は聞えず。法住寺殿を燒きし事は先に論せり。田舍人の禮にならはぬ事、如何でか其功を掩ふべき。是等の事、鎌倉の代に記るせし所なれば、偏へに賴朝が地を成さんとせしかど、遂に其解を得ざりしと見えし。又玉海に、淸原賴業密かに兼實に申せしは、若き時信西許に其子俊憲と睦まじ。法皇其時御在位の此なり。俊憲申せしは、今上は暗主なり、治國の器有らず。晉の惠帝、八王に挾まれて兵亂止む事無かりしが如くなるべき歟と。果して其言の如し。誰か先見の明を感ぜざるべきと云ひしとなれ。按するに此院始め今の宮と申せし時は鳥羽院、美福門院を愛し給ひ、近衞院を位に即け申されしかば、宮をば神

籠め置かれき。其後女院の崇德を嫉み給ひし故に思の外に此院は即位あり。されども二年ばかりの内に保元の亂有りき。其後幾程無くて寵任し給ひし信頼が爲に囚はれ給ひて平治の亂あり。其後又二條ノ院と御心よからざりし故に、嫡孫の六條を下ろし給はん料に、清盛を頼りに擢任し給ひ、彼が權を恣にするに及びて、善からぬ輕薄の輩と謀りて平氏を滅さんとして遂に兩度まで捕はれ給ひ、今又知康が如き輕薄の者の議し申す旨に由りて、義仲が大功を捨てて忽に誅し給はんとして捕はれ給ふ。すべて寵臣功臣の爲に捕はれ給ふ事、前後四度なり。其後稍もすれば頼朝に脅かされて、遂に天下の權を奪はれ給へり。保元の亂後、暫しが程善政を行はれしは皆是信西が計らひ申せし所なり。其れも彼が才略いみじきを知りて任用せられしと云ふにはあらじ。御乳母の夫なれば、それが申す旨に任せられしたるべし。俊憲一人帝の非器を知れるのみにもあらず、崇德院も文にも非ず武にもあらずと仰せられし由、保元物語にも見えたり。

【頭按、此間脫東師入京義仲敗事。】義仲敗れし後廿二日、師家の攝政を停めて、基通再び攝政氏ノ長者たり。是又法皇の御意なり。廿九日に東軍京を立ち、二月五日の夜義經三草山の兵を破り、七日に一ノ谷を陷る。此頃法皇、松殿基房に御使有りて、去年基通職を止められし時、右大臣兼實を擧げずして、十二歲の童子(師家)を攝政とし、朝を輕んじ私を營み、義仲に黨し朕が西幸を勸む。朕若し西せば今日有らんやと仰せられしかば、基房陳ずるに辭無し。平氏攝州に至りし日、勢ひ振ふと聞えて內應の人人多し。一ノ谷敗すと

聞えて是等の譖皆恐る。兼實一人義仲に黨せず平家に通じたりければ、頼朝是を聞きて中原ノ親能に向ひて、朝政を正さんには右府をして當職たらしむべしと云ひしを、親能密かに中納言雅頼に語る。雅頼又兼實に告げし由玉海に出づ。三月廿七日頼朝正四位ノ下タ。秀郷自リ六位一叙スル四位ニ例也。四月、頼朝、義仲の子義高を殺す。六月、範頼任ニ三河ノ守ニ。八月義經左衛門ノ少尉、撿非違使たり。頼朝不快にて義經を西海に向はしめず。京都を守らしめ、（是より先、頼朝院に申して、義經をして平家を討たしめんとしき。）範頼をさし向く。九月義經叙ス從五位ノ下ニ、十月院内昇殿を許さる。頼朝彌よ心よからず。文治元年二月十六日義經西征ス。【百練抄、文治元年正月十日源義經發ニ向西海ニ。】十七日渡海、十八日陷ニ屋島ヲ。二月廿四日義經與ニ平軍一戰ヒ長州壇ノ浦ニ敗ル之ヲ。先帝沒シ海ニ、平氏悉ク殲キ、西海皆平ク。頼朝命シ範頼ニ留テ鎭メシ九州ヲ、徵ニ義經ヲ還ス。四月廿二日基通加茂詣ス、法皇御見物。按ずるに、去年十二月十六日基通春日ニ詣ヅ。時人云はく、兵革打續き、神鏡未ダ御歸洛無く、饑饉又加ふるに、斯かる大營を成す事時を知らずと。廿六日神鏡神璽入洛【百練、廿五日】。廿七日頼朝叙ス從二位ニ。玉海に、頼朝の賞を議せしめらる。清盛叙スルハ正三位ニ因例也、頼政叙スルハ從三位ニ は輕しとて正四位ノ下より三位を經ずして二位に成されしなり。五月、義經、頼朝に使して（龜井ノ六郎）誓紙を遣はし、因幡守廣元に就きて宥を訴へしかど、頼朝不レ答。其後義經、宗盛父子を率ゐて東行腰越に至る。鎌倉に入る事を許さず。六月義經、宗盛父子を率ゐて歸洛。（盛衰記、平家物語長門本には義經鎌倉に入りて唯だ一度對面すと。東鑑、平家物語には然らず。）宗盛父子近江篠原にて斬ら

る。玉海に、義經籐原に在りて、大藏卿高階泰經に就きて奏して曰く、彼父子を此處にて誅すべし、其首檢非違使に附いて按驗せられんや但し路頭に棄つべしやと。法皇此事を議せしめらるるに、兼實は官高うして且常家の外戚たり、使廳に附すべからずと云ふ。法皇、賴朝義經を憚りて、再び勅問有りしに、兼實是を決し難しと申されしかば、法皇御心よからず、彼首を使廳に附けて獄門に懸けられき。【百練抄、前内大臣并清宗等首懸獄門樹、法皇於三條東洞院御見物。】六月四日賴朝、佐佐木定綱をして近江の兵を具し、前備前守行家を討たしむ。（行家時に西國に在り。）十四日義經兼伊豫守院廐別當たり。京師を守護すべき由を宣下あり。（今日改元あり。今日に除目とは百練抄に見ゆ。東鑑には十七日の事なりと見ゆ。）此月法皇義朝の墓に勅使（左少辨藤兼忠）有りて、内大臣正二位を贈らる。（平家物語。）【襄按、吾日本積惡貫盈之人莫過於義朝焉、以賴朝之故贈官贈位至此之極、王室名教謂之何、可悲夫。】九月賴朝、梶原源太左衞門景季を京師に遣はし義經を伺はしむ。（九月二日に立ちて、十月六日に歸れり。）義經に命ずるに行家を討つべしと云ふを以てす。（此時義經病して灸治數所なり、平癒の後自ら行家をば追討すべき由を稱す。）此月範賴自西海入洛、十月廿日に鎌倉に至る。十月二日賴朝、土佐房昌俊に八十三騎【襄按するに、義經記九十三騎にて鎌倉を立つと云云。】を附けて義經を討たしむ。此日鎌倉を立つ。行程九箇日に定めらる。【鎌倉殿判官に討手を上せたうは思はれけれども、京都の騷ぎとも成りて中中惡しかりなんず。土佐房正俊を召して、和僧上つて物詣でするやうで欺かつて討てと宣へば宿所へも歸らず、直ちに京へぞ上りけると平家物語に見ゆ。○平家物語に九

月廿九日に土佐房都へ上つたりけれども、次の日までは參らず云云。○義經記、十月十七日土佐房夜討云云。東史亦同じ。平家物語誤なり。」百錬抄に、十月十七日今日被レ下ニ源二品追討ノ宣旨ヲ、廷尉義經雖レ申ス請、上皇猶無ニ御承引一。而再三申シ之ヲ難レ治之間、忽チ有ニ公卿ノ僉議一、大內兩府以下ノ諸卿多參入、各申シテ云、平家、義仲等之時ノ事雖レ不レ知ラ於叡慮ニ、隨ニ彼等ガ申請ニ被レ下ニ件ノ宣旨ヲ、今又如レ此、不レ可レ有ニ異議一者ナリ。仍テ宣下ス。今夜子ノ刻許、義經ノ宅ニ（六條堀河）軍兵自ニ四方ニ攻寄、有ニ夜討之企一。義經忽チ合戰、鞭ヲ策チ明士皆悉逃散ス。此間院中騷動、四門等被レ閉。義經進レ使ヲ云、合戰之輩皆退散ス、不レ可レ有ニ恐思食一者。件ノ張本者土佐房ト、云云。東鑑ニ、此時右大臣兼實ガ云、其謀ヲ被レ糺ニ其理ヲ、皆其別ニ東引ノ沙汰之詞也。內大臣某淳不レ被レ申ニ分明之儀、左大臣經宗早可レ被レ宣ニ下之由申シ切リ、帥ノ中納言經房再三傾ケ申ス之ヲ、云云。按するに、東鑑ニ所レ記少異、而詳ニ記テ下ス。十月十一日十三日義經密かに院參して申す。行家關東に叛きて兵を起さんとす、其故は頼朝彼を誅せんとする由を聞きて、如何なる故有りて罪無き叔父を殺すべきやの旨諮詢するに由りてなり。義經之を制すと云へども承引無し。又義經が如きも、平家を亡ぼし、世を靜謐に歸せしむ、豈ニ大功と云ふべからざらんや。然るに頼朝其功を思はず、討ち當つる所の所領悉く改變し、剩へ誅滅の由結構す、其難を免れん爲め行家に同意し訖る。此上は頼朝追討の宣符を賜はるべし。勅許無からんには二人共に自殺すべしと、云云。よく行家が謀叛を宥むべき由を仰せ下さる。十七日、昌俊六十餘騎にて義經の宅を襲ふ。家人等西河ノ邊に逍遥するの間無勢なり。忠信を相具して門を開き驅け出でて戰ふ。行家後ろより援け來りて防ぎ戰

ふの間、土佐房等退散。義經院參して無爲の由を奏す。【平家物語、土佐房敵はじとや思ひけん、希有にして鞍馬の奥へ引退く。鞍馬は判官の故山なりければ、彼の所の法師搦め取つて判官殿へ遣はす。僧正が谷と云ふ所に到りけるとかや。判官涙をはらはらと流いて、主君の命を重んじて私の命を輕んず、志の程神妙なり。和僧助けて鎌倉へ返し遣はさんと宣へば、土佐房居直り、口惜しき事をも述給ふものかな、鎌倉殿の法師なれども己を賜はんずる者を、と仰せを蒙りしより此方、命をば兵衛佐殿に奉りぬ。二度取返し奉るべき。唯だ疾う疾う頭を刎ねられ給へと申しければ、頓て斬りてける云云。】十八日昨日義經言上の事議定あるに、當時義經の外警衛の士無し、若し濫行あらんには誰か是を防ぐべき。今の難を遁れ給はん爲め先づ宣下有りて、追つて子細を關東に仰せらるべし。賴朝定めて其憤り無からん歟の由治定して宣下す。上卿は左大臣經宗たり。廿二日に、土佐房敗れし事關東に聞ゆ。賴朝まづ南御堂の供養を行ひ、廿五日に、勇士等を遣はし尾張、美濃に至りて、足近、洲俣の渡を西國の住人に守らせ、入洛して義經行家を討つべしと下知し、廿九日自ら鎌倉を立ち、東海　東山、北陸の兵を催促す。（平家物語、盛衰記には、此時範賴を上せしとなり。東鑑には、小山朝政、結城朝光等五十餘人を上す。）十一月一日駿河國黃瀨河に陣し、京都の事を伺ふ。三日義經行家院參して後西行す。（義經は九州地頭、行家は四國地頭）其勢二百騎ばかりと云ふ。（義經、行家法皇を奉じて西海に赴かんとして、畿外諸國の兵を聚むれども皆服せず、故に四國西海の地頭を請ひしとなり。）【平家物語、十一月二日九郎大夫判官院參して大藏卿泰經の朝臣を以て奏聞せられけるは、賴朝郎等どもが

讒言に由つて義經討たんと仕り候ふ。宇治瀨田の橋をも引き防かばやと存じ候へども、京都の騷ぎとも成りて中中惡しく候ひなんず。一まづ鎭西の方へも落ち行かばやと存じ候。あはれ院の廳の御下し文を賜つて罷り下り候はばやと申されたりければ、法皇如何が有らんずらんと諸卿に仰せ合せらる。諸卿都に候ひなば京都の騷動絕えまじく、暫く鎭西の方へも落ち行き候はば其恐れ有るまじく候。然らばとて鎭西の者ども義經が下知に從ふべき由の院の廳の御下し文を賜はりて、明くる三日の卯の刻に都に聊かの煩ひも成さず、其勢五百餘騎でぞ下られける。云云。津の國の源氏の太田の太郞よりもと追ひつきて攻め戰ふ。郞等數多討たせ引退く。明くる四日の日大物の浦西風烈しう吹きて、判官の舟は住吉の浦に打上げられて、其れより吉野山へ籠もられける。吉野法師に攻められ又都へ歸り上り、北國へぞ下られける云云。」五日に關東より發向の武士入洛、賴朝忿怒之趣まづ左大臣經宗に申す。今日義經河尻に至るの處に、攝津ノ源氏多田ノ藏人行綱、豐島冠者等戰ひて打破らる。然れども義經の兵も落ち失せて殘る者多からず。六日行家義經の船、大物の浦にて覆へる。七日義經都を出でし事黃瀨河に聞ゆ。今度の事宣旨と云ひ、廳ノ下文と云ひ、逆徒の申請に任せらる、何事にか度度の勳功を捨てらるるやの由、賴朝頻りに欝怒す。八日大和ノ守重弘、一品房昌寛等を都に遣はす。欝憤の由を申さるる所なり。十日還ニ鎌倉ニ。十一日賴朝が欝怒を聞し召し驚きて、義經行家追討の院宣を畿内近國の國司に下さる。十五日大藏ノ卿泰經の狀鎌倉に至る。行家義經ノ事偏ニ爲ニ天魔ノ所レ爲歟、被レ請フ爲メナリ避ニンガ當時之難ヲ、一旦雖レ似タリト有ニ勅許、曾非ニ叡慮之所ニレ與フ。賴朝報シテ云フ、行

家、義經謀反ノ事爲ニ天魔ノ所ロ爲之由被ニ仰下一、甚無レ謂レ事ニ候。天魔者爲ニ佛法一成レ妨ヲ、於テニ人倫ニ致レ煩ヲ者也。頼朝降ニ伏シ數多之朝敵ヲ一、奉レ任ニシ世務ヲ於君ニ一之忠何忽變ゼンヤ。反逆ハ非レ指スニ叡慮被セ下ニ院宣ヲ一哉、云ニ行家ト云ニ義經ト一不ニ召取ニ一之間、諸國衰弊シ、人民滅亡セン歟、仍日本第一ノ大天狗者更ニ非ニル他ノ者ニ一歟。

按ずるに、頼朝、行家義經を誅せんとする事、甚謂れ無し。初め頼朝鎌倉に入りしより、既に自家を經營するの志あり、されば東國の豪家を故無く誅滅し、又義廣と戰ひ、義仲を討たんとせしの類、悉く皆己に害有らん事を測ればなり。平氏の暴逆を誅せん由を稱すと云へども、兵を擧げて四年が間、一騎をして西せしめず、（富士河の戰も彼來れるが故に應ぜしものなり、西征の師とは見えず。）東國の諸郷ほしきままに押領して、己に功ある者に割き與ふ。如何で是を朝憲を重くすと云ふべき。義仲を討ちしも、彼れ既に京に入りて平氏を追ひ落し、朝賞に預りしを惡みしが故なり。然るに義經其心を得ずして、院中に伺候して朝賞に預かる。且其兵を用ふるの間天下に雙無かりしかば、尤も頼朝が忌み思ふ所なり。されば頼朝常に彼が兵權を奪ひて其勢を孤にして、平氏滅びし後に是を推すに容易からん事を謀れり。頼朝自ら朝に二心有る故に、朝に志有る者を忌めるなり。義經己が弟なりと云へども、當時既に朝臣に列して京師の鎭護たり。然るに是を輦轂の下に襲ひ殺さんとす。是豈臣たる者の所業ならんや。上皇の暗弱なるを利して、行家義經が事を以て是を脅かし專らするに、木曾と平氏を滅すの功有るに誇れり。始めに平氏の兵威を摧きしは義仲が功なり、終りに平氏を亡せしは義經が功多しと云ひつべし。義仲を誅せし事は、

法住寺殿を攻め參らせし罪を問ひしには非ず。東軍の京に入りし時義仲が因果の日に遭ひしなり、賴朝の御爲に彼を討ちしと云ふは僻れるなり。或は思へらく、義經終に賴朝に叛きたり、然らば賴朝の彼を誅せんとせし事理りと云ふべしと云ふ。然るには有らず。義經始めより賴朝に二心無し、唯だ賴朝の姦計ある事を知らず、古へ賴光、賴親、賴信が如く、義家、義綱、義光が如く、兄弟共に朝の御守りたるべしとのみ思ひて、賴朝の代官として義仲を討ち平氏を破りし後、京師を守護して院中に伺候せり。然るを賴朝不快の氣色有りしかば、如何にもして其心を取らんと思ひき。されば賴朝は平氏を破る事の叶はざるに及びて、義經讃岐に向ひし時、渡邊にて風荒く浪高きに僅かに船を出だす。大藏卿泰經是を諫めしに、義經殊に存念あり、一陣に於て命を捨てんと思ふと云ひき。其志若し此度の軍に勝つ事を得ずんば最初に討死すべし、若し勝つ事を得ば賴朝が心も和らぎなんやと思ひしに非ずや。「東鑑、關東軍兵、爲レ追二討平氏一、赴二讃岐國一、廷尉義經爲二先陣一。今日西剋解纜、大藏卿泰經朝臣稱レ可レ見二彼行粧一、自二昨日一到二廷尉宿館一。而廷尉謂曰、泰經爲二亭下一不レ知二兵法一、推量之所レ覃、爲二大將軍一者、未三必競二一陣一歟。先可レ被レ遣二次將一哉。廷尉云、殊有二存念一、於二一陣一欲レ弃レ命云云。」斯くまでに賴朝が爲めに心を盡しぬれど、賴朝更に赦しと思ふ心も無く、平氏亡びし日、速かに其兵權を奪ひて召し還す。此後義經の起請文を以て二心無き由を申せしかども更に許さず。終に討手を差向けたり。此時義經自ら首刎ねて其年比の志を顯さんはいざ知らず。其餘は自ら死を救ふの謀を出ださんには如かじ。義經院宣を申し請けし事止む事を得ざるに出でたり。其志の如

きは憐むべし。或人又思へらく、義經其志驕りて勇を恃み、自ら其禍を執れり、且加ふるに景時が讒を以てすと云ふ。是も又賴朝に黨するの說なり。範賴が愚にして怯なるも終に死を免かれず。其死せし時誰か彼を讒せし。思ふに唯だ賴朝が如き者の弟たらん事最難しとこそ云ふべけれ。【補按、白石論二廷尉ノ實一可レ謂二廷尉身後之知己一矣。予獨謂、平語中所レ載、廷尉斬二菊池一事、義士之所レ不レ爲也。其事虛實不レ可レ知也。如其事實則宜矣。廷尉之死也即載二之左一。判官都落ちの段、北條時政に六萬餘騎を差添へて討手に上せらるる由聞えしかば、爰に緒方の三郎惟義は平家を九國の中へも入れずして追出だす程の多勢の者なり。我に賴れよと述給へれば、然候はば御内に候菊池次郎高直は年比の敵にて候間、賜はつて斬りて後賴まれ奉らんと、申しければ、判官左右無く賜ひてけり。やがて六條河原に引出だいてぞ斬りたりける。其後惟茂領掌すと云云。

鎌倉殿分二掌スル天下之權一事　（六變）

賴朝十四歲の時、二條院永曆元年三月豆州に流され、高倉ノ院ノ治承四年八月三十四歲にて兵を起し、杉山の戰に利無くして房州に遁る。九月上總、下總を從へ、十月に武藏を經て、鎌倉に入る。初め賴朝房州に在りし時、藤九郎盛長をして千葉ノ介常胤を語らひしに、常胤、盛長に就きて申せしは、當時の御居所要害の地にあらず、又御曩跡にあらず、速かに相摸ノ國鎌倉に出で給ふべしと勸めしに由りて終に鎌倉に住せられしなり。（始め賴義東征の日、鶴ヶ岡を勸請し、義家是を脩し、義朝龜ヶ谷に住せしかば、曩跡とは云ひしなり。）斯く

て頼朝、行家義經を討つべしとて黄瀬河まで打出でて、其後鎌倉に歸りし時、(十一月十日に鎌倉に歸る。十二日【可考】の事なり。○頼朝鎌倉に歸りし後、平時政に兵を附けて入洛せしめ、京を守らしむ。【補按、文治元年十月十九日頼朝出師、十一月一日次二黄瀬川一、十日班二師鎌倉一。見二東史一】今度は關東の重事たれば、沙汰の始終の趣きを思ひ煩はれしに、因幡前司廣元諫に申せしは、世已に澆季にして、梟惡の者尤も時を得たり、天下に反逆の輩あらん事更に絶ゆべからず。東海道の内には斯くてましまさば、靜謐たるべけれど、姦濫定めて他方に起らん歟、其れを鎮めん爲に、毎度東國の兵を發せられん事人人の煩ひなり、國の費なり。此次でをもつて諸國に御沙汰を交へ、國衙莊園ごとに守護、地頭を補せらればあながちに恐るる所有るまじ。早く申し請け給ふべしと云ひしかば、頼朝大に悦びけり。文治元年十一月廿五日北條時政入洛す。此日さき行家義經を尋ね求むべき由宣下。【平家物語に、同じき七日【文治元年十一月】北條時政六萬餘騎を相具し上洛す。明くる八日院參して伊豫守義經并備前守行家、志田の三郎先生義教、皆追討すべき由の院宣賜はるべき由、頼朝申し候と申されければ、法皇やがて院宣をぞ下されける。去る二日義經申し請くる旨に任せて頼朝背くべき由の院の廳の下し文を成され、同八日頼朝の申狀に由つて義經討つべき由の院宣を下さる。朝に變り夕に變ず、唯今世の中の不定こそ悲しけれ云云。】廿八日の夜、時政師中納言經房に就きて、補任の諸國平均に守護、地頭、權門、勢家の莊公を論せず、兵粮米段別五升を充て課すべき由を申す。廿九日早く申請に任せ御沙汰有るべしと仰せ下さる。即日定二諸法ヲ不レ論二權門勢家之所領ヲ、課二徃來之兵粮ヲと云云。十二月六

日に賴朝、行家義經同意の廷臣を罪科に處せらるべき由を申し請ひ、又右大臣兼實に狀を贈る。其大略、初め平氏都を落ちし後、畿內近國の武士の狼藉を停めん爲め、久經國平二人の使を差上せて院宣を賜はりて事を行ふべしと申せしに、彼國國大略沙汰し鎮めしかば、重ねて別の仰せを受けて鎮西四國に下し遣はす。然るに義經九國の地頭を賜はり、行家四國の地頭を賜はり、既に下向の處に、風浪の爲に從軍悉く覆沒す。彼等を尋ね求めしむるの間、國國莊莊門門戶戶山山寺寺、定めて狼藉の事候はん歟。今に於ては諸國莊園平均に地頭職を尋ね沙汰すべく候。是身の利潤を思ふにあらず、土民若しくは梟惡の意ありて、謀反の輩に値遇し、若くは勝闘の武士に就いて、事を左右に寄せ奇怪を顯さん歟。其用意無からんには向後しどけなかるべき歟。但し其後先例有る歟、正税以下國役本家の雜事もし對捍を致し、若し僻怠を致さば殊に誡を加へ、其妨げ無く法に任せて沙汰致すべしと、云云、此年【此年以下綴】賴朝奏シテ勇士ヲ分ニ置セシム西海二十六ヶ國ニ。十七日賴朝が請に由りて、廷臣多く見任を解却せり。二年【文治】三月朔日賴朝に勅して六十六州ノ總追捕使となし、諸國各地頭職を置かしむ。時政に七箇國を賜ひしかど、堅く辭して受けず。（關東知行の國は相摸、武藏、伊豆、駿河、上總、下總、信濃、越後、豐後等九箇國なり。）十二日內大臣基通を免じて、右大臣兼實を攝政とし、氏ノ長者ト隨身兵仗ヲ聽ス牛車ヲ。此月時政歸ル鎌倉ニ。武士卅餘人を京に留め、左馬ノ頭藤能保をして京を守らしむ。是より能保が威やや「行日日」盛なり。（賴朝の姊婿）五月能保兵をして行家を和泉ノ國にて討つ。其の子光家を討たる。三年【文治】三月基通再賜ハル隨身兵杖ヲ。賴朝、義經は秀衡が許に在りと聞きて、使

を馳せて奏す。(是れ秀衡、義經を助けて反逆の由を申せしなり。) 斯くて廳、下文を奥州に下さる。 擬綱又、雜色を遣はす。 秀衡異心無き由を申す。 雜色の申す所は既に用意の事有る躰と、 云云。 又此事を京に申す。十月廿九日從五位上、鎭守府、將軍陸奥、守藤秀衡平泉、館に卒す。【義經記、 文治四年十二月廿一日秀衡卒す。】秀衡、父祖に繼ぎて、陸奥、出羽を領する事三十年、後妻の子泰衡を嫡子にせんとす。 錦戸太郎國衡、泰衡と心よからず、 秀衡死せんとする時に、 泰衡が母をもて國衡が妻とし、 中直らせ、 泰衡、 國衡、 泉三郎忠衡、本吉冠者高衡等に言はしめ、 義經を大將軍として、 國務せしむべしと云ひて死すと云ふ。 五年【文治】閏四月晦日、義經、妻室、少輔君其女衣河館に自殺す。【義經記、 明くる二月(文治五年)泰衡二月廿一日使者をばさし置き、 一腹の舎弟和泉の冠者を夜討ちにしけるこそうたてけれ云云。 判官も然ては義經にも思ひ隔からんとて遁らし文を書かせらる云云。 鎌倉殿聞召して云云。 秀衡、死去しつ、 攻めんに何程の事有るべきと仰せ有りければ、 梶原申しけるに泰衡を賺して御曹司を討ち參らさせ給ひ、 其後させ然るべしと申しければ院宣を申されけり云云。 泰衡父の遺言に背き討ち奉るべき由申す。 軍に文治五年四月廿九日巳の時と定めけり云云。【義經記、 其母は右衛門督信賴の兄たり。 謀反の一門なれば東國に下られたりける云云。】泰衡數百騎にて襲ひしかば、 先づ妻を殺し(廿一歲)子を殺して、(女子四歲)自害しぬ。(三十一歲)五月廿二日申、時奥州の飛脚來、 六月十三日泰衡、使新田冠者高平、義經の首を持來る。 義盛、景時腰越に出向ひて實檢す。(黒漆の櫃に入れ酒に浸す。) 觀者皆淚を拭ふと、 云云。(義經死後四十三日) 廿四日泰衡日頃義經を隱

し置きし科、既に反逆に過ぎたり、是を征すべき由を下知す。此日京師より能保が狀來り、奧州追討の事內內申されし處沙汰を經らる。關東の鬱陶默止難しと云へども、義經既に討たれぬ。今年太神宮上棟、大佛寺の造營、彼是計會す、追討の事猶豫有るべしとなり。廿五日猶追討の宣旨を賜はるべしと申す。廿六日泰衡誅二忠衡一。（廿三歲）義經に同意するの間、宣下の旨有るに由れり。（義經が死後五十五日）按ずるに、此年二月、（閏二月）忠衡討たれしと云ふ。東鑑に見えし所は六月廿六日の事なり。思ふに、東鑑の說然るべき歟。世に傳ふ、此時義經死なずと。思ふに忠衡が許に遁れしなるべし。且義經已に自殺して館に火を放ちしとも云ふ歟、泰衡が獻ぜし首眞なるにはあらじ。泰衡も始めは義經既に死しぬと思ひしに、其首を得ざれば似たる者の首斬りて酒に浸し、日數經て後に鎌倉に送れるにや。斯くて忠衡が義經を助けて奔らしめしを聞きて討たしなるべし。賴朝も疑ふ所有りしかば、頻りに泰衡を討つべしと望み申せし歟。世に傳ふる事の如くならんには、忠衡が討たれしも、義經の討たれしよりさき百日に近し。忠衡既に討たれし上は、義經の死近きに有る事、智者を待たずして明らかなり。義經手を束ねて死に就くべき人にあらず。不審の事なり。今も蝦夷の地に義經の家の跡あり。又夷人飮食に必ず祭る。其（不祭るものいはゆる）所謂オキクルミと云ふは即義經の事にて、義經後には奧へ行きしなど云ひ傳へしとも云ふなり。晦日、賴朝、大庭平太景能が故老たるを以て相議して曰く、奧州征伐の事天聽を伺ふに今に勅許無く、御家人等を召し集めし事如何が有るべきと有りしに、景能速かに應じて、軍中聞二將軍之令一、不レ聞二天子之詔一と云へり。既に奏聞を被レ經の

上はあながち勅許を待つに及ぶべからず。且泰衡は累代御家人の遺跡を受け継ぎし者なり、綸旨を下されずとも誅罰あらん事何事か有るべき。集れる兵士数日を費す事却て人の煩ひなり、早く発向有るべしと云ふ。頼朝大に悦びて鞍馬を賜ふ。七月十二日定めて宣旨を下されん歟、軍士既に集り日を経るの間、宮使を下されんには遅滞すべし。能保に仰せて後飛脚して給はるべしと奏して、十九日に出ス師ヲ。八月八日石那坂に戦ひ、九日大木戸を破り、国衡を討ち、連戦皆利を得て廿一日平泉を陥れ、九月三日泰衡が首を得たり。（三十五歳）九月九日陣ヶ岡にて七月十九日に下さるる口宣、院宣等至れり。十一月三日鎌倉に帰る。是より六十六州悉く頼朝の掌れる所と成れり。建久元年十月頼朝上洛す。（大納言の大将たり。）二年十二月兼實関白と成る。三年三月後白河ノ法皇崩ず。（六十七）在位三年の後、二條、六條、高倉、安徳、後鳥羽まで五朝の間、院中にて政務を聴き給ふ事三十四年。保元の乱後、信頼、清盛、義仲等が為に苦しみ給ひしが、頼朝の為に推し戴かれて安楽に終り給へり。されど皇威の衰へ天下終に武家に帰せし事は爰に始まる。七月帝始めて政を自らす。頼朝を征夷大将軍とす。【建久】六年二月頼朝上洛す。東大寺供養に侍なり。政子、頼家同じく入洛し、七年【建久】十一月兼實上表、内大臣基通関白たり。（三度か）初め兼實ガ長女入内して中宮たりしかど、皇子誕生無かりしかば、頼朝の女を入内せしめんとせられき。時に権大納言源ノ通親帝の乳母三位ノ局（藤範子）と通じて相謀りて己が女を入れしかば、帝是を愛して、頼朝の女入内あらん事を難み給ひしかば、密かに奏して其事を止む。承仁法親王【後白河院の御子ノ割註アリ。】は帝

（イ）後鳥羽院ノ割注アリ。）の叔父にて帝と睦まじく、日日に宮中に入りて丹後ノ局（榮子）と密通し給ふ。此丹後ノ局と云ふは後白河ノ法皇の寵女とて在りしかば、法皇崩れ給ひても宮中の事を專にして、播磨、備前の國務を領して、新たに大社を營みしを、兼實頼朝と計りて是を止めらる。されば兼實を恨みて承仁、通親と黨してけり。帝の遊宴を好みて兼實を憚り給ふを見て、【續古事談、妙音院相國云、（師長宇治頼長子）舞を見、聲を聞きて國の治亂を知るは漢家の常の習ひなり。然るを世間に白拍子と云ふ舞あり。其曲を聞けば五音の中には是れ商の音なり。此音は亡國の音なり。舞の姿を見れば、立ち廻りて空を仰ぎて立てり。其姿甚物思ふ姿なり。聲明、身體ともに不快の舞なりとぞ述給ひける。】隙に乘じて是を讒し、進奏の事頼朝悦びずと稱しては帝の心を恐れしめ、帝悦びずと稱しては頼朝に告ぐ。兼實が上表を悅び其職を罷め、基通を勸めて是に代らしめたり。猶も兼實を流刑に申し勸めしかど、其罪無ければ、帝許し給はず。されど其請をば聽き給はず。中宮も兼實の關白を罷められしかば、宮中を出でゝ八條ノ院に移り、任正慈圓も天台座主を罷められて、承仁法親王を以て是に代ふ。八年七月頼朝の女死す。初め兼實の奏に由りて女御の宣有りしに、僅に參內停職を聞きて遲滯の內に死しき。頼朝詳らかに通親が謀を聞きて、猶少女あり來年入洛して女御に備ふべし、且攝關を換へられし事其沙汰有るべしと云ひしかば、人皆是を懼る。九年【建久】正月十一日讓位、於爲仁。（土御門の御事）通親、帝の朝務に倦み宴樂を恣にせんと思ひ給ふを知りて、其女の生みし所を立てて權を專にせんが爲に、密かに勸め參らせし所なり。（上皇十九歲、帝

四歲）

土御門ノ院は後鳥羽ノ第一子、母は承明門院内大臣通親ノ女、實は法印能圓が女なり。（能圓は法勝寺ノ執行なり。八條ノ二位殿の兄、始め後鳥羽を四ノ宮と申せし日、能圓が養君たりき。刑部卿範兼の女範子初め能圓に嫁して承明門院を生み、通親に通じて入内せしめ、能圓死して終に通親が妻たり。）關白基通を攝政とす。頼朝立位の事を聞きて大に驚き又は疑ふ。十月基通賜ハル内舎人隨身ヲ。基通蟄居年を經しに、兼實職を罷められし後攝政職はる。皆通親が計らひなり。是より近衞、九條の兩流互に攝關たり。此時基房、師家等はおはしけれども松殿の流は衰ふ。正治元年正月十三日頼朝卒す。（五十三歲）愚管抄に、頼朝將中書を兼實に贈りて、此年入洛して朝儀を正さんと思ひしに、不幸にして此に至る、命なりと云ふ。頼家十八歲にて遺を繼ぎ、外祖時政是れを助く。四月高雄の文覺隱岐ノ國へ流さる。平家物語に、後鳥羽ノ院御遊をのみ旨とさせおはします。政道は一向卿の局（卽ち通親が妻範子）のままなりければ、人の愁歎も止まず。呉王劍客を好みしかば、天下に疵を蒙るもの絶えず、楚王細腰を愛せしかば、宮中に饑ゑて死する女多かりき。上の好む事には下は從ふ習ひなれば、世の危き有樣を見ては、心有る人の歎き悲まぬは無かりけり。中にも二の宮と申すは、（守貞親王、後ノ高倉ノ院なり。）正道を專とさせ給ひ、御學問怠らせ給はねば、文覺は恐ろしき聖にていろふまじき事をのみ［不事を好み］いろひ給へり。如何にもして此君を位に卽け奉らばやと思はれけれども、頼朝のおはしける程は思ひも立たれず。斯くて頼朝亡せ給ひしかば、文覺やがて謀叛を起されしが、忽

ちに漏れ聞えて、宿所二條猪熊なる所に、官人ども數多付けられて八十に餘りて、搦め捕りて、終に隱岐の國へ流されけり。都を出づるとて、是ほど老の波に立ちて明日を知らぬ身を、たとへ勅勘なればとて、都の邊にも置かずして、遙々隱岐の國まで流されける、毬杖冠者こそ安からね、如何樣にも我が流さるる國へ迎へ取らんずるものをと、躍り上り躍り上りてぞ申しける。其後かの國へ遷され給ひし時、文覺が亡靈荒れて恐しき事ども多かりけり。常は御前へ參り御物語ども申しけるとぞ。維盛ノ子六代禪師坐シテ事ニ見誅セラル。（十二にて僧と成り、三十餘にて死す。）二年【建仁】四月立テ守成ヲ【順德院】爲ス皇太弟ト。源ノ通親を傅とす。守成の母藤重子、上皇の寵深かりしかば、守成も又鍾愛諸皇子に超ゆ。通親、上皇の御心を悟りて勸めなし、其傅と成りて彌よ權を專らにす。建仁二年正月兼實薨ズ。十月正二位内大臣源ノ通親薨ズ。（久我）愚管抄に、通親が妻二位ノ局範子死して後、承明門院も宮中を退き給ふ。通親常に參れり。其實子にあらざれば私通せりとも、又人に計られしとも云ひき。十二月基通攝政を罷めて、左大臣良經代れり。愚管抄に、古者前官執柄在ル者少也、此比は基房を入道殿下と云ひ、其子師家を小殿下と云ひ、基通を近衞殿下と云ひ、兼實を九條殿下と云ひ、良經を當殿下と云ふ。同時五殿下あり、未曾有之事なりと。三年【建仁】正月權大納言藤宗頼卒す。其妻は承明門院の母範子が妹にて、卿二位兼子と云ふ。外戚に附きて上皇に仕へて權を專にす。宗頼それが勢に據りて身を起せり。宗頼死せし後、妻の兼子いく程無く上皇に奏して、前ノ太政大臣頼實が妻たらん事を望みけり。頼實宮中の權を執らん事を思ひて悦びて迎へたり。是より頼實院中の政に與かる。九月【建

仁三年】實朝將軍に任ず。元久元年春の比、北面の士絶少なしとて西面の士を置き、武事を好み給ひ、七月宇治に狩し給ひ留り給ふ事數日。自ら御衣を脱きて水に嬉(あそ)び給ふ。（此比より關東を謀り給ふ御心有りしとぞ。）二年（元久）四月、賴實が女麗子を女御とす。是は賴實が前妻藤隆子が生みし所なり。其後兼子を娶りて隆子を打出だしき。兼子、麗子を帝の御成長の後入內せしめんと思ひて、己れが子ならねども養ひたり。賴實既に相國を辭しけるが、再び朝權を執るべしと思ひ、妻の兼子に據りて左大臣に任ぜられん事を上皇に乞ひけれども、相國たりし人の降りて左大臣たらん事いはれ無しとて許し給はず。今春帝御元服ありて、攝政良經の女を女御に參らせんとす。賴實兼子をして己れが女の事を密かに申しければ、麗子入內せり。上皇、良經には東宮（順德）即位を待ちて其女をば后に成さるべしとて、麗子をば女御に成さる。建永元年二月良經寬弘（道長）寬治（師通）の例を追ひ上巳曲水宴を行ふべしとす。上皇も臨幸有るべきにて京極の第を修造し、山を築き木を植ゑ、池水を湛へて巴字の流を通じ、住吉の松を分ち移し、三月攝政太政大臣從一位良經遂に俄に薨ぜらる。（卅八歲）此事或は上皇【後鳥羽帝】其儀を親しく、又其才藝を忌みて殺し給ふとも、或は定家和歌の己れに優し給ふを以てなりとも、若宮長新古今の序を作らさる事を恨みし故なりとも云へど、愚管抄に據りて見れば、賴實と兼子とが謀より出でしなり。上皇は知ろし召されしや否は詳かならず。其實際に現れざるは、當時賴實兼子の威を恐れし故なるべし。されば上皇も嚴しく尋ね求め給はざりしなり。良經の女入內無かりし事、賴實兼子夫婦が所業なる事を憤り給ひ、彼等は又上皇の御覺

えに由りて、ややもすれば攝政殿を傾ぶけ申せしより事起れるなり。左大臣家實攝政、其父前ノ關白内大臣基通賜ハル隨身兵仗ヲ。（九條の流衰へて、近衛の流又盛なり。）十二月前ノ太政大臣賴實賜ハル隨身兵仗ヲ、承元元年二月、僧源空讃岐に流され、其弟子安樂、住蓮を誅す。愚管抄に、源空が徒勸レ人ニ稱スルニ念スレハ佛ヲ則不レト妨ケ犯レ女食フヲ魚肉、云云。九條殿の祖、後ノ法性寺ノ關白と云ひ、又月ノ輪殿と云ふ。（六十二歲）二年此比より上皇鍛冶を好み給ひ、十三人の番鍛冶を定めらる。自らも打たせ給ひ、前ノ太政大臣賴實、二位ノ僧都尊長等鎚を打つ。其柄に菊を銘せらる。四年【承元】十一月、帝傳ニ位ヲ於太弟ニ（時に帝十六歲、順德十四歲なり。）上皇東宮を愛し給ひ、家實、賴實と計りて帝をば下ろし奉らる。家實關白たり。上皇を本院とも一ノ院とも申し、土御門を新院と申す。

順德は後鳥羽ノ御三子、承久元年正月廿七日ノ夜に源ノ實朝の事あり。（治承より爰に至りて四十年。）二月二位殿信濃守藤行光を使として、雅成、賴仁二皇弟を選みて鎌倉の主とすべき由を申さる。是より先二位殿上洛の時、二位ノ局兼子（賴實の妻）と約し給ひしは、實朝若し子無くば、皇子一人を養ひ參らせて、鎌倉の主とせんと云ひしが故なり。行光頻りに望み申し、又義時等連署の狀を上りて望みしに、若し然らば天下に二君有るなりとて、上皇許し給はず。閏月義時は計つて實朝の後室をして、（坊門内大臣信淸の女）左大臣道家の季子を世嗣とせん事を請はしむ。故ノ中納言能保の妻は賴朝の女兄なり、其生みし女子攝政良經に嫁して道家を生みしなり。外戚に附きて道家の子は源　義朝には外玄孫なり。六月勅許あり。六月三寅

丸下向。七月大内守護右馬ノ權ノ頭源ノ頼茂（源三位頼政ノ孫）其子下野ノ守頼氏上皇の命に背きしかば、西面の士に仰せて誅せらる。頼氏生捕られ、頼茂等從類と共に仁壽殿に入りて、大内に火を懸けて自殺す。朝廷の重器多く燒けぬ。（是も上皇源氏の一族を失はれん爲なり。）斯くて承久三年の夏に及びて、いはゆる承久の亂起りぬ。【百練抄、七月十三日洛中武士馳走、是依二院宣一被レ追二討右馬權頭源頼茂朝臣一也。彼朝臣守二護大内一之間。閉二諸門一只開二承明門一合戰。官軍多手負。頼茂懸二火於仁壽殿一燒死。】

北條九代陪臣にて國命を執りし事并皇統分れ攝家五流となる事（七變）

承久記に、義時勅に背きし事の起りは、信州ノ住人仁科ノ二郎平ノ盛遠が子十四と十五に成るを具して熊野へ詣でしに、一ノ院御參詣の時に御覽じ尋ねられて、二人の童、西面に召仕はる。盛遠面目の思ひを成して是も同じく參る。義時聞きて關東御恩の者許され無く院中の奉公不二心得一とて、關東御恩の二個所を收む。院宣を下され還し與ふべしと有れど不レ用。（是一條）攝州長江、倉橋ノ兩莊は院中に召仕はるる白拍子龜菊に給はりたり。其地頭等領家を忽諸しければ、龜菊憤り改易すべしと仰せ下さる。義時地頭職ノ事上古には無かりしを、頼朝平家追討の賞に申し賜はる。彼の追討六個年が間、關東の地頭人等父子兄弟郎從を討たれし勳功に由りて分ち與へし所を、させる科無くして、今義時が計らひにて改易せん術無しとて、是をも不レ用。一ノ院いよいよ憤り給ひて關東の兵を事に寄せて召されしなり。正統記の論を按ずるに、此亂、盛遠、龜菊が事に起れるにはあらず。頼朝薨せし後より關東を滅さんとは、年比御心の中に思召し寄られしと見えたり。さ

れば自ら武事を習ひ給ひ、西面の侍等を召し加へられ、實朝の代に至りて關東御咒咀の事ども多かり。【增鏡、院の上（後鳥羽）思し立つほど有るべし、北面の下らふ西面のなど云ふも皆此方に微めきたるは明け暮れ弓箭兵仗の營みより外の事無し。（又按ずるに承久記に院武藝を好ませ給ふ。弓取りて善く、打物持ちてしたたかならん者を召し使はばやとて御尋ね有りければ、國國より進み參りぬ。白河院の御時北面と云ふものを始めて侍を近く召し使はるゝ事有りける。此御時に又西面と云ふものを召し置かれけり。）】承久記にも當大臣殿の官位をも除目毎に望みにも過ぎて成されけり。是も官打にせん爲とて、三條白河の橋に關東調伏の堂を建てて、最勝四天王院と名付けらる。されば大臣程無く討たれ給ひしかば、白河の水の恐れも有りとて、急ぎ壞たれにけりなども記るせり。實朝死せし時に、關東の長久を祈れる陰陽師數人其職を罷められ、且は二位殿の皇子を申し請けられしを勅許無かりしなど、兼ての御志此比に決しけるとは知られぬ。斯くて承久三年、四月廿六日順德讓位於東宮。（時に順德廿五歳、東宮は四歳、後に九條廢帝と云ふ。）正統記、承久三年の春の比より上皇思召し立つ事有りければ、俄に讓國し給ふ。順德御身を輕めて合戰の事をも一つ御心にせさせ給はん御謀にや。關白家實を罷めて、左大臣道家攝政たり。此後後鳥羽を一院とも本院とも申し、土御門を中院とし、（土御門在位十一年）順德を本院と申す。後鳥羽、順德は御心を一つにして關東を追討の事を議せられしに、土御門院は諫め止め給ひしなり。（承久記には、德大寺大臣諫め止められし事あり、右大臣公繼なるべし。）【承久記、鳥羽の城南院の流鏑馬揃へと披露して、近國の兵どもを責到を

附く。德大寺の大臣大形今度の事可ν然とも不ν覺、其故は故法皇の御時木曾義仲勅命を背く。壹岐判官知康と申すいくぢ無しが勸めに就かせ給ひて、院中に兵を召され合戰せしかばあさましき事ども出で來たりき。東國武士本より多くして隨へさせ給はん事不定の次第に候。御方の武士千が一にも及び難く候。よくよく御思惟可ν有候はんと申されければ、一院以ての外の御氣色なり云云。」斯くて一ノ院、北面の若狹守秀康に仰せて、三浦駿河ノ前司義村が弟平九郎判官胤義、當時大番にて在京せしに仰せ合さる。胤義も義時に心よからねば領掌す。五月十四日一ノ院高陽院に渡り給ひ、西園寺ノ右大將公經并其子中納言實氏を弓場殿に召籠められ、(關東親昵の故に)伊賀ノ判官光季を召す。(京都ノ守護にて、義時が妻の弟なり。)參らざりしかば、胤義、秀康等を以て其家を圍み攻む。光季并其子壽王冠者光綱(十四歲)戰死す。其後中納言光親奉りて諸國へ院宣を下さる。關東へは押松と云ふ者御使なり。胤義も使下して兄を勸む。押松足早きを以て撰ばる。秀康が所從なり。同月【五月】十九日午ノ時に、兩使鎌倉に著く。義村弟の使を追ひ返して、其狀を義時に示す。二位殿の御堂の御所にて陰陽道の卜筮あり。關東可ν屬ニ太平一の占あり。諸士群集の後、二位殿、秋田城介景盛して仰せに、(承久記には自ら述給ふと。)皆心を一つにして承れ。是れ最期の言葉なりとて、京方に參らんとも、又留りて御方に候ひて奉公仕らんとも、只今慥かに申し切れと有りしかば、皆皆一同に御方たらん由を領掌せり。(此時賴朝の恩に由りて、諸侍昔に變り苦しまざる由を申されき。)【承久記に二位殿簾の際へ出で給ひ御簾半ばばかり上げさせ述給ひけるは云云、斯かる憂き事を見聞く事こそ悲しけれ。日本國の侍ども

昔は三年の大番とて、一期の大事と出で立ち、郎從眷屬に至るまで是を晴とて上りしかども、力盡きて下りし時、手づから蓑笠を首に懸け、徒洗足にて下りしを、故殿の憐れませ給ひて、三年を六月に約め、分分に隨ひて支配せられ、諸人助かる樣に御計らひ有りて、是程御情深く渡らせ給ひし御志を忘れ參らせて、京方へ參らんとも、又留まつて御方に候ひて奉公仕らんとも、只今慥に申切れと述給ひしに、大名小名皆袖を濕ひ淚を流して、無心鳥獸も人の恩を不忘とこそ承りぬ、代代御恩を蒙りぬる上は被向候はん所までは相向ひ、如何ならん野の末、道の邊までも、尸を曝す身とこそ成り候はん、如何でか僞を可申とて各歸りぬ。」此日暮に、義時が宅にて一族幷に老者會議す。意見とりどりなれど、大略は足柄、箱根の道を塞ぎて待軍あるべきの由なりしに、廣元入道覺阿、群議の趣き然るべけれども、關東の諸士一心ならずんば、關を守り日を亘る事却て敗北の因ならん歟。運を天に任せ早く兵を京師に發せらるべしと云ふ。義時此兩議を二位殿に申されしに、西上せざらんには官軍を敗り難かるべし、武藏の兵を待ちて速かに上洛せしむべしと有りしかば、遠江、駿河、伊豆、甲斐、相摸、武藏、安房、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野、陸奧、出羽(十五州)等の兵を徵す。廿一日重ねて評議す。是は住所を離れ、官軍に向ひ左右無く上洛、思惟あるべき歟の由異議あるが故なり。廣元又曰く、上洛定まるの後、日を經るに由り異議又起れり。武藏の兵を待たるる事も猶僻案たり、日を重ねば武藏の國衆も漸う案じ定めて變心あるべし。唯だ今夜中武州一身なりとも鞭を揚げられば、東國の武士悉く雲の龍に從ふ如くなるべしと云ふ。義時も斯くは思ひしかど、但し大夫屬入道善信、宿老にて此程

老病危急の間籠居せるを、二位殿召して仰せ合されしに、關東の安否此時に至極せり、群議を用ゐ能く遣らさるべし。但し凡慮の及ぶ所は兵を發せられん事然るべしと思ふに、日數を經らるる事懈怠と申すべし。大將一人まづ進發あるべき歟と云ふ。義時聞きて廣元、善信が議同じきを悦び、泰時に下知しければ、泰時今夜門出して稻瀨河の藤澤左衛門尉清近が家に宿す。廿二日【五月】泰時十八騎にて打立つ。【私按に、（義時）弟の時房と泰時と二人を頭として都に上す。泰時を前に召して本意の如く潔き死をすべし、親の顏又見るべからず、義時君の御爲に後ろめたき心やは有る、心を强く思へ。己れ打勝つものならば二度此足柄箱根山に越ゆべし、と云ひ聞かす。泰時も鎧の袖を絞り、斯くて打出でける又の日泰時唯だ獨り鞭を揚げて馳せ來く。父打驚きて如何にと問ふに、軍の有るべきやう大方の掟てなどは仰せの如く其心を得侍りぬ。若し道のほとりにも潮らせんに、旗なくとも鳳輦を先だてて御旗を擧げられ、臨幸ある事も侍らんに參り合へらば、其時の進退は如何か侍るべからん。此一事を請ひ申さんとて馳せ侍りきと云ふ。義時打案じて、賢くも問へる男かな。君の御輿に向ひて、弓引く事は如何があらん。兜を脫ぎ弓の弦を切りて、偏に畏まりを申して身を任せ奉るべし。君は都におはしましながら、軍兵を給はせば、命を捨てて千人が一人になるまでも戰ふべしと云ひも果てぬに急ぎ立ちにけり云云。詳見増鏡。】又朝時は北陸道の大將にて打立つ。廿二日宿老等は上洛に及ばざる由にて止まる。承久記に、親上れば子は留まり、子上れば親留まらず、父子兄弟引分けて上せ留めらるる謀こそ怖ろしけれ。廿五日までに東國の兵悉くに打立つ。東海道大將相模守時房、

武藏守泰時、足利武藏ノ前司義氏、三浦駿河ノ前司義村、千葉ノ介胤綱（十萬）東山道ノ大將ハ武田五郎信光、小笠原次郎長清、小山左衞門ノ尉朝長、結城左衞門ノ尉朝光（五萬）北陸道ノ大將式部ノ丞朝時、結城七郎朝廣、佐佐木太郎信實等都合十九萬騎なり。廿七日に勅使押松を還へす。初め鎌倉に至りし時、胤義が使にて事現はれて尋ねられしかば、葛西が谷に隱れ居しを、やがて尋ね出だされて陣屋とも燒き棄てられ、囚はれ居たりしを義時召し出だして、汝歸り參りて申さんは、義時不義無くして、逆臣の身と罷り成り候上はとかう申すに及ばず、軍御好みなれば舍弟時房、子にて候泰時、朝時等を始めて十九萬餘騎を參らせ候、是等に軍させて御見物あるべし。猶飽き足り召し候はずは、三郎重時、四郎政村是等を先として廿萬騎を相具し、義時も急ぎ參らんずるにて候と申せとて追出だせり。此日午の時に鎌倉を出で、六月一日午ノ時に高陽院へ走り着き、泣く泣く子細を申す。人人興を醒ませる體なりしに、一ノ院、よしよし物な云ひそ、武士ども上らん後に、義時が首をば取りて參らする者あらんずると仰せけり。斯くて宇治勢多引かるべしや、尾張河へぞ向けらるべしと有りしに、尾張河破れたらん時こそ、宇治勢多にて防ぐべし、尾張河には九瀨有ればとて、官兵を分ち遣はさる。官兵一萬七千五百餘騎六月晦日（東鑑には三日とあり。）【元禎按日本史六月二日分ニ將士ニ拒ニ險援ニ東史以レ是觀レ之、本文六月晦日當レ作ニ六月二日ニ。〇禎按、月日當ニ再考ニ、承久記作ニ六月晦日ニ。】陣を立つ。五日東軍尾州一ノ宮に至り兵を分つ。此日山道より向ひし兵に破られて、大井戸の官兵引退き、六日、豆戸の官兵破れて、株川、洲ノ俣、市脇等の官兵潰え走る。八日【六月】秀康等入洛敗狀を奏せしかば、宇治勢多に兵を向けられ、一ノ

院、中院、新院等叡山に御幸。此日、鎌倉にて義時が釜殿に雷震して一人を殺す。義時懼れて廣元を呼びて、泰時等上洛せば朝家を背き奉らんものなり。然るに此怪有る事、若し運命の縮すべきかと云ひたり。今度の次第その是非天の決断を仰ぐべし、怖畏の限りにあらず。就中此事關東の佳例也。文治五年東征の時、雷震幕下奥州を伐つと云ふ。卜筮せしめしに、最吉の由親職・泰貞・宣賢等一同に申す。九日に山僧等が力にて東軍に當らんと謀りし由を奏せしかば、十日三院又高陽院に還御。十二日宇治勢多合戦。十四日官兵皆敗る。此ノ時佐佐木・三浦左衛門尉胤義、千葉太郎重胤、宇治川の先陣せし事あり。十五日【六月】大夫史國宗を勅使にて泰時が陣に向ふ。辰時樋口河原にて相逢ふ。泰時馬より下る。從兵五千餘の中、院宣讀むべき者を尋ねしに、武州ノ住人藤田三郎を撰み出だして讀ましむ。今度合戦不ㇾ起叡慮、謀臣等申行也、於ㇾ今者任申請可ㇾ被宣下、於洛中不ㇾ可ㇾ及狼藉之由可ㇾ下知東士者。【百練抄】十六日今日以大夫史國宗宣旨御使可ㇾ鎮狼藉之由被ㇾ仰云々、又宣下可召返追討宣旨并國々下知云々。十六日時房泰時六波羅に入る。是れ兩六波羅の始めなり。凡そ今度の合戦殘黨多けれども、宣旨、可ㇾ從者、とて死を宥めらるる者多し。佐佐木中務入道【入道經高佐佐木中務入道經高事也】は院中の謀主たり。兵敗れて鷲尾に在りと聞えて、泰時使をして死する事なかれと云ひ遣はす。經高是れ死を勸むる使なりと、恥かしき事なりとて自殺す。未だ死なざるを輿に載せて六波羅に來りしに、泰時本意に背きし由を云ひしかば、眼を見開き、心よげにて死す。廿四日、【六月】廿五日に、頭弁の公頼并に北面の侍、法師等十一人を渡さる。【東史（十四日）】按察使光

親、中納言宗行卿、入道二位、兵衛督有雅卿、宰相中將範茂卿、(廿五日) 大納言忠信卿、宰相中將信能。】郎月六日【百練抄、十九日、院御幸四辻。】一ノ院ヲ四辻ノ仙洞より鳥羽殿に移し、【承久記、七月六日武藏太七、駿河入道、武藏前司數萬騎を相具して院の御所四辻殿へ參りて鳥羽殿へ可ㇾ奉ㇾ移旨奏聞。】八日に落飾、此日持明院ノ宮ヲ御即位なし申すべき由にて九日に踐祚す。先帝は即位登壇も無く軍破れ、外舅攝政道家の九條の第へ遷り給ふ。在位七十七日。日嗣には加へ參らさず。元服も無くて十七にて隱れ給ふ。九條廢帝と申しき。十三日に一ノ院は隱岐ノ國へ、(四十二歲、六十三にて崩ず。) 廿日に新院は佐渡ノ國へ、(廿五歲、四十六にて崩ず。) 廿四日に六條ノ宮は但馬ノ國へ、(後鳥羽ノ御子、雅成親王。) 廿五日に、冷泉ノ宮は備前ノ國へ、(第四子、賴仁親王。) 閏十月十日中ノ院は土佐ノ國へ、(廿九歲、三十七にて崩ず。) 御幸成し參らす。東鑑を按ずるに、土御門ノ院は叡慮より起りて、終に南海に幸ありし由を記るし、土佐ノ國の下に阿波ノ國に移すと分註したり。年代記には、此ノ十月一日に土佐に向ひ給ひ、閏十月十日に阿波ノ國へ移り給ふと有り。されば始めは土佐と申し定めしが、阿波へ移し參らせしなるべし。初め唯だ其ままにましますべしと申せしに、御心より移させ給ひしと見えし。年經て阿波へ移り給ひしと云ふは訝かし。【增鏡に中ノ院は始めより知ろし召めさぬ事なれば、東にも咎め申さねど、父の院遙かに移らせ給ひぬるに、長閑にて都に有らん事、いと畏れ有りと思されて、御心もて其年閏十月十日土佐國幡多と云ふ所に渡らせ給ひぬ。云云。道すがら雪かき暮らし風吹き荒れ吹雪していと堪へ難きに、御袖もいたく氷りて理無き事多かるに、憂き世には

斯かれとてこそ生れけめことわり知らぬ我が涙かな。後には阿波國に移らせ給ひき。○承久記、土御門院御心ならず御位をすべらせ給ひしかば、關東よりもとかくの沙汰にも不及都におはしける。仰せられけるは一院配所にましましながら我が身都に安堵して居る事不孝の罪深かるべし、遠國にこそ栖まめと仰せられ、此旨左京大夫義時已下の人人憐み奉りしが、此上は力不及とて、同十月十日土佐國と定めて御出でたる有り。御供には少將定平、侍從貞元、女房三人、醫師參りつつ、御道すがらも哀れなる御事ども多かりけり。土佐國に着かせ給ふに御住居小き由申せば阿波の國へ移らせ給ふ。兩國の中山にて大雪降り、上下行き遣らざりければ、浮世には斯かれとてこそ……阿波國へ成らせ給ひて、浦浦に寄する白波こと問はん隱岐の事こそ聞かまほしけれ。○正統記に、土御門院、此帝は正しき正嫡にて御心ばへも正しく聞えさせ給ひしに、上皇鍾愛に移されましけるにや、程無く讓國あり、承久の亂に、時の至らぬ事を知らせ給ひければにや　さまざま諫めましましけれども、破れにしかば玉石ともに焦がれて、阿波の國にて崩れさせ給ふ。」正統記に、さても其世の亂を思ふに、誠に末の世には迷ふ心も有りぬべし、又下の上を凌ぐ端とも成りぬべし、其いはれを能く辨へらるべき事に侍り。頼朝勳功は昔より類無き程なれど、偏に天下を掌にせしかば、君として安からず思召しけるも理りなり。況や其跡絶えて、後室の尼公、陪臣の義時が世に成りぬれば、彼の蹤を削りて御心のままにせらるべし（イ臣の義時がノ五字アリ）と云ふも、一往の謂無きにあらず。然れど白河、鳥羽の御代の比より政道の古き姿やうやう衰へ、後白河の御時、兵革起りて姦臣世を亂る。天下の民殆ど塗炭に落ちに

き。頼朝一臂を揮つて其亂を平げたり。王室は古へに歸るまで無かりしかど、九年の亂も斂まり、萬民の肩も息まりぬ。上下堵を安んじ、東より西より其德に服せしかば、實朝亡くなりても叛く者有りとは聞えず。是に增さるほどの德政無くして如何で容易く覆るべき。たとひ文失はれぬべくとも、民安からずば上天に〔イよ〕も與し給はじ。次に王者の軍と云ふは、咎有るを討じて罪無きを亡さず。頼朝高官に上り守護の職を給ふ。是皆法皇の勅裁なり、私に盜ありとは定め難し。後室其跡を計らひ、義時久しく彼が權を執つて、人望に背かざりしかば、下に暴ありとは云ふべからず、一往の謂ればかりにて追討せられんは、上の御咎とや申すべき。謀叛起したる朝敵の利を得たるには比量せられ難し。斯かれば時の至らず天の許さぬ事は疑ひ無し。但し下の上を剋するは極めたる非道なり。終には何どか皇化に順はざるべき。先づ誠の德政を行はれ、朝威を立て、彼を剋するばかりの道ありて、其上の事とぞ覺え侍る。

謹で按ずるに、後鳥羽院天下の君たらせ給ふべき器にあらず。ともに德政を語るべからず。思ふに初め後白河の君を擇み給ひしやう、事がら輕輕しき御事なり。高倉の御子を立てられんとならば、長を立つるは定まれる事なれば、三ノ宮をや立て給ふべき。治れる代にも幼主を立てられんは、尤も心得あるべき事なり。況して亂れの中なれば、一歳も年長じ給ひしをこそ立て給ふべけれ。自らに睨かせ給ひしとこ顛て立てられしは、事の外に帝位を輕く思召しけるさまなり。【増鏡おどろのしたの卷、後鳥羽院御諱は尊成、高倉第四の御子云云。治承四年の春第一の御子（安德）三つに成り給ふに位を讓りて高倉の帝は下り給ひ

にし云云。後の帝（安德）平家の人人に引かされて西の海に漂らへ給ひし後、後白河の法皇、御孫の宮達渡し聞えて見奉り給ふ時、三の宮を次第のままにと仰せられけるに、法皇をいと甚う嫌ひ奉りて泣き給ひ、四の宮（後鳥羽）此處にいませと宣ふに、やがて御膝の上に抱かれ奉りて、いと睦じげなる御氣色なれば、是こそ誠の孫にておはしけれとて、壽永二年八月廿日御歳四つにて位に卽かせ給ひけり。」且以仁【高倉宮】親王の自らの御謀に天下の兵を召され、事成らずして討たれさせ給ひし事を思召されなば、何どか木曾が宮をば立て給はざりし。【百錬抄曰、九月十八日北陸道若宮（故三條宮御子十六歲）入洛、自ﾚ院被ﾚ奉ﾚ迎之。（或御歲十七）○帝王編年記曰、天台座主大僧正眞性、高倉宮御子、建仁三年八月二十六日補、元久二年十一月辭退。】是は御年も長じてませ給ひたるらめ。平家の人人も此宮立たせ給ふべしと思はれし由、平家物語にも見えたり。且また此時東西の帝御兄弟にてましまし、後鳥羽は殊に御弟なり。御兄に向ひて世を爭ひ給ふやうなるも名正しとは云ふべからず。斯く其始め正しからざるが故に、其末如何でかは治るべき。

後堀河は高倉の孫、二の宮守貞の子たり。義時帝位に卽け參らせ、（十歲）御父守貞に尊號を上り、（後には後高倉院と申す。）家實を攝政とす。（今迄の攝政道家は、鎌倉の將軍の父なれど、順德の舅たれば其職を停む。）貞應二年太上天皇崩ず。十月家實關白たり。元仁元年六月義時卒す。（六十二歲）泰時家を繼ぐ。（是より後、武家の事は下に見えたれば、是を略す。）嘉祿元年七月二位ノ尼薨ず。（六十九）二年親

經將軍宣下。安貞二年十二月、近衞家實關白を罷めて、九條前ノ攝政道家關白タリ。寬喜三年七月道家其ノ子左大臣教實に關白を讓る。十月土御門院崩ス。(卅七歲) 貞永元年十一月讓ル位ヲ。(廿二歲) 在位十一年。

四條は後堀河の子、母は道家の女、藻璧門院なり。二歲にて卽位。教實攝政たり。(道家は帝の外祖にて鎌倉の賴經にも父なり、攝政殿も其子なり。西園寺前ノ相國公經は其舅なり。朝權皆此人に有り。) 天福元年近衞前ノ關白家實薨ズ。(七十四) 文曆元年五月廢帝崩ズ。(十七歲) 八月、後堀河崩ズ。(廿三) 嘉禎元年三月攝政教實薨ズ。(廿六歲) 道家再び攝政たり。三年二月道家其壻近衞ノ左大臣兼經に攝政を讓る、延應元年二月後鳥羽崩ズ。(六十三歲) 仁治三年正月帝崩ズ。(十二) 泉涌寺に葬る。(此事の始) 在位十年。

後嵯峨ノ院は土御門ノ院ノ第二子。母は宰相中將通宗の女なり。承久ノ亂に二歲なるを土御門ノ大納言源ノ通方外戚の親にて養ひ參らす。十八歲の御時通方も薨れければ、祖母承明門院の許におはします。四條俄に崩じて御子も御連枝も無し。順德院未だ佐渡にましまし、其御子忠成京にましますを道家の外孫なれば、是を立て申されんとて關東へ議せられしに、泰時、秋田城ノ介義景して此帝を立て參らす。城ノ介義景京著以前忠成立たせ給はば、如何がすべきやと云ひしに、汝を遣はす上は何の憚りか有る、唯だ下ろして土御門ノ院の御子を立て參らせよと云ひしかば、城ノ介急ぎ上洛して、承明門院の御所に參りて泰時が旨を申す。順德の母修明門院も、道家も大に驚きしかど力及ばず。同月廿日踐祚。(二十三歲)【增鏡、三神山卷、佐渡院の宮達にもなど聞えければ、修明門院にも御心ときめきして、内々其用意などし給ふ。承明門院も若しやなどさ

まさせ御祈りし給ふ。東の使京に入る由聞ゆる日は、兩女院より白川に人を立て、見せられける程ぞ云云。城ノ介義景と云ふ者、三條河原に打出でて承明門院のおはしますなる院は何處ぞと靑侍の怪しげなるに問ひければ、現(うつつ)とも覺えず、しかじかと申すままに、土御門殿へ參りたれど、門は葎(むぐら)に頭く固め、扉は錆附き、柱根朽ちて開かざりけるを、郎等どもにとかくせさせて、內に參りて見廻せば、庭に草深く靑き苔のみむして、人の通へる跡も無し。故通宗宰相中將の御弟を子にし給へりし定通の大臣ばかりぞ、自(さすが)らの事をやと思ひて、萎えばめる烏帽子直衣にて侍らひけるが、中門に出で居て對面し給ふ。義景は妻戸の傍(わき)に畏まりてぞ侍らける。阿波院の御子御位にと申して出でぬ。仁治三年正月十九日の事なり。世の人の心地皆打驚き騷ぎて、馬車の響き騷ぐ。云云。御年廿三。其夜やがて冷泉萬里小路殿(れいぜいまでのこうぢどの)へ移らせ給ひて、閑院殿より劍璽など渡さるると云云。」左大臣良實關白と成る。（道家二子）二條殿の祖なり。正統記に、泰時計らひ申して此君を据ゑ奉る、誠に天命なり。正理なり。土御門院御兄にて御心ばへもおだしく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば、天照太神の冥慮に代りて計らひ申しけるも理りなり。大方泰時心正しく政すなほにして、人を育み、物に奢らず、公家の御事を重くし、本所の煩ひを止(とど)めしかば、風の前に塵無くして天の下則ち靜まれりき。斯くて年代を重ねし事偏に泰時が力とぞ申し傳ふめる。」陪臣として久しく權を執る事は、和漢兩朝に先例無し。其主たりし賴朝すら二世をば過ぎず。義時如何なる果報にか、測らざる家業を創めて、兵馬の權を執りし例希(ためし)なる事にや。されど殊なる才德は聞えず、又大名(たいめい)の下に誇る心を有りけん、中二年ば

かりぞ有りて身死せしかど、彼の泰時引續きて德政を先とし、法式を堅くす。己が分を測るのみならず、親族幷にあらゆる武士までも戒めて、高官位を望む者無かりき。其政ついでのままに衰へ終に亡びぬるは、天命の終る姿なり。七代まで保てることぞ彼が餘薫なれば恨むる所無しと云ひつべし。凡そ保元平治より此方の亂りがはしきに、賴朝と云ふ人も無く、泰時と云ふ者無からましかば、日本國の人民如何が成りなまし。此謂れを能く知らぬ人は、故も無く皇威の衰へ武備の勝ちにけると思へるは過なり。泰時が昔を思ふには能く謂ある事ありけんかし。子孫は然程の心あらじ。なれど堅くしける法のままに行ひければ、及はずながら世をも畏れしにこそ。遠からぬ事どもなれば、近代の得失を見て將來の鑒誡とせらるべきなり。此年六月十五日泰時卒す。（六十）經時繼ぐ。泰時が孫なり。寬元元年六月中宮ノ皇子誕生。西園寺右大臣實氏外祖の勢を得て、道家、良實父子と共に朝政を執る。西園寺の家を親されし事是に始まる。二年四月賴經其子賴嗣に將軍を讓る。在職十八年。（廿七）賴嗣六歲なり。四年正月讓位。（廿七）在位四年。

後深草は後嵯峨ノ第二子。母は西園寺ノ太政大臣實氏の女大宮院殿なり。即位の時四歲。上皇の御政務なり。關白良實父の道家と不快に由りて職を罷められて、其弟左大臣實經攝政たり。是れ一條殿の祖なり、三月經時病に由りて執權を弟時賴に讓る。閏四月に卒す。七月賴經歸洛。寶治元年正月實經罷められて近衞兼經攝政たり。建長四年二月時賴重時を使して、上皇の一ノ宮宗尊親王を迎ふ。是れ前ノ將軍賴經京にて世を亂らんとの企て有る由聞えしに由りてなり。此月道家薨ず。（六十二）此ノ人賴經の父なれば、亡せ給ひし事關

東の計らひにやと云ふ說あり。二條家の說には、道家北條を恨み世を亂らんとせしを良實常に諫められしかば、父子睦まじからざりしと云ふ。四月宗尊親王下向す。（十三とも又十一ともいふ）同月賴嗣歸洛す。（十三歲、治八年。）十月近衞兼經攝政を辭し、其弟左大臣兼平攝政たり。是れ猪隈殿の御末なり。道家の長子教實九條殿を相續し、二子良實二條殿と云ひ、三子實經一條殿と云ひ、今又近衞分れて鷹司と成る。是より五攝家と稱す。此攝家の權を分かたんため、時賴斯く計らひし所なるべし。（此後は攝家の事を論ずるに及はねば略し畢んぬ。其故は藤氏の權是より遂に衰へしが故なり。）

按ずるに、良房、基經の相業譏すべからず、社稷の臣と云ひつべし。雖ㇾ然忠平、實賴の若きたる、菅公、賢相たる、猶其權を奪はん事を欲す。善是防ㇾ微杜ㇾ漸之深計遠慮なり。忠平、賢臣たりし外、實賴の後將相九世、皆是外戚の貴を恃み、朝廷の權を弄す。後三條其權を抑へ給ふ。白河英明の主なり、院中政を聽、兵革擾起りしに及びて、藤氏の大臣その危を救ひ顚を扶けし者一人も無し。保元の亂に忠通朝家に有り。其弟賴長と不和なるが故なりと云へども、其職に堪へずと云ふべし。平治に基實信賴同列たりしかど、十六の童子責するに足らず。平氏西奔の日、基通不ㇾ從ㇾ駕而還、法皇の恩寵を賴みに由ると云へども、身已に朝廷の大臣たり、如何で俯首見賣して生を偸くとすべき。義仲が法皇を凾せし日、基房その間に彌縫して兼實を去りし、濟ㇾ時之才無きにしもあらず。鎌倉守護地頭を請ひしに、兼實是を執奏す。諫官の言無しとすべし。承久の亂に家實寸策無くして、又新帝の攝政と成る、其恥無き事五代の臣

の如し。其後後醍醐南狩の日に至りて、經忠最初に南に來れり。大臣の義に恥ぢず。是等の外、北朝に留まり仕へし輩ともに君臣之大義を識るべからず。抑も謂ゆる攝政關白は人臣の表率たり。然るに斯く忠無く義無き輩、累世其職に任じて、唯だ自ら其望族門地に誇る、恥無きの甚しきなり、王室の衰へし事、唯だ名行の破れに依れりと、北畠ノ准后の云ひけん事、誠に然り。

帝在位十三年にて、正元元年十一月讓位。（時に十七歳）龜山ノ院は後嵯峨ノ第三子とも、第六子とも云ふ。紹運圖に據れば第四子なり。後深草の同母弟なり。十一歳にて踐祚あり。弘長三年十一月時賴卒す。（三十七）是よりさき後深草の建長七年十一月三十歳の時入道して、長時に職を讓れり。文永九年二月後嵯峨崩ず。（五十三）院中にて政を知ろし召す事廿六年なり。文永十一年正月讓位。（廿六歳）。

後宇多は龜山ノ第二の子、後嵯峨取り養ひ、文永五年六月太子に立つ。（二歳）十一年正月受禪。（八歳）此ノ時後深草を本院と云ひ、龜山を新院と云ふ。龜山院中にて政を聽き給ふ。十月本院の子熙仁（伏見ノ院の御事）を東宮に立つ。（十一歳、帝より二歳の兄と云ふ。）正統記に、龜山ノ院を繼體と思召し持てけるにや、后腹に皇子生れ給ひしを、後嵯峨取り養ひまして、何時しか太子に立て給ひぬ、（後宇多なり。）後深草の御子も先立ちて生れ給ひしかども、引超されましにき。（伏見の御事）後嵯峨崩れ給ひて後、（文永九年）兄弟の御間に爭はせ給ふ事有りければ、（思ふに院中御政務の事歟。）關東より（時宗歟）母儀大宮院に尋ね申しけるに、先院（後嵯峨の御事）の御素意は、當今（龜山）にましますよしを仰せ遣はされければ事定まり、禁

中にて政務せさせ給ふ。（龜山此ノ時天子にて自ら政を聽き給ひしなり。）後にも叡慮をば龜山と思召し定めければ、後深草【正統記の說】の御流如何かと覺えしを、（此頃は御出家の御志有りと云ふ。）龜山が順の義を思召しけるにや、伏見ノ院を御猶子にして東宮に据ゑ給ふ。弘安四年正月蒙古人寇の事あり。十年十月讓位。（廿一）在位十三年。伏見ノ院は後深草ノ院ノ第二子、十一歲にて東宮に立ち給ひ、廿三歲にて受禪。後深草ノ院、院中にて御政務あり。此ノ時太（不太ナシ）上皇三人あり、後深草を一ノ院とも本院とも云ひ、龜山を中ノ院と云ひ、後宇多を新院と云ふ。正應ノ元年四月帝の第一子胤仁（後伏見の御事）東宮に立つ。正統記に、龜山此ノ君を（伏見）東宮に据ゑ給ふ。其後御心よからず思しきたる事ども出で來て、騒がしかりき。東宮にさへ此 天皇の御子居給ひき。關東の讓も（貞時、宣時を指すなるべし。）龜山の正統にて立ち給へる事は知り侍りしかど、近比と成りて扭を疑はしく思ひけるにや、兩皇（後深草、龜山）の御流を立ち交へ給ゑ申さんと相計らひけるとなん。參考太平記に、故院の叡旨更に御嫡流本院の御子孫登極の事を止め申され、中ノ院の御一流をのみ將來皇統たるべしとは定め申されけり。武家も年來は如レ此に存じ定め申しき。されば中ノ院の御讓位をやがて新院受け繼がせ給ひける。是に依て本院【後深草】の御方は既に御位の御競望を斷せられ御憂吟を含み、空しく年月をのみ過ごされおはしけり。爰に弘安の末つ方、時明之を上り、故院の叡思全く御正嫡の當流を蔑損申され、後代の御登極を止め申さるる御素意にあらざるノ所見と云ふ御遺状等を、自ら關東へ遣はされて、歎き仰せられしかば、其時武家承り披きけるに由り、さかし正應登極の御事

れば（伏見の年號）持明院殿に執らし申しけるなり。

按ずるに、伏見の院を東宮に立てられしは、時宗が計らひにて有りしなり。本院悅び給ひ、新院の御心も融け、本院と御中よく成りしかば、大宮院殿も悅び給ふ。此後は讓位、即位、立坊、皆關東の計らひなりと云ふ說有り。正統記の說の如くにて然るべき歟。時宗が計らひにて東宮に立てられしには、本院は悅び給ふとも新院の御心には悅び給ふべからず。但し關東より申す旨有りしかば、龜山弟順の義を思召し寄りける歟。又後嵯峨如何なる御事に依りて、繼體をば龜山と思召し定めけるにや。若し後深草は不孝にましまし、龜山は御愛子にて有りし故なりしか。是より兩院相爭ひ給ひて、終に天下南北に分れ、龜山の皇統は絕えたり。善からぬ御事にや。

又按ずるに、後宇多讓位の時、纔廿一歲なれば龜山も殘り多く思召し、主上も御本意ならねども、後深草の本院待ち兼ね給ふべしと關東より奏し申せば、御心のままならず讓位ありけると云ふ說あり。異本に所謂、弘安の末に持明院殿關東に仰せ遣はされしなど見えしは、正統記に云へる、其後御心もゆかず惡しざまなる事さへ出で來て踐祚有りきと云ひし事なるべし。是よりさき後嵯峨ノ崩後に、後深草、龜山御爭ひの時に、大宮院殿の仰せられしに依れば、龜山一流繼體たるべし、今〔イ今ヲとトス〕又持明院殿の仰せに依れば、後嵯峨の御心然るにあらず、關東の計如何にとも申し定め難きに由りて、然らば兩皇の御流を交る交る據ゑ申さんと相謀りしなるべし。但し持明院殿より關東へ遣はされし後嵯峨の御遺狀、崩後

十數年の後に出でしなど心得られず。關東の聞も訝かしき事にも思ひしならべけれど、世ノ亂はしく思ひし程なれば、然るべき事の出で來しと思ひて、然らば兩皇の御流交る交る繼ぎ申さんと計りしなるべし

此ノ年九月鎌倉ノ將軍惟康親王上洛にて、（後嵯峨ノ第一の子宗尊より二代まで關東の君たりき。）後深草の御子久明親王（實ハ今の御弟）を鎌倉に迎へて君とす。（此ノ時天子も、鎌倉殿も皆後深草の御子なり。鎌倉ノ執權は貞時、宣時なり。）三年三月四日に、紫宸殿の獅子狛犬、中より割れたり。人皆怪みしに、十日の事なるに、夜未だ明けざるに、甲斐ノ源氏の末（保暦間記には、小笠原の一族と云ふ。）淺原八郎爲頼と云ふ者の禁闈を侵す事あり。是に由りて中院（龜山）前院（後宇多）皆文を關東へ遣はさる。增鏡に、九日右衞門の陣より武士三四人馬に乘りながら九重の中へ馳せ入りて、上に昇りて、女嬬が局の口に立ちてやゝと云ふ者が見上げたれば、たけ高き恐ろしげなる男の赤地ノ錦の鎧（直垂ナシ）着て、帝は何處に御寢なるぞと問ふ。夜の御殿に寢させ給ふと云へば、何處ぞと又問ふ。南殿より東北の隅と教ふれば、南さまへ歩み行く間に、女嬬内に參りて按察大納言、典侍殿、新内侍殿などに告ぐ。上は【伏見】中宮【永福門院】の御方に渡らせ給ひければ、對の屋に忍びて逃げさせ給ひ、春日殿へ女房のやうにて入らせ給ふ。春宮【後伏見】をば中宮の御方の按察殿抱き參らせて、常盤井殿へ徒にて逃ぐ。此男辛うじて夜の御殿へ尋ね參りたれども、大方人も無し。中宮の御方の侍の長景政と云ふ者名乘り參りて戰ふ。斯くする程に二條京極の篝屋千餘騎にて馳せ參りて、圍み作るに合する聲遙かに聞えければ、心安くて内に參る。御殿どもの格子引

搔くりて、亂入に叶はじと思ひて、夜ノ御殿の御茵の上にて自害しぬ。太郎なりける男は南殿の御帳の中にて自害しぬ。弟の十九に成りけるは大床子の縁の下に伏して、寄る者の足を切り切りしけれども、さすが數多して搦めんとすれば、協はで自害するとて「冇もアリ」腸をば皆くり出だして手にぞ持たりける。其儘ながら何れも六波羅へかき續けて出だしけり。【異本太平記、正應三年三月十日淺原八郎爲頼と云ひし武士禁闕に亂入の事あり。自餘陰謀の風聞有り、六波羅より召取るべき由道ある所無きにや、走り入りけり。父子討たれし首を六波羅に奉る。次第に糺明あり。三條宰相中將實盛父子も囚はれぬ。其比中院と申すは龜山院の御事なりしが、内内武士ども多く語へ召され六波羅を追討せらるべき御企て有りと聞えけり。是は後嵯峨院の御處分と引違へ、關東猥りに持明院殿の御流を皇位に附け奉りし御憤の故に此御企てに及ぶとぞ聞えし。但し實は故院の遺旨更に御嫡流本院の御子孫繼體の事を止め申され、中院の御一流をのみ將來皇統たるべしとは定め申されたり。其比本院と申せしは後深草院の御事、中院とは龜山院の御事、新院とは後宇多院の御事なるべし。然るに持明院殿の後御政務の時分なりしかば、中院の御方より天下を計らひ難け給ひしに依りて、關東へも、故院の御素意唯だ此一流のみ未來の皇統たるべしと定め置き申さるる由をかねてより仰せられしかば、武家も年來は如此に存じ定め奉りき。されば中院の御禪位もやがて新院受けぞ繼がせ給ひける。是に由りて本院の御方には既に皇位の御望み斷たせられたるが、御詞をも出だされず。爰に弘安の末つ方、持明院殿より、故院の叡慮全く御正嫡の當院を棄て、後代の爭極を止め申さる御素意に

非る所見、故院の御譲状を内々關東へ遣はされしかば、武家詰めて承り候ひき。正嫡登極の御事をば持明院殿に譲し申しけり。さる程に中院を永久の例に任すべき由内々沙汰聞えしかば、武門の輩に申し給ふとて、一紙の文書に御宸筆の一句を載せて關東へ下さる。武家も、さては此事叡慮よりは出でざりけりとて、両讓に及びにき。辱くも萬乘の君、士民に對して告文を下されし事、併し天位の私を嫌いて遜讓しとて、中院は御年四十八と申せし花の鬢を落しおはしまし、禪林寺の御殿に入御し、草衣木食の御生涯たり、云々。此事次第に六波羅にて尋ね沙汰する程に、三條宰相中將實盛も召捕られぬ。三條の家に傳はりて鯰尾とかや云ふ刀にて彼の淺原自害したるなど云ふ事も出で來て、中ノ院も知ろし召したるなど云ふ輩も有りて、心憂くいみじきやうに云ひ扱ふ。中宮の御兄權大夫公衡、一ノ院の御前にて、此事は禪林寺殿（龜山）の御心合せたるなるべし。猶禪林寺院の御そぶんを引違へ、東より斯ノ當代を押へ奉る世を知ろし召さする事を心よからず思すに由り、世を傾ぶけ給はんとの御本意なり。一以上ハ元祿ノ頭註ナルカ、白石ノ文ナルカ、原本ニテハ分明ナラネド書來ニ續ケレバ、姑ラク元祿ノ書キ入レト斷ジ疑ヲ存ズ。」さてなほおかにもおはしまさば、増さる事も出で來ん、院を先づ六波羅に移し奉るべき事にこそなど、彼の承久の例も引き出でゝ申し給へば、如何でか然までは有らん、實なき事をも人はよく云ひなすものなり、故院の亡き御影にも思さん事こそいみじけれと涙ぐみて宣ふを、心弱くおはしますかなと見奉りて、猶内裏よりの仰せなど嚴しき事ども聞ゆれば、中ノ院も新院も思し驚く。いと慌だしき様に成りぬれば、如何がはせんとて、知ろし召さぬ由誓

ひたる御消息など關東へ遣はされて、後にぞ事鎭まりにける。さて長月の初めつ方中ノ院御髮下ろさせ給ふ。
(九月中ノ院四十一にて御落飾、禪林寺殿と云ふ。今の南禪寺は卽ち院の皇居なり。)

按ずるに、此時中ノ院鎌倉へ移し申すべしなど云ふ事も有りしにや。稱名寺の山陵に龜山ノ御座ありし跡なりなど云ふ所あり。其御儲の爲に、御所造られんと云ひし事も有りしにや。

永仁六年讓位、(三十四)在位十一年、持明院殿とも申すなり。

後伏見は伏見の第一子、十一歲にて受禪。此時に後深草、龜山、後宇多、伏見上皇四人ましますす。八月後宇多ノ第一の御子を東宮に立つ。(帝の再從兄弟、十四歲に成り給ふ。)在位三年にて正安三年正月鎌倉より(此ノ時執權は貞時なり。)隱岐ノ前司時淸、山城ノ前司行貞上洛して下ろし參らせ、東宮へ御位を讓らる。(時に十四歲なり。)

【增鏡、又の年の正月の比、內侍所の御注連の下ろし給へるは、如何なるべき事にかなど、忍びて私語(ささめ)く程こそ有れ、東よりの御使上るとて、世の中騷ぎて、禪林寺殿(龜山帝)御世を見奉り給ふ世にとや、正月二十一日(正安三年)春宮(後二條)位に卽かせ給ひぬ。おりゐの帝(後伏見)十四に、太上天皇の尊號あり。三年にて下りさせ給へれば何事のはえも無し。】

後二條は後宇多ノ第一の子、十七歲にて受禪。八月伏見ノ第二ノ子を東宮に立つ。(五歲)龜山法皇と後宇多ノ上皇と院中にて御政務。伏見、後伏見の御代には、參り仕ふる人も希なりしに又移り變れり。在位六年

餘にて、德治三年八月崩ず（廿四歲）。

花園は伏見ノ院ノ第二ノ子、十二歲にて即位。伏見上皇、院中にて御政務あり。九月後宇多ノ法皇ノ第二ノ子を東宮に立つ。（廿一歲）正統記に、儲君の定め有りしに、後二條の一の御子邦良親王居ゑ給ふべきかと聞えしに、思召す故ありとて、此親王を太子に立て給ふ。彼一の御子幼くましませば、猶子の儀にて傳へさせ給ふべし。若し邦良親王早世の御事あらば、此ノ御末繼體たるべしとぞ記るし置かせましましける。（邦良幼年にまします故、關東に龜山ノ法皇仰せられ定められしなり。）在位十一年にて、文保二年二月東宮に讓らる。此時帝は廿二歲、東宮は卅一歲に成り給へば、後宇多ノ法皇を始め其方ざまの人待ちかね申さるべき由にて、關東より計らひ申せしとぞ。（高時が世の初めなり。）

後醍醐は後宇多ノ第二ノ子、三十一歲にて受禪。後宇多の法皇、院中にて御政務あり。三月後二條の子邦良親王を東宮に立つ。元亨二年の夏、法皇より大納言藤定房を御使にて、政を當今に任ぜられ閑居あるべしと關東へ仰せ遣はさる。武家異議なかりしかば、大覺寺殿へ移り給ふ。正中元年六月後宇多ノ法皇崩ず。（五十八。）九月土岐ノ賴貞、多治見國長等、帝の密詔を受けて鎌倉を謀るの由聞え、六波羅より兵を遣はして是を討つ。二年五月日野中納言資朝、日野右少辨俊基捕はれて東行す。帝の近臣にて密詔を受けし由聞えし由りてなり。七月萬里小路大納言宣房をして告文を高時に賜はる。資朝佐渡國へ流され、俊基は許されて歸り、朝廷無事に成りたり。

按ずるに、高倉ノ院嚴島御幸の時、淸盛入道宣詞を賜はる由を云ひ傳ふ。是れは入道逆威を恣にして强ひ申したるなり。其後龜山、後宇多關東に告文を賜はりしは、淺原が事に出り、世の浮說を仰開かれん爲に、萬乘の尊を屈して陪臣に向ひ誓はせ給ふ。爰に至りて王威地に落ちたり。此たび後醍醐又告文を下されし事は、暫く關東の疑を解かしめて、御宿意を果たされん爲の叡慮に出れりと云はん歟。されど帝德の御累とぞ申すべき。

嘉曆元年三月東宮、邦良薨す。（廿四）七月後伏見ノ上皇ノ第一ノ子（光嚴院の御事）を東宮に立つ。（十四）帝の御子は多かりしかど、東宮立坊は關東よりの計ひなれば御心に任せられず。元德二年四月朔日中原ノ章房卿の爲に殺さる。（常樂記には、大判官章房と有り。）異本太平記に、章房淸水寺に詣で下向の時、西の大門にて大悲を伏し拜みしに、小雨降りけるに、蓑笠にはばきしたる者一人後を過ぐると見えしが、太刀を拔きて章房が首を打落して、坂を下り行く。下人四五人あれやとて主の持たせし太刀を拔きて、追ひしかど後影だに見えずなりたり。此の章房は中家一流の棟梁、法曹一道の碩儒、然も四朝に仕へて一家の世譽を得たり。殊に當代無雙の恩澤に浴し、夙夜無二の拜趨を致し、すべて朝務の評議、朝儀の裁斷、君臣の顧問を得しかば、皇家の輔弼たりしに、斯かる殊災の出で來し事、朝の衰微、道の衰微なり。子息章兼、章信等嫌疑を正し、仇敵を索むるに、如何にしてか聞き出しけん、東山、雲居寺の南の門の東南の門の岸の上に一宇あり、瀨尾兵衞、太郞幷に同舍弟と云ふ者なり。名譽の惡黨隱れ無き者なり。然るに彼等が殺害疑ひ無

しと聞き定めければ、童子は折ふし病床に臥して行き向はず、舎弟康信、郎從下部十四五人、直達下人三十餘人具し、白袴に黄菱に帯締し、小六葉の車にて、未明に彼の在所へ押寄せたりける。是非無く彼の屋を取卷き、屋の内を探しけるに人一人も見えず。又木人僧行の果とも見えず。辛櫃まで打破り、板敷の下まで探しけれども一人も無し。力無く歸らんとする處に、心早き者の走せ寄りて、塗天井構へたるを見上げたるに人の衣裳の端少し見えければ、先づ長刀にて天井をはね破るに、人こそ隠れ居たりけれ。既に見付けられぬと思ひて、太刀拔きて男一人躍り下らんとしけるを、下ろしも立てず、長刀にて股を刺すと、刺されながら飛び下りけるを、寄せ合ひて搦めんとしけれども、名譽の手利きなれば、手負ひ乍らも、散々に切り拂ひて、斬り附くべくも有らざりしを、童子一人後ろよりも、太刀取り直し、小腕を刺す。刺されてひるむ所を隙の下部若武と云ふ者組み伏す。此男稀代の勢ひにも似ず、事の外に弱りければ、手がらに押へて首を取る。此童房は一道の僧宗、常陸の延房として義を正し、頭を斬りければ、其の指顧兵の由來に由りて頭りに騒頭指き組合を結ぶ人を有りけん。又は日比の郷族自体に異なれば、若し指を拱み義を奉ぜんとにや有りけん。木人も報恩もかねて宿敵を覆へりれば、信者の名の名望一層と集かりき。時えに彼の與事萬人の疑ひ淺からず。爰に退いて子細を尋ぬるに、此童房は第二の精神と稱り、現いとに信者の脳みなりしかば、恩寵も淺からざりしに就きて、是も事旨をも重くし、公事をも背くまじき者と思召され、年來の寵を或時顯されて、關東征伐の事を仰せ出だされしに、當座身を顧みず、義を貼ぜず、何事の諫言を申しけれ

ば、不臣最悪を挾み弑簒逆の事有るべき器にあらざれども、叡慮に一味し奉らざりし事を深く惡れ給ひて、近臣成輔朝臣に仰せ談ぜられしかば、彼の名譽の惡黨に縁を索り謀を與へて、竊かに童房類はせければにや、果して此事を遂せり。されば彼が横死も天下大變の端として、朝儀より出でけると、後こそ聞えけれ。

按ずるに、是等の事に由りて帝の御心を觀るに、帝業遂に全からざりし事、うべなり

此月、【元德二年三月】帝東大寺、興福寺、延曆寺へ行幸、彼の僧徒等を語らひ關東を謀り給ふ。五月僧圓觀、文觀、忠圓等捕はれて東行流刑。日野資朝佐渡にて殺され、七月俊基并び關東に召し寄せられて殺さる。元弘元年八月關東の使二人上洛す、是れ帝并に護良法親王を流し參らせん爲なり。帝笠置に行幸す。九月笠置陷り、帝蒙塵す。路にて捕はれて六波羅に入り給ひぬ。在位十三年、時に四十九歳。光嚴院元弘元年十月即位。（十九）後二條の孫、邦良の子康仁を東宮とす。

按ずるに、龜山の御後にて後醍醐斯くましませしに、後二條の御孫を東宮に立て申しけるは、武家信義の厚きとや云はまし。

明くれば正慶元年三月後醍醐隱岐へ遷幸す。此帝總て在位二年にして、正慶二年の五月北條滅び、（六代まで百五十四年）後醍醐重祚あり。

後醍醐復位の事（八變）

元弘三年（則ち正慶二年）六月皇位を復し給ひ、其明年を建武と號す。二年八月源ノ尊氏叛しぬ。三年八月尊氏、光嚴の御弟光明院を立てて共主とす。十月に、後醍醐、尊氏が軍門に降り給ひて叡山を御下り有りしを、花山ノ院に囚へ參らす。【歷代皇紀、皇年代略記曰、延元元年（建武三年）八月十五日光明帝踐祚。〇元弘日記裏書云、延元元年五月二十九日尊氏入洛、以二正慶天子一（光嚴）爲二治世之主一、以二豐仁親王一爲二主上一云云。謹按、尊氏立二豐仁一爲レ主、使二太上皇（光嚴）總二万機一也。】

南北分立の事（九葉）

建武三年十二月に、後醍醐吉野へ奔り給ひき。是より吉野殿を南朝と云ひ、武家の共主を北朝と申せしなり。されば重祚の後、天下の一統三年にだに滿たずして南北に分れ、其後吉野殿にましますこと四年にして、延元四年（北朝にては曆應二年）八月十六日に崩じ給ふ。（御年五十二）

後村上ノ院位を嗣がせ給ひて在位三十三年、建德二年（北朝後光嚴の應安四年、義滿將軍の時なり。）三月崩じ給ふ。

後龜山ノ院位にましまし、在位十九年にて、北朝後小松ノ院の明德三年、（義滿將軍の比なり。）閏十月、南北御和睦にて、在りし世の如く持明院殿と大覺寺殿と交ノ交ノ御治世有るべしとて、南帝御入洛にて大覺寺殿に入らせ給ひ、三種の神器を北朝へ渡されき。（南北分立五十六年。）此後又兼てのあらましに違ひて、大覺寺殿の御治代を知ろし召されざりしかば、南方の人人憤りて軍起りしかど、南軍終に利無くして、後花

園ノ院の長祿二年六月、後龜山の御子南帝高陽院討たれ給ひしかば、茲にて南帝の皇統は絶えしなり。（明德三年より茲に至りて六十七年、前後合せて南朝百廿餘年が程なり。）

按ずるに、後醍醐不德にてましましけれども、北條が代の滅ぶべき時に遇はせ給ひしかば、しばしが程は中興の業を起させ給ひしかど、やがて又天下亂れて、終に南山に遁れ給ひき。されど正しく皇統の御位を讓ませ給ひし御事にて、三種の神器を御身に從へさせ給ひしかば、時の關白近衞左大臣經忠を始めて、（光明院 御代ノ始め建武四年四月なり。）【天正本太平記云、建武三年十月十日山門破レテ先帝ハ花山院ニ推シ籠メラレサセ給ヒテ、近臣官軍皆散リ散リニ成ル云云。サル程ニ先帝ハ同十二月廿一日花山院ヨリ忍ンデ芳野ヘ潜幸成リシカバ、次ノ年四月近日關白從一位左大臣經忠公潜カニ都ヲ逃レ出デテ吉野ノ皇居ニ參ラレケリ。】忠を存し義を知れる朝臣、多くは南朝に赴き仕へられき。（北朝にては經忠の從弟前ノ内府基嗣を關白とす。是れ今の近衞の祖なり。）武家の輩も又斯くぞ有りける。されば足利殿の代と成りても、猶從はざりし國國多かりき。（後龜山の初め南朝の管領、河内、大和、和泉、紀伊、伊賀、伊勢、志摩、飛驒、信濃、上野、越後、伊豫、備前、石見、長門、越中、肥後、日向、大隅、薩摩、等二十州に及ぶ。）然れども終に運祚の開け給ふ事無かりしは、皆是れ祖宗の御不德に由りて、天の與し給はぬなるべし。北朝は唯だ足利殿の君に立き參らせられて、臣として天下を爭ひ給ふ事を、さすが心の中に恐れ給ひ、且は其戰に毎度利無かりしに由りて、勸め申す者ども有りしかば、やがて光明院を君として、南北兩帝の御爭ひ

の如くには取計らはれしたり。されば心ある人人は、北朝に仕ふる事を恥かしき事に思ひし。太平記等の物語にも、持明院殿は大果報の人にて、將軍より天子を賜はらせ給ひしなど、世人云ひあてはやしけると見えたり。さらば北朝は全く足利殿自らの爲に立て置き參らせられし所にて、正しき皇統とも申し難ければ、或は僞主僞朝などと其代には云ひしとぞ見えたる。その後又漸く天下の事も行はれしかど、猶正朝の命は是に歸し有りき。義満が代に至りて其事にしけるより、皇位として國命を奪りし事、ますます人への幸せに頼りしかば、後龜山の帝位を讓らせ給ひし時に至りて、皆天命に歸する者多かりき。其後南山に遁れ給ひし後も、猶六十餘州六十六州が一つは天下に王ましますと事を知りき。南朝既に亡び給ひし後は、天下の人、皇家有る事を知らず、幕府の大樹の代の時、皇室の誠を賴れ參らせて、天下を我物にすべしと思ひて、毎に事端百出せられしかど、猶これは其に倣せし者あり。其後天下に叛き、從ひし者どもは、唯其主君を恐れしが故なり、更に皇室に歸せしにはあらず。斯くて安に謀り給ひし事の由を傳ふるに、初め又國の功子をもて帝位に立て給ひしより起りて、後には綸旨の御教書にもよりて、其議論を合せ申し事に處し奉りきせ給ひしに事終りぬ。さらば一日一日に衰額ありと云ふも、其事よくも得たるべき所なり。

参考讀史餘論巻一　終

上古征伐皆ニ天子ヨリ出ヅ事

神武日向より起り給ひ、筑紫の國々平げ、安藝の國に渡り、吉備の國を經て、遂に大倭の國を討ち平げ、畝傍の山を開き、橿原ノ宮にして帝位に卽き給ひしより此の方（十年にて帝業成れり。）九世、凡五百六十九年が程は、金革の事聞えず。上世民淳にして俗厚く、皇化の被ふ所おのづから穩かなりしが故にこそ有るべき。但し世遠く人亡びて、史策の載する所、自ら闕漏ありけんも知るべからず。

第十世崇神の十年九月、大彥ノ命（北陸）武渟川別（東海）吉備津彥（西道）丹波ノ道主（丹波）等に命じて四方の國國に遣はし、敎を受けざる者あらば兵を舉げて討たしめらる。是れ後世將軍の始なりと申す歟。然れども其代に將軍など云ふ名號有りしにはあらず。日本書紀に記るされし所は、後代史作られし時潤飾の詞と見えたり。（崇神の時、今の文字我國に未だ傳らず。古事記に見えし所に將軍など云ふ事は見えず。）此比までも猶皇化に順はぬ者のありけるにこそ。廿年武埴安彥と云ふ者叛き參らせて帝京を襲はんとせしを、彥國葺及び五十狹芹彥ノ命に命じて討ち平げられし事も侍り。（これ叛臣を征討ありし始め歟。）其後百六十七年にして、第十二代景行ノ十二年、筑紫熊襲叛きて、帝みづから是を征し給ひ、八年を經て遂に平げ給ふ。（これ熊襲叛きし始めか。）廿七年に熊襲又叛きしかば、日本武ノ尊をして征せられしに、やが

て討ち平げさせ給ひき。其後四十年ノ後、東夷數〻事有りしかば、又尊をして是を討たしめられしに、是もやがて平ぎぬ。（東夷蝦夷の事の始也。）

其後八十餘年にして熊襲又叛く。（ここに於て熊襲二たび叛きしなり。）第十四代ノ仲哀ノ二年に、皇后と共に自ら征し給ふ。六年を經て、代を知らしめす九年に當りし年の二月、筑紫の行宮に崩じ給ふ。神功皇后吉備ノ臣の祖鴨別をして討たしめられしかば、熊襲も終に滅びぬ。其れより直ぐに皇后自ら新羅を討ち給ひしに、是もやがて從ひ參らす。斯くて皇后御軍を還され、筑紫に至り給ひてぞ、應神は生れ給ひき（去年十月生れ給ふべき期に當り給ひしかど、皇后の御禱にて、十二月筑紫の御館に於て生れ給ふと云ふ。）仲哀の崩じ給ひしやうも定かならず。應神の生れ給ひし事も、其産むが月に遅れさせ給ひしなど、疑はしく思召されけるにや。長子にておはしませし麛坂、忍熊二人の王子軍起して防ぎ戰ひ給ひしに、王子の軍利無くして、二人ながら失はれ給ひぬ。是より後、三韓數〻是を討たしめられし事ども、代代に有りしかど、是は皆治外の事なれば此處に記さず。）

其後天子凡十二代、年は凡百五十三年を隔てて、三十八代齊明の御時百濟亡しければ、阿部ノ臣阿部引田ノ臣比羅夫などして討たしめられしに、百濟終に亡ひぬ、高麗と云ふ國をも討ち從ふ。此後代に、新羅、大唐の爲に滅されんと聞えて、彼を救ひ給はんとて、齊明も筑紫國朝倉の宮に幸ましまして、軍の事を謀り給ひしに、終に行宮にして崩じ給ひき。初め神武東征し給ひしより此かた、代は卅八代、年は千三百廿五年が程

は、國中に王化に從はざる者有る時は、天子自ら是を征し、或は皇子して是を討たしめらる。其中神功、齊明の如きは女主にておはしましかど、皆親ら是を征ちたまひき。(但し三韓、新羅、百濟等の如きは域外に有りしかば、多くは將軍して討たれしなり。神功、齊明の御時の事も域外の事に屬かりしかど、是は親征し給ひし所なれば、此處に記し侍るなり)我國古への大事なれば、古へには天子自ら親しく征し給ひし御事と見えし。後代の如くに將を遣はし、將軍に命じて、是を討たしめられし事の如くにはあらず。

第四十代天武天皇の時、天智の皇子大友、天皇に背き給ひ一族には叛き給ひし事にて、世の常征討の例に同じかるべからず。大友は弘文天皇として、天武天皇の位を得させ給ひしかば、世には大友の皇位に即かせ給ひし如くに言ひ傳ふるを正し(註)、大友は天智の御世に太政大臣にて、皇位につかせ給ひしかど、且は天智の御譲なりと傳へ給ひしを、皆世に申し傳ふ。壬申の年に天武は一旦皇軍に打勝ちて、御位に登らせ給ひし故に、此書には大友を帝位に列ねず、其文を天智紀の末に續けさせ給ひ、天智の崩後に即位の事を記さず、又た紀となさず、又正位に歸し給ひと同等にせしむ事すべし。後世に及びて兩主、御位を爭ひ給ひし事の始めなれば、一旦皇位に列ねて是に記録しとこゝに申すなり。

其後八十餘年を經て、四十五代聖武天皇天平十二年、大宰少貳藤原廣嗣反く。其、武勇を恃みて叛きし事、帝王三十餘代、凡そ九百年に垂んとして、人臣の叛く事の始めなり。干戈を都内に動かされし事の始めなるべし。〈世には

守屋連が亂れを叛臣のやうに申し傳ふれど、是は馬子ノ大臣と相爭ひし軍なれば、世の常の叛臣の例には比量し難くや侍らん。）此時大野ノ東人を大將とし紀ノ飯麿を副將となして討ち平げらる。此勳功に由りてぞ二階を越えて從三位を東人に授けらる。（是れ將帥を命せられ、又功を賞せられし事の始か。）

此後三十六年を經て、三十九代光仁ノ寶龜六年、陸奧の夷叛き、鎭守府ノ將軍大伴ノ駿河麿して討たる。其功を賞して勳三等を授けられ、十年に又叛きし時、參議藤原ノ小黑麿是れを討ち平げしかば正三位を授けらる。此後九年を經て、桓武ノ延曆七年、陸奧ノ夷叛く。參議紀ノ古佐美を征東大將軍として討たれしに、終に利無くして召還さる。九年大伴ノ弟麿を征東大使となされ、坂上ノ田村丸等を副として討たれしに、田村丸の功是多かりしかば、十六年に征夷大將軍には成されたり。二十年にまた陸奧ノ夷高丸と云ひしが駿河ノ國清見ヶ關まで攻め上りしに、田村丸是を打ち敗り、北ぐるを追ひて陸奧ノ神樂岡と云ふ所に至りて斬りてければ、陸奧ことごとく平ぐ。東夷皇化に順はざりし事は古へにも聞えしかど、此比の如く頻りに叛き亂れし事は未だ有らず。皇化既に遠きに及ばざるしるしとや云ふべき。（日本武ノ尊東征の後、六百六十餘年にて東夷叛き、爰に至りて五度叛く。）

其後八年を隔てて、五十二代嵯峨ノ弘仁元年九月、帝の御兄平城太上皇、尚侍藥子、それが兄藤原ノ仲成等が勸め申せしに由りて、御位を復し給ふべき御心おはして、近國の兵を召され、東國の方に御幸あるべしと聞えければ、帝大納言ノ大將坂上ノ田村丸に勅して防ぎ止め參らすべしとありしに、田村丸が請ひにより

て参議文屋綿麿、副将軍と成さる。やがて此近衛の道を塞ぎて、仲成を生けどり流刑に処せらるべしと聞えしが、斬られてけり。薬子も自ら毒を飲みて亡せしかば事平ぎぬ。（天武の後南帝世を争ひ給ふ事の第二偶度なり。）五年の夏、文屋綿麿を征夷将軍に成さる。其冬陸奥の夷叛きしをやがて討ち平ぐ。其後綿麿従三位中納言の大将に成されたり。斯く其比までは世の乱ありしに臨んでは、其任に当れる人人を撰ばれ、出でては将帥の任に当り、乱平ぎ功成りぬれば、又入りて宰相の位に列れり。（古佐美ハ大納言正三位、田村丸ハ大納言大将正三位、綿麿ハ従三位中納言に至りしの類なり。）後世の如く、文武其職を異にせられしが如くにはあらず。是よりの後王綱紐を解き、権臣権を専にせられしより、将帥の任殊に軽く、宰相の官に至れる人無く、且は文武其職、世官世族と成りしかば、朝廷の威日日に衰へ、功臣遂に兵馬の権を司どり、天下の大勢一たび変じて、古へに復る事を得べからざる代とは成りしなり。

中世以来将帥の任、世官世族と成りし事

六十二代朱雀院天慶二年十一月、平ノ将門、藤純友が乱出で来たり。（嵯峨ノ弘仁元年より帝王は九代、凡百二十[illegible]年の後なり。）将門は陸奥鎮守府将軍従五位下平ノ良将の嫡子なり。（桓武の子葛原、其子高見王、その子高望王、始賜平姓、良将は其三男なり。）伊豫ノ掾藤原ノ純友は太宰ノ少弐良範が子なり。（長良の子大納言遠経、其子良範なり。）二人初め洛に有りし時、叡山に登りて相約し、兵を起さんと云ふ。古事談に見ゆ。仁和寺式部卿ノ宮三、（宇多之御子敦実親王なり。）郎等五六人を具したり。平ノ貞盛と参りて将門が門

を出づるに行逢ふ。（貞盛は將門が從兄）貞盛申す。今日郎從を具せざる事尤口惜しき事なり。此將門は天下に大事を引き出だすべき者なりと云ふと云云。正統記を見るに、將門久しく執政（忠平）の家に仕へ、使の宣旨を望みしに不許なるが故に、東國に下りて反せしと云ふ。（按ずるに、將門忠平の息への狀大略相同じ。）將門誅害日記に、天慶二年十一月廿一日常陸の大掾國香を殺し、（伯父なり、即ち貞盛の父。）國中を燒きて、廿九日豐田郡鎌輪宿に還り、長官詔使を囚し、武藏の守興世王が議に據りて諸國を倂せんとし、十二月十一日入ル下野ニ、國守以下降ル。十五日入ル上野ニ。國司を追却して、此日除目を行ふ。斯くて武藏相摸の國を巡る。是より前建都ヲ於下總國猿島郡石井ノ營ニ、置ク文武百官ヲ。三年正月十一日、詔シテ東海、東山ニ討タシム將門ヲ。二月八日參議修理ノ大夫兼右衞門ノ督藤原忠文を征東大將軍とし、（此人近衞ノ將たりし時、宿直の夜毎に狐の御馬を引き寄せて枕に立つ。蟇を喰ふ音を聞きて取られしとの事なりき。）刑部ノ大輔藤原忠舒（忠文が弟）右京ノ亮藤原國幹、大監物平ノ清基、散位源ノ經基等ヲ爲ス副將軍ト（經基は武藏より上りて將門が反狀を告げられき。此人右大臣源能有の許にて弓馬の藝を傳へられしと云ふ。）下總ノ權少掾平公連、藤原遂方等をして討タシム將門ヲ。江談に、此時朝議欲ス以テ藤元方ヲ爲サント大將軍ト、元方固ク辭シテ之ヲ曰ク、大將軍ノ所ハ言、一事以上國家莫シ不ト云フコト敢テ用ヒ、若シ拜セバ大將軍ニ者ナラバ必ズ請ハン貞信公ノ息一人ヲ爲サント副ト、因テ其議止ム。（按、源賴信者大納言元方ノ外孫。）是月一日、下野ノ押領使藤秀郷、常陸ノ掾平ノ貞盛等四千餘兵（一云一萬九千人）戰フ於下野ノ國ニ、敗ル之ヲ。十三日、襲フ將門ノ營ヲ。將門逃レ入ル廣山ニ、焚ク其營ヲ。十四日大ニ戰フ于幸島ニ。將門中ル貞盛ノ箭ニ。秀郷獲ル首ヲ、斬ル百九

十七級ニ。（將門八十三日にて亡びしなり。○按ニ正統記ニ承平五年二月、將門起シテ兵ヲ、天慶三年二月滅ス。歷ニ四個年ニ云云。）於テ是征東ノ諸將自リ中路ニ歸ル。（此時於ニ清見ケ關ニ軍監清原ノ滋藤誦ス朱雀ノ句ヲ。）三月九日、秀鄉ハ從四位ノ下ニ。（元六位）功田永ク傳フ子孫ニ、追テ兼ニ任ス下野、武藏ノ兩國守ニ。貞盛ハ從五位ノ下右馬助、經基ハ從五位ノ下兼太宰ノ少貳。此時小野宮ノ左大臣實賴曰、疑ハシキハ勿レ賞スト。九條右大臣師輔曰、刑ノ疑ハシキハ勿レ行フコト、賞ノ疑ハシキハ許セ之ヲと。左府の議に由りて忠文には賞無し。（忠文東征の日六十三歲、村上ノ天曆元年六月、七十五歲にて卒す。贈ル中納言ヲ云云。）純友追討記に、純友爲リ海賊ノ首ト、南海、山陽之間擾シ亂ス國ヲ而聞テ將門反スト、而欲ス上道ヲ、東西ニ二京連夜放ツ火ヲ。十二月下旬（天慶二年）備前ノ守子高率ヰテ妻子ヲ上京ス、純友使ム文元ヲシテ追ハ之ヲ。廿六日及ビ攝州兎原郡ニ而獲フ。斷チ子高ガ耳鼻ヲ奪ヒ其妻子ヲ而去ル。下シテ官符ヲ於播磨、讃岐ニ、而叙ス純友ニ從五位下ニ。純友寇ス讃州ニ。介藤原國風兵敗テ奔ル淡路ニ。經テ二月ヲ募リ兵ヲ還ル府ニ。左少將小野好古爲リ長官ト、源ノ經基爲リ次官ト、右衞門ノ尉藤原慶幸爲リ判官ト、右衞門ノ志大藏ノ春實爲リ主典ト、征ス之ヲ。至リ讃州ニ、國風造リ二百餘艘ヲ入ル賊地ニ。先ン是賊ノ次將藤原恒利降ル于國風ニ、國風以テ恒利ヲ爲シ嚮導ト擊テ破ル之ヲ。賊入ル太宰府ニ、府兵大ニ敗レ、略奪ス府庫ヲ。好古ハ自リ陸路、慶幸、春實ハ自リ海路、五月與ニ賊合戰ス。賊多ク死ス。春實裸シテ亂髮シテ前陣ス。恒利、遠方乘ル之ニ。賊軍亂レ、官兵乘ジテ勝ニ而擊ツ。賊敗死者數百人、取ル賊船千餘艘ヲ。純友乘リ舟ニ奔ル豫州ニ。警固使橘ノ遠保捕ヘテ斬ル之ヲ。純友死ス獄中ニ。（按するに、其後秀鄉、貞盛等は官に任ぜしなり。）其後四十一年にして、一條ノ長德元年、下野ノ守平ノ維衡平、致頼と東國に戰ふ。事シ其罪ヲ[illegible]

を流ス隱岐ニ。（維衡は貞盛が四男致頼と再從兄弟。）

其後廿八年にして、後一條ノ長元元年平ノ忠常叛く。忠常は葛原親王の孫高望王の五男村岡五郎良文の子。（千葉の祖）是年先づ肥後ノ守高階成章、藤原時達、平ノ爲名等合戰せんとす。其罪を定めらる。其四月前ノ上總ノ介平ノ忠常下總の國にて叛く。撿非違使平ノ直方（義家の外祖、時政が四代の祖（イ孫））中原ノ成道をして東海、東山の兵を發して討つ。二年十二月成道無レテ功徵サ還ル。三年三月安房ノ守藤光業棄テ國ヲ而還ル。是れ忠常を恐れてなり。九月忠常兵威盛にして直方亦無レテ功徵シ還サル。甲斐ノ守源ノ頼信に坂東の兵を附けて征せしむ。四年四月忠常降る。扶桑略記ニ、前ノ追討使平ノ直方不レ遂ゲ其功ヲ空ク以歸洛ス。源ノ頼信下ニ向任所ニ之日可レキ討ニ忠常ヲ之由有レ勅。（按ニ系圖ニ直方爲ニ上總ノ介ト。）宇治拾遺に、河内ノ守頼信上野ノ守にてありし時、平ノ忠恒を討つ。海の淺所を知りて渡る。四五騎ばかり先陣しければ、五百騎ばかり馬の太腹に立ちて渡る。此渡をば只二人知りたり。（海を渡す事數尺を給とするは非也。）忠恒周章して名簿を書きて文挾に挾み、小船に郎等一人乘せて迎へ降ルと、云云。扶桑略記に、頼信將ヰテ身參上候處、於ニ美濃ノ國山縣郡ニ忠常病死ス。即チ斬ニ其首ヲ獻ニ于京師ニ。六月十六日、入洛。已降之間、其首還ニ賜ヒ從類ニ。

其後七年にて山徒の亂あり。後朱雀ノ長曆三年、山徒賴通に奉狀して、明尊は智證の門流なり、（去年冬明尊を天台座主とす。）慈覺の派にあらず、座主に任ずべからずと云ふ。何れの門流ならんにも、其人に由るべしと云はれしかば、山徒怒りて大勢賴通の館に來り、數訴して其門柱を斬る。頼通怒りて平ノ直方して禦

かしむ。山徒と相闘ひ死傷の者多し。（是れ山徒嗷訴の始め也。）

其後十年にて、安倍ノ頼時か事起る、關白頼通宇治ニ平等院を建つるの年、後冷泉ノ永承五年頼時叛きたり。（六郡の司、始の名は頼良、忠頼か孫、忠良か子也。）陸奥守ノ藤原ノ登任是れを討ちて敗らる。頼義は長元の間、父頼信に隨ひて平ノ忠常を討ちて功有り、小一條ノ院の判官代と成れり。院の御狩に從ひ、弓馬をもて猛獸を獵す。上野ノ守平ノ直方其驍勇なるを知りて聟とす。判官代の勞に由りて相模ノ守と成り、坂東の士大半は門客たり。（上洛數年の後此職に當れり。東國之士屬スル源氏ニ者頼信、頼義父子ニ也。）頼義到レ任ニ俄ニ有ニ赦令一、頼時降る。（頼義任終ル之日頼時叛す、一に頼時の子貞任罪有るを咎しけるに由りてなり。）今年新司聽ニ國亂ヲ而辭ス。更ニ重ニ任ノ頼義ニ遂ニ令ム征伐之事ヲ。而國用乏匱、糧食不レ給、大兵敗レ而不レ集、官軍不レ利アラ。天喜五年九月頼時中ニ流矢ニ死ス。康平五年春頼義任終ル。拜シテ高階經重ヲ爲ニ陸奥守ト。經重赴任シテ而來、國人皆歸洛。是以國内隨ニ前司ノ指揮ニ也。頼義請ニ兵ヲ於官ニ之間、頼義懇ニ求ム於出羽ノ武則ニ、秋七月武則率ニ子弟萬餘人ヲ而來。八月十七日發シ小松柵ヲ、九月五日與ニ貞任ニ戰ヒ于營外ニ大ニ敗ル之ヲ。七日攻ニ衣河ノ關ヲ、拔ニ大麻生野、瀬原ノ二柵ヲ。十一日陷ル鳥海ノ柵ヲ、又拔ニ黒澤尻ノ柵、鶴脛、比與鳥ノ二柵ヲ。十五日圍ニ厨川、嫗戸ノ二柵ヲ。十七日頼義攻レ柵ヲ、貞任出テ戰ヒ、見レ虜ニ而死ス。（虜を斬る者故なり。）貞任か弟重任と子千世童子を斬る。（十二年にして平きしたり。時に頼義六十八歳、永保二年十一月三日、八十八歳にて卒す。）六年二月十六日頼義、貞任、經清、重任ノ首三級ヲ獻ル於京師ニ。廿五日頼義ハ正四位ノ下伊豫ノ守、義家ハ從五位ノ下出羽ノ守、義綱ハ右衛門ノ尉、清原ノ武

則ハ從五位ノ下鎭守府ノ將軍、獻レスル首ヲ使者藤季俊ハ右馬ノ允、物部ノ長頼陸奥ノ大目ナリ。

【十訓抄六、陸奥守源頼義鎭守府の將軍を兼ねて、貞任宗任を攻めけるに、永承の比より度度合戰、天喜五年十一月に千三百騎にて競ひ寄せけるに、貞任四千餘騎を集めて黄海行が河崎の柵にて防ぎ戰ふ。雪降り風烈しく、凍つかれたる上、勢もこよ無う劣りたる間、將軍の軍大に敗れて死する者數を知らず、殘る所僅に六騎、長男義家、修理少進藤原景道、清原貞廣、藤原範季、大宅光任、藤原則明等なり。敵矢を飛ばす事雨の如し。義家防ぎ戰ふ事神の如く、若少の齢にて大なる矢を射る。當りたる者必ず倒れずと云ふ事無し。驅け破りて圍の中を出で中へ入る事度度なり。稻光りの如くにして目を合する者無し。貞任是を感じて八幡太郎と名附く。將軍既に免かれ難ければ、義家光任等四方を驅くる間、貞任等引き退く。佐伯經範と云ふ者軍破れて將軍行方を知らず、天に仰ぎて悲み獨り生くべからずとて、郎等三四人相從へ敵の中へ驅け入りて討死す。藤原茂頼は彼の將軍の骨を拾はんとて忽に頭をそりて行くに將軍に行き逢ふ。出羽國山北住人、清原武則一万餘の兵を催し、康平五年七月に將軍に加へけり。さて同九月十七日厨川の柵にして貞任打たれ、舍弟重任、息子千世童子等親しき兵八人殺されぬ。宗任等降人に來れり。則任が妻女、館の破るる時三つになる子を抱いて身を投げて死ぬ。】

其後廿年にて、後三年の事起る。是よりさき白河ノ院ノ永保元年三月、興福寺の僧、多武ノ峰の奴と諍(いさか)ひて僧討たれしかば、衆徒峰を燒き破る。六月三井寺、山と不和にして合戰し、寺悉く燒かる。明くる二年より

奥の事起る。奥六郡に清原真衡と云ふ者あり。故鎮守府将軍武則か孫にて、荒川太郎武貞か子なり。真衡か宿老の者、満好の婿にて、一族なれとも臣従となりし出羽国の住人吉彦秀武と云ふ事有りて軍起る。（奥火墳ついての事に見ゆ。）同三年源義家陸奥守に成され彼に下向す。初めは清衡家衡兄弟秀武に與みしてけるか、其後武衡は家衡に與みして義家に背き、清衡秀武は義家に屬してけり。

按するに、後三年の記に、清衡は亘理権大夫経清か子なり。経清誅せられし後、其妻武則に嫁ひて家衡を生む。されは清衡と家衡とは異父同母兄弟なりと云云。然れは真衡家衡とは同父兄弟にて、二人ともに清衡とは異父兄弟にこそ候。武衡は事故の記に見えず。思ふに是も武則武貞か子弟たるべし。王代一覧に武衡に家衡の叔父と見ゆ。如何なる據にや覚束なし。後記には、永保三年の事までを記して、中間七年の事略して、寛治五年より事を記したり。凡て此軍の事定かならざる歟。大系図、清衡か下に、後三年合戦ノ濫觴は武衡也。異父同母の弟清原家衡と争論は此事也と云云。さらは永保三年の後真衡亡せて、其時の清衡家衡と相争ひ、或は國守に随はざりしかば軍起りしにそ。

斯くて寛治元年九月、義家数萬騎を率ゐて金澤の柵を攻め、十一月十四日の夜城陥りて、武衡家衡を生捕りて頭を斬る、国解を奉りて武衡、家衡か謀反已に貞任、宗任に過ぎたり。私の力を以てたまたま討ち平ぐる事を得たり。早く追討の官符を賜はりて首を京へ獻せんと申せども、私の敵たる由聞ゆ。官符を賜はらば勧賞行はるべし。仍って官符なるべからざる由定まり、首を道に捨てて空しく京に上ると。按するに、永

保二年より寛治五年に至りて十年に及ぶ。時に義家五十二歳、義綱は三十二歳なり。）

其後十六年にて源義親の事あり。（義親は義家の嫡子、対馬守。康和二年匡房卿の奏に由りて流罪。按ずるに、匡房は堀河の承徳二年九月大宰権帥、康和四年正月任終りて帰京す。されば義親流罪の頃ほひは匡房任中の事なり。）古事談に、前対馬守義親、康和四年十二月廿八日依宰府解、配流隠岐国云々。然るに赴出雲殺目代、掠取官物、（保安四年）依政事要略下追討宣旨。嘉承二年（即天仁元年）正月六日被誅。同廿九日首を入京、獄門に懸く。（按、堀河院は嘉承二年七月崩ず。此年平正盛に下され、鳥羽即位の同年天仁元年正月討たる。）義親討たれし年の二月十日、義家の三男左衛門尉義忠、其叔父義光の族に殺さる。源義綱三郎と云ふ者にて殺せしなり。然るを義綱のわざなりと聞えて、義綱大に怒りて近江の国甲賀山に籠る。義親の男為義院宣を蒙りて、（為義は嫡孫にて義忠に継ぎて、義綱は其叔父にて然も頭なり。）追討す。（時に十四歳なり。保元物語に十四と云ふ。）義綱降りしかば佐渡国に流さる。（一説被誅。）此年八月十八日義家卒す。六十八。（中右記義家年来武者長者、人を殺す人、人を先きとす。）

難太平記に、義家の御置文に、我れ七代の孫に生れ変りて天下を取るべしと見えし由、書せし。按ずるに、中世には将帥の命を承りて其功を奏しぬれば、其賞時に報ゆるに必ず四品の位を以てす。大野東人が蝦夷を討ち、大伴駿河麿、藤原小黒麿、坂上田村麿、文屋綿麿が東夷を討ちし皆是なり。又天慶の夏に、参議右衛門督忠文が出路より還りしかども、賞賜行はるべしや否の朝議ありき。其時実頼

が功を賞せられし事纔に四位五位に叙されしと云へども、是等は朝命を承りて討せしにはあらず。況や又其本秩纔に六位の輩なれば、斯ほどの賞も猶不次の賞と云ふべし。且は又共に鎮守将軍に任ぜられ、功田多く給はり、諸国の守を兼ねしめられき。経基、将門純友が為に東西の軍事に労し、頼信の代に年を経て平かならざりし忠常を自有にして攻め降し、頼義十二年がほど軍事に従ひ、白頭にして遂に其功を遂し、義家も又十年を経て武衡、家衡を平ぐ。然るに此人人其位四品に過ぎず。僅に昇殿を許さるるを以て其面目とせり。常に権門の家に伺候して其家僕に肩を並ぶ。抑々経基は清和二世の王たり、其子孫も又出仕し来りて遠からず。たとへ朝班の列に加はらぬとも、他家の比例にあらじ、況してや義家、武衡家衡を平げし時、官符を給はるべき由を望みしに、私の戦たる由聞ゆとて許されず。此事更に心得ぬ事にあらずや。私の戦闘に任せて凋弊せしむる事十年に及ばば、など其罪科を定められざる。既に其罪にあらざらんには、其れ其功何ぞ無かるべき。是等の事につきて義家の意を快く含まれし事、其理なしと云ふべからず。但し天下を取るべしと云ひ置かれし事に心得あるべし。朝家を傾け参らせんとの謂にはあらじ。すべからく当時の事勢に由りて思ひ計るべし。当時天下の権久しく執柄の家に有りし、其権を奪ひて我が後に与ふべしとの意にて有るべき。果して三世の後頼朝其権を分つ事を得て、足利殿再び天下に君と仰がれ、三度代世を知ろし召さる。其遺言空しからずとや云ふべき。又清和の皇統は陽成にて絶えたりしに、頼朝より此かた武家世を知ろし召されし人人皆是れ其皇胤たり。天意の程測り難き事に

や。

〇按ずるに、正統記に白河院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事を止むべしと云ふ制符度度有しかど、源平久しく武を取りて仕へしかど、事ある時に宣旨を給はりて諸國の兵を召し具したるに、近代と成りてやがて屬を入るゝ輩多くなりしに因りて、此制符は下されきと云云。抑も源氏武を取りし事經基に始まりて、平氏武を取りし事は貞盛に始まる。皆是れ天慶の亂の時に始まれり。其後平氏に違候の臣あれば、源氏に仰せて是を討たる(〇賴信、忠常を討たれし如き。)源氏に違勅の者あれば、平氏に仰せて是を討たる(義親の時に正盛が討し如き。)されば源平私の仇讐にあらずと云へども、おのづから世讐の思ひを成せり。況してや保元平治の亂れを經て、平氏權勢を恣にし、源氏其族を悉く滅されしに於てをや。其中東國の武者皆源氏に心を寄せし事に、初め賴信賴義父子、忠常を討ちしより此かた、賴義義家の二代、東國征伐の際、十餘年を經て、其手に屬せしかば、自ら其恩賴の思ひを成せし者是れ多し。賴朝終に天下の權を分たれし事、皆是れ累代の餘烈に由りてなり。其事の由を考ふるに、一つに天慶の亂れに出れば、將門の亂に由りて來れる所に、執柄の人人朝家の權を專らにして、皇威日日に薄く、是に加ふるに武備も又弛みし故なり。初め將門純友が相謀りしに、皇統なれば將門は帝位を竊り、藤氏の裔なれば純友は執柄たるべしなど相約せしと聞えしも、其尤に傚ひし者にあらずや。是れ一つ。外戚の權を專にせしより、執柄の職をもて我家の物となして、自ら是を其子弟に讓るに至れり。されば朝廷にあらゆる卿相皆皆その門葉

にあらずと云ふ事無し。悉く皆其語勢をもて其官其職を知りしかば、後の將帥の職も又其語勢をもて任せし程に、遂に所謂世官世族と成る。されば又それに屬せし兵も、又諸勢の屬兵と成りしかば、鳥羽の比はれ源平に屬すべからずと頻りに制符を下されしなり。源平兩氏の兵權を解かんと思ひ給はゞ、是を解くべき道理に暗からざらんや。（後漢光武の功臣の兵權を解かれし、宋太祖の杯酒の間に兵權を解かれしの類の如きなり。）其因りて來る所を究めずして、唯だに是を制せられしは、兩兵權を結ぶの謀にあらずや。是れ二つ。合せて是を論ずるに、天下終に武家の世と成れる事は、其據る所當兵外戚の權を專にせしに由れりと見えたる。

其兵を用ゐる事、白河永久元年比叡山と興福寺と爭論。興福寺衆徒を催みて、春日の神木を奉りて、數千人栗栖山に來り、都に入らんとす。勅使を遣はされしかど不用ゆ、爲義を遣はさる（十八の時）大衆懼れて歸る。其賞に左衛門尉に成さる。

按ずるに、白河法皇、朕が心に協はぬは雙六の賽、山法師と仰せられしと云ふなり。此比は山僧のよにさかんなる事、三井、興福の僧徒等と稍もすれば、兵革を動かして朝威を蔑如せしと見えし。其事の始は後朱雀、長暦三年の春、山徒等關白頼通を恨みて兵起せしに始まれる歟。是又執柄權を專にし朝威の衰へしに由れるなり。古は僧徒兵器を禁ぜし事は、尤も國の重禁にて有りしなり。然るに斯く廢れかゝりて成れる事、皆是世の王綱解紐の一端なり。此後稍もすれば僧徒兵を動かして世を擾り、甚しくしては保元より

後には、僧徒の兵を假りて征伐の事を行はれんとす。（保元の時に上皇南都の衆徒を催し給ひ、治承の時に高倉の宮三井寺の僧を頼み、後白河、山僧を頼みに義仲を討たれんとし、後鳥羽兩度まで山門を頼み給ひし事の如き。）其後應仁の亂後、山僧は云ふに及ばず、法華一向の徒、高野根來の僧等やゝもすれば兵威を振ひ、又甚しくしては、一向の徒加賀の富樫ノ介を亡ぼし、織田殿の兵最盛んなる、終に彼を攝く事能ひ給はず。されど此人の代に叡山の兵器を燒き、根來の寺を燒き亡されて、數百年の禍を除かれしは、尤も其功大なりと云ふべし。唯だ一向の一宗今に其禍根絶えりとも見えず。後世又國の憂をも成さんものは、此一つのみぞ殘れる。

其後十五年にて、崇德ノ大治四年三月、山陽、南海賊起る。備前ノ守平ノ忠盛に院宣を下されて是を討つ。

（忠盛は貞盛が孫、正盛が子。）

其後廿六年にて。保元の亂出で來たり。（前に見えたれば此處には記さず。）

其後三年を隔てて平治ノ亂あり。（是も同じ。）

其後廿一年にて、高倉ノ宮の御事ありて天下亂る。其れより六年を經て平家亡びたり。（高倉の御事は高倉治承四年、平家亡びしは後鳥羽文治元年。）

按ずるに、天慶二年將門純友が亂起りしより、文治元年の春平家亡びし迄、二百四十五年の間、兵革動く事凡そ十二度なり。神武卽位の年より朱雀天慶元年迄、千五百六十四年の間には、兵革の事纔に十四度歟。

天の方ニ激ノ時に然ノ、泄泄する事無しと云ふこと眞なるかな。

源賴朝父子三代の事

賴朝三十四歲にて高倉ノ治承四年八月起ス兵ヲ。戰不シテ利アラ奔ル房州ニ。九月赴キ上總ニ入ル下總ニ。十月經テ武州ヲ入ル鎌倉ニ、率テ廿萬ノ兵ヲ赴キ足柄山ヲ與ニ大庭景親ト戰フ敗ル之ヲ。進テ到リ駿州賀嶋ニ與ニ平軍潰テ而歸ル、武田太郎信義守ラシム駿州ヲ、安田三郎義定守ラシム遠州ヲ、而還ル鎌倉ニ。十一月擊テ佐竹ノ冠者秀義ヲ斬ル之ヲ。十二月遷ル鎌倉ノ新第ニ、出仕之侍三百十一人。安德ノ養和元年閏二月淸盛薨ズ。此月、重衡率テ千餘騎ヲ東征ス。賴朝與ニ叔父志田ノ三郎ト戰ヒ敗ル之ヲ。三月行家等率テ尾參ノ兵ヲ與ニ平氏ト戰ヒ墨俣川ニ敗績ス。八月伊勢ノ守淸綱、上總ノ介忠淸、館ノ太郎貞保東征シ、屯ス兵ヲ於江州ニ。九月賴朝遣シテ三浦、葛西ヲ討ツ足利太郎俊綱ヲ斬ル之ヲ。十月維盛東征。十一月賴朝遣シテ足利義兼、九郎義經、土肥二郎實平、土屋三郎宗遠、和田小太郎義盛ヲ禦シム平軍ヲ於遠州ニ。佐佐木秀義與ニ維盛ト屯ス江州ニ、出スコト師ヲ無シ期。且行家在テ尾州ニ可シ以テ支フ平軍ヲ、故ニ東軍不進マ。二年三月賴朝與ニ義仲ト平グ。七月平氏西奔。源義仲入ル京ニ。十二月賴朝殺ス上總ノ介廣常ヲ。其年ノ冬遣シテ範賴義經ヲ討ツ義仲ヲ、後鳥羽ノ元曆元年正月義仲敗死ス。二月七日一ノ谷城陷ル。十八日命シテ京都ノ守護ニ且命シテ景時、實平ニ遣シ使ヲ守ラシム播、美、備前中後ノ五州ヲ。三月一日下ス下文ヲ於鎭西九國ノ住人ニ。九日宣旨に云はく、武士等狼藉に事寄せ狼藉あり、賴朝子細を訪ねて言上すべしと。八日に板垣三郎兼信、土肥實平等西海に向ひて討ツ平氏ヲ。四月殺ス義高ヲ。六月範賴三河ノ守タリ。賴朝不レ聽サ義經ノ任官ヲ。六月義經下向して謝ス讒ヲ。（此年三月景時讒義經せ

しが故なりと云云。盛衰記に。）七月頼朝奏スルニ上皇ニ以テ下勅シテ義經ニ西征セシメントヲ上。八月義經ヲ左衛門少尉撿非違使ト賞ス一ノ谷之功ヲ。頼朝不レ悦、罷メテ義經之西征ヲ而遣ス範頼ヲ。範頼發ス鎌倉ヲ。九月義經從五位下タリ。十月院内昇殿。文治元年二月義經西征ス、屋島陷ル。三月四日頼朝使ニ大膳大夫久經、近藤國平ヲシテ鎭メ在洛武士ノ狼籍ヲ。廿四日平氏亡ブ。四月十二日頼朝命シテ範頼ニ在テ九州ニ沙汰セシム。沒シテ官領ヲ徴シ義經ヲ還ス。頼朝從二位タリ。十五日關東ノ御家人不レ蒙ラ內擧ヲ拜スル衛府所司等廿三人。收メ本領ヲ且可レ處ス斬罪ニ之旨注文を京師に遣す。廿七日田代信綱に使して義經自立の儀を企て、侍等に私の恩を施す事不當なり、向後頼朝に忠ある者は不レ可レ隨フ義經ニと相觸るべしと云云。五月七日義經使ニ龜井ノ六郎ニ獻ズ誓文ヲ。十五日義經以テ平內府ヲ到ル酒匂驛ニ。北條して迎へしめ義經をば鎌倉へ入れず。六月九日時ニ義經ニ還シテ內府ヲ誅ス之ヲ江州ノ篠原ニ。八月久經、國平歸テ齎ス院廳ノ下文ヲ頼朝ニ。十六日義經ヲ任ス伊豫ノ守兼院ノ廐ノ別當ニ。時ニ勅シテ衛ニシ京師ヲ。九月梶原景季ヲ遣シテ備前ノ前司行家を誅すべしと義經に命ず。十月使ニ土佐房ヲシテ襲ハシム義經ヲ。廿五日使ニ小山朝政、結城朝光等十餘人ヲシテ赴カシム京ニ。廿九日頼朝西征ス。十一月三日義經行家出ヅ京ヲ。五日東兵入ル京ニ。八日頼朝還ル鎌倉ニ。廿五日時政入洛。廿八日時政請フ諸國ノ守護、地頭不レ論ゼ權門勢家莊公ヲ、而シテ充テ兵粮米ヲ。廿九日勅許ス。此日頼朝奏シ辭ス。十二月六日兼實ヘ獻ジ狀ヲ請フ地頭職ヲ。廿一日勅許ス。是年、西海廿六州に勇士を撰み遣して分監せしむ。二年三月一日、使ニ頼朝ヲシテ爲ラ總追捕使并ニ地頭ト。（此時知行の國國は相摸、武藏、伊豆、駿河、上總、信濃、越後、豐後等九州。）

按するに、頼朝の初志は、平氏、義仲行家等と戰ふの間に、東國を打隨へ、其後鷸蚌の弊に乘じて世の亂逆を治め、さて始めより打從へし國國の勸賞に申し請ひて、奥の秀衡が奥羽を押領せしやうにて在らんと思ひしにや。然るに義經行家の事起りしに由りて、廣元が策を用ひて守護地頭職を望みて、天下を併せて掌中にせしなるべし。又頼朝政の初めに江廣元、善康信、藤俊兼等の儒士をもて政所の沙汰人とせられし事、尤も心得ありぬべし。

正統記に、人を撰み用ひられし日は、先づ德行を撰ぶ。德行同じければ才學有るを採る。又格條には、朝に廝養たれども夕に公卿に至ると云ふ事の侍るも、德行才用に由りて不次に用ひらるべき心なり。寛弘より彼方（あなた）には、（一條の年號）誠に才賢なれば、種姓に拘らず宰相に至る人も有り。寛弘以來は譜第を先として、其中に才も有りて職に叶ひぬべき人を撰ばれたる、世の末に亂りがはしかるべき事を誡めらるるにや有りけん。七個國の受領を經て合格して、公文と云ふ事勘へぬれば、參議に任ずと申す習はしたり。（是れ攝家出家を除ける說なり、善きにはあらじ。）餘は譜第をのみ採られて、賢才の出で來り難ければ、上古に及び難き事を恨むる樣にも有れど、昔の儘にては猶ほ亂れぬべければ、譜第を重くせられたるも理りなり。（此論如何が） 但し才も賢く德も顯はにして登用せられんに、人の讒も有るまじき程の譽あらば、今とても必ず譜第に拘るまじき事とぞ覺え侍る。 次に功田と云ふは、昔は功の品に隨ひて大上中下の四つの功を立て、田を分ち給ひき。其數定まれり。大功は世世に絕えず。其下つ方は或は三世に傳へ、孫子に傳へ、身

に止まるも有り。天下を治むると云ふ事は、國郡を專にせずして其事と無く不輸の地を立てらるゝ事の無かりしにこそ。國に守あり、郡に領あり、一國の事皆國命の下にて治めし故に、法に背く民無くして、國司の行跡を考へて賞罰ありしかば、天下の事掌を指して行ひ安かりき。其中に諸院諸宮に御封あり、親王大臣又斯くの如し。其外官田職田とて有るも、皆官符を給はりて其所の正稅を受くるばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし。但し大功のものは今の莊などとて傳ふる如く、國司にいろはれずして傳へけん。中古と成りて莊園多く立てられ、不輸の所出で來しより諸國とは成れり。後三條ノ院の御世に此弊を聞こし召し給ひて記錄所を置かれて、國國の莊公の文書を召して多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より又古の如く多く成りて、國國の知る所百が一に成りぬ。後ざまには國司任に赴く事さへ無くて、其人に代る目代を差して國を治めしかば、如何でか亂國と成らざらん。況や文治の始め國に守護職を補し、莊園鄕保に地頭を置かれしより此方は、更に古への事と云ふ事も無し。政道も行はるゝ道絕へ果てにき。又云はく、平氏滅亡せしかば、天下末の如く君の御まゝなるべきかと見えしに、賴朝の勳功類に何條なかりければ、自ら其權を恣にす。務を立て任ぜられにければ、王家の權は頓に衰へにき。諸國に守護を置きて國司の威を抑へしかば、吏務と云ふ事名ばかりに成りぬ。ならびに莊園鄕保に地頭を補せしかば、本所は無きが如くに成れりき。東鑑に文治元年、十二月廿一日諸國ノ莊園下地ハ關東一向ニ可ニ令ニ領掌ニ給フト云云。前前補ス地頭ニ者、多分ハ平家ノ家人也。是レ謀叛ノ朝敵ニ或ハ平家ノ領内其跡ヲ被ル設ケ之ニ、或ハ國司領家私ニ芳志ニ定補ス、其莊園ニ又今ハ違乱本主ノ

命ニ之時改メ替ス之ヲ。而平家零落之刻、依テ爲ルニ彼ノ家人ノ知行之跡被レ入ニ沒官ニ畢ルノ、仍施ス芳恩ヲ本領主容レシ手ヲ後悔之處、今度諸國平均之間、還ツテ暫ク其思ヲ云云。貞永式目第三條ニ云、（第一は神社、第二は佛事）右大將家ノ御時所ニ被レ定メ置ク者大番催促、謀反、殺害人等ノ事也。而至ル近年ニ分ニ補シ代官ヲ於郡郷ニ、充ニ課シ公事ヲ於莊保ニ、非ンテ國司ニ而妨ゲ國務ヲ、非ンテ地頭ニ而貪ル地利ヲ、所行之企テ甚以無道也。兼テ又所所ノ下司莊官以下、假ニ其名ヲ於御家人ニ、對ニ捍シ國司領家ノ下知ヲ、云云。如キ此之輩可レ勤ム守護ノ所役ヲ之由、縱ヒ雖レ望ミ申ストモ一切不レ可ラ加催ス、早任セ大將家御時ノ例ニ、大番役并ニ謀叛、殺害之外、可レ令ム停ニ止守護之沙汰ヲ。若シ背キ此ノ式目ニ相ニ交ヘ自餘ノ事ヲ者ハ、被レ改メ所ノ帶職ヲ可レ補ニ穩便之輩ヲ也。（此下三條皆守護人の不法を禁ぜし所なり。）文治五年閏四月晦日義經自殺ス。九月三日泰衡走死ス。建久元年十一月上洛シ、四年八月殺ス範賴ヲ。六年二月上洛。九年十二月落馬シ、土御門ノ院ノ正治元年正月十三日卒ス。（五十三歲、治承四年より二十年、文治元年よりは十五年なり。）正統記に曰く、白河鳥羽の御代の比より、政道の古き姿漸う衰へ、後白河の御時兵革起つて姦臣世を亂る。天下の民殆ど塗炭に墜ちにき。賴朝一臂を揮つて其亂を平げたり。王室は古きに歸るまで無かりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩も休まりぬ。上下堵を安くし、東より西より其德に服せり。又云、凡そ保元平治より此方の世の亂りがはしきに、賴朝と云ふ人も無く、泰時と云ふ者無からましかば、日本國の人民如何か成りなまし。

按ずるに、正統記の云へる所は、孔子管仲が仁を許し給ひし義なるべし。賴朝の始め軍起せし事、王

を勤め民を救はんとの心にはあらず。平氏の罪惡貫盈、天下の豪傑爭ひ起りしに當りて、高材逸足終に其鹿を得たりしなり。初め兵を起せしより義仲を撃ちしに及びて、數年が間未だ一騎を發して西に向ひ罪を問ひし事ありしとも見えず。且は普天之下、率土之濱、誰人か王臣にあらず、何處か王土にあらざる。賴朝の打滅せし所、押取りて領せし所、抑も是れ誰が臣にして誰が土なりしぞや。義仲を討ちし事たまたま其暴亂の日に遇ひ、平氏を亡せし事たまたま其兵威摧けし時に遇ひ、其師名あるに似て其功を成す事も速かなるに似たるなり。平氏都を落ちし時、若し其謀の如く一ノ院をも同じく御幸なし參らせ、義仲が賴朝と軍起りし日に、又其謀の如く一ノ院を取り參らせ西海に赴きなば、賴朝の起せる軍如何なる名を以て義仲をも討ち、如何なる辭を以て平氏を討つべき。一ノ院希有にして都に殘り留らせ給ひ、平氏四ノ宮を都に殘し置き參らせしは、御裳濯川の流もとより絕えさせ給ふまじき御事なれば、然るべき天の御計ひなるべし。然るに賴朝常に自ら其勳勞に募りて朝家を脅かし制し參らせ、誠に天の功を攘めりとや云ふべき。但し世の賴朝を議する人、其六十餘州總追捕使を給はり守護地頭職を補せられし事を申す歟。其時に當りて天下の亂始めて平ぎ、先亡の餘類猶國國に滿ちて、是に加ふるに又義經行家の事あり。其代に守護地頭など置く事の無からましかば、天下の亂止む時あるべからず。賴朝初め此事を奏請し、敢て王家の威を弱め、自らの權を專にせんとにはあらず、されば貞永の式目を見るに、其始めに當時の守護地頭を禁ぜしむるに、敢て國司領家の煩を成すべからずと云ふ事數條を載す。此事に由りて朝廷の威日

日に衰へ、武家の權ますます熾に成りし。皆是其法の後に弊へしなり、頼朝の初意にはあらず。初め頼朝既に敗れし士卒を聚め、東國士民の心を得て、兵威日日に熾りに、天下終に其武功に服せし事、其祖先の餘烈のみにもあらず。自ら英雄の資ありて、其人を得て其事を助けしむ。其濟時の策に於ては、廣元、善信等が功最多かり。世の人唯だに其武功をのみ知りて、其功の成れる所以を知らず。されど又其人險にて殘忍の性ありて猜疑の心深く、其子孫を保たん事を謀るが爲に、親しき兄弟一族を多く殺し、我妻黨に倚りて其孤を託し、遂に其れが爲めに其後を滅されき。其の報應過まらずと云へども抑も又自ら作れるの孼なり。(按ずるに、範頼義經は弟なり、義廣行家は叔父なり、義仲及行家の子の光家は從兄弟なり、義經の子は姪なり、義仲の子義高は從子にして又壻なり。凡ソ八人歟。)

頼家十八歳にて家を繼ぐ。時に正五位ノ下左近衛ノ少將兼讃岐ノ權介たり。家繼ぎし時轉ニ任ス左近衛ノ中將、同二年正月從四位ノ上、十月從三位左衛門ノ督、建仁二年八月從二位に敍し、征夷大將軍に任ず。(時に廿一歳なり、家繼ぎし四年目なり。)同三年職を讓りて落飾す。其明年(元久元年七月)卒す。(廿三)治世纔に五年。

初メ頼朝の代、北條時政、義時幷に廣元、善信、親能(在ト京ニ三浦義澄、八田知家、和田ノ義盛、比企ノ能員、藤九郎入道蓮西、足立左衛門ノ尉遠元、梶原景時、民部ノ大夫行政等談合して成敗を計らふ。(東鑑に)頼朝亡せられし年【正治元年】の四月(頼朝正月に卒す)梶原景時、右京ノ進仲業等が奉行にて政所に書せし

は、小笠原ノ彌太郎、比企ノ三郎、同彌四郎、中野ノ五郎等從類ノ者於テ二鎌倉中一縱ヒ雖レ致スト二狼藉ヲ一甲乙人敢テ不レ可レ令ニ敵對一、若シ於テ下有テ二違犯一聞レ之ヲ輩上ニ者、爲ニ罪科一儲ニ可ニ尋注進交名ス之旨可キ觸レ廻ス村里ニ之由、且彼五人之外、非ル二別ノ仰ニ一者、諸人輙不レ可レ有ル二參ニ昇御前一之由、（東監）七月十日三河ノ國より飛脚來りて、室ノ平四郎重廣と云ふ者強竊の盜人を率ゐて路次往來の人を煩はすと聞えて、十六日に安達彌九郎景盛して是を追討せしむ。景盛日比使節の事を固く辭す。是は去春の比、京より美女を招かしけるが、片時の別れをも愁ふる故なるべし。されど彼國は父の奉行の國なれば遁れ難くて打立つ。廿日の夜更け月出でし比、中野五郎能盛して景盛が妾女を取りて、小笠原彌太郎が家に据ゑ置かれ、廿六日の夜、北向の御所に召して、今より爰に侍ふべしとなり。八月十八日、景盛歸る。重廣等逃げ失せて行方を知らざる由を申す。景盛彼女の事に由りて恨み申す由を讒する者ありしかば、小笠原ノ彌太郎、和田ノ三郎、比企ノ三郎、中野ノ五郎、細野ノ四郎等に仰せて、景盛を誅せらるべしとて、晩に及びて小笠原旗を上げて藤九郎入道蓮西が甘繩の家に向ふ。鎌倉中の士先を爭ふ。二位ノ尼盛長が宅に行きて、工藤小次郎を使として、大將亡せ給ひ、程無く幼君又早世し、悲歎一人にあらざるに、戰を好み給ふ事亂世の源なり。就レ中景盛は頼朝殊に憐み給ひし者無れば、罪科有らんには我早く尋ね成敗すべし。其故を尋ね問はずして討ち給はば、定めて後悔有るべきか。若し猶彼を討たるべくんば、我先づ其箭に中るべしと有りしかば、しぶしぶ兵を止めらる。鎌倉中の騷動、人是を恐怖せずと云ふ者無し。廣元云く、斯かる事先規無きにもあらず。鳥羽ノ院の御寵ありし祇園女御は源ノ仲宗が妻なるを

召されて後に、仲宗を讃岐國に遷されしと云云。廿日に二位殿、廣元が宅に渡御ありて、野心あらざる由の起請文を羽林に參らせよとて責め給ひ、其状を相公に參らせられし次手に、海内の守りを忘れ政道に倦みて、民の愁を知り給はず、美色を好みて人の謗りを顧み給はず、召仕はるる者賢才に非ずして多く邪佞の輩なり。如何に況や源氏等は故殿の御一族、北條は我親戚なり。されば先朝頻りに芳情を施し、座右に招き給ひき。然るに彼人々に優賞無く、剰へ皆實名を呼び給へば、各恨みを貽さるる由其聞えあり。詮ずる所よくよく用意せしめ給ふべき由、佐佐木三郎兵衛入道御使たり。十月廿五日結城七郎朝光御前の侍にて、夢想の告ありとて、頼朝の爲めに人別一萬返の念佛を進め、忠臣二君に事へずと云ふ。我は故殿の厚恩を蒙る身なり、亡せ給ひし時御遺言の事ありしかば出家せず、後悔一つにあらず。且は今世上を見るに薄氷を履むが如しと云ひき。此人頼朝の近侍昵懇なりしかば、其懐舊を感じて聞く人涙を流しけり。景時彼の朝光が申せし所を以て讒しける由、阿波局と云ふ女房廿七日に知らせしかば、朝光、義村が許に行きて斯くと云ふ。義村、義盛、蓮西等を招きて相謀り、廿八日に大名六十六人鶴岡の廻廊に集り、景時が年比の讒邪を訴ふる状書かせ、一味の者異議あらじと誓ふ。朝光が兄小山左衛門宗政は姓名を載せけれど加判に及ばず。廣元に就きて奉らんとて、義盛、義村持ち向ふ。十一月十日義盛、廣元が未だ披露せざりしを怒りしかば、十二日廣元之を參らす。やがて景時に下されて是非を陳ずべしと有りしに、十三日子息親類等を具して相州一宮に下向す。三郎兵衛尉景茂ばかり留まる。十二月九日に景時鎌倉に歸る。十八日景時鎌倉を追出だされ、其家を破却せらる。

明くれば正治二年正月十九日の夜、景時潜かに一ノ宮を出づ。（此間城郭を構へしが落ちけるなり。）明くれば廿日亥ノ時ばかり駿河國清見ヶ關に至る。ほとりの士、的射て歸らんとせしに行き合ひ、怪しと見しかば箭射かけて、蘆原小次郎、工藤八郎、三澤小次郎、飯田五郎等追驅く。景時狐崎にて返し合せて戰ふ。飯田等二人討たる。吉香小次郎、澁河次郎、船越三郎、矢部小次郎馳せ加りて、梶原三郎兵衞景茂（三十四）と戰ひて互に討たる。六郎景國、七郎景宗、八郎景則、九郎景連等散散に戰ふ。當國の御家人馳せ集り、彼ノ兄弟四人討たれぬ。景時幷に景季（三十九）平次左衞門尉景高（三十六）後ろの山に引きて戰ひしが、討たれし後死骸は有りて首を得ず。廿一日に山中より其首を探し得て、三十三人が首を路頭に懸く。初ノ景時落つと聞えて、時政實元相談して討手の軍兵を差遣されしかど、既に討たれしかば發向に及ばず。景時かねて駿河ノ國の内吉香小次郎に第一勇士なり、若し上洛の日、彼男が家の前を過ぎざらんには慚畏有るべからずと云ひしが、果して吉香が爲に討たれぬ。其後小山左衞門ノ尉、和田、畠山以下群集して雜談の折節、澁谷次郎、景時近邊の城を引きて支ふべかりしに、左右無く逐電し途中にて討たれし事、かねての自稱に違へりと云ふ。重忠卒爾に怨り、鏑を撫り楯を引くの謀（はかりごと）難治［不信］歟と云ひしに、安藤右馬ノ大夫右宗（文覺を虜にせし人）、畠山殿は唯だ大名の計らひなり、楯を引き鏃を構ふる事は知り給はざるにや、近邊の小屋を擒の上に壊ち懸けて火を掛けんに子細あらじと云ふ。又小山左衞門ノ尉の弟五郎宗政は年來當家の武勇宗政に有りと自讃せしに、今度景時が威に恐れて、訴狀に判形を加へられず、其名を落さるる事是を耻づべし、向後

發言無かるべしと云ひき。

按ずるに、景時が讒言、其罪死に當れり。之に加ふるに反謀を以てするをや。大名等が是を訴へし事君側の惡を掃はんとするの謂も無きにあらず。義村が其積惡を定めて羽林に歸し奉るべし。世の爲め君の爲め討ぜずんば有るべからず。然れども弓箭の勝負を決せば、又禍國の亂を招くに似たりと云ひし事、深謀遠慮ありと云ふべし。廣元十日を過ぐるまで其事を披露せざりしは、思慮無きにあらじ。其心若し今彼等が申狀に由りて景時を罪せられば是等の訴へ止む事有るべからず。然らんに於ては國家黨人の禍に堪へざるべし。彼等が怒の解けんを待ちて景時して謝せしめんと思ひしなるべし。されど事既に斯くの如く、衆怒當るべからず。時政執柄の上首として敢て是を決せず。其時西奔の日に至りて忽に討手をさし向く、其の姦計恐るべし。其心に思ふ所、大名等が申狀に由りて是を誅せば、刑殺の權是れ下より出づるなり、必ず一罪を得て是を誅すべしと云ふに有るか。されば彼が去るに任せて是を問はず、來るに由りて是を追ひ、其進退を窮めて叛かしむ。獨り刑殺其下より出づるを思ふのみにもあらじ。必ず彼を死地に置かん事を思ひしなり。若し然らざらんには彼初め鎌倉を去りしに及びて、速かに其罪狀を按じ、其舊功を議し、其死を宥め、父子悉く流刑に處せらるべき事にあらずや。若し命を受けざらんには、其時に是を誅せられん事は云ふに及ばず。

正治三年（即ち建仁元年なり）九月十八日犬の（獵犬）飼日を定めて、毎日結番せしめらる。一番（小笠原彌

太郎、細野兵衛ノ尉）二番（中野五郎、工藤十郎）三番（比企彌四郎、木曾［乃本間］源太）其月廿二日御鞠の會有りて、人人多く見證に候せり。（此時賴家卿ハ蹴鞠を好む。）其中に江馬太郎泰時竊かに中野五郎能成に語りて、蹴鞠は幽玄の藝なり、御賞翫の條庶幾する所なり。然りながら去八月の大風に、鶴が岡の宮門顚倒、國土饑饉を愁ひし折節、都より放遊の輩を召下さる。（紀ノ內所行景を上皇より下されしなり。）去廿日の變異世の常の事ならず、（廿日深更に月星の如き者天より降る）尤も驚き思食さるべき事なり。司天等に尋ねられ變異ならずんば、斯かる御遊にも及ばん歟。貴客ハ昵近の人なり、事の次でを以つて諫め申さるべき事ならずやと云ひしに、甘心の氣色ありしかども言には發せず。十月二日の夜、觀清法眼密かに泰時が許に來り、近習能成に仰せられし事つぶさに御聽に達せしに、分限をさし措き諷諫申さるるの條、御氣色に違ふの由陪に御形勢に顯れき。此上は御所侍と稱して暫く御在國あらん歟。前前他人の上を見るに、御氣色あたながら何月を經ず、唯だ一旦の御事なりと云ふ。泰時全く諷諫を申すにはあらず、意の及ぶ所聊か近習の人に相語りしばかりなり。罪科に處せられんには在國に出るべからず。但シ急事有りて此曉は北條に下向すべし、構へて今の告に就きて出づるにはあらず、御推察の程を恥かしく存ずとて、旅具（餞笠まで）を召し出だして見せられき。（是領せし地、風に損せしなどを賑さん爲なり。）建仁二年六月廿五日二位ノ尼御所に入り給ふ。御鞠ノ會日比の事なりしかど、行景等上足の藝を見給はざりしが故とぞ聞えし。其夕雨霽きて上下遺恨の事に思ひしにやがて晴れてけり。潦水殆煩ひを爲しけるに、壹岐ノ判官知康（兼てより來れるなり）直垂雑

等を解きて其水を取る、人人興を催せり。申の時に御鞠始り、員三百六十にて晩つ方に事訖る。東北の兵の御所にして鞠あり。舞女微妙召されて舞曲あり、知康鼓の役に候す。酒半ばに過ぎて知康銚子を取つて、酒を北條五郎時連に勸む。（時連は義時の弟時房なり。大佛の祖頼家の外舅なり。修理大夫相模守）知康酒狂の餘、北條五郎は容儀と云ひ進退と云ひ拔群と云ひつべし。然るに實名は甚だ下劣なり、時連の連の字は錢を貫くの義か、貫之は歌仙たれば、其芳躅を訪ひ給ふ輩、かたがた然る可らずと云ひしかば、頼家早く名改めよと仰せければ、承りぬとぞ申しける。廿六日二位尼御所に歸り給ひしが、昨日の儀興あるに似たれども、知康が振舞は甚だ以て奇怪なり、伊豫守義仲法住寺殿を攻められて、卿相雲客耻辱に及ばれし事、其源は知康が凶害に起り、又義經朝臣に同意して關東を讒れり。先人殊に憤り給ひて解官追放せらるべき由を奏し給ひき。然るに彼先非を忘れて昵近を許さるる事、亡君の御本意に背けりとて心よからず。三年正月二日若君一幡殿（年九）鶴が岡に參籠あり、神馬二匹を引かれ、御神樂行はれしに、神、巫女に憑り給ひて、今年の中關東に事有るべし、若君家督を繼ぐ可らず、岸上の樹其根既に枯る、人人是を知らずして然も梢を恃み寄ると宣まふ。此年六月、伊豆の奧狩に、和田平太胤長を伊東が崎の洞に入れ、其れより富士の狩くらして、仁田四郎忠常を人穴に入れらる。同じき廿三日八田知家に仰せて阿野法橋全成を下野國に討つ。（頼家の叔父、時政の婿なり。東鑑に出づ。今年五月謀反の聞え有りし故に、生捕りて常陸の國に流されしが殺されしなり。系圖に建保中北條義時令、金窪行親等誅すと見ゆ。）七月廿日俄に病惱の事ありて、既に危く見えし

程に、八月廿日關西三十八個國ノ地頭職を舍弟千幡ニ（十歳）、關東二十八個國ノ地頭并ニ總守護職を長子一幡（六歳）に讓らるべしと有りき。九月二日能員（の娘、賴家の妾、一幡の母、もとは若狹ノ局と云ふ。）を以て、家督の外地頭職を分たるる事、威權二つに分れて爭ひ出で來ん事疑ふべからず。子の爲め弟の爲め靜謐の御計らひに似たれども亂を招く基なり。時政が一族世に有らんには、家督の世を奪はれん事、又以て異議あらじと云ひしかば、賴家驚き能員を枕もとに召して、時政を討たるべき由を仰す。二位ノ尼障子を隔てて此由を聞きて、女房して時政を尋ねられしに、佛事を修する事ありて名越に歸れりと聞えしかば、此由を書きて女して送られしに、道にて追ひつきて參らす。時政しばし思案して、廣元がもとに行きて、其由を語りて此上は能員を討たるべきもの歟と云ひしに、廣元、某、故將軍の御時より御政道を助くるの號あれども、兵法に於ては是非を辨へず、誅戮の事に於ては御心に有るべしとぞ答へける。（廣元が其謀に與せざるは時政が詐謀を知る故なり。承久の時廣元謀主たり、兵を知らざる人にあらず。）時政座を立ちて歸るに、天野民部入道蓮景、仁田四郎忠常供にあり。荏柄ノ社前にて馬を扣へて彼等に向ひ、能員謀反せり、今日是を誅しなん、人々討手たるべしと云ふ。蓮景、兵を起し給ふに及ばず、御前に召して討たれんに、彼老翁何事か有らんと云ふ。家に歸りて又廣元を招く。廣元思慮の氣色有りしかど行き向ふ。家人等多く供せんとせしを、思ふ所ありとて皆止め置きて、飯富源太宗長ばかりを具す。路次にて密かに宗長に云ひしは、世の有樣最も怖畏すべし、重事は今朝新に議せられき。然るに又某を招かるる事心得ず。若し不慮の事有らんには、汝先づ我を害す

べしと云ふ名越に至る。時政對面やゝ久し。此ノ間宗長、廣元が後に候じて座を去らず。午ノ時許に廣元退出す。時政藥師の像を供養すべしとて、桑上律師を導師とす。尼御臺も結緣の爲め入り給ふべしと聞ゆ。時政工藤五郎して能員が許に、宿願に由りて佛像供養の儀あり、來り給ふべし、且は其序に雜事を談じ申すべしと云ひ遣る。早く將參すべしと答へしかば工藤は歸る。能員が子息親族諫めて左右無く行き向ふべからずと云ふ者有り。家の子郎從等に物具させて具せらるべしと云ふ者有り。能員其事ゆめゆめ然るべからずとて行く。時政甲冑し、中野四郎、市河別當五郎に弓箭を帶せしめて、兩方の小門に置く。（彼等善射たるが故）蓮景忠常は腹卷着て西南ノ脇戶の內に在り。能員平禮に白ノ水干、葛袴着て黑き馬に乘り、郎從二人、雜色五人具して門に入る。廊の沓脫に上り妻戶を通り北面に參らんとせしを、蓮景忠常造合の脇戶の邊に立ち向ひ、能員が左右の手を執り山ノ木に引据ゑて首を斬る。下人等馳りて斯くと云ひしかば、一族郎從、一幡殿の御館（小御所と云ふ）に引籠りたり。未ノ時ばかりに二位ノ尼の仰せを受けて、彼等を追討あるべしとて兵を差向く。能員が子比企三郎、同四郎、同五郎を始めとして一族郎等命を捨てて戰ひしかば、寄手の兵多く疵を蒙りて引き退く。畠山ノ二郎重忠入り換はりて攻め戰ひしに破られて、御館に火を懸け、皆皆若君の前にて自害しければ、一幡殿も亡せ給ふ。能員が嫡子餘一兵衞ノ尉ハ女の姿に假て落ち行くを、加藤次景廉討ち取りぬ。夜に入りて澁川刑部ノ丞を誅す。能員が舅たればなり、明れば三日、其餘黨を探し求めて、或は流し、或は誅し、其妻妾幷に二歲の男子をば緣に就きて、義盛に預けられて安房ノ國へ流さる。四日に小笠原彌太

郎、中野五郎、細野兵衛ノ尉等を禁錮す。是れ能員が外孫たり。此ノ時島津左衛門ノ尉忠久も大隅、薩摩、日向等の守護職を收公せらる。同五日頼家の病少しく心地よくて若君能員等が事を聞きて其憤に堪へず。時政を誅すべき由、和田義盛、仁田忠常に仰す。堀藤次親家御使たり。義盛深く思慮して、彼の御書を時政に見せしかば、時政やがて御使を捕へ、工藤小次郎行光して斬らせければ、頼家いよいよ安からぬ事に思ひ給へり。六日の晩つ方、時政、仁田を名越の第に召して能員追討の賞を行はれんとす。忠常が參りし後、日暮れしかども罷り出ず。舍人の男怪しみて馬引きて歸れり。舍弟五郎六郎等忠常が時政追討の仰せを承りし事顯れて、既に討たれにけりと思ひて、義時が許に押寄す。義時は二位殿に參りて家に在らず。家人等防ぎ戰ひし程に、五郎は討たれぬ。六郎幕所に亂入して火を放ちしかば、是を見て御家人等馳せ集る。忠常は名越を出でて家に歸るに、此由を途中にて聞きしかば、今は命を捨つべしとて、御所に參れる所に景兼が爲に討たれぬ。七日に頼家出家す。二位の尼の計らひと聞えし。廿一日、時政廣元相議して、廿九日頼家を伊豆の國修禪寺に下向せしむ。【東鑑云、元久元年七月十八日頼家於伊豆修禪寺被殺、時年二十三。○愚管抄、義時使人刺頼家、而尚不死、因絞其喉拉陰囊殺之。】

按ずるに、比企幷宮が討たれし事、悉く皆時政が詐謀に出でたり。頼家の長子亂兵の中に殺され、頼家又是に由りて弑せられ、頼家の第二子其仇を報ぜん爲に、實朝を殺して、頼朝の子孫終に絶えたり。されば其禍根皆此處に萌せり。よくよく其罪を論ずべき事にや。時政が姦智天下を分ち讓るが亂本たる事を知らざ

らんや。頼家が病に苦みて人事を省せざる隙に乘じ、二位の尼を欺詐して、頼家が命を矯めて斯くは計れり。されば頼家病の間に斯くと聞きて其怒に堪へず、例の輕躁しく躁がしき本性なれば、我病癒えんを待ちて此事沙汰すべしなど云ひしを、二位ノ尼心憂き事に思ひて、時政に告げしなるべし。時政やがて廣元と議せしかど、彼も其詐謀を知りしかば、其事に與からず。然るを又時政己が家に呼びて、時移るまで相對して歸へせり。此ノ人故將軍の代より東方の倚頼になりしかば、彼をも又謀を同しくせし由を、二位ノ尼にも思はせ、世の人にも信ぜしめんが爲めなり。されば對面やゝ久しとばかり見えて事を議せしとも聞えず。況や宗長其座に在りしをや。又能員、頼家の跡分ち讓られんと二位殿時政等申し定めしを憤れるは一定なるべし。時政を討たんとは云ふべからず。名越に行きし有樣、更に異謀ある樣に非ず。又頼家の内室に仰せて時政を討たれんとせしも心得ず。まさしく時政が爲めに判官討たれし者に、斯かる大事を命ぜらるべしや。たとへ然る事有りとも、當時其使承りし親家如何で其由を申さで有るべき。時政、頼家の怒に逢ひて其罪を忠常に嫁して討たしなり。斯くて頼家をば欺きしかど、世の人を欺くべからざれば、斯く披露せしを其まゝに記して北條が逆を成せし文辭なり。されど頼家の憤り猶甚しかりしかば、世におはしまさんには、御志の者も出で來ぬべしと思ひしかば、二位の尼勸めて入道させ、又廣元と細議りしに鎌倉中におはさん事然るべからずと申す由など云ひて、伊豆の國に遷し、遂に是を殺し、世には病にて失せられしと披露せしかど、自ら其死せしさまを知る人ありしかば、彼子息等恨を含みしも理りなり。時政まこと頼朝の託

せし所に背かざらんには、賴家の非器なるを知らば、其れを廢して實朝して家繼がせたらんは古への社稷貴戚の臣など云ふ者に耻づる所有らじ。況して賴家の病の危きに臨みしをや。本朝に其例も多かる事なれば、實朝して其跡を知らせて、一幡をもて實朝の世嗣と定めたらましかば其禍斯程までには有らじ。時政が此後又實朝をも失はんと謀りしなど引き合せて其詐謀のほど測り知られぬ。すべて斯かる禍の胎れる事も、賴朝親しき一族を猜み疑ひて、只管に其妻の黨を賴みとせられしに由れるなり。

斯く云ふ事は古聖人の禮には、子を立てずして孫を立つと見えたり。然らばたとへ賴家父に先立ちて亡せ、賴朝後に亡せらるるとも、一幡を立てて世嗣とすべき事にや。況して賴家正嫡にて世を治むること五年、其子其跡を繼ぐべき事禮に於て正しとぞ云ふべき。されど此ノ時時政外祖の權勢ある事年久しく能員彼に比量すべからず。若し一幡して家繼がせたらんには、中中世の人の猜疑起りて家安からじ。若し賴朝の親戚の時政と共に其後事を託せられし有りて、世の倚賴たらん人有りなんには、古への禮の如きも行はれぬべし。又國を分ちしだに斯かる亂れ有り。況してや實朝にのみ讓り與へなば、能員如何で其憤に堪ふべきとも云ふ事有りぬべけれど然は有らず。たとへ此時の亂れ無くとも、此定めの如くならんには、必ず世は亂るべし。時政も其事を思ひしにや、東國の地頭職を一幡には讓らせし。其故は東國は皆時政が年比親しき輩多し。能員謀る事有りとも、如何で舊好を忘るべきと思ひしが故なり。されど既に其御家人と定まれる上は、其中に志有る者何ど無かるべき。さらば其禍殊に深かりぬべし。實朝既に其君と定まり

なんには、能員が微力如何で一臂を振ひて世を亂る事の叶ふべき。能員が討たれし日、其黨類の少なきを見て彼が微勢なるを知り、其微勢なるをもて能員が蓄へし謀有るべからざる事を從容知りぬ。

又按ずるに、此度の亂れに由りて、頼朝の亡せられしさま、玉海に見えし所など疑はし。朝政を紊さずして身まかる事を恨めしと思ひ給はん程ならば、如何で我家の事沙汰し置かれざらん。たとへ頼家事故無くて世を保つ事年久しく有らんには、實朝如何に計らふべき事にや。是等の事は尤も遺誡有るべき事なり、廣元善信等が如きも承り置くべき事ならずや。斯かる沙汰の聞えざる事は、其亡せられしやう、世に云ひ傳ふる事の如く明らかならぬにも有りしにや。但し遺誡の有りしかど是を用ふる人無かりしにや。(頼朝亡せられし時、實朝既に七歳なりき。又按ずるに、頼朝、畠山ノ重忠に後を託せられし由は、東鑑重忠誅死の下に見ゆ。)

實朝は頼朝ノ第二子、建仁三年九月繼二關東長者一敘二從五位ノ下征夷大將軍一、(十歳)十月右兵衛ノ佐、元久元年正月從五位ノ上、三月右近衛ノ少將、同二年正月敘二正五位ノ下兼二加賀ノ介一任二右近衛ノ權中將一、建永元年二月從四位ノ下、承元元年正月從四位ノ上、同二年十二月正四位ノ下、三年四月從三位、建暦元年正月正三位兼美作ノ權ノ守、二年十二月從二位、建保元年二月正二位、四年六月權中納言、七月左近衛ノ中將、六年正月權大納言、三月左近衛ノ大將、十月内大臣、十二月右大臣、承久元年正月廿七日被レ弑ル(廿八歳)。

頼家伊豆ノ國に至り、二位ノ尼、實朝に文して幽棲徒然に堪へず、日比近習せし者の參る事を許さるべし。又

安達右衛門尉景盛を申し請ひて勘發を加ふべしと申さる。所望の條條然るべからず。其上此ノ後書を通ぜらるべからずと云云。使は三浦義村たり。義村歸り參りて、彼閑居の體をつぶさに申せしかば、二位殿歎かせ給ひぬ。實朝世の初め十一月十九日に、關東分國幷に相摸伊豆等百姓の當年の貢を減ず。是れ御代始めたれば民戶を休められん爲なりとぞ。元久元年正月十二日御讀書始、（孝經）相摸ノ權守仲章侍讀す。是より恆例と成りしなり。六月十八日賴家卒す。廿三歲、時に實朝僅に十二歲たり。十月坊門前ノ大納言信淸ノ女を御臺所に迎へんとて、御迎ひの武士等上洛す。按ずるに、時政能員に懲り、外戚の權勢無からしめん爲に、公家より御臺所を迎へしなるべし。十一月四日京の守護武藏ノ前司朝雅が家にて酒宴有りしに、亭主と畠山ノ六郎重保と爭論の事有りしを、會合の輩是れを和せしむ。二年四月十一日鎌倉中靜ならず、近國の輩群參して、兵具を調ふる由聞ゆ。又稻毛三郎重成入道日比武藏に在り。近頃時政是を喚びしかば、從類を率て參れり。彼と云ひ是と云ひ人是を怪しむ。五月三日仰せに由りて群參の輩大半歸國す。六月廿日畠山ノ六郎重保武藏より參る。是れ稻毛が計らひとぞ。廿一日牧ノ御方已が娘の夫朝雅が重保が爲に惡口せられしを憤りて、重忠父子を討たるべき由を望む。時政此由義時時房二人に云ひしかば、彼等聞きて重忠治承より以來忠直を專にせしかば、賴朝其志を鑒み給ひ、後胤を護り參らすべき由御遺言有りし人なり。過ぎし比賴家の御方に在りながら、能員が兵を破らる。是れ父子の禮を重んずるが故なり、（重忠は時政が婿）然るに今何事か有りて叛謀有るべき。度度の勳功を棄てて粗忽に誅戮有らんには定めて後悔有るべき歟。事の實否を糺明

ありて云ふ次第有るべしと云ひしかば、時政辭無くして座を立ちぬ。二人とも家に歸りしに、備前守時親牧ノ御方が使として義時が許に來り、重忠が謀叛發覺す。君の御爲め世の爲めに遠州に漏らし申せしか。御身後に代りて申し披かるゝ。是れ繼母の故なりとて我を讒者とし給ふにやと云ひしかば、此上は御心に在るべしと答ふ。廿二日鎌倉中騒がしく軍兵競ひ走る。是は謀叛の輩を討つべしとて、佐久間太郎等重保が宅を圍む。重保善く戰ひしかど多勢に敵し難くて主從討たる。又重忠參上すと聞ゆ。路次にて誅すべしとて義時等を初めて諸士向ひ、武州二俣川にして重忠に行き合ふ。重忠は十九日に小衾郡菅谷ノ館を出でて、今此處に來る。弟長野三郎重清信濃に在り。其弟同六郎重宗は奥に在り。相隨ふ者には二男小二郎重秀、郎從本田次郎近常、榛澤六郎成清以下百三十四騎鶴か峰の下に陣す。此處にて今朝重保討たれて討手既に向ふと聞て、本田、榛澤曰く所の如くならんには、討手已に多勢なり、敵すべからず、早く本所に引返して待つべしと云ふ。重忠、然るべからず。重保討たれし上は本所に歸るに及ばず。景時其館を出でて途中にて討たる。暫時の命を惜むに似たれ、かねては又陰謀あるに似たりき。是れ後車の戒なりと云ひて斯くて安達景盛先陣に進み來る。（主從七騎、重忠、小二郎して戰にしむ。みかた多く討たれて勝負未だ決せず、申の刻に及んで愛甲三郎季隆か矢に中たりて重忠終に討たる。（四十二歳）重秀幷に郎從等自害しぬ。（廿三歳、母は右衛門ノ尉遠元ノ女、重忠が前妻死しけるにや。）廿三日未ノ時義時以下歸り參りしに時政戰ひの事を問ふ。義時重忠が（舎弟親族大略他方に在り、相隨ふ所の兵百餘輩、さらば謀反の事既に虚事なり。若し讒口の爲に誅戮に遇ひしにや、其首を

見候ひしに、年比の事思出だされて、悲涙に堪へず候ひきと云ふ。時政更に辭無し。酉ノ時ばかりに鎌倉中又騷動す。稻毛入道幷に子息小二郎重政、榛谷四郎重朝、其子太郎重季、次郎季重討たれぬ。是れ三浦義村【東鑑、無二義村二字一、作二平六兵衛尉一。】重ねて思慮を廻らし掠かりて討ちしなり。【按ニ東史ニ稻毛入道爲二大河戸三郎ノ被レ誅ト云フ事アリ。】重忠が討たれし事は、重成法師が謀りしに據りてなり。牧ノ御方が申せし旨に據りて、時政彼の入道に斯くと云ひしかば、忽ちに親族の好みを變じて、鎌倉に兵起りぬと、已が子を重忠が許に使して、路次にて彼を討ちしなり。人人悲歎せずと云ふ事無し。

按ずるに、時政又稻毛を殺して、重忠を殺せし罪を彼に嫁す。初め仁田を殺して能員を討たせし罪を嫁せし事、猶猶信ならずや。

閏七月十九日時政俄に出家す。初め賴家を出家せしめ實朝を世嗣とせし日、（去年九月十日の事なり）二位の尼の許より時政が館に渡らる。阿波ノ局同輿に參る。泰時（江馬太郎）義村等輿寄に參たり。幾程無く阿波ノ局、二位の尼に參りて、（十五日の事）若君遠州の御亭にましまさん事然るべからず。つらつら牧ノ御方の體を見るに、事をかしき其中に害心をさし挿さめり。御傅母に賴み難し。定めて勝（事）事出で來らん歟と云ひしかば、かねて思ひし所なりとて、政村（江馬四郎）義村、朝光等して迎へ取らる。時政周章大方ならず。駿河ノ局して是を謝す。斯くて此程牧ノ御方が計らひにて、朝雅を立てて將軍とし實朝を失ふべしと聞ゆ。此程實朝、時政が許におはせしかば、長沼五郎宗政、結城七郎朝光、三浦兵衛ノ尉義村、平九郎胤

義、天野六郎政景等して實朝を迎へて義時が家に入る。時政が召し集めし御家人等皆義時が許に向ひて、實朝を守護しければ（實朝此時十二歳）此日丑ノ時ばかりに時政入道してけり。（六十八歳）明くれば廿日辰ノ時、時政入道伊豆ノ國北條に下向す。同廿六日右衛門權ノ佐朝雅京都にて討たる。佐佐木三郎兵衛ノ尉盛綱、後藤左衛門ノ尉基清等戰功あり。

按ずるに、朝雅（平賀源氏）新羅三郎義光に出づ。父義信、義朝ノ平治の難に隨ひ、頼朝の起るに及びて一族の上首たり。朝雅父に代りて武藏守に任ず。時政、牧ノ御方が生める女を以て彼が妻とし、是を愛する事諸婿に超ゆ。京師守護の長として右衛門ノ佐從五位ノ下昇殿を許さる。彼ら頼義の後胤たれば鎌倉殿と尊卑無しと云ひしかば、時政も惑ひけりと云ふ。時政後妻に惑ひ世を亂らんとせし事、一朝一夕の故には有るべからず。頼家の病急なるに臨みて其男を失ひ、又頼家をも殺せし事、實朝が爲に計るには非ず、初め一幡を失ひし時、纔に十日の程又實朝をも謀らんとす。若し一幡失せし事其外祖の故なりと云はんには、實朝を謀りしは是れ誰が故ぞや。又重忠を殺せし事、彼時政が女婿たりと云へども、其人忠直にして且其武勇天下に雙び無し。時政が密謀に與せん者に有らず。又頼朝の遺誡をうけて其孫に二心無し。彼を失ひし事は、實朝の羽翼を殺ぐべきが爲なり。稻毛ノ重成も又時政が女婿なり。されど彼等らが妻既に死し、或は後妻の生める所に非ず。時政彼等を見る事、愛女の婿を見るが如くに非ず。此後八月十日宇都ノ宮彌三郎頼綱謀反の事ありとて、既に討手を定められしに、彼出家して自ら義時が許に聽

せ來て陳謝したれば事止みぬ。彼も又時政が婿なり。若しくは彼も時政に同意の由聞えしにや。若し時政をして其志を得せしめば、其子孫の如きも其殃を遁れじ。さらば頼家父子の事、彼如何にか思ふべき。

十二月二日頼家の子善哉、二位ノ尼の計らひにて、鶴ヶ岡別當尊曉の弟子として、今日彼本坊に渡らる。元久三年六月十六日善哉著袴ス、十月廿日實朝の猶子とせらる。二位ノ尼の計らひなり。承元四年（庚午）十一月廿一日駿河ノ國建福寺の鎮守馬鳴大明神、小兒に託して、西ノ年可ㇾ有合戰ㇾ之由を示さる。占有るべしと沙汰有りしに、實朝廿一日の曉合戰の事を夢見しに、今此告を得たり。虛夢に有らず占ふべからずと云ひて、彼ノ社に太刀を納めらる。同五年九月廿二日禪師ノ公曉ノ登壇受戒の爲め上洛す。實朝使の侍五人を添へらる。猶子たるが故なり。十月鴨ノ長明、雅經の擧にて下向、實朝に遇ふ事度度なり。十三日は頼朝の忌日とて、法華堂に參りつつ、

草も木も靡きし秋の霜消えて空しく苔を拂ふ山風

建暦三年、（癸酉）二月十五日千葉ノ介成胤、信濃ノ國ノ住人青栗七郎ノ弟阿靜房安念を捕へて義時に送る。是は叛人の中使たり。十六日彼法師が白状にて、叛人等所所にて生捕らる。其ノ中和田ノ四郎左衛門ノ尉義直、同六郎兵衛ノ尉義重、同平太胤長等、其ノ餘信濃下總の御家人等張本百三十餘人、伴類二百人に及ぶと云ふ。國國に仰せて其身を召し進ずべき由を沙汰せらる。されば信濃ノ國ノ住人泉小二郎親平（親平は源滿快の子滿國の後）去去年より謀反し、故ノ左衛門ノ督殿の息尾張中務ノ丞義君を大將軍として義時を謀るべしとて一味

せし輩なり。囚人の中園田七郎成朝ハ十八日の夜預リ人の家を遁れ出で、若宮の僧源性が坊に向ひて日比の事を述ぶ。坊が云く。叛逆の罪遁るべからず。一旦遁れ出づとも、安堵の事終に叶ふべからず。早く出家あるべしと云ふ。成朝與力の事勿論なり。古への名将其義を遁れし者、若し素懐を遂げなば、所存無きに非ず。就レ中年来受領の志あり、如何で頭おろすべしとて、數日の後逐電すと云々。實朝此由を尋ねられしに、信、有りし事ども申せしかば、受領所望の志の事感じ給ひて、早く尋ね出だすべし、恩賞有るべしと仰せ有り。又廿五日に囚人澁河刑部ノ六郎兼守明日誅せらるべしと聞きて十首の歌詠みて荏柄の神に籠む、工藤右三郎高去夜參籠し今朝退出すとて、彼の歌を取りて參らせしかば、感じ給ひて其罪を宥められき。廿七日數人等多くは配流、三月二日親平違橋に隠れ居し由聞えて、工藤十郎して召されしに、親平工藤并に郎從數人を斬りて逐電す。八日鎌倉兵亂の由國々に聞えて、馳集る者數を知らず。義盛此時上總伊北莊に有りしが馳せ參り、今日參上し御對面、其ついでに累日の戰功を陳べて、子息義直、義重が事を謝す。今更御感有りて、父の勳勞に由りて二人の罪を赦さる。九日義盛一族九十八人を具して參上、胤長が事を申し請せん事を述ぶ。廣元申し次ぎけり。胤長は此事の張本たれば赦されず。預人金窪兵衞ノ尉行親が手より山城ノ判官行村が方に召し渡され、禁獄すべき由義時仰せを傳へて、胤長を面縛して一族の前を渡して受取らしむ。十九日、胤長陸奥ノ岩瀬郡に遣さる。十九日の夜陣中を守らるべしとて御行有るに、夜半に及びて甲兵五十ばかり義盛が館の邊に徘徊す。是は横山右馬ノ允時兼義盛が許に來れるなり。伊賀ノ守朝光申し止めしかば、各用心の間騷動を止

めらる。廿五日胤長が屋地荏柄ノ前に在り。御所に近ければ人人是を望む。今日義盛、五條ノ局に就きて愁ひ申す。故將軍の御時より、一族の領所收公の後他人に仰せられず、彼ノ地宿直伺候の便有り、給はるべしと云云、忽ちに達しければ、殊に喜悦の思を爲せり。四月二日義時、胤長が屋地を賜り、行親忠家に分つ。義盛が代官を逐ひ出だしたり。七日女房等を召され御酒宴の時、山ノ內左衞門ノ尉、筑後ノ四郎兵衞ノ尉等岸中門の砌を徘徊せしを、簾中より見給ひて、殊に召され盃酒を賜ひ、二人ともに命を落す事近からん歟、一人は御敵、一人は御所に在るべしと仰せければ、二人怖畏の氣有りて盃を懷にして退り出づ。十五日和田新兵衞ノ尉朝盛は寵臣にして、(常盛が子) 其等倫無し。義盛が籠居せしに由りて、彼も引籠りて淨遍僧都に佛道の要旨を受け、今夕出家せんと思ひしかば御所に參る。實朝月に對して歌の御會有りて、女房數輩侍らひしに、朝盛參りて倭歌を奉る。御感度度なりき。此ノ程出仕無かりし事など申す。實朝數ヶ所ノ地頭職を一紙に載せて手づから賜ふ。朝盛退出して直ぐに僧都の許に行き入道し、實阿彌陀佛と號して都を指して發つ。郎等二人小童一人供す。義盛驚き尋ねしに、一通の書あり。一族と共に君を射るべからず。又君に隨ひて父祖に敵すべからずして無爲に入らんとの事を載す。義盛大に怒り、四郞左衞門ノ尉義直して追ひ止む。駿河國ノ手越にて追ひ附きて具し歸る。義盛對面して憤を晴らしつ。やがて黑衣のままにて參る。召しに從へばなり。廿四日義盛年比歸依の僧【を追放す】(伊勢の人寶道坊) 有り。人惜しむ。是は誠は太神宮祈請の事有る故なりとて、鎌倉中殊に物騷がし。廿七日宮內兵衞ノ尉公氏御使として、義盛が家に向ひ、用意の事あるの聞え有れ

ば、其實否を尋ねらる。侍に入りて案內せしに、暫くして義盛出でゝ寢所より侍に來るとて、造合（つくりあはせ）を飛び越ゆる時、烏帽子脫け落つ。義盛年來の勳功を語りて更に謀反の心無き由を申す。辭終りて、子息等以下の勇士列座して兵具を調へ置けり。公氏此由を申しければ、義時在鎌倉の御家人等を御所に召す。義盛が謀反已に決せるか、但し未だ甲冑をば着られず、並方刑部ノ丞忠季を御使にて世を謀るべき旨を有りて驚き給ふ所なり。先づ蜂起を止めて恩義を待つべしとなり。義盛上に於て恨を存せず。義時が所爲傍若無人の間、子細を尋ね承らん爲め發向せんと近日若輩等密かに群議する歟。義盛諫むれども一切に拘はらず、既に同心し訖ぬ。此上は力に及ばずと申す。五月二日、筑後左衞門ノ尉朝重、義盛が隣家たり。義盛が家に軍兵馳せ集まるを見て、廣元が許に告ぐ。折節酒宴して人多く座に在りしに、廣元獨り座を立ちて御所に參る。三浦平六左衞門ノ尉義村、九郎右衞門ノ尉胤義兄弟、義盛と盟ひて北門を警固すべしと云ひ合せしが、忽ちに心を變して義時が許に行き、義盛既に發兵の由を告ぐ。義時圍碁の會せしが驚く色無く、靜かに目算を加へて後、折烏帽子を立烏帽子に改め、水干着て御所に參る。義盛今日兵を起すべしとは思ひ寄らざりしかば、御所の警衞も無し。二位ノ尼將軍御臺をば北門より鶴ヶ岡別當ノ坊に入れ參らす。申ノ刻に義盛百五十の兵を三つに分け、御所の南門と西北の兩門を圍み、義時が家を攻む。義時が留守の兵防ぎ戰ひ、討たるゝ者多し。酉ノ時遂に御所の四面を圍みて、義秀總門を破り、南庭に亂れ入る。籠もる所の御家人等襲ひ火を放ちしかば屋舍悉く燒け出でめ、「御所以下六字ヲ異本火ヲコガスとす」實朝法華堂に遁る。義時廣元御供す。義秀に向ふ者助かる者有ら

ず。其中に高井三郎兵衛ノ尉重茂、義秀と組みしが遂に討たれき。足利三郎義氏は鎧の袖引き切られて免かる。曉に及び義盛が兵戰ひ疲れて前ノ濱の邊に退く。相摸修理ノ亮泰時【相摸修理亮泰時、東史不ㇾ載ㇾ之。】足利義氏等勝に乘じて戰ふ。三日に雨降りて、義盛が兵糧を絶ち馬疲る。寅ノ時ばかりに横山右馬ノ允時兼一族の兵を具して腰越に至る。簑笠脱ぎ捨てて義盛に馳せ加はり、彼是三千騎に成りて、御家人等を追ひ討つ。辰ノ時曾我、中村、二ノ宮、河村の人人武藏ノ大路稻村ヶ崎に馳せ集る。法華堂より召しけれども、疑ひて左右無く參らず。御教書に御判して召されしかば參る。又千葉ノ介成胤一族具して參る。御書を近國に下されて兵を召さる。義時廣元連署の上御判を載せられき。頓て多勢を濱の手に向けらる。義盛御所を襲はんとしけれども、大路大路塞がりしかば、由比ヶ濱井に若宮大路にて戰ひ時を移す。土屋大學ノ助義淸、古郡左衛門ノ尉保忠、朝比奈三郎義秀三騎轡を並べて戰ふに、味方追散らさるる事度度に及ぶ。義時小代八郎行平を使として、多勢の賴み有れども凶徒破れ難し、重ねて軍兵を回らさるべしと云ひしかば、實朝大に驚く。斯かる所に義淸流矢の爲に討たれ。和田四郎左衛門ノ尉義直（卅七）も討たれ、其ノ後義盛（六十七）五郎兵衛ノ尉義重（卅四）六郎兵衛ノ尉義信（廿八）七郎秀盛（十五）四人も討たれぬ。義秀海濱に出でて、其ノ勢五百騎船六艘に取り乘つて、安房ノ國に赴く。新左衛門ノ尉常盛（四十二）新兵衛入道朝盛、古郡左衛門ノ尉、山ノ内千二郎左衛門ノ尉、岡崎余一左衛門ノ尉、横山右馬ノ允六人は行方知らず。後に常盛父子、古郡は自害し、其餘は捕はれて誅せらる。討取る所横山ノ人人卅人、土屋ノ人人十人、山ノ内ノ人人廿人、毛利ノ人人十人、鎌倉ノ人人十三人、其餘卅三人、凡百五十人、

（和田ノ父子十三人なり）生捕廿七人（小者郎等をは除之）首數二百卅四、御方討たれし御家人五十八、手負千餘人。

東鑑を按するに、去去年（建暦元年）十二月義盛か上總ノ國司挙任の申状を還し給ふべき由、廣元に云ひし事、上の御計らひを輕んずる事の由を記す。されど明くる年の正月より、彼ノ子息等頻りに恩寵を受け、其ノ六月義盛か家に入り給ひしに、和漢將軍の影十二鋪を奉る。八月伊賀ノ前司朝光と義盛は北面三間所に候すべし、彼ノ邸に近習の壯士を撰び結番せしめらるる所なれど、彼の兩人宿老たるか故、古き物語を聞し召さん爲に加へらる。其ノ後此年二月、子息「イ義直ノ二字アリ」等并に胤長か反謀ありと聞えしに、子息等は罪赦され、胤長并に餘黨等皆皆配流せらる。胤長か屋地初めは給はるべしと聞えしに、後に義時に給はり、義盛件事を憤りて出仕を止む。其ノ孫ノ朝盛も寵遇ありしか、出家の小冊子に海乙の傍に出仕せしに、數間所の御頭額を給はり、其後出家せしをも頻に召されしなど見えたり、彼れ是れを合せ見るに、實朝彼等父子をば憎らしき者に思ひ給ひしを、義時讒構して彼か勢を出さしなり。義盛が兵起せし、偏に其ノ君の爲を謀りしなれ、決定反謀にはあらず、或は實朝の密旨を受けしにやと云ふ人あり。世ノ人も然か思へばこそ同意の人人も多く。其ノ時に臨みても曾我、河村の者とても疑ひしと見ゆ。抑も是等何事をか疑ふべきを思ふに義盛か兵實朝の密旨を受けしより起りしにやと疑へるなり。されは義時やがて死刑を申し請ひて彼等を召す。彼等の何時を見て召すには應したり。義盛か志遂げざりしは、義時は實朝を挾み、義盛は夫れ

に向ひて戰ひしが故なり。義盛もかねて其事を思はざるには有らずと見えし。されば義時廣元等が許に賓客會合せしを窺ひて、速かに兵を發し、先づ義時が家を攻め、御所の四面を圍みて、實朝を戰陣に取り參らせんと謀りしなり。其れに親しき一族にて北門を守るべしと約せし義村胤義心變りしければ、義盛御所に入る事を得で、實朝をも取り得ざりき。是は義盛が不運にあらず、實朝の不幸なり。されば實朝も彼が忠謀を思ひ給ひしと見えて、其年の十二月自ら壽福寺に詣でて、義盛が爲弔はれしなど見えたり。又義村胤義一族を捨て盟に背きて、義時に與しけれど、胤義先づ義時を恨みて身を亡ぼし、義村が子泰村又義時が曾孫時賴が爲に殺されたり。天の報應誤らずと云ふべし。

八月十八日の子ノ時、實朝南面に出づ。燈消え人定まり、月に對して獨詠せしに、丑ノ時ばかりに青女一人前庭を走り過ぐ。頻りに問ひしかど名乘らず。門外に至る比に、光物の松明の如くなる有りき。建保二年十一月十三日和田土屋の餘類京にて賴家の子禪師と云ひしを取立つる由聞えて、廣元ノ在京の家人彼の一條ノ北邊の旅亭を襲ひしに、禪師自害し、餘黨逃げ去る。三年正月六日入道遠江ノ守從五位ノ下平ノ時政北條にて死す。（七十八）腫物を患ひてなり。十二月廿五日俄に佛事あり、行勇律師導師たり。是れ實朝昨夜義盛以下御前に群參すと夢見られし故なり。（是は言を託して其忠魂を慰められしなり。）四年六月八日陳和卿來る。是れ東大寺ノ佛像を造れる者なり。彼ノ寺供養の日、實朝には謁せず、實朝權化の再誕の由申して謁見を請ひしと云ふ。十五日、實朝に見參して三拜し涕泣す。曰く、君は宋國育王の長老の後身、我は其門弟の後身たりと。去る建曆

元年六月三日丑ノ時の夢に高僧一人を見る。其僧の云ひし所又如此。（敢て辭にも出ださりしに、六年の後、和卿が申す所に符合せりとて、信仰の外他無し。九月十八日（實朝大將を望みし時）義時、廣元を招きて、右大將家は官位の事宣下あれど、常に辭し給ひき。是れ佳運を後昆に及ぼしめんとの事なり。今三十にも滿ち給はず、御昇進甚だ速かなり。御家人等も面面の補任を望む。過分と云ふべし。義時顧に付申すも、却て其譏を強るべし。おこと何と申し給はぬと云ふ。廣元、日比此事を存すと云へども、右大將家の御時は毎に御下向あり、當時其儀無ければ心に存するばかりなり。今斯かる仰せを承る事尤も大幸なり。因て賢言を獻ず。と見えたり。今は先君の跡を纏ぎ給ふばかりなり。然せる勳功もましまさず、諸國を管領し給ふのみにあらず、中納言中將に上り給ふ。攝關の子弟に有らずして、凡人に於て此儀有るべからず。如何で其禍・害・積殃の二つを遁れ給はん、早く御使として申し試むべしと云ひて、廿日に廣元斯くと申す。御子孫の繁榮を顧み給はば、諸官等を辭して唯だ征夷將軍として、高年に及びて大將を兼ね給ふべき事と申す。實朝、諫め申す由尤もなれ、されど源氏の正統此時に縮り畢りぬ、子孫相繼ぐべからず、飽くまでに官職を帶し、家名を擧げんと思ふのみなりと有りしかば、廣元辭無くして退出して、義時に斯くと云ふ。十一月廿四日、先身の住所育王山を拜せんため、宋に渡らんとて唐船を作らる。供奉の輩六十餘人を定めらる。朝光奉行す。義時泰時頻りに諫めしかど用ひられず。（實朝其死期の迫りぬるを見て宋に入りて禍を免れんとせしかど、其志も叶はず。）【鑑】五年四月十七日、和卿が造れる唐船功成り、數百人をして由比浦に浮べて見む。午より申

に至れども浮む事無し。此所の有樣、唐船の出入るべき海浦にあらずとて、空しく沙頭に朽ちぬ。六月廿日、公曉ノ阿闍梨、園城寺より下着、三位の尼の仰せにて鶴ヶ岡ノ別當の闕に補せんとの爲なり。此ノ一兩年は明王院僧正公胤の弟子に成りて、彼寺に住まれしたり。十月十一日公曉を鶴岡ノ別當職とす。又宿願の由にて、今日以後一千日宮寺に籠居と云云。承久記に、此ノ二三年御所中に化物あり、女の姿にて行き逢ふ。足早くして身輕く行方を見る人無し。今こそ此人とは知れけれ。六年【建暦】六月廿七日申の刻に、鶴ヶ岡にて大將拜賀の儀あり。七月八日直衣始ありて鶴ヶ岡に參らる。義時路次は供奉せず。宮寺にて參會し、其夜の夢に藥師十二神將の內戌ノ神を見るに、今年の物拜は無事なり。明年の拜賀の時供奉すべからずと云ひしかば、明くる九日に大倉ノ藥師堂の間に一堂を立てゝ藥師を安置す。泰時時房等此年の大禮に御家人士民財を費やして、其愁ひ止まざるに、然るべからざるの事數と云ひしかど、義時用ひず。(此事義時後に云ひしを東鑑に記せし歟。若し時時に初めより斯く云ひ沙汰したらんには公曉に教へし所なり。)十二月二日功成りて供養の事あり。此日京にて實朝を右大臣に任ぜらる。七年正月廿七日に拜賀あり。(此日雪ノ深さ二尺餘)出立の時に、廣元入道參りて、覺阿成人の後淚の面に浮む事を知らず、然るに今落淚に堪へず、是れ尋常事に有らず、子細あるべし。東大寺供養の日右大將家御出の例に任せ、御束帶の下に腹卷を召さるべしとて、唐綾威の着背長を參らせしに、文章博士仲章、大臣ノ大將に昇る人未だ其式あらずと云ひしかば、是も止めらる。廣元頻りに晝にて有らばやと云ひしを、仲章必ず束帶にてする事なりとて、戌の時と定む。公氏御鬢に候ぜしに、自ら鬢

の髪一筋を抜きて、形見にせよとて賜る。又庭の梅を見て、

出でて去なば主無き宿と成りぬとも軒端の梅よ春を忘るな

と詠じて、南門を出でられしに、鳩頻に鳴き、車より下り給ふに、細太刀の柄の車の手形に入りしを知らで打折らる。仲章者しからじとて、木を結び添へて進らす。【東鑑云、自車下給之時被突折御劔云云。】初ノ宮寺の樓門に入れ給ひし時、義時夢の如くに、白犬の傍に見えしと覺えて、心神亂れ、御劔を仲章に讓り、伊賀ノ四郎一人を具して退出す。神拜終りて退出し給ひし時、石階の下にて公曉が爲に討たれ、仲章も斬られてけり。【増鏡新島守卷、建仁三年九月（頼家）幼き子の一萬と云ふに世をば讓りて、入道は伊豆國へ出湯浴に越えたる程彼處の修善寺にて終に討たれぬ。一萬も失はれけり。是れは實朝と義時と一つ心にて掠かりけるなるべし云云。故左兵衛督の子にて公曉と云ふ大徳あり。親の討たれにし事を如何でか安き心あらん云云。此内大臣また右大臣に上り大饗めづらしく東にて行ふ云云。八幡の御社に神拜に詣づる云云、彼の大徳、女の眞似をして白き薄衣見き居り、大臣の車より下る程を過さず首を打ち落しぬ云云。】公曉、實朝の首を手に持ちながら後見の備中阿闍梨が雪ノ下北ヶ谷の坊にて物食ひて、乳母子の彌源太兵衛ノ尉して義村に將軍たるべき事を申し合さる。是は子息駒若丸とて、其門弟の中たりし故なり。義村先づ來らせ給ふべし、御迎へを參らせんとて使を返し、義時に斯くと告ぐ。左右無く誅すべしと下知しければ、一族を招きて評定す。阿闍梨喜常人に非ずとて、長尾新六定景を討手とす。黒皮威の甲着て、雜賀次郎以

下部從五人具して彼の坊に行く。公曉は迎へ遅しとて鶴ケ岡の後の峰に上りて、義村が家に至らんとせしに行き逢ひ、雜賀組みしを定景首を斬りたり。承久記には、其後公曉とて所所にて多く討たれしが實少なし。一說に若宮の後ろを西の御門へ越す一丁來ーとて山より落ちしを、西御門の小屋の上に懸かりたるに、家主從人とて打ち殺す。其夜犬ども食ひしかば、朝に見れども身體確かならず。廿八日【實朝】葬る時、公氏に賜りし一髪を以て首に代ふ。愚管抄には公曉の捨てし首を葬ると、云云。

北條代代天下の權を司る事

二月十三日【承久元年】信濃守行光上洛、六條宮冷泉宮の中を世嗣の事を申す。十五日河野法橋全成の子冠者時元（時政が女の腹に出生す）多勢を率ゐて、駿河國に城郭を構へて、東國を管領すべき由を企つと聞きて、十九日に二位尼の仰せとして金窪兵衛尉行親等の討手を差向く。時元自殺す　承久記には、河野冠者は手強き源氏なれば、是こそ鎌倉殿にも成り給はんずらめと喧騷り合へり。義時此事傳へ聞きて、何でふ然る事の有るべきとて、討手を遣はし攻められけり。身に過ぎたる事無けれども陳ずるに及ばねば、散散に戰ひて自害して亡せぬと、云云。（是に據らば、東鑑の記する所覺束なし。）七月十九日、九條左府道家の子三寅丸下向あり。（二歳）中一年を隔てて承久の亂あり。（承久三年）

承久の亂後、二年を隔てて元仁元年六月十三日、義時死す。（六十二歳、執權廿年。）東鑑に、日頃脚氣の上、霍亂にて彌よ危急なりしかば、若君に申して今朝寅時に出家して死す。昨朝より彌陀を唱へて怠らず。外縛

の印を結び、念佛十遍の後に終る。順次往生と云ふべし。保暦間記には、近習の小侍の爲に刺し殺されしと見ゆ。一說に、近侍に深見三郞と云ふ者あり、始め彼が父數個所の地頭たりしに、罪ありて殺されき。其三人の子は流されき。年經て赦されて、長子三郞近侍と成る。父の罪をさへ蒙り、又弟をも召使はれん事を思ひて、夙夜する事五年に及びしかど、一所をも給はず、又弟を赦さざりしかば恨みて、其病に乘じて刺しけるを、百理平太と云ふ者七十餘歲なるが、傍に在りて推し隔てしかど敵はず、義時は刺されぬ。深見をば百理討ちけりとも云ふ。

按ずるに、本朝古今第一等の小人義時に如くは無し。三帝、二王子を流し、一帝を廢し參らせ、賴家幷に其子二人（一幡君、公曉）又賴朝の子一人（意法坊生觀むすめの腹に出で來しを殺せしと云ふ、東鑑承久記に見ゆ）賴朝の弟一人（全成）姪一人（阿野冠者）、其れが中、公曉をして實朝を殺させし有樣、其姦計怖るべし。景時義盛を殺せし事前に論じき。彼れ如何でか其死を得べき。東鑑の記せし所信ずべからず。順次往生の顯皆是れ文飾の詞たる事明かなり。保暦の說さも有るべしや。されど義時が奸計を逐げし事も外戚の勢に倚りし故なり。譬へば王莽、元后の力を借りて遂に漢鼎を移せしが如く、本朝にしては蘇我馬子、元舅の親に倚りて用明の皇弟穴穗部皇子及び守屋の大連を殺し、其後終に崇峻を弑し參らせしより此方、斯かる類も無く、義時が罪惡は猶馬子に軼ぎたり。

義時が死後二七日に泰時、時房、鎌倉に歸る。（此時兩人共に在京。）中一日を隔て、泰時、二位尼に見參、

將軍御後見を命ぜらる。先に是より廣元と議して此事楚忽たらん歟と有りしに、廣元入道述べて、今日に及ぶ猶遲し。世の安危、人の疑懼、治定あるべき事なり。早く其沙汰有るべしと云ひしが故なり。義時死せし後、泰時、舍弟等討つべしとて下向すとて四郎政村が邊物騷がし。政村が母は伊賀ノ守朝光が女なり、故に伊賀式部ノ丞光宗兄弟政村を後見として宰相ノ中將實雅を將軍とせんと謀れり。此實雅は義時當腹の女壻なればなり。泰時に斯くと告げ知らする人あれど不實たるべし。要人の外は參るべからずとて物寂しくて在りけり。廿九日時房が男掃部ノ助時盛、泰時が男武藏太郎時氏を上洛せしむ。物騷がしき折節如何にと二人ながら申せしを、京師は猶人の疑ひ有るべし、早く警衞せよとて遣はす。七月四日、三七日の佛事あり。五日の夜鎌倉中物騷にて、光宗兄弟、義村が家に往來し、又義時後室の許にて此事變ずまじとの盟ありと或女房告げしに、泰時、彼等兄弟縺ずべからずとの契約尤も神妙なりと云ひけり。五十日の明くる日（十七日）近國の輩馳せ集り、此夕大に騷がし。于ノ時二位の尼駿河ノ局ばかり具して、義村が許に行き、此ほど世靜かならず。政村光宗等汝の家に往來頻りなりと聞ゆ、何事ぞや、泰時を讒れるにや。此人の功に有らずんば、承久の亂に關東今日無からまし。さらば義時が世嗣此人に有らずば誰かは有るべき。政村と汝と父子の如し、誰か疑ひ無かるべき。無事の樣を計らふべしと云ふ。義村知らざる由を申しければ、政村を扶持せんか、和平の計を廻らさん歟、只今申し切るべしと有りしかば、義村、四郎殿は全く異心無き歟、光家等申す事あり、制止を加ふべき由を誓ひしかば、二位ノ尼還り給ひぬ。明日義村、泰時が許に行き、光家等を制止せし由を陳ず。泰時更に政

村が為に害心無し、如何で同意を存せんやとて、害せし色も驚きし色も無し。四十九日の佛事の夜、（卅日）鎌倉中騒がしく、旗を靡かし、鎧著し者數十ちがひしかど、駿方には靜まれり。明くれば閏七月一日、二位の局、若君を具して泰時が家に入る。義村に使して世を鎮むべしと申せし後、昨夜の騒動殊に驚き思ふ所なりとて、義村を召して、今若君を具して泰時時房一所に在り、義村と各別なるべからずとて止め置かれ、其餘宿老等悉く召し集む。八日に實元が老尼に與せしを召して、光宗等の謀顯れぬ、但し將相以上關東の沙汰に及び難し、義時の後室と光宗等をば流罪たるべし、餘黨は罪科に及ぶべからずとて、廿三日實雅を上洛せしむ。伊賀四郎左衛門尉朝行、六郎左衛門ノ尉光重、式部ノ太郎宗義、伊賀左衛門ノ太郎光盛等是に從ふ。廿九日に、伊賀式部ノ丞光宗、政所執事職を停め、五十二箇所の所領を召し放し、外叔隱岐入道行西に預けらる。廿二日に百日の佛事ありて、廿九日に義時が後室の尼伊豆ノ國北條に下して籠居せしめ、實雅は越前に、光宗は信濃に流され、其弟朝行光重等は京より直くに鎮西に流されて一事定まる。九月五日義時遺領を男女の子に分つ。是て泰時、二位ノ尼に申し讓りし所なり。嫡子分少なかりしかば、如何にと有りしに、泰時執權の身、領所等の事はあながちに望み無し。唯だ舍弟等を賴む(ミヘノマヽ)べき事なりと云ひしに、二位ノ尼頻りに感涙を流し給ひき。嘉祿元年六月正四位下前陸奥ノ守大膳ノ大夫大江ノ廣元卒す。（八十三）中納言匡房の曾孫なり。四代の幕府に仕へて參政五十年、子孫多し。上田、古河、小森、西川、長續、寒河、長井、那波、毛利、海東、水ノ谷等の祖なり。

按ずるに、廣元累世王家の臣として賴朝を輔け、六十州をして其掌握に歸せしめ、義時を助けて承久の謀主たり。此人當時の望ありしかば、時政か一幡を殺せし時も、彼を假りて自らを成し、凡そ義時か奸詐を恣にする、常に彼を假りて私を營みき。されば此人獨り將家に背きしのみにあらず、賴朝にも背きたり。其系佐多智是も又義時が亞たるべし。玉海に、賴朝、廣元に委ぬるに腹心を以てす、恐らくは獅子身中の蟲なりと遣給ひし事、先見の明ありと云ふべし。

二年七月十一日二位ノ尼平ノ政子薨す。（六十九）貞永元年五月泰時撰二定式目一。泰時ノ二男時實、高橋某に殺さる。（十六）高橋捕はれて誅せらる。三年六月泰時卒す。（六十二）執權十九年。嫡孫左近ノ將監經時職を繼ぐ。（嫡子修理ノ亮時氏は寛喜元年六月廿九日〔行廿八歲ノ語アリ〕にて卒す。經時は時氏の子。）寛元二年四月賴經の子賴嗣六歲にて元服、將軍に任せらる。從五位ノ上右少將たり。賴經二歲にて下向、九歲にて將軍たり、十八年にて讓らる。天變の愼みに由ると云ふ。（按ずるに、去年十二月廿九日午ノ時白虹貫レ日ヲ、此事に由りて賴經種種の祈禱の事ありき。一說に實は北條氏を恣にせんとて幼主を立てしとも云ふ）三年七月賴經落飾（廿一歲か）此月經時ノ妹檜皮姬を賴嗣の室とす。（賴嗣七歲、女子十六歲。）四年四月十九日「寛元」經時病危急、職を其弟左近ノ將監時賴に讓り落飾。閏四月朔日武藏ノ守經時卒す。（三十三）執權五年。同月十八日亥ノ時より鎌倉中騷動、甲士群集ス。廿日近國ノ御家人等群參、五月廿二日寅ノ時城ノ介義景家中井に甘繩ノ邊騷動ス。廿四日鎌倉中大に騷動、既に辻辻を固む。而而御所に參り、時賴が方に行く。廿五日時賴が宅警衛

嚴しく、卯ノ時御使として但馬ノ前司定員來れども入れず。越後ノ守光時（義時が孫、朝時が子）御所に在りしか、今曉出奔す。髪を剃りて其髪を時賴に贈る。是は光時賴經に近附せしが、時賴を討たんと謀る事發覺せしに由ると云ふ。光時ノ弟尾張守時章、備前ノ守時長、右近ノ大夫將監時兼等は野心無しと聞ゆ。午以後又群參の士、旗を擧ぐ。今日淺江修理ノ亮時幸病に由りて出家、六月一日時幸卒す。十三日光時伊豆ノ國に流され、廿七日に賴經越後ノ守時盛が佐介ノ第に入る。是れ上洛門出の儀なり。七月十一日入道將軍賴經上洛、廿八日入洛す。八月一日に供奉ノ人を歸さる。能登ノ前司光村涙に堪へず。是れ廿餘年昵近の人なり。（按ずるに、光時が事に由りて、時賴急に其主を逐ふか。）寶治元年（卽ち寛元五年）正月廿九日羽蟻群飛ス。卅日星流ル。三月十一日由比ヶ濱ノ潮血の如し。十二日流星アリ。十六日鎌倉中騷動ス。十七日黃蝶飛ブ。四月四日秋田城ノ介景盛入道覺地「イ高野よりトアリ」東來、常に時賴が許に來りて長居す。十一日に、子息義景を諷し、孫九郞泰盛を昇突かしむ。是れ三浦の驕奢時に秀で傍若無人なり、世既に「イ剛アリ」季に成りたれば、我子孫彼等に對揚に足るべからず、思慮あるべき事なるに、義景泰盛[illegible]りて武備無き事、奇怪の由と云云。廿五日巳刻日暈あり。六月十八日流星ノ。廿一日鶴ヶ岡の鳥井の前に札を立つ、云云。若狹ノ前司泰村獨歩之餘、依背嚴命近日可被加誅罰之由有其沙汰、能能可有謹愼云云。此ノ程時賴微服ありて泰村が家に在り、廿七日彼の一族群集し、夜に入りて鎧腹卷を結ふ音聞えしかば、此程告げ申す人多けれども信用あらざりしかば、忽ちに符合すと思ひ合せて、五郎四郎と云ふ者一人に太刀持たせて家に歸る。泰村內內に陳謝に及ぶ。

廿八日夜に入りて三浦の者どもの宿家に人を遣はし見せしむるに、面面に兵具を調へ置き、安房上總等の領地より船にて甲冑を廻し「行廻しヲとりトス」運ぶ由を申す。廿九日三浦五郎左衛門ノ尉、時頼が許に來り、去る十一日津輕の濱に大魚流レ來、偏ニ如ニ死人ノ、先日由比ノ濱水紅なりし事此魚の死せし故か。其比奥の浦浦の水も紅なり。此ノ事文治五年泰衡が時、建仁三年左金吾の事、建保元年義盛が事ありし由勘へ申すと云云。六月一日時頼、近江ノ四郎左衛門ノ尉氏信を泰村が許に遣はす。其旨を知る人無し。泰村此間世上の物騷ニ似タリ一身之愁ニ、其故は兄弟他門に越え、已ニ「イ已にトス」正五位ノ下たり、其外一族多ク帶ニ官位ヲ、剰へ守護職數個國、莊園數百町を掌る、榮耀餘りぬ、讒人の積み無きにあらずと云ふ。其侍に弓征矢鎧の「石のヲ旗トス」棹數十本あり。郎從友野太郎して見せしに、要害に構へ置く所、鎧腹百二三十合餘の由を歸り申せしかば、時頼が用心彌ゝ嚴しく、二日近國ノ御家人等、時頼が家に馳せ集りて旗を擧ぐ。三日泰村が南庭に落書あり。積ノ板に記るせり。其詞に。此程世間の騷く事何故とか知られて候。御邊討たれ給ふべき事なりと思ひ參らせて御心得の爲に申候。泰村使して、某に於て野心あらず、世の申し沙汰するに由りて、國國の郎從等來り集れり、定めて讒口の基る歟、御不審有らば早く追ひ返すべし。若し他人の上の事ならんには、衆力に非すば御大事を支ふべからず、進退貴命に隨ふべしと云ひしに、時頼敢へて疑ひ申す事無しと答ふ。四日、御家人幷に時頼の祇候人等退散すべき由を觸れらる。五日曉より鎌倉中彌ゝ物騷、時頼、萬年馬入道を使として、郎從等を鎭むべしと泰村に云ひ送り、次に平左衛門入道盛阿に誓紙持たせ、異心有らざる由を云ひけり。泰村

殊に悦び、盛阿座を立ちて泰村猶座に在りし中、其妻湯漬を進めて安堵を賀す。［イ］ニ是れ時頼高野入道と議して彼を誅せしなり、其奸計畏るべしトアリ。］高野入道覺地斯くと聞えて、此後泰村が氏族驕り奢侈なるべし、其時彼に討揚協ふまじ、唯だ此時に雌雄を決せよとて、父子一族泰村が家に馳せ向ひて、鏑を飛ばす。泰村大に驚きて防ぎ戰ふ。盛阿馳せ歸りて斯くと云ふ。時頼此上はとて實時して御所守らせ、六郎時定を大將とす。（時定は舍弟なり。）毛利藏人、大夫入道西阿も御所に參らんとせしを、其妻に（泰村が妹なり）諫められて、泰村が陣に馳せ加はる。時頼是れを聞きて午ノ時に御所に參り、北ノ殿に變りしかば、泰村が南隣に火を放つ。泰村光村等法華堂に行きて、頼朝の影前にて自殺す。宗たる輩二百七十六人、都合五百餘人なり。此中御所の番帳を許されし者二百六十人、此外緣坐にて罪せらるゝ者擧げて數ふべからず。京都への狀に、若狹ノ前司泰村、能登ノ前司光村以下、［舍弟一家之輩、今日巳ノ剋巳］ニ射二出ス箭ヲ之間、被ル誅罰セ候訖ヌと云云、法華堂承仕法師天井より伺ひし事書(ことがき)に、光村云、入道頼經の時、任二請定一殿下內內ノ御旨ニ則於思企者可執二武家之權ヲ、然るを若州の猶豫に依りて後悔有レ餘とて、自ら顏を削り、猶見知らるべしやと云ふ。其血御影を穢す。又御堂を燒かんとするを泰村制止す。泰村云、義時以來四代の功を思ひ、又北條外戚として內外を助けし事を思はれば、一往の議に由りて多年の昵(なじ)みを忘れて、斯く有るべしや、定めて後日思ひ合せらるゝ事有るべし。但し故ノ駿河ノ前司其他門の人人を多く死罪に申し行ひ、其れ等の子孫を亡ぼし給ひき、罪報の果す所歟。今死に臨んで爭かして北條殿を恨むべからずと云云。泰村以下の妻兒等も命を助けて諸國に預けら

る。七月北條相摸ノ守重時（義時が三男、泰時が弟）京都より下向、時頼が招きしに依りてなり。是より兩執權たり。重時は陸奥ノ守に成り、時頼は相摸ノ守に任ず。其後建長三年十二月廿六日了行法師、矢作左衞門ノ尉、長ノ次郎左衞門ノ尉久連等を捕ふ。謀反に由りてなり。廿七日反人を誅す。近國ノ御家人等馳せ集る事夥し。皆皆返さる。四年【建長】二月廿日、和泉ノ前司行方、武藤左衞門景頼上洛す。是れ上皇第一の宮を申して將軍とせんが爲なり。廿一日法性寺ノ禪定殿下（道家なり）薨ズ、奥州相州以下群參ス。彼ノ薨御ノ事有レ說等武家可レ有二籌策一之期也、云云。四月一日後嵯峨ノ上皇第一ノ宮一品中務卿親王宗尊御下向ス。（十三とも云ひ十一とも云ふ。）三日に頼嗣歸洛ス。治世八年なり。中二年隔てて同七年八月頼經卒ス。（三十九）十月頼嗣卒ス。（十八）按ずるに、宗尊は親王たりしが故、公卿殿上人二三輩近侍して、儀式嚴重、前代に超えたりと云ふ。按ずるに、三浦光村が死期に申せしも道家公內內の仰せ有りし由なり。是れ關東を謀られし由聞ゆと云へども、頼經の父頼嗣の祖たれば、其儘にて有りしが、了行が事發覺せしかば、道家自殺し給ひしか。又武家より計らひしにや。頼嗣を急に逐ひ出だせしも了行が事より起れりと見えし。但し是等も如何なる謀計にや、訝かし。

建長五年十一月時頼建長寺を建て供養す。導師は宋ノ僧道隆たり。蘭溪と號す。大覺禪師是なり。異僧の來る是を始とす。康元元年三月重時辭ス職ヲ。其弟政村を以て執權とす。十一月時頼辭レ職ヲ（在職十一年）武藏ノ守長時執權たり。（長時は重時ノ子。）時頼落飾、山の內に退居シ、最明寺と號す。（三十歲）文應元年二月故ノ

近衛兼經公の息女下向、時頼が猶子として宗尊に嫁す。（廿歳、宗尊は廿一歳なり。）七月日蓮、時頼に對面す。

弘長元年十一月陸奥入道重時卒す。（六十四）極樂寺と號す。是れ赤橋の祖なり。二年十一月廿八日僧範宴死す。親鸞是れなり。（九十一）三年十一月廿二日相模入道時頼卒す。（三十七）一男時宗十三にて家督せり。

按するに、時頼兄に繼ぎて權を掌り、始に其主を逐ひ、（頼經）其後三浦ノ一族を誅して終に滅し、重ねて又主を逐ふ。（頼嗣）將殿の薨去をも世の人關東の毒殺を疑ひ、程無く舊主二人共に相續きて卒せられし疑ひ無きにあらず。斯くて後嵯峨上皇の皇子を關東の主と成し、頼家の息女を己が子と成して御息所と成す。長子を捨てて幼子をもて世嗣と成し、死して後其家亂れし。是等を以て觀る時は彼を泰時と並べ稱する事心得られず。其れのみに有らず、始めて皇國の僧を迎へ禪宗を開く。今に世の費をなす。後世賢明とする事、吾れ其故を知らず。

文永元年八月長時卒す。（卅五）左馬ノ頭時宗執權たり。相模ノ守に任ず。時頼ノ長男式部ノ丞時輔は在京して時茂（長時が弟）と南ノ六波羅たり。時宗家督の後は、政村、長時是を輔佐しき。時宗が兄秋田城ノ介泰盛も權勢ありき。三年三月晦日、御所の御讀經ノ會ア。四月廿二日、御惱に依りて松殿僧正良基驗者として護身あるべき由御沙汰に及ぶ。六月十九日時宗が第にて秘せる沙汰あり。右京ノ大夫政村、越後ノ守實時、城ノ介泰盛が外會する者無し。此日良基御所を出でて逐電す。（後に高野に入り斷食して死す。）廿三日酉ノ時俄に御息所姫君山ノ內殿に入り給ひ、若宮は時宗が第に入り給ふ。人人時宗が家に馳せ集る。鎌倉中騷動す。廿六日近國ノ御家人

等馳せ來る事夥し。七月一日近國の御家人或は關を破り、或は道を廻りて來る者多し。三日巳ノ時甲士旗を擧げ東西に馳せ廻り、時宗が門外を圍ひ、次に政所の南ノ大路にて一同に鬨を擧ぐ。少卿入道心蓮、信濃ノ判官入道行閑、時宗が使として御所に往來再三度、昵近の輩皆御所を出でて、殘り仕ふる者纔に五人。四日午ノ時又騷動す。戌ノ時將軍家ハ越後入道勝圓が佐介ノ宅に移り給ふ。女房の輿を用ふ。是は歸洛の御首途なり。廿日入洛す（時に廿七歲）按ずるに、宗尊の時宗を謀られしに由りてなり。【補按、東史至ニ文永三年八月ニ以下闕。○增鏡第八本に何事にか煩はしき事出で來にたりとて將軍（宗尊）七月八日儀なるやうにて御上り有らん時の議式などに斯くめでたかるべき由をのみ思ひ懸けぬる程に、いと怪しき御有樣にて御上り有り。御下りの折六波羅の北の方に立てられし檜皮屋に落着かせおはしましぬ。云云。又曰、ゆゆしかりつる御住居に引かへ心細うなど思さるる折折も有りけるにや、虎とのみもてなされしは昔にて今は鼠のあな憂世の中。又云、院にも東の聞えを愼ませ給ひてやがては御對面も無くいと心苦しく聞えさせ給ひける云云。經任の大納言未だ下﨟なりし程、御使に下されて、何事にかと仰せられなどして後ぞ苦しからぬ事に成りて、宮も土御門殿、承明門院の御跡へ入らせ給ふ云云。世を亂らんなど思ひ寄りける武士の、此親王の御歌すぐれて詠ませ給ふに、夜夜いと睦じく仕うまつりける程に、自ら同じ心なる者など多く成りて、宮の御氣色有るやうに云ひ成しけるとにや云云】歸京の後、後嵯峨ノ上皇も御對面無く、中ノ御門左少辨經任を下されて仰せらるる旨ありしに、武家別義無ければ事定まりぬと云ふ。（宗尊在職十五年。）鎌倉には其子維康纔に三歲

なりしを主とす。五年【文永】十二月蒙古の牒、宰府に來る。七年正月北條時茂卒す。(三十)八年【文永】十月長時が子義宗上洛して北に任ず。九年【文永】二月十五日鎌倉の早馬六波羅の北方義宗が許に來り、義宗俄に南方に寄せて時輔を討つ。是れ時宗が兄にて弟に家督せられ逆心ありし由顯れし故なり。鎌倉にても北條公時、教時等鎌倉にて殺さる。(是を二月の騷動と云ふ。)十年五月政村卒す。(六十九歳、義時ノ四男。)義政加判たり、(重時ノ四男)十一年三月、蒙古襲來す。七月宗鑑卒す。(三十三)建治三年五月義政加判を辭す。是より時宗一判たり。四年蒙古阿刺罕、范文虎等大に襲ひ來る。六年【弘安】業時加判たらしむ。(重時ノ五男)七年四月四日時宗病に依りて入道す。道杲と號す。此日卒す。(三十四)寶光寺と云ふ。執權廿一年、嫡子左馬權ノ頭貞時十四にて家督、其外祖秋田城ノ介泰盛陸奥ノ守に任じ政を恣にす。時國、六波羅にて逆心ありとて喚び下し、常陸へ流し、遂に殺す。(建治元年に南方たり、時房が曾孫なり。)八年二月貞時相摸ノ守たり。其内管領平左衞門ノ尉頼綱、泰盛と快からず、泰盛が子宗景驕侈の餘、曾祖景盛は頼朝の胤(たね)ありとて、源氏と改め稱す。頼綱彼が氏改むる事將軍の志あるにやと云ひしかば、貞時も然(さ)も思ひし與、又實に異心ありしにや。十一月泰盛宗景以下の一族并に其同類皆誅せらる。是を霜月ノ騷動と云ふ。此後頼綱一人にて權を執り、薙染して杲圓と云ふ。

按ずるに、泰盛が祖父高野入道覺地、三浦が一族を讒し殺して、子孫の爲に謀りしに、其孫の代に一家滅ぶ。又杲圓、泰盛を失ひしが、其後又己も誅せられぬ。天の報應斯くの如く明かなり。

十年【弘安】六月業時【北條】剃髮。貞時、宣時を加判とす。(宣時は時房が孫。)正應元年貞時が計ひにて、後宇多を下ろし參らせて伏見即位あり。二年【弘安】九月鎌倉騷動し、將軍惟康親王俄に上洛す。去る八月十五日鶴岡ノ放生會までは、貞時宣時供奉して渴仰せしが、俄に網代輿逆さまに寄せて逐ひ出だせり。(在職廿四年、廿六歲なりき。)【增鏡十三、八月十五日、宮、古の放生會まねび行ふ。其有樣殊にめでたし。將軍も詣で給ふ云云。　此將軍は中務の宮の御子なり。　此頃權中納言にて右大將兼ね給へり云云。其後いく程無く鎌倉中騷がしき事出で來て皆人肝を潰しさゞめくと云ふ程こそ有れ、將軍都へ流され給ふとぞ聞ゆる。珍らしき言の葉なりかし云云。　怪しげなる網代御輿を逆さまに寄せて乘せ奉る云云。】貞時、後深草(本院)の御子、當今の御弟久明親王を迎へて主とす。十月御下向、惟康の娘を久明(十六歲)の御息所と成す。永仁元年三月貞時初めて北條兼時を六波羅より筑紫へ遣はし、鎭西ノ探題とし、長門の探題を置きて、西國中國の事を掌り、夷賊の抑へとす。(兼時は時賴が孫、建治九年に六波羅たり。)四月鎌倉大地震、壓死一萬人に及ぶ。此比果圓恣に威を振ひ、二男飯沼判官も父に劣らず。時人飯沼殿と云ひ、又安房ノ守に任ず。果圓驕の餘りに、飯沼を將軍にせんと謀る。果圓が長子宗綱斯くと告げしかば、賴綱入道も飯沼も誅せられ、宗綱も佐渡へ流され、其後召し返して管領たらしめしが、又罪ありて上總へ流されき。四年【永仁】十一月三河ノ守範顯の玄孫吉見孫太郎義世叛謀の聞え有りて、鎌倉にて誅せらる。五年【永仁】貞時國國へ使を遣はし、守護の善惡、民間の疾苦を問ふ。是より年毎に遣はす。又其使の行く先にて惡事あるを、貞時知らざりしが、出羽の

羽黒の山伏來て直訴せしにて、使の無事を糺明して、罪に行はるゝ使百人餘なり。其後諸國よく治りて、人皆善政を稱す。正安三年正月貞時使を遣はして、後伏見ノ院を下ろして後二條を位に卽く。八月貞時入道す。崇演と云ふ。其壻師時に讓レ職ヲ。（師時は時賴ガ孫。）又時村は政村が子にて長者たれば、師時に副ひて執權加判せしむ。嘉元三年正月宗方（時賴が孫駿河ノ守なり）時村を殺す。是は師時時村二人貞時ノ名代にて執權せしに、宗方、師時と權を爭ふ。先づ時村を殺して、師時を誅るべしとて、久明將軍の仰せなりと稱して、兵を集めて時村を夜討ちにす。（于レ時時村六十四。）貞時怒りて陸奧ノ守宗宣と宇都ノ宮貞綱して宗方を討ち、其同類をも殺し、宗宣を師時に副へて加判せしむ。德治三年（卽ち延慶元年）七月貞時が計ひにて、久明親王を追ひ出だし、其子守邦親王を主とす。久明在位廿年、（三十四）守邦纔に七歳なり。應長元年九月師時頓死す。（三十七）十月廿六日貞時卒す。（四十一）最勝園寺と云ふ。執權當職十六年、剃髮の後十年、合せて廿八年なり。嫡子高時九歳なれば、宗宣と熙時と連署執權たり。（熙時は時賴が孫、貞時が壻なり。）貞時が内管領長崎入道圓喜と高時が舅秋田城ノ介時顯と遺言を受けて高時を補佐す。（圓喜は賴綱が甥、光綱が子、時顯は泰盛が弟、顯盛が孫。）

按ずるに、世人貞時が善政を稱す。されども十四歳にて父に繼ぎ、十五歳にて外祖外舅を殺し、（泰盛、宗景）其主を逐ふ事二人、（惟康、久明）帝位を廢する事二代、（後宇多、後伏見）其政を恣にして東宮を立て給ふ事も皆彼が心に任せらる。國家既に善政を稱すと云へども、彼が代干戈頻りに動く。（泰盛、果圓、吉

見、宗方、前後四個度なり。）唯だ一事の稱すべきは、諸國に使を廻らして民間の疾苦を訪ひし事のみにや。
　正和元年六月宗宣死し、煕時一判、圓喜時顯やや威を振ふ。四年、煕時死し、基時、貞顯、執權たり。（基時は業時が孫、貞顯は義時が玄孫、金澤實時が孫たり。）五年、高時十四にて執權と成る。基時辭す。文保元年三月高時相摸ノ守タリ。（十五）二年關東より花園を下ろして、後醍醐を立つ。元亨二年、奧の安東五郎叛す。是れは又太郎と云ふ。一族と聊か爭論の事ありしに、圓喜老して其職を嫡子高資に讓り、高資驕りて高時をないがしろにせし頃なれば、兩方より賂を取りて然も私ありしを五郎憤れるなり。又攝州の渡邊、紀州の安田、大和の越智なども武家に叛く。承久以來武士の北條に背く事の始なり。正中元年、土岐頼貞が事あり。二年資朝、俊基、下向の事あり。此年十月前ノ將軍惟康薨ズ。（六十二）嘉曆元年三月高時入道す。（廿四）崇鑑と號す。舍弟左近ノ太夫泰家に職を讓るべしと有りしに、長崎高資聽かず。泰家入道して惠性と云ふ。北條守時、維貞、執權と成りて、高時が旨を承けて事を行ふ。二年【嘉曆】十月維時卒ス。元德二年六月、茂時執權たり。（煕時が子。）九月高資が逆威甚しきに由り、高時竊かに其一族高頼して誅せんとせしが、事顯れ、高頼奧へ流されて、高資が權勢と盛なり。元弘元年八月帝笠置に行幸ス。九月笠置陷ル。帝を取り參らせ、正慶元年三月〔元〕二月隱岐へ御幸ス。五月楠正成ヲ兵起り、八月赤松ヲ兵起り、二年五月七日京陷ル。仲時、時益討たれ、廿二日高時等、義貞の爲に滅さる。當職十一年、其後七年（三十一歲）守邦將軍同日入道して七月卒す。（三十三歲）

按ずるに、北條九代とは、時政、義時、泰時、時氏、經時、其弟時頼、時宗、貞時、高時を云ふなり。されど若し執權の世次を以て云はゞ、時氏父に先だちて死したり。九代にはあらず。若し血統をもて云はゞ經時時頼兄弟なり。共に是れ一世にして九代にあらず、實は八代なりしを、如何で九代とは申すにや。其ノ中時政義時父子が廢興前に論ぜしが如し。されど天下の武士彼を仰ぎし事は、義時承久の亂後に、多くの闕所を悉く軍功ありし輩に分ち與へて、已れ一所をも領せざりし一事にや有るべき。泰時が賢なる事云ふに及ばず。（猶委しく下に見ゆ。）さて其嫡孫經時執權の程久しからず、其ノ稱すべき事も無く、又讓るべき事も無し。唯だ將軍頼經の職を讓り落飾ありしを、經時が計ひのやうに申せど、如何が有るべき。其弟時頼が事は、其悖逆不智既に前に記るしぬ。時宗又持明院殿と大覺寺殿と兩流交ゝ交る御位知ろし召さるべしとて帝位を亂り、其主を逐ひ、（宗尊）其兄を討つ。（時輔）是等皆人倫の理無し。唯だ大元の兵頻りに我國に寇せしを、已れ鎌倉に在りながら是を破る。此一條、其器度思ひ計るべし。貞時が事また前に論じぬ。世の人時頼を竝べ稱する事は諸國に巡察使を下せし一事のみなり。高時が事に至りては論ずるに足らず。

正統記に云く、大方泰時心正しく、政すなほにして、人を育み、物に驕らず、公家の御事を重くし、本所の煩ひを止めしかば、風の前に塵無くして、天の下則ち靜まりき。年代を累ねし事、偏に泰時が力とぞ申し傳ふめる。陪臣として久しく權を執る事は、和漢兩朝に先例無し。其主たりし頼朝すら二世をば過

ぎず。義時如何なる果報に、測らざる家業を始めて兵馬の權を執りし、例稀なる事にや。されど殊なる才德も聞えず、また大名の下に誇る心や有りけん、中二年ばかりぞ有りし。身まかりしかど彼の泰時相續ぎて德政を先とし、法式を固くす。己が分を量るのみならず、親族丼にあらゆる武士までも戒め、高官位を望む者無かりき。其政ついでのまゝに衰へ、終に亡びぬるは、天命の終る姿なり。七代まで保てる事こそ彼が餘薫なれば、恨むる所無しと云ひつべし。凡そ保元平治より此方の亂りがはしきに、賴朝と云ふ人も無く、泰時と云ふ者無からましかば、日本國の人民如何が成りなまし。此謂れを能く知らぬ人は、故も無く皇威の衰へ武備の勝ちにけると思へるは誤なり。泰時が昔を思ふには能く誠ある所ありけんかし。子孫はさほどの心有らじなれど、固くしける法のまゝに行ひければ、及ばずながら世をも累ねしにこそ。(按ずるに泰時其異母弟政村に怨無く、父の所領を悉く諸弟に分ち與へ、執權十二〔十三〕年の後僅かに從五位ノ下に叙しぬ。四條ノ院崩御の後、皇胤ましまさざりしに、土御門ノ院の皇子後嵯峨ノ院を立て參らす。又其主君賴經を敬ひ、成敗式目を定む。)太田道灌が說に、泰時執權の時僧ありて、公若し善心あらば一伽藍を建て給へと云ふ。泰時建立の事も有りなん、其功德は如何にやと云ふ。一字の伽藍を建立しぬれば、治世安民、後生善所、子孫繁昌の功德ありと云ふ。泰時佛法と神道聖法とは何れか優劣ある。僧答へて、神道聖法は佛法には及び難し。泰時笑つて、一師道に暗ければ萬弟道に惑ふとは斯かる事にぞ有るべき。我國の宗廟太神宮は、小社を茅葺にしてわたらせ給へども、御惠は秋津洲に滿つ。吾僧の心こ

そ正しからね。功の大小に由らず、志道に適ふ時は求めざるに善縁ありと勧めなば善かりなん。我々聽して伽藍建てよと云ふは、大に過れるにこそ。今伽藍を建てなば其費大にして國の傾ひなるべし。是れ安民の便ならず、民を苦むるなるべし。現世安穏とは何をか云ふべき。世を治め從類眷屬を育むこそ、現世安穏とはすべき。子孫善ならば祈らずとも榮え、悪あらば祈るとも亡びなまし。我家業だに能く知る事は難し、況してや我道ならぬ事をや。聖賢の道、神道の意の深長なる事でか知り盡すべき。一天の主、萬乘の君も渇仰し給へる佛法なれば悪ししとは申し難し。吾儕鎌倉に在らば政の妨とも成り、淺智の人家業を失ふ媒とも成りなんとて、鎌倉を追ひ出だしけり。其後鎌倉の僧是に畏れて、人を誑かさず、泰時斯かる賢才ありしど、時頼が代に建長寺を建てしより鎌倉中に五山とて大なる寺ども數多作り、其外國國に寺を作る事數を知らず。國の費大きに費え、寺院巷に満ちぬ。尊氏は夢窓國師と云ふ僧に欺かされて天龍寺を立てて有るにも有らぬ事多かりき。武將の身として斯かる道に惑ひては、國を治むる事難かるべし。寺作る志ありなば先づ四海に満てる流離の民を救ふ謀こそ有らまほしけれ。

後醍醐帝中興御政務の事

元弘三年、(關東には正慶二年) 六月七日御歸洛、年號并に御方せし公家の官位元の如し。先年配流の宮方并に公家、武家、僧徒、國國より上洛す。七月廿三日義良親王御入洛、任征夷將軍。十月十日北畠顯家(時に參議、右近中將) を陸奥守に成して遣はさる。義良親王 (後村上なり。時に六歳) 奥へ渡り給ふ。結城上

野ノ入道道忠後見ス。十二月廿八日成良親王（十一歲）鎌倉に御下向あり。足利左馬ノ頭直義（兼相摸ノ守）執權たり。建武元年正月大內裏を造らる。（高倉ノ院安元三年大內燒けたり。爰に至りて百五十六年。）安藝周防を料國に寄せられ、日本國の地頭御家人の所領得分二十分一を賦課せらる。此時初めて紙錢を作らる。（是れ我朝交鈔の始め）三月本間澁谷、鎌倉を襲ひて敗す。筑紫に規矩、絲田、兵を起し、河內に兵起りて飯盛山に籠り、伊豫に赤橋が兵起りて、立烏帽子ノ峰に籠る。程無く、飯盛は楠が爲に敗られ、立烏帽子は土居得能に破られ、筑紫は大友ノ小貳に破られ、其後先づ大功を賞せらる。足利治部ノ大輔に武藏、常陸、下總、左馬ノ頭直義に遠江、新田左馬ノ助義貞に上野播磨、子息義顯には越後、兵部ノ少輔義助に駿河、楠判官に攝津河內、名和伯耆ノ守に因幡伯耆、其外公家武家に二個國三個國を給はる。（忠顯などは三個國給はりき。）赤松圓心には佐用ノ莊一所を給はり、播磨の守護職は程無く召し返さる。三月十一日萬里ノ小路藤房卿出家せり。【歷代皇紀云、元弘三年五月廿五日廢光嚴帝、太平記正慶の年號は廢帝の改元なればとて是を捨てられ、本の元弘に歸さる。公卿補任元弘三年光嚴帝正慶二年六月後醍醐帝還幸京師復皇位。大平記異本に、公家一統の政に出でしかば、わざと關白をば置かれず。左大臣道平公、右大臣經忠公、萬機の諮詢を佐けらる。增鏡云云、帝伯耆より還御なりて云云、重祚などにて有るべけれど、璽の箱を御身に添へられたれば、唯だ遠き行幸の還御の式にて有るべき由定めらる。〇太平記、抑ゝ大內裏と申すは南北三十六町東西二十町の外龍尾の置石を居ゑて四方に十二門を立てられたり。〇太平記、大將宮志賀の毘沙門堂に御座諸國の兵を召さ、合戰の御用意あり。主上右大

辨淸忠を勅使にて、世上已に靜謐の上は急ぎ剃髮染衣の姿に歸し給ふべしとぞ仰せられける。宮階下の德に由れり。然るに足利治部大輔高氏僅か一戰の功を立て其忠を萬人の上に立たんと歎ず。其勢の微なるに是を討ぜずば高時法師が逆意に加ふる者なるべし。逆徒與黨隙を窺ふ。此台嶺の幽溪を守らんより上將に居て一天下を靜めんと勅許を下さるる樣にとて淸忠を返されける。主上、高氏が不忠何事ぞや、罪無くて罰を行はば豈に安堵の思ひをなさんやとて、征夷將軍の宣旨を成さるる云云。」梅松論に、元弘三年天下一統せしかば、何時しか諸國に國司守護を定め、卿相雲客其階位に登りし體、實にめでかりし御聖斷の趣、五畿七道八番に分れ、卿相を以て頭人として、新決斷所と號して新たに作らる。是は先代引付の沙汰の立つ所なり。（太平記に謂ゆる雜訴の爲なり。） 大議に於ては記錄所にて裁許あり。又窪所と號して、土佐守兼光、太田大夫判官親光、富部大舍人頭、三河守師直等を衆中として、御出ありて聞し召し、昔の如く武者所を置かれ、新田の人人を以て頭人として、諸家の輩を結番せられ、古への興廢を改めて、今の例は昔の新儀なり、朕が新儀は未來の先例たるべしと新たなる勅裁漸く聞えけり。記錄所決斷所を置かるれども、近臣臨時に內奏を經て非義を申し行ふ間、綸言朝に變じ夕に改まり、諸人の浮沈反掌の如し。或は先代滅亡の時遁れ來る輩、又高時の一族舊領の外は、寛宥の儀を以て死罪を宥められ、又天下一同の法を以て安堵の綸旨を下さるると云へども、所帶を召さるる輩恨みを含む。 太平記には元弘三年八月三日より軍勢恩賞の沙汰あるべしとて、洞院左衛門督實世を上卿に定めらる。諸國の軍勢功狀を捧げて恩を望む輩數を知らず。實に忠ある人は功を恃みて諛はず、忠無き者

は更に媚び寵に求めて上聞を掠めし間、數月の間に僅十餘人の賞を行はれしかど、事正路に有らずしてやかて召し返され、萬里小路中納言藤房を上卿と成さる。忠否を糺して申し與へんとせられしに、内奏に由りて朝敵なりしも安堵を賜り、忠無き者も五個所十個所の所領を給ふ。藤房諫めを納れかねて、病と稱して辭す。其後九條民部卿光經を上卿と成さる。諸大將に其手の忠否を尋ね究めて申し與へんとしけるに、相模入道の一跡は内裏供御料所に置かれ、四郎左近大夫入道の跡をば兵部卿親王へ、大佛陸奥守が跡をば准后の御料に、此外相州の一族關東家風の輩が領をば郢曲、妓女、蹴鞠伎藝の者ども衛府諸司、官女、官僧等に一跡二跡を合せて内奏より申し給はりしかば、六十餘州の内に、立錐ばかりの地も軍兵に可行闕所は無し。光經もせんすべ無くて年月を送らる。又雜訴の沙汰の爲に、郁芳門左右の腋に決斷所を建て、其議定の人には才學優長の卿相雲客、紀傳、明法、外記、官人を三番に分ち、一月に六個度の沙汰の日を定めらる。されど或は内奏より訴人勅許を蒙れば、決斷所にて論人に理を付けられ、又決斷所にて本主安堵を給はれば、内奏より其地を別人の賞に行はる。斯かりし程に、所領一ヶ所に四五人給主付きて、國國の動亂止む時無し。又日比は武威に誇り本所を無みせし武士ども、何時しか諸庭の奉公人と成り、或は香車の後に走り、或は青侍の前に蹲く。世の盛衰、時の轉變、歎くべからぬ習ひとは知りながら、今の如くにて公家一統の天下ならんには、諸國の地頭御家人は皆奴婢雜人の如くにて有るべし。あはれ如何なる不思議も出で來て、武家四海の權を執る世の中に又成れかしと思ふ人のみ多かりけり。○梅松論に、京都の聖斷に恨みを含む時分、下の御前左馬頭

殿鎌倉に御座ありければ、東國の將兵に歸服して、京都には應ぜざりしかば、一統の御本意今に於ては更に其詮無しと思召され、武家は又公家に恨みを含んで、頼朝卿の如く天下を事にせん事を急がしく思へり。故に公家武家水火の爭ひにて、元弘三年も暮れにけり。建武元年正月節會以下の儀式は昔に復る體なりしかど、世の中、人の心も調はず、萬づ物騷がしく見えしに、大塔ノ宮、義貞、正成、長年潜かに叡慮を受け、打立つ事度度に及べども、高氏に附きし軍勢數を知らず、合戰難儀なるべきにて、既に軍有るべき日、先づ事を延ばさん爲に、無爲の體にて北山殿へ臨時の行幸度度に及ぶ。六月七日、大塔ノ宮大將にて高氏の御所へ寄せらるべしと聞えて、武將の御勢御所の四面を警固し、餘る軍勢二條ノ大路に充滿して、事の體、大儀に及びし程に、當日無爲に成りけれども、高氏憤り申されければ、全く叡慮にあらず、宮の張行の趣なりしとて、十月廿二日の夜御參内の次でをもて武者所に居籠め奉り、翌朝常磐井殿へ移し奉り、武家の輩警固し奉り、宮の御内の輩など武者の番衆かねて勅命を蒙りて數十人召し預けられ、同十一月宮をば細川陸奥ノ守顯氏請け取りて關東へ御下向あり。宮の御謀反眞實は叡慮にて有りしかど、御咎を宮に讓り給ひしかば、宮は武家よりも君の恨めしく渡らせ給ふと御獨言ありしとも承はる。保暦間記に、高氏昇進官途は成りしかど、させる恩賞も無し。其故は大塔ノ宮支へ申させ給ひけり。高氏兵權を取らば昔の頼朝に變るべからず、此の次でに誅罰せらるべしと申されけるを、帝さしもの軍忠の人なりとて其儀無し。彼ノ宮種種ノ謀を廻らし、高氏を討たんとす。其頃畿内西國の武士楠など申す者は皆彼ノ宮の御方なりければ、便宜あらば高氏討た

んとせしかど、東國の武士多く高氏方なりし上に、譜代の武勇なれば輙く討たれず、將軍にさへ成さるべしと聞ゆ。建武元年宮世の心に任せぬ事を安からず思して、天下を亂り給ひ、御位を退けて、我御宮（入道親房が妹の腹）二歲に讓り給ふを位に即け奉りて、高氏以下然るべき武士を討ちて天下を我がまゝにせんと思ひ立ち給ふ。此事如何かして聞えけん、主上驚かせ給ひ、宮を十月晦日內裏にて捕へ奉りて、直義が鎌倉に在りしに預け置かれ、彼の御方の武士多く誅せられけり。

今川貞世が難太平記に云く、義家の御置文に、我が七代の孫に我れ生れ變りて、天下を取るべしと仰せられしは、家時の御代に當りたり。猶も時來らぬ事を知ろし召しければにや、八幡大菩薩に祈り申し給ひて、我が命を縮めて三代の內に天下を取らしめ給へとて、御腹を切り給ひしなり。其時の御自筆の御置文に子細は見えしなり。正しく兩御所の御前にて故殿も（稱因入道心省）我等なども拜見申したりしなり。今天下を取る事唯だ此發願なりけりと兩御所も仰せ有りしたり。又云く、元弘に御上洛の時不思議の事ありけり。三河の國八橋に御着の時、御前無人數の夕に、白衣着たる女一人參りて云ふ、御子孫惡事無くば七代守り申すべし。其支證には毎度合戰に出で給ふ時、風雨を以て示し申すべしと云うて、夢の如くに失せにけり。其れよりして、ひしと御謀反の事思召し定めて、上杉兵庫入道を（兵庫ノ頭憲房、高氏兄弟の外舅）御使として先づ吉良ノ上總入道（貞義）に仰せ含められしに、御返事に云ふ、今までは遲くこそ存じつれ、此事關東御立の時より內々上杉兵庫入道は申し勸めけるにや、家時、貞氏、此兩御所の御遺意を大方殿の上杉ば

かりに仰せ聞かされけるとかや。是に由りて殊更此人骨を折りて河原合戰に討死しけると云云。按するに、梅松論、保暦間記の說皆皆武家の爲に潤飾せし物なり。尊氏越階して從三位に昇り、參議に成され、三個國の守護を給ふ。如何で然せる恩賞も無しと云ふべき。太平記には、尊氏宮を讒せし由を載せたり。されば保暦間記の說建武元年と云ふより以下は、則ち尊氏の讒說の趣然か有りしと見ゆ。又此宮初めより尊氏を叛臣と御覽じて、征罰有るべしと思召されし事、尤も其謂れ有る事と見えたり。難太平記の說に據れは尊氏武家の代を奪はんと思はれし事年久し。唯だに尊氏直義兄弟斯く思ひ給ひしのみに非ず、家時貞氏の代より其志は有りしかど、便無かりしかば然てのみ過ぎ、尊氏の宮方に參られしは、唯だ其勢を假れるのみなり。朝家の御爲に義兵を擧げられしには有らず。斯くて天下の有識思はざる外に、公家一統の代と成りしかは、如何にもして故ノ右大將家の如く武家の代と成さばやと思はれし事を、宮は疾く御覽じ付けられしかば、速かに討ち給ふべしと思召されしかど、御許し無かりし。とかく躊躇ひ給ふ内に、尊氏やがて其故はして准后にささへ申せしを、帝終に惑ひ給へり。

又按するに、中興の初め、政悉く議するに足らず。世の常の時だに、中興の業は創業よりは猶難くや有るべき。譬へば創業は新たに家造るが如く、造立の功こそはくなりと云へども、其功を成し得ぬれは、其家數百年をも保つべし。大廈の破れ傾ぶきしを舊の如くに修造せんとする事は尤も大儀の事なり。賤しき諺に角直さんとて其牛殺せりと云ふ、誠に善き譬へ成るべし。初ノ關東の人人の權を恣にして朝廷の威衰へしを、

後三條ノ院の御位の後、幾程無く昔に復(かへ)されし事は、未だ其衰へ甚しからぬ程なればなり。譬へば小破の時にやがて修造せる屋舍の如し。賴朝天下の權を分ち、北條九代打續きて世を知りし後は、六十餘州の武士其勢を張りて其威を恣にしたりき。其等如何で今無功の人人の下に手を束ね膝を屈むべき。其れに唯だ世の常の如く、古へ朝家の未だ衰へざりし代の如くに成し返されんとし給はん事は、基傾き破れしをやがて押直して粉飾を加ふるに異ならず。其覆らん事日を指して待つべし。然るに民の肩未だ安からざるに大内を建てられんとし、先づ寵官、嬖妾、伎能、僧法師の類に所領賜はりて、軍功ありし者に分ち賜ふと云ふ事も無く、たまたま賜(た)びぬるをばやがて召し返さるるの類、唯だ是れ其亂を招き給ふ所なり。且は又斯かる時の急務、刑賞の二つに如くは無し。恩を立て威を立つ、此二つに有らずして協ふべからず。小功の報は云ふに及ばず、先づ賞せられし大功の人人、其功の多少を論ぜられし所悉く其所を得ざりき。今試みに其功を議せんに、護良王の功は申すに及ばず、但し是は正しき御父の爲なれば然(さ)も有るべしや。功臣に於ては正成を以て第一とすべし。其故は初め笠置落ちて天子西州に蒙塵ありし時に當りて、六十六州の中唯だ此一人其節を改めずして、僅の小勢を以て東國の大軍と戰ふ事年を經し程に、武家に背く輩も彼れ是れ出で來しなり。此人斯く王家の御爲に勳勞無からましかば、新田、足利、赤松等ノ人人も其志を立つる事協ふべからず。さて其次は義貞の功最も大なり。是れ其巨魁を亡ぼせしが故なり。さて其次は赤松、那和何れをか上とし、何れをか下とすべき。赤松が功に非ずんば、六波羅は破れじ。帝たとへ船上におはします

ども鎌倉未だ滅びず、六波羅未だ敗れざらんには、行在尤も危かりなん。那和乘員を迎へて是を守り參らせざらんには、たとへ鎌倉亡びたりとも、誰か能く其功をも奏すべき。然かは有れど窮鳥懐に入れば賢者も是を憐むと云へり。まして況んや萬乘の天子御頼み有らんには、凡人たらん者如何で身を以て守り參らせざるべき。其功大なるに似たれど、其事は成し難しとも思はれず。天子既に海外に移され給ひて、武士殊の外に張りし日に、都の外遠からぬ境に兵を起せし事は其功長年に及ばざるが如くなれども、其事は成し難しとや云ふべき。高氏の功は類すべき所無きにや。「正統記に抑も彼の高氏御方に參れりし其功誠に然るべし。邊みに綸旨ありし抽賞せられしかば偏に頼朝卿天下を治めしままの志」東兵久しく正成が爲に苦められ、赤松が兵新たに起り、天子船上に移り給ひて、官兵都に赴き、事以ての外に難儀なる由聞え、且は高時が振舞方に滅びぬべき時至る事をまのあたり見及ばれければ、年頃の志事成りぬべき折を得たりと思ひしかば、官兵に屬すべき由を申されしかど、六波羅の亡びし日とても特出だしたる程の戰功も有らざりき。然るに此人を賞せらるるに第一の功を以てせられし事は得ぬ事なり。されど又其譜に有る事も有りき。其故は此人の曾祖父判官義康と聞えしは義家の孫にて、保元の亂にも官軍に屬して、一方の大將にて有りけり。其子上總介義兼は實は八郎爲朝の子にて有りしとも申すなり。頼朝と同じく、北條時政が壻にて有りしかば、頼朝にも親しく、又北條にも親しかりし程に、源氏の一族の中には頼もしくも思ひ給ひけん、平家の兵を防がん爲めの大將とも成されき。斯くて世の覺えも善かりしかば、受領なども執し申

されけり。其子義氏は時政が外孫なりしかば、彼が家に殊に親しく、承久の時にも一方の大將に成されき。其子泰氏は泰時が外孫、其子賴氏は泰時が孫女にて時氏が娘の腹に生る。其子家時又時茂が外孫にて、其子貞氏も時氏〔時茂〕が外孫たり。此貞氏のみ上杉が（三郎賴重）聟と成りしかば、高氏直義のみ北條が外孫にはあらず。斯く代代北條に親しく、且は源氏の末葉なりしかば、此度も一方の大將には指されたり。されば常にも年頃此人人の事をば然る者なりと知ろし召されしが、一方の大將にて上ると聞えしに、御方に參るべき由を船ノ上に申されし程に、如何に賴もしくも悅ばしくも思召されたりけん。義貞の如きも同じ源氏の流にて、殊に此人の祖新田義重入道上西と申すは、足利の祖義康の爲めには兄なれば、八幡殿の男義國の流には嫡家にておはせしかど、賴朝不快の事おはしければ、其代には顯れし人人も有らず。上野ノ國に埋もれて世にも知る人無かりしかば、常には猶聞きも及び給はざりし。されど其功殊に大なりしかば、父子兄弟共も四個國の守護を給はりしかど、其官位は高氏には及ぶべからず。從四位ノ上左兵衛ノ督にて播磨ノ守を兼ねられしまでなりき。斯く其代に大功と云はれし人人の功を議せられしだに、誤り多しと見えたれば、況して其餘小功の輩の忠否明らかならざりし事、太平記等に記るせるが如くなるべし。然らば何ど世亂れずして有るべき。【予若かりし時駿臺雜話を見、正成が最期の一言卑しと云云、於二此說一疑あり。彼の人討死誰か歎かざらん、千載の後にさへ涙を落すばかり、如何でか其世に於てをや、俗文紀傳を作るもの感歎の餘り書きし事計り難し、誰か討死の時に於て其一言傍に聞かざらん。新田、赤松、名和、足利が功、

楠氏武略智仁勇の守(まもり)に出でたる所なり。殊に足利は千早の寄手に加りしが爲めに苦みて漸く北條の微力諸勇士の起る後にあり。然るに當世の儒者强ひて此事を論ぜず、今白石先生の此事を議せらる、萬世の公論、予が思に合ス矣。」〔此頭註極めて讀み難きを讀みつ、誤字或は有らんか。〕

建武二年春三月西園寺ノ大納言公宗謀反して誅せらる。五月廿一日出羽の住人、國司葉室ノ宰相光顯を殺す。名越ノ太郎時兼北國に起り、相摸二郎時行は信濃國に起りて鎌倉に向ふ。直義の差向けし軍勢無レテ利して敵攻め入りしかば、直義、成良親王を伴ひ參らせ、七月廿三日鎌倉を落つ。八月二日、尊氏兇徒退治の爲に出京。正統記に、建武乙亥の秋の頃、高時ガ餘類謀反を起して鎌倉に入りぬ。直義は成良親王を引き伴れ申して、三河ノ國まで遁れにき。高氏は申し請ひて東國に向ひけるが、征夷將軍幷に諸國ノ總追捕使を望みけれど、征東將軍に成されて悉くは許されず。太平記には征夷將軍幷に東八個國の管領を望む。征夷使の事ハ關東尋諭の忠に據るべし。東八個國管領の事は許さる。是のみならず、御諱の字を下さる。梅松論に關東合戰の事先だちて京都へ申されしに由りて、將軍御奏聞有りければ、直義無勢にして防ギ戰ふべき智略無きに由りて、海道に引き退く由其聞え有れば、暇を給はりて合力を加ふべき旨、御申し度度に及べども勅許無き間、所詮私にあらず天下の御爲の由を申し捨てて、八月二日、京都を御立ちあり。此頃公家を叛きし人人其數を知らず有りしが、皆喜悅の眉を開きて御供申しけり。三河ノ矢矧にて京都鎌倉ノ兩大將御對面あり。關東に御下向、遠江の橋本、佐夜ノ中山、駿河ノ高橋繩手、箱根山、相摸川、片瀬川より鎌倉に至るまで七個度の戰に打勝ちて、八月十

九日鎌倉に攻め入り給ふに、兇徒悉く自害す。然る程に將軍御兄弟鎌倉に打ち入り、二階堂ノ別當に御座ありしかば、京都より供奉の輩は勳功の賞に預る事を悅び、又前代與力の輩は死刑流刑を宥められし程に、如何にも忠節を致さん事を思はぬ者ぞ無かりける。京よりは人人飛脚を使者として賀し申さる。又勅使中ノ院藏人頭中將具光關東に下り、今度東國速かに平らぎし事叡感再三なり、但し軍兵の賞に於ては京にて綸旨を以て行はるべし、先づ早早歸洛有るべしとなり。大御所は急に參るべしと御申し有りける所に、下御所御上洛然るべからず、其故は高時亡びて天下一統せし事併し御武略に由れり、然るに頻年京に御座有りし時、公家并ニ義貞ノ讒訴度度に及べども、御運に由りて今に安全なり。たまたま大敵の中を遁れて關東に御座然るべしと、固く諫め御申し有りけるに由りて、御上洛を止められき。

按ずるに、正統記、保曆間記、太平記、共に尊氏下向の事を望みし時に、征夷將軍并に總追捕使を望みしを許されたりし由なり。梅松論には、下向の事を許されざりしやうに記したるは、是ら潤飾の辭なり。尊氏が請ふ所の協はざるを憤りて下りしを、斯く公家の御過も有るやうに書きしものなり。

南朝紹運傳に、冬十一月【建武二年】十八日尊氏細川阿波守和氏を以て奏狀を捧ぐ。同十九日一ノ宮尊良親王并ニ新田義貞に節度を給ふ。太平記には、尊氏勅約の上なればとて未だ宣旨をも不レ被レ下に押して征夷將軍と稱して、東八個國管領の事は勅許なればとて、先づ新田一族の拜領したる東國の所領どもを悉く此度の軍功の輩に當て行ふ。斯くて尊氏關東を平らげし後、隱謀ある由聞えて追伐の宣旨を下さるべきにて有りしに、

親房公 明頻りに諫め申されて、法勝寺の慧鎭上人を下され、事のやうを尋ね究めらるべしとて、既に關東へ下らんとせられし日、尊氏、細川阿波ノ守して奏狀を捧ぐ。と（按ずるに、奏狀には建武二年十月日と有り。義貞の奏狀には、十一月日と記るせり。）正統記に、東國に鎭まりにけれど、尊氏望む所達せずして謀叛を起す由聞えしが、建武二年十一月十日餘りに、義貞を追討すべき奏狀を奉る。則ち打上りければ、京中騷動す。保暦間記に、尊氏直義海道所所の合戰に打勝ちて諸人降參す。然るに故ノ大塔ノ宮の御方人臣下の中にや有りけん、尊氏謀反の志ある由讒し申して、義貞を招きて種種の語らひを成して、左中將に申し成して上野は尊氏ガ分國なり、（此說誤なり）義貞に申し當てけり。尊氏上洛せば道にて討つべき由を義貞に仰す。さて尊氏を〔イ京都にトアリ〕召さる。關東勢をば直義に附け置き、一身急ぎ馳せ參るべしと云云。尊氏勅定に應じて上洛する所に、京都より內內此事を告げし人も有りけるにや、又直義も東國の士も不審に思ひて留めにければ、尊氏上洛せず。梅松論に、今度尊氏直義に供奉の人人には、信濃常陸の闕所を當て行はるる所に、義貞討手を給はりて下向の由聞えし間、先づ義貞ノ分國上野ノ守護職を上杉武庫禪門に任ぜられ、用意の爲に國に下る。斯かりし程に、京都伺候の親類代官どもは、急ぎ鎌倉へ上り、關東に忠を存ずる人は又京都より逃げ下る間、海道上下の躍、偏に鐵綱の如し。

按ずるに、中前代滅びしは八月十九日なり。尊氏の奏狀を捧げられしは十一月十日餘なり。中間九十日ばかりもや有るべき。此うち兵部卿親王の御事の聞えざりしは、如何なる御事にや。やがて勅使を下されし

由、梅松論の說の如くなるべし。保曆間記の如くなれば、義貞の奏狀にも及ばず、又上野を此時義貞に給はりしと云ふも誤なり。又此時左中將に成されしと云ふも誤なり。延元元年二月尊氏を筑紫へ追ひ落せし功に由りて、左中將に任ぜられき。又梅松論に、義貞下向と聞えて、上野を上杉に當て行はれしと云ふも文飾の辭なり。義貞十一月十九日に追討の宣旨を給はり、即日發向、同廿五日に矢矧合戰なり。此事鎌倉に聞えて上杉上野へ下り、義貞の一族の代官等上洛せしなど云ふは符合せぬにや。太平記の說の如くにて事情に協へり。たとへ義貞追討の宣旨くだされしと風聞有ればとて、其領國を押取らんは豈逆節にあらざらんや。梅松の作者、尊氏の爲に非を飾りぬれども、遂に其辭を得ざりしと見えし。思ふに尊氏鎌倉へ入られし後勅使して召されしかども、急に參るべき由を申して上らず。其內に押して將軍と稱し、又は東國の中を武士の軍營に行ひしなど聞えし後に奏狀を捧げられしなるべし。又太平記には、義貞下向と聞えて東兵發せし由なれど、是も符合せず。十一月十日餘りに、奏狀京師に至り、其月廿五日に矢矧合戰なれば、正統記の說の如くに奏狀奉りて則ち打立ちしなり。

同十一月廿七日矢矧合戰、十二月五日手越河原ノ合戰、皆東兵利無くして箱根に引き退く。同十二日箱根、竹ノ下等の戰ひ官軍利を失ひて引き退く。梅松論に、さる程に直義は箱根山に引籠り、水飲を掘り切りて要害として御座ありけるに、仁木、細川、師直、師泰等以下一人當千の輩陣を取る。將軍は先日勅使下向の時歸洛有るべしとて、御參無き事御本意に有らざれば、深く歎き思召されて、今度の事條條御所存にあらず

とて、政務を直義に御譲り有り、細川源ノ蔵人頼春丼ニ近習両三騎ばかりにて、窃かに浄光明寺に御座ありし程に、（按ずるに、難太平記に、中先代の時、箱根山よりして、天下をも御当家をも譲り給ひしと有るは此事なり）海道の合戦難儀たる由聞し召して、頭殿命を隕されば我有りても無益なり。但し違勅は心中に於て更に思召さず、先立ちて諸軍勢をば向けられしかど、御遠慮や有りけん、小山、結城、長沼が一族をば措み止めらる。其勢二千餘騎を先陣と定められ、十二月八日鎌倉を御立あり。（按ずるに、手越は将軍の後なり。）諸人箱根の御陣に加はりて御合戦有るべきにやと思ひしに、将軍謀り仰せけるは、我れ水飲に至り其敵支ふるばかりにて利無かるべし。箱根山を越えて合戦せば、敵驚き騒がん所を破らん事案の内なりとて、十日の夜、竹ノ下路夜を籠めて明くるを待ち、長ノ一路に新田の脇屋を大将にて足柄明神の南の野に控へしに、味方の先陣山を下りて野山に打上り、小坂の下にて驅け合ひ戦ひしに、敵堪へずして引退くを、勝に乗りて三十餘里追ひ詰めて、藍澤原にて数百人を打ち取る。翌十二日京勢駿河に引き退く。

按ずるに、此説尤も實録と見えし。さらば太平記に尊氏髻を切つて建長寺に入りしを、直義鎌倉に歸りて上杉伊豆ノ守重能と謀りて作り綸旨を書きて引き出だせしと有るは、尊氏は勅に背かざりしかど、直義の詐謀なりと云はん爲に作れる辭なり。

味方は竹ノ下、佐野山、伊豆ノ國府三個日の合戦に打勝ちて、今日十三日に両大将一手に成りて、府中より車返、浮島ノ原に至るまで陣を取らずと云ふ所無し。十四日御逗留有りけるに、議に云ふ、是より両大将鎌倉に御

歸り有りて關東を御沙汰有るべし。又一議に、たとへ關東を全うし給ふとも海道京都の合戰大事なり、然し唯だ一手にて御立あるべしと有りければ、同十五日海道に向ひ給ふと云云。延元元年（足利家にては建武三年なり）正月十日尊氏都に入る。帝は叡山へ遷幸、內裏兵火の爲に燒かる。十二日義貞親王、北畠顯家、江州に着きて佐佐木氏賴が觀音寺城を落す。十六日、園城寺合戰官軍利有りしかど遁ぐるを追ひて破らる。廿七日八日九日合戰、尊氏遂に利無くして丹波へ奔る。二月二日山より還幸、花山院に入御。五日顯家義貞攝州に向ふ。十三日攝山合戰、尊氏直義俱の御堂にて既に自害せんとす。細川卿の律師諫めて九州に赴く。梅松論に晦日の夜半に合戰始まりて、味方破れて其日の夕に丹波篠村に御陣を召さるゝ二月朔日猶都に攻め入るべき沙汰有りしかど、退きて功を成すは武略の道なりとて、細川の人人赤松以下西國の輩を案內者として、先づ御陣を兵庫の島に移さるべしとて、同二月二日に兵庫に御着ある所に、先度の御敎書に由りて、周防の大內、長門の厚東兵船五百艘にて參りければ、此新手にて都へ攻め入るべしとて、二月十日兵庫を立ち給ひしに、楠、和泉河內の勢を率ゐて西宮の濱にて終日戰ひて、如何が思ひけん、夜に入りて正成引き退く。十一日細川の人人大將にて周防長門の勢攻め上るに、義貞、瀨川河原にて掛け合ひて戰ふ。細川和氏の弟賴春深手負ふ。互に陣を交へて人馬の息を繼がせける。其夜深けて圓心竊かに將軍の御前に參り申しけるは、たとへ此陣を破りて都に攻め入るとも御方勞れて大功成り難し、暫く御陣を西國へ移され、軍勢の氣をも繼がせ、馬をも休め、弓箭の用意をも成され、重ねて上洛有らん策、凡そ合戰には旗を本とす、官軍は錦の御旗を先き立つ。

御方は是に對する兵無ければ朝敵に似たり。所詮持明院殿は天子の正統にて御座あれば、先代亡び、天下定めて叡慮も心よからじ。急ぎて院宣を申し下されて、錦の御旗を先立てらるべきなり。去年御方利を失ひしは大將軍西方に有りし故に、其れに向ひ奉りしかば、御旗の驗無かりし。されど御運に由りて今上洛は相違無し。今西國より攻め上らば洛中の敵に大將軍に向ふべし。かたがた御本意を遂げらるべしと、再三諫言を盡し申しける程に、夜半ばかりに瀬川の御陣を退きて、十二日卯刻兵庫に入り給ふ。直義に立ち歸りて康理の儀に御座有りて、如何にも都に向ひて命を捨つべき御所存なりしを、警固同じ議に有りて兵庫に御歸り有り。酉の時ばかりより船どもに乘り始め、戌の時ばかりに御船を出ださる。備後の鞆に御座ある所に、三寶院僧正賢俊僧正として持明院殿より下さる。是に由りて人人勇み合へり。今は朝敵の名有るべからずとて、錦の御旗を掲ぐべき由國國の大將に仰せ遣はされたるこそめでたけれ。案ずるに、此說の如くなれば、持明院殿を北朝の主と成さんは赤松圓心が謀なり。）二月廿九日改元、延元と號す。義貞左中將に成され、義助右衛門佐に成さる。さて、尊氏は筑紫下向の時、案ずるよりは防ぐべしとて、四國西國へは細川一族、播磨には赤松、備前には尾張左衛門佐兄弟、大將にて三石の城に兵を停め、備中には今川、安木には桃井、周防には大內、長門には厚東等と定めて、宗像大宮司が館に請ぜ給ひしに、少貳入道妙惠、子息太郞賴尚等宮方に參る。其の後菊池肥後守武敏、宮方にて少貳が城を攻めて妙惠討たれしかど、多多良濱の戰に菊池打負けて松浦黨同じく歸參す。菊池も城を落されて深山に逃れ、八代の城も落ち、阿蘇大宮司兄弟、秋月備中守等は

自害しければ、九州悉く尊氏に屬し、又陸奧、常陸も朝敵起れりと聞ゆ。先づ東國を鎭めらるべしとて、顯家を鎭守府將軍として被レ下、義貞には十六個國の管領を許され、尊氏追討の宣旨を成さる。義貞播磨に向ひ、義助備前に向ふ。尊氏は赤松、尾張顯信の申を聞きて、九國には一色入道、仁木右馬ノ助、松浦ノ黨丼ニ國人等を停めて、四月三日宰府を立つ。五月五日備後ノ鞆に着きて、此處にて軍評定有りて、少貳賴尙が意見に由りて、尊氏は船、直義は陸より上らるべきに定まる。

按ずるに、太平記には、此時五月二日【延元元年】尊氏嚴島に詣で、三日參籠ありし結願の日に、三寶院ノ僧正賢俊京より下りて、後伏見ノ院去る四月六日に崩じ給ひしが、未だ崩御ならざる内に成されし院宣を持ち來れりと見ゆ。【保曆間記云、二月、後伏見院御子今ハ先帝新院（按、光嚴帝也）忍ビテ尊氏ノモトヘ綸旨ヲ成サル。早速凶徒ヲ退ケテ君ヲ本位ニ圍ケ奉ルベシトナリ。尊氏九州ニテ彼ノ綸旨ヲ拜スト云云。】尊氏其五日の日に嚴島を立つと云云。梅松論の說なれば、去る正月晦日尊氏京軍に打負け筑紫へ下られし時に、備後の鞆にて持明院殿の勅使賢俊來れるなり。異本太平記を考ふるに、二月八日に兵庫を落ち、十三日に多多良ノ濱に着きしと見えたり。さらば兵庫を落ちし時院宣を申し請ひて、鞆に至られし日に勅使下るべきに非ず。思ふに九州より上るとて、鞆に至られし時に賢俊來會せしなるべし。但し錦の御旗を指すべしと諸國の御方に觸られし事は、未だ院宣に下られねども、既に持明院殿へ院宣を申し請ひし上は、御方を勇ますべしとて推して錦の御旗を用ひよとて出されしなるべし。是れ臨時の謀に出でしと見えたり。

斯くて大江田式部大輔、直義の侍に備中福山を落され、義助は三石を打捨てて播磨へ引く。義貞は播州加古川にて備前美作の勢を待ち受けて、兵庫へ引き退き陣取らる。此由を奏せられしかば、楠を兵庫へ下されて、義貞に力合すべしとなり。五月廿五日、湊川の戦に楠兄弟討死す。官軍遂に敗る。廿九日帝山門へ遷幸、同日尊氏都に入る。建武の暦を用ひ、後伏見の第二の皇子豊仁親王を位に即け申さんとす。（光明）六月二日京勢山へ向ふ。官軍難儀に及ぶ。十日に光厳院重祚まします。廿日合戦、晦日官軍京を攻めて利を失ふ。七月十三日義貞京を攻めて敗す。長年討死す。【太平記、宮方の勢大将義貞朝臣僅に討ち成されて帰洛せられければ、前の如く東坂本へ臨幸成るべきに兼ねて議定有りければ、五月廿九日主上三種の神器を先に立てて上路越にぞ落ち行き給ひける。〇本院（花園）新院（光厳）春宮に至るまで皆山門へ御幸成し参らすべき由云云。新院は兼ねてより尊氏に院宣を成し下されたりしかば、（参考、按是尊氏院宣ノ者後伏見帝也）、二度御治世の事も有らんずらんと思召す。北白河邊にては不豫の事有りとて時を移されけり。云云。異本云、尊氏以東寺を城郭とし後伏見院第二皇子豊仁親王を（光明帝）皇位に定まりけり。云云。】

參考讀史餘論卷二　終

足利殿北朝の主を建てられし事、幷に室町家代代將軍の事

八月十五日、光明院【北朝】御即位、（十六歲）【光明帝即位事注ニ第一卷後醍醐帝復位條ニ。】十月十日【延元元年】に帝【後醍醐】都に還幸。是より先き尊氏竊かに使を參らせ、去年より讒口の爲に勅勘を蒙りしに、義貞、義助等を逆鱗に寄せて日比の憤を散ぜんとする故に、已む事を得ずして此亂天下に及びぬ。尊氏が讒に陷あて罪蒙りし事を憐み給ひて還幸を成されんには、供奉の諸臣降參の輩悉く本官本領を復し、天下の成敗を公家に任せ申すべしとて、告文を奉りしかば、都へ御出で有るべきに極まりて、九日の朝密かに出門を御出で有るべき時に臨みて、堀口美濃ノ守貞滿馳せ參りて、一族百六十三人、郎從七千六百人朝の御爲め尊氏と戰ひて命を落せし條條を歎き申せしかば、義貞兄弟を召され、東宮ノ中務親王恆良十三幷ニ尊良親王を彼兄弟に屬せられて越前に下されて、帝は都へ御出であれしを、花山ノ院殿に押籠めて、供奉の武士どもは悉く大名へ預けられたり。義貞は敦賀に着きて、東宮、一ノ宮を守り參らせて、其身は金ケ崎に、子息義顯をば越後へ遣し、義助をば杣山の城へ遣はす。十二月廿一日の夜、帝吉野へ潛幸。源ノ義房伊勢へ奔る。梅松論に此上は京中に御敵出づべしとて急に東寺へ警固を遣はされしに、將軍宗徒の人人に御對面ありて、此間君、花山ノ院に御座の故に警固申す事其期無し。武家の煩ひ迷惑の處、今に御出では大儀の中に吉事なり、定めて潛に畿內の中に

御圖あるべきか。御進退を叡慮に任せられて自然に落着せば、然るべき事なりとて有りしかば、人人不思議の事とぞ申し合ひける。延元二年（北朝建武四年）正月右大臣公賢、大納言師基、中納言實任吉野に來る。三月中納言惟繼、大藏ノ卿菅原ノ在氏、左大辨ノ宰相清忠吉野に來る。同六日、金ヶ崎陷ル。尊良親王并ニ新田義顯自害ス。太平記を按ずるに、去年義助義顯敦賀より杣山に行きしに、足利尾張ノ守高經が催しにて、瓜生判官保心變りしければ、其弟義鑑房に義助ノ息式部ノ大夫義治を預けて、義助義顯は敦賀へ歸る。纔か十六騎にて金ヶ崎へ入る。斯くて敵は金ヶ崎の城を攻むる事年を經て春に成りけり。瓜生が舍弟等義治を大將にして杣山に旗を擧ぐ。兄の判官も金ヶ崎の攻衆にて有りしが、囑りて城に歸れり。斯くて金ヶ崎の後詰せんとて越前の府にて戰ふ。瓜生利を失ひしを里見伊賀ノ守を初めて瓜生ノ兄弟舅の七郎討たる。金ヶ崎にて斯くと聞きて義貞義助等杣山に入りて金ヶ崎の寄手を拂ふ謀を廻らさんとて、二月の末に城を忍び出づ。瓜生悦びて後詰の事を謀りし内に城落ちて、一ノ宮、義顯は自害す。春宮をば船にて落し申せしを生捕る。四月五日關白左大臣經忠吉野に來る。同十六日、經忠の弟基嗣北朝の關白たり。同月義貞杣山より起る。九月義良親王、顯家西征。南朝ノ延元三年、（北朝ノ曆應元年十月改元）西征の官兵ハ去年十二月十三日上野利根川合戰。十六日武州安保原合戰。廿四日鎌倉所所合戰。此年正月美濃ノ國青野合戰。二月義貞陷ル府中ヲ、高經奔ル於足羽ノ城ニ。十四日伊勢ノ雲津、河俣、川口所所ノ戰に官軍利を得て、廿八日奈良合戰に京勢利あり。義良親王吉野へ入らせ給ひ、顯家は河内へ向ひ、顯信八幡に陣す。五月廿二日和州堺の浦合戰 官軍敗し顯家討死す。（廿

一）七月十一日八幡陷ちて宮軍退く。閏七月二日足羽合戰、義貞討死す。同十三日恒良還り給ふ。（十五）廿一日義良還り給ふ。（十六）是より先き義貞黒丸を落さんとて向ひ、足羽の城を攻めしむ。宮軍利無く、義貞兄弟河合の莊に陣して大兵を集め、七箇所の敵城に向ひ、自らは藤島の城に向はんとて纔か五十餘騎にて馳行せしを、細川出羽守、鹿草彦太郎兼綱の後詰せんとて打出でしに行き合ひ、矢に中りて死す。同月廿五日義良【即ち後村上天皇】宗良親王并に宮古、一品入道、親房、顯信以下結城道忠、東兵を率ゐて奥州に赴く。八月廿八日北朝改元。尊氏、上首十一人を越えて正二位ノ大納言征夷大將軍、直義、從四位ノ上左兵衛ノ督兼相模ノ守征東將軍となる。九月十一日東國下向の輩遠州灘にて風に逢ひ船ノ難破す。親王顯信の船は勢州篠島へ吹き戻し、親房の船は常陸の内海に着き、宗良親王、尊良親王の御子一品の宮の船は遠州白羽の湊に、（是より井伊が城へ）花園宮懷良親王の御船は西國に着く。是より鎭西へ御下向有るべしとなり。八月九日帝不豫。同十五日義良親王（十二）踐祚。【後村上天皇紀、後村上帝即位、近衛經忠を關白とす。】十六日帝崩ず。（五十三）十月後村上即位、親房常陸より神皇正統記を獻ず。（按ずるに、此ノ時吉方に志有る人ノ大和、河内、紀伊、伊賀、伊勢、美濃、尾張、遠江、越前、越中、越後、信濃、上野、武藏、出雲、伯耆、備後、備中、安藝、石見、讃岐、伊豫、淡路、常陸、陸奥、廿五箇國に充滿す。）【新葉集に延元三秋、後村上宮重ねて陸奥國へ下らせましましけるに、幾程も無く伊勢の國篠島と云ふ所へ着きたる由聞えしかば、勅使として參りたりけるに、此度大風なのめならずして御供なりける舟ども多く損じけるを、同じ風の紛れに御舟ばかりは事故無く此國へしも着かせ給ふ

事、然したがら太神宮の御計らひたる由神官ども喜び申しければ、やがて此由奏し侍りける次に、前大僧正頼意、神風や御舟寄すらし沖つ波頼みを懸けし伊勢の濱津に。○李花集、延元四年の秋の比にや、伊勢より舟に乗りて遠江へ心ざし侍りしに、天龍灘とかやにて浪風なべてならず荒くなりて、二三日まで沖に漂ひ侍りしに、官たる舟どもも皆彼處にて沈み侍りしに、辛うじてしろわの湊と云ふ所へ、浪に打上げられて我れにも有らず舟さし寄せ侍りしに、夜もすがら波に寒れていと堪へ難かりしかば、いかで干す物とも知らず苫屋形かた敷く袖の夜の浦浪。宗良親王、○櫻雲記、興國元年にて宗良親王井伊の城に在り、京師へ上らんと欲す。御方の兵敗れて吉野へ趣き日を經る。大納言有定誅ず。歸るさを如何に急がん名にし負ふ山の櫻は心留むとも。宗良返し、古郷は戀しくとても三吉野の花の盛を如何で見捨てん。秋東國に發すべき勅有り、遠州へ赴く。天龍灘にて風に逢ひ、白羽の湊に著船、如何で干す物とも知らず苫屋形かた敷く袖の夜の浦波。井伊の城に再び至りて、馴れにけり二度きても住衣おなる苦凌の嶺の嵐に。遠州井伊の城にて先帝の崩を聞きて、庭の紅葉一葉包みて和歌を添へ四條の別當資次へ送る。（宗良親王）思ひには猶色淺き紅葉かなそなたの山は如何が時雨るる。返し、此秋の涙を添へて時雨にし山は如何なる紅葉とは知るも吉野へ赴かんとすと云へども世の中靜かならず、三河國足助重春迎へ來りけるに、宗良、一筋に思ひ定めず八つ橋の蛛手に身をも歎く、頃かな。駿河國に赴く。其後義兵を起すべき處に非ずとて去らんと欲するが、狩野介貞長等名殘りを惜みけるに感じて、身を如何に駿河の國の沖つ波寄るべ無しとて立ち離れなば。清見關に至りて、東路の末まで行かずい

はざきの清見が關も秋風ぞ吹く。車返しと云ふ所より甲州に至り信州に赴く。北に指し南になして今日いく日富士の麓に廻り來ぬらん。信濃に着く。途りの者を返すとて駿河の國の人へ、富士の嶺の煙を見ても君問ふよ淺間の嶽は如何か燃ゆると。香坂高宗等歸す。其後城中に在りて、數ふれば七年も經つ頼み來しこの杜の影を離れて何國名子の浦に靜かに居て爲定の許へ、いたづらに行きては歸る鴈は有れど都の人の言傳は無し。今は又問ひ來る人も名子の浦に汐垂れて住む海士と知らなん。返歌、爲定、昔に鳴けばそれかと聞きて行く雁の言傳無しと何思ふらん。秋の風はや吹きかへせ名子の浦の汐垂れ衣うらみ殘さで。興國五年宗良親王越より信州に歸る。大河原の山居、假りの宿問ふばかりの奥住を有りし園とや鶯の啼く。信州に年月を經、いつを期すべきと定めず、高坂高宗が忠義空しくならんと見えて、云はで思ふ谷の心も苦しきに身を埋木と過ぐすなりけり。」暦應三年（南朝興國元年）春二月親房常陸小田ノ城より職原抄を獻る。五月顯信奥州の國司となり白河の城に着く。義助は去年ノ冬新帝よりの勅を受けて黒丸の城を攻め落したり。高經若狹ノ城に落つ。其後京勢多く下りて杣山の城も落され、美濃ノ根尾ノ城に籠りしを土岐が爲に落され、郎等七十三人を具して竊かに吉野殿に參る。臨時の宣下ありて一級を加へられ、當參の一族相隨ふ兵まで或は官位を進められ、或は恩賞を給はる。（南朝紀傳には、信濃へ赴き、其れより美濃へ落ち、伊勢を經て吉野へ來ると見ゆ。）四國の路開けしと聞えて、刑部卿義助は四國西國の大將を承りて、四月一日吉野を立ちて、廿三日に伊豫に着く。幾程無く五月四日國府にて俄に病死せり。（南朝紀傳に、義助吉野へ來る事は興國元年九月十八日と記るさ

る。然らば五月に死せしと云ふ事一定ならんには興國二年の五月なるべし。）貞和三年（南朝ノ正平二年）六月直義男子を儲く。其後東國の官兵も次第に勢衰へぬ。貞和四年（南朝ノ正平三年）八月に、楠正行兵を河内に起す。京勢利を失ふ事度度に及ぶ。十二月武藏ノ守師直、越後ノ守師泰、四國、中國、東海、東山、廿餘州の兵を率して向ふ。同五年（正平四年）四條繩手の戰に正行討たれしかば、其れより師直兵を進めて吉野に攻め入りければ、南帝は賀名生に遁れ給ひぬ。師泰河内に向ひ楠正儀と戰へば、師直は京に歸る。四月宮内ノ大輔直冬西國の探題に成さる。是は尊氏の忍びて一夜通ひし越後ノ局が腹に出で來しなり。相摸ノ東勝寺の喝食なるを男に成して京へ上す。玄慧申しければ直義對面し、去年五月紀州の宮方起りし時、右兵衛ノ佐になされて大將を給はりしが靜謐しけり。此度直義の計らひにて備前まで下せしと云ふ。園太曆には、長門に發向、彼國にて八個國の成敗を掌ると有り。八月直義、師直を殺さんと謀りしに事顯れ、師直弟の河内ノ國石川河原に陣せしを迎ふ。多勢にて九日酉ノ時ばかりに京に歸る。十一日の夕に、圓心則祐等、師直が宅に行きしに、師直彼等を國に返して、直冬の備前より上らんを防ぐべしと云ふ。十二日の宵より洛中騷動。直義・師直の家に軍勢馳せ集る。（直義へ參る。者七千餘、師直へ屬せし者五萬餘。）尊氏三條殿へ使して、一所におはすべしと有りしかば、直義、將軍の近衞東洞院の御所に入る。十三日の卯ノ時、師直、其子武藏五郎師夏等將軍の第を圍む。上杉畠山二人を給はらんと云ひたり。直義の申されし旨に任せ、今よりは左兵衛ノ督殿に政道いろはせ給ふ事あらじ、上杉畠山をば流さるべし。妙吉侍者はもとより抖擻桑門の徒たり、生捕るに所無し、宜しく尋ね

沙汰すべしと有りしかば、無事になりたり。直冬も前におはせしを、師直近國の地頭御家人等討ち奉れと云ひしかば押寄す。辛うじて九州へ落ち行く。將軍は箱根竹ノ下の時より天下の事は直義に讓られしに、今は直義の口入に及ぶべからず。關東より左馬ノ頭義詮を急ぎ上洛せしめて政道あり。師直諸事を申し沙汰すべきに定まり、十月四日に鎌倉を立ち、廿二日に入洛あり。廿六日三條ノ坊門高倉直義の家へ移り、政務執行の沙汰始あり。直義は細川兵部ノ大輔顯氏の錦小路堀川の家に移らる。師直師泰斯くては始終憤を止められじとて、密かに失ふべしと聞えければ、其憤を散ぜん爲に世に望み無く身を捨てられし心を知らせんとにや、十二月八日出家す。于時四十二。(四十一とも四十六とも云ふ。) 上杉伊豆ノ守重能、畠山大藏ノ少輔直宗は同じく越前に流されしが、二人共に十二月末つ方に、師直が爲に配所にて殺されたり。明くる年二月改元有り、觀應と云ふ。(南朝ノ正平五年。) 直冬を討つべき由御教書有りしかど、是は師直が所爲と知りてければ討つ人も無く、少貳賴尚は如何が思ひけん壻君と成す。石見の住人三角入道、直冬に應じて國中を討ち隨ふると聞えて、師泰六月廿日に發向す。斯かる所に九國二島直冬に屬すと聞えしかば、師直將軍を勸め征伐せしむ。十月廿八日發向あるべしと聞えし前の夜、直義逐電す。是は師直が今宵竊かに討ち參らせて西國に向ふべしと計らふと聞えしが故なり。師直は探し參らせて後に御發向有るべしと云ひしに、將軍は用ひ給はず、發向なしき。(是れ園太曆の說なり。太平記には、師直をして發向と見ゆ。) 直義は大和へ赴き越智伊賀ノ守を頼みておはせしが、吉野殿へ降參せられたり。(十一月の事。) 斯くて直義に屬する勢數を知らず。京におはせし義詮早馬を立て將

軍のましませ備前の福岡へ告げらる。尊氏師泰にも早く引き返すべしと下知せらる。師直彼が來るを待ち給ふ事も日數經じとて、やがて福岡を立ちて上洛あり。直義は勢の附かぬ内に京を攻め落すべしとて、觀應二年〔南朝正平六年〕正月七日八幡に陣を取る。越中の桃ノ井右馬ノ頭直常も東坂本に着く。義詮の勢日日に落ち失せしかば、尊氏と一所に成りて戰あらんとて、正月十五日西國の方へ落ちらる。桂河を渡り向明神を南へ打過ぐる程にて、將軍師直に行き逢ひ、桃井が勢と戰ひて利あり。桃ノ井大岳に陣取れば、將軍父子は都に入る。此夜京勢大半八幡の勢に加はりぬれば、斯くては都に協ふべからず、西國の方へ退き、中國東國の勢を催して軍あるべしとて、明くる日の朝（十六日）丹波路を西へ落ち、義詮には仁木賴章、義長等を附けて丹波の井原石龕に止め　將軍は書寫坂本に陣を取らる。師泰も此處に來り逢ふ。八幡よりは石堂右馬ノ權ノ頭賴房を大將にて書寫坂本へ向けらる。師泰が多勢加はると聞えて、石堂は播磨の光明寺に陣を取りて八幡の加勢を乞ふ。二月三日將軍書寫坂本を立ちて石堂に向はれしが、城堅く見えたれば、將軍は引尾に、師直は泣尾に陣して矢軍す。斯くて八幡の加勢來る由を聞きて、先づ其勢を破らば敵悉く敗しぬべしとて、光明寺を捨てて、二月十三日、兵庫の湊川へ馳せ向はる。同十七日に淸水の戰に利を失ひ、松岡の城に籠り、御方悉く落ち行くと聞き給ひて、將軍を始めて高家の一族七人、宗徒の侍廿三人既に自害せんとし給ひしに、饗場命鶴丸合議の事調ひし由を告げ來りしかば、とかく評定ありしに、執事兄弟降參、出家の議に落着しけり。されど獅子播磨ノ守師冬は鎌倉殿の執事にて東國に勢あり。事の體誠に難儀ならば、兵庫より船に乘り

て鎌倉に下らんと兄弟約諾せしが、東國にも亂起りて、師冬甲斐國へ落ちしが、遂に自害しけりと、廿五日の夜半に聞えてけり。此上はとて兄弟入道して降參に成りて出づ。廿七日に將軍上洛し給へば師直兄弟供す。武庫川を過ぐる程にて一族殘らず討たれてけり。斯くて廿八日に尊氏都に歸り給ひ、義詮も丹波より上洛し、直義も八幡より歸り給ひけり。（是より先廿五日に直義の子五歳なるが八幡にて死す。）三人やがて會合ありて一獻の禮あれど、互に言少なく無興氣にて歸られたり。此後政務の時相互に問答ありて、直義禪門政務に落著與。將軍は佐佐木道譽を討たるべしとて進發し、義詮は播州に進發す。東寺にて相逢ひ、禪門に可レ尋之由言遣の事ありしかば、七月晦日の夜、直義京を落ちて越中に赴く。八月十八日、尊氏近江の鏡宿に陣して禪門を征伐あらんとす。禪門は石堂、畠山、桃井を大將として八相山に陣取らしむ。（七月なり。）九月八日八相山合戰、禪門方越前へ退く。畠山阿波將監ハ【國清】兄弟和睦、義詮政務の事を執りしかど禪門許さず。國清、將軍へ參る。是より將軍方へ參る者多かりしかば、越前には堪まるべからずとて、十月十八日禪門北陸道を經て鎌倉に下る。（一說に十一月四日と云ふ。）十月廿三日將軍鎌倉に下向シ、義詮は在京す。十一月晦日將軍薩埵山に陣す。禪門宇都宮が薩埵の後攻せんとすると聞きて軍勢を向け、自らは薩埵山に向ふ。十二月廿七日宇都宮所所の戰に打勝ちて薩埵山の後攻す。禪門の兵潰えて伊豆の國府に奔る。仁木義長攻めければ禪門北條に落つ。爰にも堪まりかねて伊豆の御山へ退き、何地へも落ち行くか、自害有るべきやと有りしに、又和睦の事有りて降參し、正月【文和元年】六日の夜鎌倉に歸る。裏太平記に、中先代の時、天下をも御當

家をも讓り申し給ひし事を大御所は忘れ給はで、唯だ如何にもして大休寺殿より寶篋院殿へ美しく天下を讓り申させ給へかしとの御方便故に、播州井出の戰の時も師直師泰討たれしをも咎め給はず。又由比山の合戰の後、上杉民部大輔憲顯伊豆山に引き分れて落ち行きしも、大御所は咎め給はず。又御合體いとど定まりき。其れに就き兩御所緩かに御談合ありけるにや、京都の坊門殿は如何に申させ給ふとも御改めさせ給ひ難し。然れば終に天下を保たせ給ひ難かるべし。たとへ御政道少し違ふ事有りとも關東大名等一同せば日本の守護たるべし。然らば又此御兄弟の中に鎌倉殿を置き申されて、京都の御守目に成し申されてめでたかるべしと御內談ありて、坂東八個國をば光王御料基氏に讓り申されて、御子子孫孫坊門殿の御代代の守りたれと、くれぐれ申し置かせ給ひしとなり。（此談に據れば基氏關東の守護たる事は此時に定まりしなり。）此時觀應二年二月廿六日禪門卒す。四十七歲なりし。或は毒殺せらるるとも云ふ。此時義詮謀りて吉野殿に降る。南朝の帝勅許ありしかば、北朝觀應二年十一月七日に、義詮崇光院を廢し奉り、南朝の正平六年と稱す。園太曆十一月五日の記に、將軍必定心底不審に有レ之、然シテ而賢良消息妙善等被レ行如レ此云云。正平七年閏二月南帝住吉へ行幸、其れより八幡へ行幸す。廿日夜「行宮」軍京都に押寄す。細川讚岐守七條大宮にて戰死す。義詮江州に走る。廿一日光嚴、光明、崇光幷に東宮直仁を取り參らせ、吉野の奧、賀名生へ移さる。【新葉集、東の方に久しく侍ひてひたすら武士の道にのみたづさはりつつ征東將軍の宣旨など下されしも思ひの外なるやうに覺えて詠み侍りし。思ひきや手も觸れざりし梓弓起き臥し我身馴れん物とは。〇櫻雲記、北帝吉野の奧に押籠め奉る。其

次に記るして、頃年宗良親王補ス中務卿征夷大將軍」の宣旨あり。勅使由良入道信阿講なり。親王諸國に住みて都の手ぶりをも忘れ、弓馬の業をのみにて此宣旨を蒙り、思ひきや手に觸れざりし梓弓起き臥し分かず馴れん物とは。閏二月宗良親王武藏國に赴く。小手さし原に至りて諸軍を指揮して兵を勇めて、君が爲め世の爲め何か惜しからん捨ててかひ有る命なりせば。同廿八日宗良及び、新田義宗、義治、義興、師を率ゐて金井原の小手さし原にて尊氏と合戰。義興義治鎌倉に攻め入る。基氏出奔云云。宗良親王東夷を征して東山東海に籌策を回らす。寄海祝と云ふ事を、四方の海の中にも分きて靜かなる我が治むべき浦の波風。」此月十五日に武藏ノ守義宗上州にて兵を揚げ、十六日國中を平げ、同日武州に越え、十八日鎌倉に攻め入る。尊氏【稱云、尊氏疑當レ作二基氏一。下同。】武州狩野川に引籠る。太平記には、義宗武州小手差原にて戰ひ尊氏敗られ、武州石濱に引き退く。義興義治は鎌倉に打ち入り、義宗は笛吹峠に陣せしを、廿五日に將軍押し寄せ戰ひて破りしかば、笛吹峠を引退る。【石峠へ引上るトス】其夜越後に落つ。義興義治も義宗打負けて尊氏鎌倉に向ふと聞きて、三月四日に國府津山の奧に引き籠る。三月十一日義詮近江四十九院を立ちて、十五日京に向ひ戰ふ。八幡の皇居を遠攻にする事五十餘日。八幡の帝叢きしかば、五月十一日の夜大和路へ行幸なる。路次にて武家方の者ども此處彼處にて留め參らせんとしけれども、事故無く、吉野へ還幸ス。此時義宗は四月廿七日に越後を立ちて七千にて越中に着き、桃井三千騎せ加り、一萬に成りて能登へ向ひ、吉良、石堂も四月廿七日駿河を立ちて路次の勢を催し、五月十一日美濃の垂井に着く。信濃の宮も同日信濃を御立ち有り。土居得能も兵船七百艘にて海上

より攻め上りしに、今四五日を待ち付けず八幡陷りしなり。北朝ノ觀應三年、(南朝正平七年なり。)南帝吉野へ還幸シ、義詮歸京ス。北朝の天子は南方へ捕はれ給へば、義詮、崇光院の御同腹の弟彌仁を天子とす。是れ後光嚴院なり。(十五)八月踐祚。九月文和と改元ス。(三種の神器無くして即位なり。)文和二年山名時氏、其子師氏、義詮に背きて南方へ參る。是れ佐佐木道譽が無禮を憤りて、師氏勸めて父子伯耆へ歸りて兵を擧げしなり。五月伯耆を立ちて、六月、南軍と京に入る。義詮敗れて、帝を伴ひ坂本へ落ち、東國へ赴き、美濃垂井を皇居とし、諸國の兵を催す。山名勢盡きて伯耆へ歸る。義詮、帝を奉じて歸京ス。三年ノ(北朝文和)春、義興、義治、河村の城を去りて、(義治は越後へ行く。)東國靜まりしかば、尊氏、畠山國淸を基氏の家老として歸洛シ、仁木左京ノ大夫賴章を武家執事とす。義詮を播磨へ遣りて勢を催し山名を討たんとす。山名直冬を迎へて大將とす。(此時直冬は九州の軍背きしかば藝防の間に在りしなり。)直冬南朝へ屬し、尊氏と父子の戰ひ始まる。越前の足利高經、越中の桃ノ井直常も直冬に屬す。按ずるに、山名は八幡の戰に功有りしかば、先年給はりて未だ知行せざりし若狹の國今積を元の儘に給ふべき由を、佐渡ノ判官道譽に就きて望みしに、道譽逢に對面もせざりしを憤れるなり。高經は鬼切丸を尊氏より望まれしを惜みて燒失せし由を申せしに由りて、義貞討ちしかど然までの賞も無く、面目を失ふ事度度に及ぶを恨みて、去る頃高倉殿にも屬し、今又直冬に附きしなり。)四年(正平十年)正月尊氏帝と共に江州に奔る。直冬、時氏、高經、直常入洛ス。二年三月、兩軍相戰ふ事度度にて、南軍粮盡きしかば【山名】歸國ス。其後義詮の招きに由りて高經は武家へ屬す。延文二年、(正平十二年)光嚴、

光明、崇光二院を都に還さる。是は天ノ宮御位の上は留め參らせて其詮無しとの故なり。（六年にて還り給ふ。）三年四月廿九日征夷大將軍正二位ノ大納言源ノ尊氏卒ス（五十四）贈ラル從一位ノ左大臣ヲ。○梅松記、北畠大納言守親（顯信次男）奧州國司に任ず。白川彈正少弼（武家方）と合戰、守親、陸奧のあだちの眞弓取り初めて其世に付かぬ名を歎きつつ。新葉集に、陸奧の國に住み侍りける頃古言歌讀み侍りける。陸奧のあつさ云云。（謹按、太平記に云、光嚴法皇は南山賀名生の奥より都へ還御成りたりし後、世の中を物憂き物に思召し、方袍圓頂の徒と成り給ひ、伏見里の奥、光嚴院と聞えし幽閑の地に住ませ給ひける云云。唯順覺と申しける僧一人御供にて山林抖擻の爲に出でさせ給ふ云云、高野山を御覽せんと云云、日を經て紀伊川を渡らせ給ひける時危き柴橋あり、橋の中に立迷ひおはするを、誰とは知らず武士七八人跡より來りけるが、此れたる僧の見たくも無きよとて、押退けける程に、法皇押し落されさせ給ひて水に流されさせ給ひけり。順覺飛び入りて引き起し、泣く泣く傍なる辻堂へ入れ參らせ云云。三日まで通夜有りて曉立ち出でさせ給ふ云云、諸國抖擻の後光嚴院へ御歸り有りて、又丹波國山國と云ふ所へ跡を籠して移らせ給ひ、翌年（貞治三年）七月七日に崩れさせ給ひけり。謹之を以て見るに、万乘天子唯だ僧一人を御供として山林の奥に引き籠らせ給ふと云へども參り仕ふる人も無し。帝室の衰へ、武人臣ニ大君ニ、此一事を以ても推して知るべきなり。】

按ずるに、尊氏初めに累代の親昵を捨てて、公家に屬し其家を起し、程無く公家に背きて天下を亂れり。公家其微功に報ぜられし處尤も厚きに過ぎたれども、元より我が家の爲を謀り天家の爲に起せる事ならね

ば、終には公家に背き參らせん事は、兼ねて思ひ設けられし所なるべし。されど公家に背き大塔ノ宮ヲ殺し、其後恒良、成良等の親王を殺し參らせしなど、皆是れ直義の密謀に出でて尊氏の本意にはあらず。されば尊氏は中興代の時下向せし後、勅使に應じて上洛せんとせられしを、直義に諫め止められし日より、當家の事をも天下の事をも皆直義に讓りて、其身は口入れ無かりし由申すなり。然も有りなん歟。大方此人は其器度寛やかにおはせし事は傳し事に見えたり。許諾は直義には及び給はざりしにや。軍の術は遙かに勝れ給へりと見えし。初め師直兄弟が在れは尊氏天下の事をいろひ給はず、直義の政務なりしを、師直等頼け申し、其れに直義實子出で來て、義詮は闇かにおはせしかば、自ら讒人も便を得しと見えし。斯くて直義、師直兄弟を誅せんと計られしより、尊氏と不快に成りて終に師直兄弟討たれ、政務の事に付き尊氏とも義詮「不」ともアリ」不快にて「不」不快になりてトアリ」、再びまで直義和を去りて終に父子兄弟の讎と成りて、直義薩埵山の戰に打負けて降參し、幾程無くて死して跡絕えぬ。是れ積惡の餘殃たるべし。其後又時氏父子高經等、尊氏父子に叛き、直冬を大將として父子兄弟の軍始まれり。此人初め兵を擧げしより此方廿六年の間、一日も干戈動かぬ日と云ふ事も無く、天下終に定まる事を得ずして、君臣、父子、兄弟、互に相爭ひし事、古今に例無き事なり。すべて自ら正しからざりし故に人を正す事協はざりしに由れるなり。されど此人終に武家の棟梁と成られし事は、公家の政務の殊の外に武家の世に劣れる事を士民能く知りぬれば、誰にもおはせ武家の代を興し給はん人を君とし參らせんと天下の思ひ慕ひしに、幸に此人嫡前と成られし故

に、其名をば惡むと云へども其實を慕へり。其れにやがて持明院殿を取立て參らせしかば、其嫌も無きが如くに成りぬ。斯くまで亂れし武家の世を南帝の一統し給ふ事協はざりしは、新田の氏族こそ身に懸かりし敵なれば、如何にもして足利殿を討ち亡してんと思はれし。其餘は忠を存じ義を知れる者無きにしもあらねど、其兵力弱くして自ら立ち難し。其外には皆皆武家と不快の者ども一旦南に屬し、己れ己れが憤を散ぜんとのみ思ひし輩なりしかば、竟に其功成らざりしなり。

義詮（治世十年）父に繼がれし初、九州にて菊池が軍强く成りて南軍も又振ひき。【太平記、延文三年十二月十八日宰相中將義詮朝臣二十九歲にて征夷將軍と成り給ふ。○櫻雲記、七月十九日征西將軍懷良親王、尊氏薨ずるを聞きて兵を興す云云。十一月菊池武光兵を發し九州大半從ふ。】山名も未だ降らず、其中關東の家老畠山國淸入道道誓が謀にて、關東にて新田義興を討ち、其後道誓東兵を催し上洛して南兵と戰ひ、赤坂【五等アリ】の城を落し、武威又盛に成りしに、故ノ執事仁木賴章が弟仁木義長を滅さんとて、道誓并に今ノ執事細川相模ノ守淸氏等兵を起せしかば、義長、義詮【延文五年七月】を劫かして二人を追討の御教書を給はりしかど、事成らずして義長は伊勢へ落つ。此便を得て南軍又起りしかば、道誓も【延文五年八月】關東へ歸りて又淸氏と道譽と（佐佐木）互に權を爭ひしが、淸氏謀叛の由に云ひなされて終に南に屬し、【康安元年十二月】楠正儀と京に攻め入りしが、義詮都を落ち給ひ、淸氏阿波へ赴きて、四國を打ち從へんとしたれども、細川右馬ノ頭賴之と讃州にて戰ひて【貞治元年七月】討たれき。關東にても諸大名畠山道誓が罪惡を訴へしに

因りて、畠山叛きて豆州修禪寺に籠りしが、年經て河内へ落ち來て、南に屬せんと望みしかど、勅許無かりしかば、是も行方知らず成りき。山名は伯耆より打出で、美作ノ國にて赤松と戰ひ、又中國にて戰ふ事度度にて、程過ぎて降りしかば、因幡、伯耆、丹波、丹後、美作五個國の守護を許さる。(初め文和元年に叛き、貞治三年に降る。凡そ十三年なり。)周防ノ大内ノ介も武家に從ふ。又鎌倉にて上杉民部ノ大輔憲顯を執事とせられしに、宇都ノ宮の芳賀禪可入道、上杉と不快にて謀叛す。基氏自ら是を討ち、破らる。其比道譽并ニ諸大名等今の執事足利義將が父(斯波とも武衞とも云ふ)高經入道道朝を讒しければ、道朝は越前へ赴く。討手向ひしに道朝病死しければ義將降りぬ。其後貞治六年【南朝正平廿二年】四月左馬ノ頭基氏廿八歳にて卒ス。其子息氏滿父に繼ぐ。其九月【北朝貞治六年】義詮不例にて政務を義滿に讓り、細川頼之を四國より召して執事とし、武藏ノ守に任じ、管領と號す。(是れ管領の始め。)一說に、道朝沒落の後道譽執事たるべしと聞えしに、基氏の勸められし故に、頼之執事と成れりとも云ふ。十二月七日、義詮卒ス(三十八歳)左大臣從一位を贈らる。(正二位前ノ大納言にて卒せらる。)【李花集、宗親王正平十五年(北朝延文五年)東國の凶徒ども河内國に攻め入りて行宮も危く聞えしかば、何となくして一つ所へなど思ひ侍りしかども、ふとは隨ひ侍らで心苦しう聞き渡り侍りし。程無うもとの如くに打ち從へられて、剩へ御入洛有るべきにて、住吉へうつろはせ給ふ程、信濃より疾く申し合せて攻め上るべき由仰せられしに、秋冬までに成りにければ遲く侍るとて、何時までか我のみ獨り住吉の間はぬ恨みを君に仰せられしかば、返事に奏せさせ侍りし。我が急ぐ心を知らば住吉のまつ

久しさに恨みざらまし。冬の程は馬の足などは木曾路の氷に難義たるべき由申して、木曾路川あらしに冴えて行く波のとどこほる間を暫し待たなん。○櫻雲記、清氏南朝へ降参。同月後村上帝住吉社行幸御製、住む山を越えても更に思ひ知れ神に光を添ふる代ぞとは。○櫻雲記、八月後村上帝の住吉行宮より宗良親王へ御製、十五夜の月を見て、年經ぬる都の住居の秋にあれど月は都と思ひだに遣れ。御返し宗良、如何がせん月も都と見慕ふ君住の江の秋のゆかしさ。又、月に君思ひ出でけり秋深し我をば捨ての山と歎くに。○新葉集、正平十年內裏三百六十首中、常弓遺懐、君が為我が取り來つる梓弓もとの都に歸らざらめや。」

按ずるに、義詮始め上洛の日より都定常に安き年無く、南兵は云ふに及ばず、山名、細川、仁木、足利等の一族相續きて叛けり。是等皆其上たる人の行業に因りて、其主に背くなどは、事世の常の事と思へるが故なり。されど是皆元良きし事、一つには義詮が智にして、佐々木佐渡入道道譽を信任せし故なり。又關東の事く、始め義詮鎌倉におはせし日、高・上杉等の兩家執事として、東國の政務を補佐し、數年を經て後、義詮上洛、師氏も又其後にして甲斐國に落ちて亡せり。然れど義詮の時相繼して基氏を鎌倉に置きて、東八個國の管領とす。畠山國清入道道誓執事たり。道誓沒落の後、上杉憲顯を執事とす。是れ上杉が東國に執事たる始めなり。されど京關東未だ靜かならずして基氏に至せられき。すべて關東の事委しく記せる物無ければ詳ならず。

義滿十一歲にて家を繼ぎ、治世四十一年。（其內十四年は息義持に職を讓り、出家にて政務有りき。）此人

義詮薨ぜし明年應安二年、(南朝正平廿四年)三月十一日南朝、後村上崩御す。(四十二)在位三十一年なり。太子寬成親王受禪、後龜山院是れなり。【太平記、成田位、號後龜山院、是據新葉所錄。(續史愚抄、右大將長親、父の帝をしのび奉りて三年の喪果て、諸、亦先帝御集新葉和歌を詠す。三年まで干さぬ涙の藤衣こそ又如何に染むる袖ぞ」【此年二月義滿の弟左馬頭滿詮十一、武州本田の陣に下向す。是れは鎌倉の左兵衛督基氏卒しければ、東國管領の爲なるべし)十月三日に歸京す。東兵信州に發向して、大河原の城を攻む。(此時に宗良親王いますと)【日本外史新葉所錄。(新葉集、信濃の國に侍りし此、後村上院まかり上るべき由仰せられしを、とにかくに遅々する事ありて過ぎさせ給ひて後、吉野の行宮に參りて、又やがて信濃へと思ひ立ち侍りしに、聞人々の歎くを聞きて、數ならぬ歎きに泣きて我は唯頼みたる柳の一行」此時義滿南朝に奏して、古の如く持明院殿、大覺寺殿代々代々御治世にて、三種の寶器南朝へ御渡あらば南北御和睦とも濟みなば、公家武家各元の如く并に官位相違あるまじと、再三申せしかど、南朝の公卿等に[illegible]聞かず、和睦破る、(此時南方の領國は河内、大和、和泉、紀伊、伊賀、伊勢、志摩、美濃、信濃、上野、越後、伊豫、備前、石見、長門、越中、肥後、日向、大隅、薩摩十餘國なり。北國に征東將軍宗良親王、西國に征西將軍懷良親王、伊勢に北畠の國司あり。)南朝紀傳に、建德元年ノ(北朝應安二年)春、細川頼之軍勢を催し河内に向ひて楠を攻む。左馬頭正儀城に籠りて防ぐ。頼之、山名氏清に下知して戰はしめ、又宇都宮氏綱を紀州に遣はして戰はしむ。夏五月紀州の軍強くして宇都宮敗す。其後畠山向ひて宇都宮と共に戰ひ南軍を敗る。

七月南朝に帰参（正平七年）〔太平記〕に、伊勢守南朝と和睦を議す。公卿たちに佐渡三位判官に、貞治

二年正月二日楠左兵衛督正儀可参南方之由申。其の後に就て、三月十五日楠木合力之義兵衛入道

方に帰参す。十六日細川清氏・助時・氏政下向す、廿日中将頼之天王寺に、廿三日到着要害す。仍楠入道八百大

王寺を領む。四月二日楠正儀上洛す（同書管領職面白）三日夜、細河殿に赴く。廿二日楠下向、同四年

貞治六年十一月細川頼之管領職に補せらる。頼之上洛す。同年六月細川頼之、勘解由。八月頃、楠、

一の、佐々木、赤松等に命じ、十二日南方の宮方打出、楠正儀、赤松・大夫判官、楠正儀左衛門督正儀一

人、又降人となり或は又、或は右兵衛督山名師氏之と、勧降臣に、楠正儀（応安二年）十一月、南朝に帰参下

り、楠正儀の楠正儀の叛くや、楠正儀武家に降る故なり。細川頼之の養子に降り、南朝に降く

細川頼之山城の守護に任ぜらる。正儀は南朝に数年武家に降りしかど、天一度正成に帰参せり

（三日間に帰参せり）【元中の頃（元中四年）更へ下り降りし後、多くの年月を経て、文中三年（正平二十

九年の間）南朝の行宮に参る待りしかども、思し召すの人も無く而つ西国にも此にある事の又参りたり。

醍醐・三宝院・勧修寺等は其の中、同じくは共に思し其の人々がなほ還りて共に帰り合はず」（参考）の事なるに、

南朝に帰参し一度、正儀も同じく楠正儀年（応安二年）。唯其の身の帰りしなり。南朝を去る事、正

口先す。正儀正儀の南朝に帰参して、三代の正儀に帰参なり。不義なり。【楠正儀帰参】元中三年【楠正儀正儀一年】三

月楠正儀帰参す。楠正儀に帰参（文中二年とも）時に十九歳なり。此時帰参の正儀これを以て第一の宮（後

仁親王）御即位有るべしと評議有りしかど、賴之、後光嚴第一の宮を立て申せしに由りて、崇光、後光嚴不和と云ふ。同五年二月九州ノ探題今川伊豫入道貞世、大內左京ノ權ノ大夫義弘と筑州世振山に陣す、菊池肥前ノ守武朝等其下是を攻む。今川方、奧山、井伊、笠寺等討たれしかど、寄手打負けて引き退く。『新葉集』云、頃年懷良親王鎭西に在りて謀を廻らせども制敵の征伐する事成らず、宗良親王の許へ、日にそへて遁れんとのみ思ふ身にいとど憂き世の事繁きかな。知るや如何に世を秋風の吹くからに露も留まらぬ我心かな。返し、とにかくに道ある君が御代ならば事繁くとも誰か迷はん。草も木も靡くとぞ聞く此頃の代を秋風と歎かざらなん。又云、宗良親王の子與良王北京に囚獄せられておはしませしが、病有りて父に贈る。如何に獨涙を添へて分け侘びぬ親に先だつ道芝の露、宗良嘆く泣く返歌、我こそは荒らき風をも防ぎしに獨り子の露拂はまし。旣に薨ず。宗良親王吉野を止めて信州に赴く。內裏に於て歌合に旅の心を、老の浪又立ちかへりいな舟の上れば下る旅の苦しさ」（王代一覽には、應安四年に下向と有り。南朝紀傳には、應安五年に下向、其れより四年目永和元年吉野に歸有りと記るせり。）永和四年（南朝天授四年）義滿花亭に移る。室町殿と稱す。冬十月南帝、唐橋肥後ノ守繁泰に勅して兵を催し、大和紀伊の國に起る。義滿東寺に陣し、賴之、賴元、山名、赤松して八幡山を攻め落す。楠木劍岐に據りて敗軍の士を集め、和田和泉ノ守正武は土丸の城に據りて應ひ、力竭きて城陷る。賴之に和泉、山名修理ノ大夫義理に紀伊の守護を給ふ。康曆元年、（天授五年）六月斯波右兵衛ノ督義將管領タリ。細川賴之阿波ノ國に退く。（三代記には、應安四年五月丹波の山國へ退くと有り。今年

より九年前の事なり。又此時洛中騒動ス。細川頼之を四國へ遂ひ、頼元等は勘氣と云云。此年九月頼之誅せらるべしと御教書有りしが、赦されて四國を給ふと見えたり。）二年【康曆】五月十六日野州裳原の小山、下野ノ守義政、宇都宮右馬ノ頭基綱と戰ひて基綱戰死ス。明年鎌倉の氏滿小山を攻む。此事にて信州の宮方吉波き、高坂高宗ばかり殘る。宗良親王南方に奔る。【新葉集に見ゆ。上に出だす。】河內ノ國山田に住み給ひて新葉集を撰ばる。永德元年、（南朝ノ弘和元年）氏滿十二州の兵を催し、上杉安房ノ守を大將として小山を攻む。氏滿武州府中に陣す。九月義政降參す。後に誅せらる。二年閏正月、南軍起り楠【正勝】泉州土丸ノ城に籠る。山名義理攻む。同右馬ノ助氏清戰死しけれど、土丸並ニ紀丹兩代ノ兩城落ちて、楠一族六人郎從百四十人討たる。氏滿土丸を守る。義理紀代を守る。此年十二月後小松即位す。（六歲。後圓融の太子なり。）三年【永德、南朝弘和三年】正月將軍歌會に義滿內拜ス。（時に從一位左大臣ノ右大將。）十六日に獎學淳和兩院ノ別當氏ノ長者たり。（兩院ノ別當氏ノ長者に、當家の勅にて久我代代補任たるを、是より武家連綿。）六月准三后ス。至德二年、（南朝ノ元中元年）六月關東ノ宮方小山若犬丸古河にて合戰して敗る。【按、櫻雲記、鎌倉管領氏滿大軍ヲ發シテ若犬丸ヲ破レリ。】嘉慶【北朝】二年ノ（元中五年）春、義滿高野詣。此時紀州に南軍多し、若し起らば征伐せんとなり。楠正秀少少河內ノ國まで出でしかど、山名氏清に打敗らる。七月關東ノ宮方小田隱據ス下野ノ男體ノ城ニ。此秋義滿駿河に下向ス。今川上總ノ介泰範が館にて富士の嶽を詠ず。八月歸洛ス。此月土岐刑部ノ大輔康行、其弟島田伊豫ノ守滿貞と合戰ス。其故は去年十二月美濃ノ國ノ土岐大膳ノ大夫入道賴康

〔頼康〕死して、其甥康行に美濃、尾張、伊勢の守護を命ぜらる。滿貞は兄が代官にて在京せしが、總領に立たん事を謀り義滿に訴ふ。從弟の宮内少輔詮直反謀あり。康行其れが舅たれば一味す。某共縁坐に逢はん事を存ずれば告げ申すと云云。義滿やがて詮直を勘當し、滿貞に尾張を賜ふ。滿貞尾張に赴きしを詮直黑田口に迎へて戰ふ。康行兵をして詮直を助く。義滿斯くと聞きて康行が從弟土岐左京ノ大夫賴益して康行を討たしめ、明くる康應元年（元中六年）二月軍勢を數多遣はす。康行落ちて、賴益に美濃ノ守護を、斯波義種に尾張を、一色詮範に勢州を給ふ。三月四日義滿九州に赴く。是に鎮西の宮泰成親王并に菊池肥前ノ守を討たるべしとなり。上杉彈正少弼朝房を京の留守とし、山名義理兄弟に畠山基國を以て南方を鎮めしめ、一色詮範、仁木滿長には伊勢ノ國司北畠右大將顯泰を鎮めしむ。（是よりさき國司伊賀伊勢數郡を討ち從へらる。）細川、武田、小笠原、宇都宮等伊豫に赴き、土居、得能、金子、高市、村上と戰ひ打勝ち、河野刑部ノ大輔通直討たれしかば、將軍備中の木鳴に赴く。四月菊池肥前ノ守長門ノ國に出でて戰ひ利を失ふ。七月より八月大雨る。九月菊池降る。細川賴之入道常久備州に在りて九國の政事を掌り、十月歸洛す。（按ずるに、一說に是より十六年の前、應安七年三月、義滿西征す。細川賴之、斯波義將、畠山義深、仁木、今川、土岐、佐佐木等ノ大名三十九人軍勢十萬騎にて、山名師氏、赤松一族先陣たり。四月義滿藝州に至り、先陣長門に至る。菊池と戰ひて先陣敗しけれど、細川讃岐ノ守義之が四國勢續きて攻めしかば、鶴津、伊東降り、菊池破れ、將軍の宮を具して宰府に陣す。原田、秋月等皆是より叛く。菊池筑後の高良山に陣す。義滿宰府に至る。細川、山名、赤

然るを菊池としばしば戰ひ、菊池降りて肥後に歸る。義滿日向を伊東に、筑前肥前を少貳に、豐後を大友に、長門豐前を大内義弘に給ふ。筑後、肥後、肥前の内には菊池が兵庫寺に城を構へて守る。十月歸洛ありと云ふ。）此年の春、鎌倉に奥州の亂聞えしかば、上杉憲方入道道合三月十日に奥州に赴き出陣せり。其後落居ありと聞えて三月に歸倉せり。此頃故ありて氏滿將軍と心よからず。氏滿は東國にて十一ヶ國を從へ勢あり。義滿の威勢を天下苦みしかば、將軍を討ちて天下の衆苦を救はんとて上洛の志あり。執事上杉刑部大輔憲春に諫を聞ひしかば、憲春諫めに從ひしかど氏滿用ひられず。憲春諫めかねて自害しぬ。氏滿其志を感じて上洛を止む。五月、上杉中務入道禪助下野に向ひ小山義政が城を攻め落せり。東西既に斯くの如くなれば、南軍勢衰へ、近國の中には河内に和田、楠、橋本、福塚、宇佐美、神宮寺、八尾等、紀州に湯淺、山本、恩地、貴川、貴志、野上等、大和に三輪、眞木、宇野、河淺、佐和、秋山等僅に殘りぬ。【南方紀傳、元中九年楠正勝其弟正元十津川ニ潜落スト云ヘドモ南朝ヘ忠ヲ忘レズ。正元密計シテ京ニ入リテ義滿ヲ討タントスル事顯レテ遂ザル。正元ヲ入獄ス。】伊勢ノ國司は未だ勢衰へぬ伊勢、大和（宇多郡）伊賀（名張郡）志摩（二郡）などを領せり。明德元年ノ（元中七年）春、山名氏清と和田楠と河州澁谷にて合戰、楠敗す。土岐大膳大夫康行が叛を許さる。山名陸奥ノ守氏清播磨ノ守滿幸して山名伊豫ノ守時長、宮内ノ少輔時熙、右衞門ノ督氏幸を討つ。是は去年九州下向の時、故ノ伊豫ノ守時義但馬ノ國此時に有りて下知を背くに由り誅せんと思ひ給ひしかど、九州發向に付きて其沙汰無かりしに、五月五日時義卒す、其子息等領分の賦錢有るのみにあらず、父

祖の罪は子孫に報ゆべしとて氏淸に討手を承る。氏淸一家の者退治の事偏に當家衰微の基たり、然りながら上意なれば辭するに所無きか。急ぎ馳せ下りて誅罰仕るべし。但し彼等若し歎き申す事も候べし、其時御免あらんには氏淸罷り向はざる先に教訓して召し上せばやと存ず。如何に申すとも長く御許し有るまじきにて候はゞ、一日も早く下向仕るべしと申せしに、彼等上意を背くより既に討手を下さるゝ上は、如何に歎き申す事も許容あるべからず、不日に發向すべしと有りしかば、此上はとて馳せ向ふ。時長討たれ時熙氏幸落ち去る。氏淸但馬ノ國を給ひ、滿幸伯耆を討ち從へ隱岐ノ國を合せて給はりたり。細川常久は四國より押渡りて備中ノ國を討ち平ぐ。二年六月常久上洛して再び管領となる。（一說に、賴之が弟にて養子たりし賴元管領とも云ふ。）十月山名氏淸が宇治の別業にして紅葉御覽有るべき由を申しければ、十一月に入り給ふべしとなり。此程時熙氏幸歎き申すに由りて、宇治にて彼等が罪許し氏淸に和睦なさせんと謀り給ふ由、氏淸が姪にて壻たる滿幸知らせければ、氏淸俄に病すと申して淀に在りて參らず。義滿宇治より空しく還る。十一月滿幸が出雲の守護職を止めらる。是は仙洞の御領を押領せし罪に由りてなり。時熙氏幸が罪を赦さる。氏淸南帝に申し都を攻めん事を乞ふ。錦ノ御旗を給はる。義滿、氏淸を召す。罪無き由告文參らす。十二月廿三日山名宮內ノ少輔氏冬都を去る。廿四日義理を召すに從はず。氏淸八幡山に陣す。義滿諸將を召す。廿九日氏淸淀に至り、滿幸谷堂に陣す。晦日氏淸滿幸京都に攻め入り戰破れ、氏淸討たる。（四十八）滿幸并に氏淸が子左馬ノ介時淸、民部少輔滿氏は落ち去る。（山名が兵八百七十九人討たる。御方にも百六十人討たる。明

篠記に、山名が子宮田左馬ノ介、二男七郎とありつ）按ずるに、難太平記に、山名修理ノ大夫時氏常に申せしは、我子孫は疑無く朝敵に成りぬべし。其故は我は建武より以降は、當御代の御蔭にて人と成りぬれど、元弘より以前は、唯だ民百姓の如くにて、上野の山名と云ふ所に住みしかば、渡世の悲しさも身の程も知りにき。又は軍の難儀をも思ひ知りにき。されば此御代の御恩の辱き事をも知り、世のたふとさをも且つ辨へたるだに、今は動すれば疎かに思ひたり。人をも卑しく思ふにて知りぬ。子共が世と成りては君の御恩をも親の恩をも不知、己をのみ先んじて過分にのみ成り行くべき程に、我意に任せたる故に、御不審を蒙るべきなりと、子息どもの聞く所にて申しき。案の如く御敵に成りしかば、昔人は斯様の大要をば心得けるにこそ。されば此人一文不通なりしかども能く申しけるにこそ。三年（元中九年）正月四日山名が領國を此度の賞に分たる。山城を畠山基國、丹波を細川頼之、丹後を一色滿範、美作を赤松義則、和泉紀伊を大内義弘、出雲隱岐を佐佐木高詮、但馬を山名時熙、伯耆を山名氏幸、若狹今富の莊を一色詮範に給ふ。山名の叛亂るに鎌倉氏滿正月四日首途あり、事平ぐと聞えしかば、鎌倉に歸へる。奥兩國の國司を氏滿に給ふ。二月大内義弘紀州へ赴き、山名義理を攻む。泉州雨山、土丸等の城を落す。十六日高幸因州青屋の莊にて遭害す、廿五日義理藤代の城を落つ。廿六日中務ノ大輔氏冬降る。廿八日義理父子三人出家す。勢州に奔る。三月二日細川武藏ノ守入道常久卒す。（六十四）郎從三嶋入道常頼殉死す。六月氏清に屬せし輩紀伊に據り、畠山入道と戰ひて敗れぬ。十月大内ノ介義弘南朝に通じて、兩朝御和睦の事を奏す。持明院殿、大覺寺殿兩流代々御治世

あるべし。先づ御和睦ありて三種ノ神器を北朝へ御渡し有り、南朝の太子を春宮に立て奉らんとなり。事調ほりて十五日に御合體。十二月二日南帝太子還幸ありて大覺寺殿に入らせ給ふ。（小倉殿とも嵯峨殿とも云ふ。）公家武家の供奉。三日神器入内す。南帝に太上天皇の尊號を參らせ、太子實成春宮に立ち給ふ。吉野御領本の如し。（吉野十津川）南帝の新院御落飾す。延元二年より此年まで五十六年にて南北一統たり。（伊勢ノ國司顯泰ノ所領本の如し。按ずるに、此時畠山河内を領して千劔破を攻め落しければ、楠正勝は十津川の邊に流浪し、其弟正元は竊かに京に入りて將軍を覘ひしに、顯はれて殺さる。南方いよいよ衰へ、和泉河内の和田、楠が一族、畠山、大内が家人と成る者多かりしかば、南北和談調へりと云ふ。）

應永二年關東方小山若犬丸征討の爲め、鎌倉ノ氏滿二月廿八日古河に至り、小山出で戰ひて敗す。三月滿幸誅せらる。出家しぬれど明德亂の罪大なる故赦されず。三年春大友修理ノ大夫吉弘右馬ノ頭を殺す。大友を都に召して籠居せしむ。小笠原長秀、今川範忠、伊勢貞行に仰せて定武家儀式ヲ。（按ずるに、王代の記に、此年今川止職の事を記しぬれど、難太平記に、大友赦免の後に、大内が方便にて、貞世止職と見えたり。然らば應永四年の冬か五年の春なるべし。）四年ノ秋、少貳入道宗閑菊池肥前ノ守ノ兵起り、千葉大村是に與す。大内義弘并に弟伊豫ノ守弘勝、六郎盛見是を討つ。伊豫ノ守討死す。冬十一月大友赦されて歸國す。（一説に、大内功を恃みて驕りければ、少貳菊池密旨を受けて大内を計りしたり。大内が逆謀爰に萌すと云ふは非なり。）五年五月八日畠山基國管領タ。（法名德元）武家三職七頭を定む。三職は斯波、細川、畠山、（執事、別當）

七頭は山名、一色、土岐、赤松、京極、上杉、伊勢、其中に山名一色赤松京極は惣の奉行、（侍所ノ別當）是を四職と云ふ。奏者は伊勢ノ守貞行なり。又武田小笠原二人は弓馬の諸式奉行たり。又吉良、今川、澁川武者ノ頭たり。（京極と云ふは佐々木道譽が後なり。）關東にても是に倣ひ、鎌倉管領をば將軍とも御所とも云ひ、家老上杉ノ管領と云ひ、千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、宇都宮、那須をば屋形と云ふ。按ずるに、義滿此ノ鎌倉家の三管領家、七頭等など云ふに倣ふと云ふ。攝家出で來しは朝家の衰へし始めにて、其家五つに分れしは、攝家又衰へし始めなり。義滿彼の義時の政に倣ふ事、眞に不吉不祥の行ひなり。武家の衰へし事も是より始まれり。すべて此人驕侈にして、ややもすれば王朝の禮を僭して無禮妄作、事の[illegible]少なからず、父祖の餘烈を損ひ家を絶しめれど、[illegible]の深意遠慮なかりし事、惜むべし。

六年の冬大亂起れり。十月十三日に、大内左京ノ大夫義弘泉州堺に着き、平井新左衞門をして案内を申す。此人野心の聞え有りて、青蓮院ノ坊官伊豫法眼して召せども故有りと申して參らず。和泉、紀伊、筑紫、中國の兵、堺の濱に滿つ。南方の楠正秀（二郎左衞門尉ノ頭正儀の子なり）百餘騎にて馳せ加はる。[illegible]守、[illegible]の國に來る。尾張の土岐宮内ノ少輔詮直、[illegible]政、山名故陸奥ノ守が子滿氏も同意たりと聞ゆ。是れ義滿、雪渓和尚をして義弘を宥むれども從はず。十一月八日義滿東寺に至り、十四日八幡に進む、管領畠山基國、斯波、細川、山名兄弟、京極、赤松、吉良、石塔、吉見、澁川、一色、今川、土岐、佐々木、武田、小笠原、富樫、河野、伊勢、國司の兵都合三萬餘騎泉州に向ふ。廿九日、卯時より戰始まり、夜半に至り

力盡きて互に退く。此ノ時北畠左少將滿泰討死す。土岐詮直、池田秋政等尾州より起りて美濃に至り、土岐美濃ノ守賴益に破られて長森ノ城に籠り、山名滿氏丹波の八田ノ莊より起りて（十二月七日なり）戰ふ。十二月廿八日堺の城の四邊を燒き拂ひて攻め入り、義弘畠山尾張ノ守滿家に討たる。菊池も敗れ九國に落ち行く。楠も破られぬ。義弘が子新介持盛降る。此時より畠山基國河內紀伊を領し、細川に攝津和泉を賜ふ。此年七月鎌倉滿兼謀反の聞え有り。十一月廿一日武州府中に打ち出で、高安寺に陣し、又足利ノ莊に進發す。明くれば七年三月五日足利ノ莊より鎌倉に歸る。義滿と和睦あるべしと上杉中務ノ少輔朝宗入道禪助頻りに申せしが故なり。（南朝紀傳に見えし所此の如し。）難太平記に曰く、大內和泉に攻め上りし時、我等野心の事懸けても不レ存、況して關東より一言も一紙も仰せ蒙りし事無かりき。唯だ大內申し行ひけるにや。諸方の人並の御敎書とて持ち參りしかば、即ち時に上覽に及びしかば、更に別心無かりしを、遠江ノ國にて子供家人等關東に心寄せ申す故に、遲參の由人の申しけるにや、疑ひ思召すと內內承り及びしかば、九州に身一人海賊船を以て遣はさるべしと有りし上意不審に存じて、國に下りて我身は隱居して、子供が事は上意に依つて追つて相計るべし。若し猶京都の御助け無くば、今天下の爲とて鎌倉殿思召し立つ事、御當家御運長久と云ひ、萬人安堵なすべきやと思ひ成りしなり。京都より遠江に討手下る事必定と聞えし頃、關東にも御和睦の事上杉固く申し行ふと聞えしかば、さては鎌倉殿は天下の爲に思召し立つ事は無かりけると存ぜしなり。又曰、今度鎌倉殿思召し立ちける事は、當御所の御政道餘りに人ごとに傾き申す間、終に天下に有益の人出で來て天下を奪は

ば御當家滅びん事を歎き思召して、他人に取られんよりはとて御發起ありて、唯だ天下萬民の爲の御謀反と普く聞えしかば、誠に當御所も悉く御意を翻し給ひて一向善政とばかり思召さずとも、此間の殊に過ぎつる御惡行、御無道を少し止め給ひて、人の歎きをも休められんには、何しかは今鎌倉殿も思召し立つべき。是程人ごとに恨み申すぞと見申しげなるだにも、御運も強く御威勢嚴めしく渡らせ給ふに、況して御政道の少少も渡らせ給はば、誰人かは鎌倉殿にも心寄せ申し語らはれ申すべき。今も御怖畏に由りて様様の御祈禱も繁く、關東御調伏などとかや聞き申す事も多かるを、何の調伏も御祈りも打捨てさせ給ひて、天下の天下たる道を少少なりとも思召されんに、殊更天道も佛神の御心にも協はせ給ふべきにと、愚かなる心には存ずるぞかし。

按ずるに、大内と滿兼との事、諸家の說詳かならざる事。難太平記に據る時は、大内が兵を擧げしは滿兼の仰せと稱し、諸家へも滿兼の御敎書を下して勢を催せしなるべし。大友韓國の時、義弘、貞世に云ひし言葉に、今在京仕りて見及ぶ如きは諸大名御一族達の事更に心にくくも存ぜずなりと見ゆ。さらば今度管領職事など定められしを、かたはら痛くも思ひ、天下義滿の政を嫉みし時なれば、鎌倉殿を主に成し參らせんと出でて兵を起せしなるべし。斯くて大内滅びしかば、上杉東西和睦を申し行ひ無事には成りしなり。

九年【應永】二月、鎌倉滿兼の弟滿貞、陸奥の管領として篠川の城に下向す。此時伊達大膳ノ大夫政宗入道叛く。鎌倉より上杉右衛門ノ佐氏憲向ひて、五月廿一日戰ひて敗れ、其後軍勢馳せ加はり、政宗打負けて九月五日に降參す。十年四月廿五日新田義隆（義治の子）箱根山中【木賀彦六ガモトトアリ】に隱れ居りしを

安藝筆人して庭倉の湯にて討つ。【義隆事見二櫻雲記一。】十三年、夏、大明の使來り、義滿を日本國王に封じて冠服等を賜はる。是より先き永和の始め、絕海、汝霖を明朝へ遣はす。太祖に見えて歸れり。應安六年六月大明の使僧祖闡、無逸、鎭西より入洛す。嵯峨に置く。先に大明より三度まで使聘ありしに、筑紫にて菊池に留められて京に至らず。故に兩僧を來らしむとなり。義滿驚き、其九月兩僧を歸さる。八年義滿、明帝に使を奉り、黃金千兩及び器物等を獻ず。九年二月建文帝書を賜ひ、日本國王源道義と稱し給ひ、十年十一月成祖書を賜うて即位を告ぐ。【明史、日本成祖即位、十月使者至、上言道義表及貢物、帝厚禮之、賚道義冠服龜鈕金章及錦綺紗羅。頃按、成祖元年永樂癸未當日本應永九年。】十一年にも使來れり。さて又此年壹岐對馬の海賊、彼國の邊を犯せしを、道義捕へて平らげられしが故に、勅書を賜ふなり。此後は例して將軍家を日本國王に封ぜられき。十五年【應永】三月北山へ行幸ありて、道義法服を著し數珠を持ち、義持を攜へて、門下に出で迎へ奉る。十餘日御逗留、管絃猿樂の會あり。其座次、御製の次に沙門道義、其次に源ノ義持、其次關白藤原經嗣（一條）以下なり。【足利治亂記ニ云、應永十五年前相國義滿入道道義公、當寺北山の花御殿に供へらるべしとて、新殿を十三所に構へ、天子御座の間をば八棟に作りて八龍を立て、金色彩たり。御殿の西北には櫻を並木に植ゑさせ云云。○鹿苑寺寺記ニ云、金閣廻り悉池芳德閣（御所名）架ニ反橋ニ云云。櫻雲記。】義持左馬ノ頭に任じ、正五位ノ下に敍し、又從四位ノ下ニ昇られ、左中將に成さる。此度義持は京都で留守たり。（于時從一位ノ大納言たり。○一說に此會は偏に義持が威名を重くせんが爲めなり。）四月近衞左府良嗣關白に任じ、忠嗣と改む。

且義嗣を遂げしたるべし。同日義嗣内裏にて元服す。（後に親王に准ず）、義嗣從三位に敍せらる。由て參議となる。（時十五歲。）五月前征夷大將軍太政大臣從一位准三后源義滿入道道義薨ず。（年五十一）太上天皇の尊號を贈らる。（義持固辭して受けずと云ふ。）十二月大明成祖より義持に勅書を賜ひ、道義を弔ひ、祭文を作り、恭獻王と諡す。【明史、其國世子源義持遣使來、告父喪。命中官周全往祭、賜諡恭獻、且賜敕封義持爲日本國王。】

按ずるに、義滿幼くして父祖に繼ぎ、南朝を西して遂に南北を一統し、自ら西討して鎭西を平げたり。朝廷を重んじて武家の禮を定む。室町家の盛なる此時を最とす。然れども天下此が非政に服して其權を轉ぜず。言談に見しき一諸侯の兵議、常に覇を謀るの志あり。山名大内の屬、天下危きに至れり。遂に彼等を打ち滅せしは天の幸と云ふべし。土岐康行、山名時義が子孫、人の申すに任せ、讒りにくくに服して彼を討つ。されば天下の人安き心無かりしかば、山名大内が亂も出で來しなり。然れども今に至り家のめでたき例に此人を稱するには謂れ有る事なり。一つには此人の世に南北朝一統す。後代其武威を稱す。二つには此人太政大臣に經上り、死して後太上皇の尊號をも贈らる。武家の大臣を生ぜし事是に始まる事を稱す。三つには本朝の事のみに非ず、大明の帝より日本國王に封ぜられ、其威勢外國に及ぶ。四つには武家の儀式を定めて永く幕府の例と成る。五つには、文化三朝を、或は功ある者に國所多く與へ賞へられければ、其因輿の盛を稱す。然れども南北一統と云ふ、神器に一統せしには有らず。若し其望朝の如く、將軍院殿、大覺寺殿の御末を代々位に付け申されなば、其後の亂れも有る

べからず。然るに唯だ一旦の詐謀に出でし所にして、終に其約の如くならざる、尤も信を失ひし人と云ふべし。天下の主たらん者信に止まる事無くんば、何を以て稱すべき。また太政大臣に上り、日本國王に封ぜられし類も、尋常八などの其勳勞に由りて官階したらんこそ誠に光榮とも云ふべけれ、當時此人の纔勢を以て何を望みてか其心の如くならざるべき。されば世に傳ふる如きも、此人三十七歳の時此官を望み申されしに、平清盛が外、武家此官に任ぜられし例無し、如何にぞ有るべきと有りしを、大に怒りて、さらば公家の御領を押へ、自ら國王と成りて細川畠山等を攝家清華に准ぜんと謀られしかば、やがて勅許ありしなども申すなり。孔子曰、名不レハ正カラ則言不レ順ハ、言不レハ順ハ、則事不レ成ラと。又名レトスル之ヲ必可レシ言フ也、言フトキハ之ヲ必可レシ行フ也、君子於テ其言ニ無キ所レ苟スル而已矣と見ゆ。其所レ謂大臣とは人臣にして君に仕ふの官なり。其官ある時は必ず其職掌あり、是を名レ之ヲ可レ言フ言レ之ヲ可レ行フとは申すなり。王朝既に衰へ、武家天下を知ろし召して、天子を立て世の共主と成されしより、其名人臣なりと云へども、其實の有る所は其名に反せり。我れ既に王官を受けて王事に從はずして、我に事ふる者は我事に從ふべしと令せんに、下たる者豈に其心に服せんや。且つ我受くる所は王官なり、我臣の受くる所も王官なり、君臣ともに王官を受くる時は、其實は君臣たりと云へども、其名は共に王臣たり。其臣豈に我を尊ぶの實有らんや。義滿の世叛臣常に絕えざりしは、其不德の致す所と雖、且つは又其君を敬ふの實無きに由れり。其上身既に人臣たり。然るに王朝の臣を召使ひて、是を名付けて昵近とし、御家隷とすと云へども、僭竊の罪

豈に萬代の譏りを遁れんや。世態既に變じぬれば、其變に由りて一代の禮を制すべし。是則ち變に通ずるの義なるべし。若し此人をして不學無術ならざらましかば、此時漢家本朝古今の事制を講究して其名號を立て、天子に下る事一等にして王朝の公卿大夫士の外は、六十餘州の人民悉く其臣下たるべきの制有らば、今の代に至るとも遵用に値あるべし。又武家の禮式を定められしなど云ふ事は、漢家一代の禮、子孫遵奉せし禮なれば、今更議するに不及。三職士頭を定められし類は尤も是れ弊政なり。是れ終に僭竊の階を招く所にして、此人の子孫其れが爲に弱められし事世に知る所の如し。功ある者に國多く割き與へられし事是れ一つ。世俗の者の稱する所にて、國を計る者の尤も畏るる所なり。近代に、豐臣太閤を今に至るまで人の稱し云ふは唯だ此一事なり。古の人、徳を論じて、小人の幸、君子の不幸と云ひし事あり、此事又其れに同じ。小人は惠を懷ひ土を懷ふ習ひなれば、如何にもして賞厚く、家富まんと思ひ願ふは世の常なり。されど纔に六十餘州の地を、或は十個國、或は五個國、七個國づつ合せ領せしかば、其餘、功ある者に與ふべき地とても無く、義政將軍の代に至りて、太刀刀文に書畫等に價を定めて其れを以て賞せられし。天下の人如何でか利に赴かざらん。斯かる浮華遺価無き事如何でか稱するに足らん。豐臣太閤も六十六州悉く割き與へ、今は與ふべき力無くて、朝鮮を攻め取らんと思ひ寄りて、遂に世の亂を引き起し、其家をも滅されき。且は義嗣子を愛し長子を惡み、身死して程無く其愛子をして死を得ざらしめらる。あさましかりし事どもなり。凡そは此人貪慾の性にて信義無き人におはしき。其代に在りし今川貞世入道が論せし所、尤も其病に

當れりとこそ覺ゆれ。

義持は應永元年十二月九歲にて元服して、正五位ノ下左中將に敍され、征夷大將軍を讓られ、廿三歲の時道義薨じ政を親らし、治世廿一年なり。應永十七年鎌倉の滿兼卒ス。（三十四。一說に十六とも云ふ。）其子持氏繼ぐ。此月新田貞方（義宗の子）【貞方ノ事見ニ繼洋記。】を捕へ、侍所千葉ノ介して七里ヶ濱にて斬る。十八年七月飛驒ノ國司姉小路參議尹綱（ただつな）を京極加賀ノ守高數して討たしむ。向井小島ノ兩城落ちて尹綱討たる。廿年八月、稱光院即位ス。（後小松の皇子、時に十三歲。）此時伏見殿も南帝の太子も御位の事を望み給ひしかど、武家實仁を立て申せしに由りて、伊勢ノ國司幷に大和、紀伊、河內、陸奧の宮方一同に謀ふる旨有り。御即位事ばかりしかば悉く謀反すと云ふ。十二月奧の宮方、伊達松犬丸、田村播磨ノ守等、大佛の城に籠る。持氏、畠山修理ノ大夫國詮（くにのり）に（二本松に在り）命じて攻め落す。廿一年【顚公】九月伊勢ノ國司滿雅復即位の事にて兵を擧ぐ。關一宮、神戶、峯、岡府、鹿伏兎等なり。大和、伊賀、志摩の兵悉く馳せ集る。北畠俊泰のみ京に與（くみ）す。廿二年ノ春、滿雅、俊泰が坂ノ內の城を攻め取る。（俊泰は京に在り。）兵をして木造、阿射賀、多氣、大河內、坂內、玉丸等の城を守らしむ。義持土岐左京ノ大夫持益を大將として、北畠中納言俊泰等をして討たしむ。寄手坂城を落して、國司の籠る阿射賀を圍む。城堅くして拔けず。九月、南帝の太子重ねて御即位あるべき由にて事平ぐ。此年四月鎌倉ノ家老上杉氏憲、持氏と隙出來て廿六日より籠居す。上杉安房ノ守憲基管領たり。氏憲入道禪秀竊かに同意の輩を催し、南方の亂を待ちて兵を起さんとす。七月に至りて關東の兵鎌倉に馳せ

集る。廿日に歸國すべき由を持氏より下知す。其年十月由布より八州の兵鎌倉に集る。十月晦日大納言義嗣を林光院に押し籠む。（義持の代となりて中納言に任じ、其明年大納言たり。）即日出家す。（法名道純。一說に義嗣出家して逃げ去るとも云ふ。）是は前義滿在世の日、將軍を廢して義嗣を立てんとせしに、其事成らずして薨ぜらる。義嗣本意無き事に思ひ、今度東國の亂を幸とし、禪秀に通じて京都を傾けんとせし事顯れしが故なり。十二月二日の夜、持氏の叔父滿隆、（新御堂殿）持氏の弟持仲、（滿隆の養子、壁御所と云ふ。）犬懸入道禪秀一味并に同意の軍兵を集む。三日持氏微行して佐介の館に至る。同六日持氏の將上杉兵部少輔氏定を大將として戰ふと云へども、禪秀が方に諸國の兵勢を加はり、既に十一萬餘、衆敵に攻めしかば、持氏戰ひ敗れて夜に入り駿河國に落ち行き、追ひ來る敵の爲に討たるる者多し。日を經て瀨名に至り、今川範忠を頼む。氏定は藤澤の道場にて自害す。持氏は駿州國淸寺に在りと聞きて、敗軍の士後に至る。持野ノ介禪秀に與せしかば、國淸寺を攻め破る。入道の嫡子伊豆守憲方、持仲に從ひて武藏國に向ひ、持氏御方南一揆、江戸、豐島并に二階堂等と戰ひ、打負けて鎌倉に歸る。禪秀の嫡男右衞門佐大輔持房上野に拠りて方へ合はず。義持此由を聞き今川并に高山に御教書を成さる。廿四年正月朔日滿隆、持仲并に禪秀の嫡子武藏國に向ひ、五日に世谷原に戰ひて勝ち、九日に戰ひて敗れ歸る。是に於て諸將皆降り遁れ難しくて、皆人心もかはりし故なり。持氏、今川、大森、葛山、鎌倉を攻む。禪秀打負け、十日雪ノ下の御坊にて滿隆、持仲、禪秀、憲方、憲春、快尊等皆自害す。十七日持氏鎌倉に歸る。岩松殘黨を催して、舞木宮内丞と戰ふ。五月廿日岩松を生捕り、閏五

月誅す。子息宗純は落ちぬ。（後新田の岩松三河ノ守と云ふ、是なり。）禪秀再び管領たり。（此後禪秀に與せし輩此度彼是に起りしかど皆討たる。）廿五年正月廿四日義嗣を殺す。（廿五）後に贈ル從一位ヲ。五月十日權大納言滿詮卒す。（小川殿五十七）贈ル左大臣ノ從一位ヲ。是れ故ノ將軍の弟當將軍の叔父贈大臣の例也。廿九年十月一日、日有りて雙ニ出ヅ南方ニ。長倉遠江謀叛を催さる。佐竹上總介持氏に叛く。閏十月、鎌倉比企ヶ谷にて合戰す、佐竹打負けて自害す。又常陸ノ國小栗五郎滿重叛く。持氏、上杉小山して追討せしむ。三十年三月源ノ義量將軍に任ず。（年十七）四月長倉遠江討たる。五月持氏、小栗滿治の館を下野ノ結城に至る。八月城落つ。小栗宗部ノ宮右馬ノ頭持綱と共に落ち行くを討つ。（此餘與せし者皆誅せらる。）京都より小栗追討の多賀駿河まで來り、城落つると聞きて歸る。持氏武藏府中まで歸る。爰に留りて驕恣の事有り。是に由りて京都と快からず。三十一年三月京より服西堂を使として府中に至らしむ。四月十二日南帝後龜山院崩御す。五月服西堂上京す。九月又府中に來り、持氏をさまざま諫めて京鎌倉和睦す。十一月持氏歸二鎌倉ニ。三十二年二月廿四日將軍參議正四位ノ下義量頓死す。（十九）義持政務を司どる。九月志摩の伊勢ノ浦に兵起る。兵を出して討平ぐ。三十四年五月赤松左京ノ大夫滿祐、同越後ノ守持貞と爭論の事あり。赤松が一族攝津、播磨、備前、美作、因幡五個國を領す。滿祐は則祐が嫡流にて、持貞は則祐ガ兄の貞範が孫なれども庶流なり。されど持貞は義持の寵臣なれば、三州を給はる。滿祐憤りて己が館に火を掛けて播磨に歸り、白幡の城に籠る。義持怒りて細川持元、山名滿熙に仰せて討たんとす。十月諸大名一味して持貞が驕奢無禮の事を訴ふ。持貞與儀に不レ及バ自

害し、満祐赦されて十二月十七日帰洛す。正長元年正月義持不例。嗣の事評定あり。或は連枝の僧中を還俗せしめんか、（三人あり）或は持氏然るべきか、何れも分き難きに由り、管領畠山左衛門督満家入道道端、石清水にて鬮を取るに、義持同母の弟青蓮院義円大僧正に定まる。既にして十八日に将軍従一位内大臣義持薨ず。（四十三）十九日に、義円青蓮院を去り、三月十二日帰洛す。左馬頭従五位下に成され義宣と名告る。（三十五）七月廿日称光帝崩ず。（二十七）皇子ましまさず。（此帝魔法を行ひ常に潔斎し給ふと云ふ。）院にも（後小松）皇子おはしまさず。是に由りて帝未だ崩ぜざりし時に（七月十二日）義宣伏見に使して、道欽の御子を迎へ、院に申して御養子とせらる。廿九日に践祚。（後花園と申す是なり。）

按ずるに、義詮、観応二年に南帝後村上院を迎へ降られし日に北朝の君崇光院を廃し参らす。此時南帝光厳、光明、崇光三院を取り参らせて吉野へ還幸ありしが、義詮又崇光同母の御弟を北朝の君に成し参らす。是れ後光厳院の御事なり。其後六年を経て、三院をば都に返し参らせられき。義満の世に至りて後円融院践祚の日、崇光院第一宮栄仁親王を位に即け参らすべしと議せられしに、細川頼之後光厳院を引き参らせければ、其御子御位に定まり給ひて、崇光院は持明院殿の嫡流なりしに、斯かりしかば後光厳と御兄弟の間も快からず。（此時崇光院伏見に坐しければ伏見殿と申すなり。）伏見殿既に崩じ給ひ、栄仁の御時には御領も減し、應永廿三年に栄仁も失せ給ひ、貞成其跡を継ぎていよゝ衰へ給ふ。後小松の上皇の仰せにて無品親王の宣下ありしかど、称光院の御猜み深かりしかば、やがて出家し給ひて道欽と申せしが、

其御子此度御即位を知り給へば、此後は永く持明院殿の御嫡流にて、崇光院の御末、正統とは成らせ給へり。南朝記に、大徳寺の一休と聞えしは後小松の皇子なり。されど隠しき腹に宿り給ひしかば、人臣の子と成されて僧とは成り給へるなり。崇光院の御世繼の事を議せられし時に、一休に問はしめて定め申さるべしとて勅官ありしに、和尚も言葉に無くて、一首の和歌をば獻る。

常盤木・木寺の梢摘み捨てよ世を繼ぐ竹の園は伏見に

然ればとて伏見殿の御子に定まれりと云々。此歌書かれし物は今も世に遺れりと申して傳ふる者有れば、さも有りしにや、心得られず。【讀後、此帝松平貞林一休は後小松院皇胤也、敵之詳矣。平時に帝長房廿八也。自吉田世保洛、斎時此自讀云云。】

南方記に、此ノ時南帝の宮御位御望み有れども、惣て時を窺ひ東を攻め其上にて、吉田ノ後一位宰相ノ御供にて御方を他所に移させ給ひ、南方の諸侍と謀を合せ、十一月宮は（正成）伊勢ノ國ニ行啓ありて、【宮、伊勢に行啓、南朝御傳寄見ニ國司北畠兵を催し、又吉野にも宮の軍兵を集め、永享元年、宮御元服まで、畠山に仕へ、宮は宮下を讀を養と改め、權大納言從三位に敍せらる。（是れ初めて参内陰謀の時の事也）七月南軍越智、十市、久世、萬年等、吉野より打出で、所々にて合戦す。畠山持國是を討つ。伊勢ノ國司満雅の討手には、仁木一色等を差向く。土岐世保、細川、小笠原持頼大将たり。國司戰ひ敗れて討たるる。南帝の宮、京と御和睦ありて、嵯峨に還らせ給ひ、御出家の後、嵯峨寺に入り給ふ。御法名聖理、後に長慶院と申し奉る。満雅の子

義雅も降れり。

按ずるに、義滿初め南北を和せし日に、盟約せられし所は、持明院殿、大覺寺殿兩統の如く互に御位を知らせらるべしとにて、三種の神器を北朝に渡され、南帝の太子を東宮に立てらる、其後十七年を經て[illegible]、盟約の如く南帝の太子を東宮に立てられず、又何年にして後小松讓位の日、盟約に背きて[illegible]しかば、南帝猶これを含み諸國に亡ぶる事、共に義持南帝と和睦して、其父の盟約に[illegible]、御位を讓らるべくき[illegible]、後小松の上皇にも又御子なし、然るに二歳にて業ぎ給ひし、南帝の太子を立て申すべき筈にあらずや、されば義持義教は盟約に違はず、南朝の御位の替りに彼、且は武家[illegible]に背きし南朝義士の忠魂を慰めんと思しつべし。[illegible]にあらずや。其上[illegible]南帝の[illegible]せし事二三度に及べり、其を考ふるに、[illegible]百里の地を賜はんとせしを、[illegible]、遂に武家の世に由りて南主を奉じ一揆の如し、但し其れは地を少しく賜ひ、昔は[illegible]のみなりしに、[illegible]、義持、義教等の南帝を欺き參らせし事は、三種の神器を傳ふべき筋なれば、鎌倉の[illegible]べきにあらず。如何で天下の主たる者の所爲なるべき。されど[illegible]、諸將[illegible]の議論決されば、暴りかはして竟に人々をも恨むまじき事にや。

二年〔永享〕春、一揆、河内紀伊の南軍を皆降る。近衛左大臣初めて南帝を奉じ、自ら[illegible]

き、堀内殿と稱し南軍の餘類を語らひ給ひしに、從ふ者多し。【撰要記、永享二年和州紀州の南軍盡く衰へ、皆以て武家に降參す。近衛左大臣南朝を離れて紀州に至りて住居す。堀内と號す。南方の殘黨多く以て附屬す。】

公卿補任并に南朝記傳を按ずるに、後醍醐南山へ入らせ給ひ、光明院即位、建武四年四月五日に近衛關白左大臣從一位藤原經忠吉野の宮に參り給ひ、明年（南延元四年、北曆應二年）南帝崩じ給ひ、後村上院即位の月、南朝の關白に任じ給ふ。其後十四年南帝義詮の請ひ申すに由りて御和睦ありし明くる年（南正平七年、北文和元年）八月十三日に、五十一歳にて薨じ給へり。其子經家と申せしも五十九歳にて康應元年に亡せ給ひし由、公卿補任に見えたり。經家の失せ給ひし事も、後龜山院武家と御和睦ありし年よりは三年前の事なり。大系圖にも補任にも經家の子の事をば記さず。今爰に見えし所永享二年と云ふは、經忠薨後よりは七十八年に當り、經家の失せ給ひしよりは四十一年なり。然るに近衛左大臣殿と見えしは訝かし。思ふに初めと云ふ字の下のての字を誤り寫せしにや、若しくは是れ經忠公初めに南朝を去りて紀州に赴き、南方の門戶を起し給ひ、其子孫の今又南帝の舊臣を聚め給ふと云ふ事にや。南朝記の第二卷闕けたれば、南朝興國元年より（北曆應三年）正平廿二年まで（北貞治六年）廿七年が間の事見えざれば、如何にとも定め難し。然れども斯く思ふ事は、經家の事補任に見えし所、貞治二年より康應元年の薨年まで、散位の中に載せて從三位とばかり有りて、其餘昇進の事も無し。此人朝に仕へられれば、四十四年の間一官

一階をも進み給はぬ事や有るべき。是れ南朝にも又仕へられざりし事の支證ともすべき。さらば綱忠の南朝をも去り給ひし事何れの頃にや有らん。貞和五年の正月、高ノ師直吉野に攻め入りて南帝賀名生に遷れ給ひし頃にや有るべき。若し然らずば觀應二年南帝、義詮と御和睦有りて、都に還り給ふべしとて、八幡まで出でさせ給ひし頃の事にや。又是に相田殿と見えしは太平記には藤田殿と有り、何れか善しとすべき、是れ又他の所見無し。

鳥羽院崩じ給ひし後、兵革起りし始、保元より此方、平治の亂、壽永、承久、さて其後は元弘、建武の亂れを大なりとす。保元の時關白忠通內裏に參られき。是は舍弟賴長、新院の御方の謀主にて、忠通と不快なりしかば、非常の事、有らずして協ふべからず。平治に信賴、院內をおびやかし參らせしに、關白基實僅に十六歳にて有りしかば之れに及ばず。其父の忠通を初め其餘の大臣、一人の奇策を出だして君上の急難を救ひ參らせんとせし人も無し。幸に清盛が計らひにて、院をも帝をも奪ひ參らせ、兵を起して逆賊を討ち平げたればこそ、二帝も還らせ給はれ。其後また清盛が逆意を恣にせし時、關白基房を始めて皆皆それが爲に流され、一人の大臣國家を鎭定せし者無し。程無く木曾、都に打入りせしかば、平氏西海へ落ち行き、帝も同じく都を出で給ひしに、攝政基通平家にも婿にとられたる人なりしかど、帝を捨て參らせ都に落ち留まり、後白河院の攝政には成られき。幾程無く法皇義仲を討たれんとて僧法師狩り聚め、遂に義仲が爲に囚はれ給ひしに、法皇を諫止參らせしにもあらず。又義仲を鎭められしにもあらず、前關白基房のやうやう

に見あられしにこそ、帝位も御恙無かりき。さて承久の亂に九條の廢帝の攝政道家、後鳥羽院を諫め申されし事も無く、又帝を救ひ參らせし事も無し。但し此人は鎌倉の賴經の父なれば、義時が振舞を惡しとは思はれざりしにや。其後義時、三帝を或は流し、或は廢し奉り、後堀河を立て參らせしに、近衞の家實、義時が計らひにて攝政せらる。此人は彼の基通が子にて、土御門院の御時の攝政にて其後關白を辭し、順德院の御時に舊のままに關白たりき。されば二代の攝關にて有りし人の其君をば陪臣義時が爲に流し捨て奉らせ、又其人が計らひに偏に後の朝に仕へて攝政せらる。凡そ是等の人人の振舞如何で大臣の義ありとは申さるべき。思ふによく世知らざる人人にて有りけり。【頭按、承久記一院（後鳥羽）御幸なる九重の內今日を限りと思召す叡慮の程こそ哀れなりけれ。武士ども打囲みて守護し奉る。玉のみぎりに近づき奉る臣下一人も見え給はず。十三日鳥羽殿に移し奉る由聞ゆ。御供には殿上人俊成朝臣、內藏權頭清範、女房一人伊賀局、聖一人、醫師一人參りけり云云。又云、同廿二日新院佐渡國へ移らせ給ふ。御供には冷泉中將爲家朝臣、花山院少將、甲斐兵衞佐教經、上北面には藤左衞門大夫安元、女房右衞門佐局已下三人參り給ふ。斯くは聞えしかども爲家の朝臣一まどの御送りをも申されず都に留まり給ひ、花山院少將は路より勞はる事ありとて歸り上られければいとど心細くぞ思召しける。越後國寺泊に着かせ給ひて御船に召されけるに、兵衞佐教經も大事におはしければ御船にも不乘入、やがて失せ給ひけり云云。頭按ずるに、此人人皆義時が許し申して御供に付け申せしたるべし。道より逃げ上りたる有樣のあさまし

き、よく其頭の精神若くは亂をも謹みさゞりし事、見つべきものなり。凡そ貴く常に人を卑しめ給ひし人の、君たる人を、武人の手個人に弔し申せし時は、素人の賤人の精神を重んずるよりも鎌倉たるに似たれ愛に至りて大日本昔時の道は地に墜ちて果てしと見えたり。」其を嘆ふに唯だ近代の時の大臣によく似たる事にて有るかな。中世よりの武士道の轍、備に論み議も見て、力を竭し死に致すも、唯だ武人のみならず。世少しも詮かに成りたれば、爵位財禄に昂ぶ武人なども賤民の如くに思ひなし、世間の人皆に率百官して一人も身を捨て一つ挺一つて一意を致す者無きは、今更と何徒のみなり。遂に朝の議定に乾燥をぞ云ふべきことされて天道にもよれ一時々立つる人に痛ひ前、讓られたれば、其後武士を屈り給ひ、其故ある事とご覧ぜ侍る。然るに異武の明治に来し初めに、西南役に北朝にして挿同に政されしかど、其れを捨てて朝廷に滿朝に靡かれき。其後又南にては吉田、内大臣一位に昇進せられ、扈従の人々にては二條の前關白も參り給ひ、後には明白し給ひき。廿一年の鎌倉なりて後、二度文王年に一條の公卿に參り給ひき。其頃中立衛門、二條良基其に嫡子にてあればとし人人の候も有り事、自に其家嗣に據じ給はぬとこそ申すべけれ。(宮御とて大臣、西宮公卿も所存なり。殊にも洞院大納言、坊城父子の東坊吉の大臣に参り給ふ、からず。北畠には園臣の人人多くは其を目にも参りて給ひにき。公卿以下南山へ参られし人人北條人にべし。其下は猶多かり。実に懸りにして今は稀し人人も少からず。されば或人云ひしは、其代に義をも知らる知りし人人は皆南に在りて、北朝の臣たらん事を屑しとせず北朝北朝に義り帝王なりし人人

は皆北朝の人なりと云ひき。然も有りけめとこそ思はるるなり。其れが中に二條の良基は光明、崇光、後光嚴、後圓融、後小松五朝の帝師たり。其實是を以て榮とせりと申し侍る歟。某が思ふ所は斯程の事は有るべからざるにや。其故は後醍醐の朝に仕へし人の北朝の臣と成りて高官に任じ、義詮の崇光院を廢し南帝を迎へ奉りし時、直様を奉みて吉野殿に參り、光嚴以下三帝吉野に囚はれ給ひしかば、又北に奔りて後光嚴御卽位の日次を勘申し、剰へ此時に三種神器を吉野方へ渡しぬれば、御卽位の事如何にと尋き申す人々有りしに、寶劍には晝御座の御劍を用ひられ、神璽には[illegible]を用ひらるべしと申されしかば、護持の僧行はれしなどゝ申すにや。且つ武家の官位など北家より勘進せられしとかや。其事よく五代の馮道が擧舞に似たるなり。斯かる人をも博學宏才におはして代代の帝師にておはせしなどと敬ひ思ふ事、よく義と云ふ事に明かならぬ俗には成りたるなり。

永享三年二月將軍伊勢參宮、四月高野參詣、供奉の大名廿三人、此序に南方退治す。六月赤松滿祐が召し籠む。其故は義教宗徒の女房三人罪ありて殺す。其中に滿祐が女あり。是を恨みて謀反ある由聞えし故なり。滿祐密かに播磨に奔る。九月富士見物として駿河國に下向す。（十日）今川範政館にて歌會あり。其後歸陣す。（十一日）十月、京極和州に向ひ、越智伊豫守維通を討つ。十二月、赤松を討ちて降す。五年正月豐後の大友中務少輔叛く。六月大内持世、河野通久向ひて合戰す。刑部大輔通久討死す。三月小早川又太郎して修理大夫持世を助け、大友を討たしむ。十月、山門の衆徒背く。坂本東寺に城守、山名持豐して攻む。

十一月十三日より、十二月中戰ひ止まず。六年【永享】正月山徒降る。七年【看聞記、永享七年九月廿六日南軍和州、越智伊與守途に武家に降らす。京師より是を討たんとす云云。】山徒卒に五山の僧數十人殺さる。九月京勢越智を討つ。八年畠山方河内ノ守護代遊佐兵庫ノ助を大將として越智を攻む。越智南軍を催し高島に城守、城嶮にして落ちず。十一月信濃ノ小笠原大膳ノ大夫村上中務ノ大輔と戰ふ。村上加勢を鎌倉に乞ふ。持氏是に應ず。上杉憲實諫めて、小笠原は京都御家人なり、私に討ち難しと云ふ。持氏悦ばずと云へども加勢をば遣らず。是より持氏憲實快からず。九年三月高島ノ合戰、四月持氏上杉陸奥ノ守憲直に仰せて村上が加勢と稱して武州本一揆の兵を催す。是は憲實を誅せん爲と聞ゆ。憲實驚きて七歳の愛子を、七月廿五日上野へ遣はす。八月十三日持氏憲實が家へ行き和睦す。十年五月大和一揆起り、吉野の宮叡山に起る。越智が伴高島に在り。一色左京ノ大夫義貫、世保刑部ノ大輔持賴を大將として是を討つ。六月持氏の子賢王丸若宮元服す。義久と名づく。憲實例の如く京の諱を望まるべしと諫むれども聽かず。彼が憲實の將誅せらるべしと聞きて、病と稱して參らず。八月十四日上州に赴く。十五日、持氏、一ノ宮時永を上野へ差向く。十六日自ら武州府中に進發す。廿八日京都の勢和州に向ひ、多武ノ峰を燒き、高島の城を落す。越智敗る。九月義教綸旨を請ひ、御教書を添へて、上杉中務少輔持房を大將として關東に差向く。九月十日箱根合戰、京方打負け、寺尾、蒲谷等討死す。去る四日より上杉憲實も上州白井ノ旗を立ち、十九日武州分部に陣す。持氏の軍兵心を變じて是れに從ふ者多し。廿七日京勢足柄を越えて早川尻に至る。鎌倉方戰ひ敗る。十月三日鎌倉ノ留主三浦ノ

今時宜三浦へ遣す。十七日三浦ノ兵大藏ヶ谷に放火す。十一月一日三浦ノ介鎌倉に入る。義久落つ。武田、石堂、河津等留り戰ひて死す。二日持氏降る。五日出家、義久に安譲らん事を請ふ。憲實此由を京都へ訴ふ。義教聽かず。七日上杉憲直父子、一色直兼自殺す。其黨徒、憲實が爲に誅せらるゝ者多し。十年二月持氏、滿貞（滿兼の弟稻川殿）自殺す。（持氏四十二歲なりき。）廿八日義久自殺す。（十歲。）憲實彼の父子の命を乞ふ、事數十度、事協はず、是に由りて自殺す。人是を止めしかば出家し、豆州國清寺に閑居す。長棟庵と云ふ。十二年正月持氏の餘黨一色伊豫ノ守鎌倉を去りて、相州今泉の城に籠る。管領河方兵をして攻む。持氏ノ子春王、安王、日光山に忍び、此月山を出で、結城中務ノ大輔氏朝が城に入る。野田右馬ノ介古河に籠る。吉見三郎上州に起る。鎌倉方是を攻む。四月兵庫ノ頭清方等結城に向ふ。五月四日京より持房を下し清方を催す。一色左京ノ大夫義貫（系圖には修理ノ大夫義範が子修理ノ大夫義貫に作る。）當時持常を攻めて和州三輪に在り。將軍の近く召仕はれし小者と云ふ者、一色前管に志ある由を讒しけるに、實否をも紀さず、武田信榮に仰せて陣中にて誅す。一族三百人自殺す。（義貫が醜、將軍の寵子に奧を成すと云ふ。）又細川讃岐ノ守に仰せて土岐世保持賴を和州多武峰にて討つ。持賴職を破れて自殺す。（一色世保同じく持常を討ちし大將なり。）七月一色伊豫ノ守武州に於て土佐ノ守が城を落し、其後上杉と戰ひて破れ奔る。信濃の「小守アリ」大井越前ノ守演持光春壽丸（持氏ノ四男）を取り立て笛吹峠に起る。上杉兵して討つ。此月廿九日より、京勢并に武藏、上野、越後、信濃等の大兵結城を圍み攻む。此時故ノ伊勢國司滿雅の嫡子中將顯雅大河内の城に在り。二月少將教具、多氣

の城に在り。將軍頻りに和睦を調へて親み、世保が伊勢ノ守護職を止めて國司に與ふる是は關東親かならず、此時宮方起りたなば大事なり。一統の後に國司の一族皆誅すべしと思ひて、斯く計られしと云ふ。九月義教異腹の弟大覺寺ノ門主大僧正義昭出奔す。此人は慈悲深くして人の崇敬大方ならず、南帝（寛成親王）とも親み深し。南帝に勸め申せしに、將軍斯く威を振ひ驕を極め、天下盡く困窮す、願くは君を世に立て參らせ萬民の苦を救ふべし。畿內の宮方年頃に恨み有り、•關東又大に亂れぬ。九州の菊池大村•を催さんに、彼れ是れ御勢の不足あらじ。天下の反覆此時なりとて、南帝に申して竊かに勅使して、菊池に仰せらる旨あり。菊池答へ申しけるは、諸拔の被來年輕閣ならば、來年の末には必ず天下反覆すべしとなり。是に依りて南帝舊臣等を催さる。義昭僧正は病と稱して長髮す。久しく出仕を止め給ふ事心得ずとて、義教討手を向けんとす。僧正、坊官大和法橋一人を具して落ちらる。其形を闕して山國を尋ね、彼を討ちなば敵御方を云はず、賞は望に依るべしとなり。嘉吉元年三月僧正薩摩に至り、民家に入り休み給ひしに、から臼、すり臼等の農具を見て、其名を農人に問はれしを怪み、都より尋ねられし落人必ず此人なるべしと思ふ。其時僧正菊池へ遣はせし狀を、農人奪ひ取りて見るに歌あり。

花如何に我をあだしと思ふらん常に變らぬ今年なりけり

山陰の花こそ今は咲き初むれ我は末と思ひ遣るべし

愈よ怪みて、十三日に是を攻む。僧正も法橋も討たれぬ。僧正辭世に、

あだなりと思ひし花の齡さへ羨ましくもなるを［三字有明日を］知るかな

此月廿三日、義教伊勢參宮。大雨降り、物の怪多し。輿に入れられし劍（鬚切）誤りて異物なり。草津にて是を見附けて、飯尾肥前ノ守を返して誠の劍を召すに、水口にて是を奉る。此度伊勢參詣の事は、國司若し義昭を隱し逆心あるにやと疑ひ、若し然らば自ら國司を討たんとの爲なり。五月、義昭の首上洛す。面に疵多くして疑はし。僧正近習の童に見せしに、僧正の御首ならんには、先年風齒二つ落ちし其跡あるべしと泣く泣く云ひしに、果して齒無かりしかば疑をなさず。又結城も去る四月十六日に落ちて、氏朝持朝父子自害し、并に兵數千人皆討死す。春王、安王捕はれ、十七日に古河も落ち、五月四日に首ども上洛す。十六日に濃州垂井にて春王（十五）安王（十二）斬らる。六月廿四日義教、赤松滿祐が爲に弑せらる。（四十八歲）義教、赤松伊豆ノ守貞村が童の時寵愛し給ひしより、成人の後も愛猶深くして、滿祐が所領播磨、美作を分ち與へんとす。此日に滿祐が館へ入り給ふべしと兼ねてより仰せあり。是は滿祐が庭の池中に鴨の子［五多くアリ］生ぜしを見給ふべしとなり。此日滿祐が二男、今日の御入は庭御覽の事には非ず。貞村に所領賜はらん爲なりと聞ゆと告ぐ。滿祐憤りて渥美、中村、浦上等三百人所所に隱し置く。卯ノ時に入り給ひ、猿樂酒宴の半に、先づ廐の馬を放ち、是を捕らんとて門を閉ぢて伏兵起る。渥美屏風の後より出でて將軍を弑す。（是より先に、公方、小座敷にて二寸許の人形出で鵜ノ飼の能をせしが、鵜ノ羽の時、難起る。此時滿祐が子彥二郎教康と一族左馬ノ介と進みて義教の手執る。渥美後へ寄り首を給はると云ふ。）座中伺候の人人驚き騷ぎ、

或は討たれ、或は同士討數を知らず。京極加賀ノ入道道統、山名中務ノ大輔凞貴命を殞す。斯波左兵衛ノ督義廉、大内刑部ノ少輔持世、垣を越えて逃げ去る。満祐討手を待ちて一矢射て自害せんと待ちしに、諸人慌て騒ぎて時を移す。満祐父子三百餘騎、攝津中島の所領に赴き、此處にて將軍の首を崇禪寺に葬る。其後播州に赴く。七月廿一日大内持世卒す。疵を蒙る故なり。八月畠山左衛門ノ督持國、義勝を立てて家を嗣ぎ、從五位ノ下に叙す。時に八歳。幼にして未だ將軍の宣下無し。（持國と持世相議せしと云ふは誤なり。）此月奏して満祐追討の綸旨を成され、廿六日細川讃岐ノ守持常、赤松伊豆ノ守貞村、武田大膳ノ大夫信賢は追手より、山名左衛門ノ督持豐、同修理ノ大夫教清、同相模ノ守教之、搦手より向ふ。九月満祐追手の陣に逆寄せして蟹坂に戰ひ、京勢敗る。重ねて白幡城を攻めんとす。細川は満祐に親しかりしかば先陣に向ひ、國中に他の勢を混へず攻め入る。九月［十日］山名大山口を過ぎて播州に入り、満祐が籠山の城を攻め落す。同十日満祐自殺す。教祐并に一族落ち去る。教康は後に勢州にて自殺す。（國司を頼みしが容れざる故なり。）左馬ノ助は朝鮮へ行く。十七日播磨を山名持豐に、美作を教清に、備前を教之に賜ふ。（教清は修理ノ大夫義理が孫なり。）此ノ時に少貳嘉頼催促に應せず。大内教世に仰せて攻めしむ。嘉頼戰ひ破れ對馬に落つ。大内遂に少貳が領地を取れり。明德に山名氏清討たれ、堺の戰に大内義弘討たれしより、兩家少し衰へたりしが、是より兩家又起れり。

按ずるに、初め義持薨せられし時、嗣を議せられしに、畠山満家石清水にて御鬮に任せし事前に記しぬ。

義滿の子七人ありき。長は義持、二男は大納言義嗣、已に義持に殺さる。三男は義圓僧正、即ち義教なり。四男は梵光院准后法尊、五男は大覺寺准后義昭、後に義教に殺さる。六男は相國寺永隆、七男は梶井義承僧正なり。其年長ぜるを以てせば、義教四弟の前に有り。若し其人を擇ばば義滿の子猶四人あり。此等の內其器に當れる人有りぬべきにや。又湘山星移錄を見るに、義持息無かりしかば、關東ノ重書、御重代まで渡し申されしと見えたり。さらば義持兼ねてより持氏を世繼ぎとせんと思はれしにや。滿家たらん者、宜しく人人の才を擇む事、忠仁公の光孝帝を諸皇子の中より擇み出だされし如くに有るべき事歟。然るに神に聽きて定めし事、譬へば庸醫の藥袋を手にして、藥師號を唱へて手を放ち、其繩上に落ちし藥袋の藥を集めて一方を立てしと云ふ諺に似たり。義教の惡德天下既に亂れんとせしを見るに、石清水の神如何で斯かる人をして、一日も天下に君として、萬民を苦しめんとはし給ふべき。神にして知る事あらば必ず然らじ。若し其神無からんには、人事を盡すことも無くして神に聽きし事、尤も愚かなる事とや云ふべき。されど義教の弑せられし事は、足利殿の家の爲め、并に當時天下の人民の爲めには、大なる幸にて有るなり。此人今暫しが程世におはせたりせば、必ず足利殿の世は亡び失せぬべし。是を以て思ふに、滿家が罪獨り愚昧と云ふのみには非ず。持氏の兵を構へて遂に其身も亡び、關東の逆亂是より止む事無かりしも、一つには義持の兼ねて契られし所に違ひ、二つには義教の桑門の身として武家の棟梁に成られしを、かたはら痛く思はれしより起りしなり。さらば義教亡せ給ひ室町殿の家は事無かりしかど、東國の亂は遂に是より起れる

なり。滿家が罪輕かるべからず。但し石淸水の神の敎へに從ふと云ひなせしも、滿家が詐謀にて、持氏の憤りを慰めんとの爲めなりしも知るべからず。

初め尊氏直義兄弟其年快からず、戰ひに及ぶ事度度にして、直義遂に尊氏の爲に毒殺せられき。其後義詮庶兄直冬と戰ひ、基氏が忠厚なりしをも深く疑ひ嫌へり。義詮の子唯だ二人、義滿、滿詮のみなり。滿詮事故無く終りしかど、其四子をば悉くに僧とせらる。義滿の子七人、義嗣を殊に愛せられしかば、義持の憤り深くして終に殺さる。其餘の弟悉く僧とせられき。是皆尊氏の兄弟、義詮の兄弟の事に懲りて、自らの兄弟從兄弟九人ながら皆僧と成せしなり。されば其身死せんとして家繼がすべき人無く、一たび桑門に入りし人して家繼がしむ。本朝の習俗、僧法師をば長袖など云ひ名付けて、士類には齒せず。然れば上には從ふやうには有れど、下には心服する者無かりしなり。義敎の子義政の弟も、又皆僧と成したり。世繼の事に由りて終に兄弟心よからず。其家法不友不弟いとあさまし。且は天下の富を以て、如何で長子の外を悉く僧とはせられし。心得難き事ならずや。思ふに羹に懲りて膾を吹くの謂なるべし。義敎の事論ずるに及ばずと云へども、代の始めに南帝と盟約に違ひて、諸國の官軍此處彼處に起り、更に安からず。鎌倉を滅して持氏父子二人を殺し、兵連りて後また其子二人を殺し、舍弟義昭僧正をも殺し、讒を信じ容易く一色世保等南方討手の大將をも殺して、叛く者常に絕ゆる事無し。天下の人薄氷を蹈むが如くなりし由、其代の物に見えたり。且は滿祐に弑せられしなど、自ら其死を招かれしなり。此滿祐と云ふ者、義持の時にも、持

貞に所領多く割き與へんとせられしを恨みて叛きし事あり。義教の代と成りても、其女を殺し給ひしを憤りて、國に奔り兵を起し、戰の後、力盡きて降りき。幾程無く又彼が所領を分ち奪はんとせられしかど、其家に入りて猿樂酒宴して遊ばれし事、抑も如何なる心にや。是れ偏に驕侈の餘りに人を人とも思はれず、當時何者か我旨に違ふべきなど思ひ傲られしより斯かる事出で來しなり。其代に一人も其事諫め止むる人無かりしを、能く驕り甚しく、謂ゆる人をして物云ひて、敢て怒らざらしめられしものとぞ見えたる。義勝九歲にて元服す。正五位ノ下左中將將軍宣下あり。嘉吉二年十一月廿二日薨ず。（十歲、治世二年。）落馬に由りてなり。（或は一色が厲とも云ふ。）辭世に、

咲きてこそ人も盛りに見るべきにあな淺まし朝顏の花

義成嗣ぐ。（八歲なり。後に義政と改む。治世四十九年なり。）同廿八日播州ノ浪人等、滿祐が甥赤松三郞則重を立てて兵を起す。山名宗全討ち平ぐ。（按ずるに、則重は滿祐が甥にあらず、從弟か。）九月廿三日ノ夜、南兵、吉野十津河、河內、紀伊の國人等、南帝（寬成）を助け參らせ、三百餘の勢二手に成り、一手は楠二郞大將にて、大內に入りて淸涼殿に入り、一手は大和の越智大將にて、局町より攻め入り放火す。帝は近衞前ノ殿下【房嗣】の第に潛幸す。南兵三種の神器を取りて、內侍所の唐櫃は東門の警固佐佐木黑田ノ判官に取り返さる。神璽は吉野に送る。寶劍は札を付けて淸水寺ノ御堂に捨つ。【南兵入二內裏一南朝記作二九月三日一。〇南兵襲二內裏一櫻雲記所レ載。】さて南兵は比叡山の中堂に籠る。廿五日京勢幷に山徒、中堂を攻む。楠、越智戰死し、

南帝御自害あり。（長慶院殿と申す。）【細雲記、文安元年八月南朝の軍士馳せ集りて、相議して又南朝の宮（高陽院殿ト號）取り立たんと欲す。奪ひ取る所の神璽を捧げて吉野の奥に至り、郷兵を招きて南朝の皇胤を立て、再興して新皇と稱し奉り、舊好の群臣來て崇め奉る。且又南方の宮（源尊法親王）圓滿院門主を還俗させ取り立てんと、和泉、紀州の志ある諸兵集めて、八幡山に立て籠り義兵を擧ぐ。武家より畠山に命じて是を攻む。細川出羽守畠山を救ふ。云云。文安四年大軍南軍を攻む。南帝の宮自殺。楠二郎等の勇士戰死す。】

是は日野東洞院一品有親卿［一本の謀トス］嚮導の由聞えて誅せらる。其子參議右大辨資親は其事を知られざれども、流罪と稱して誅せらる。文安元年八月南帝の太子二人の內、一人は吉野の奥に神璽を保ち給ひ、國人南方の新皇と仰ぐ。一人は和泉、河內、大和の浪人を從へて八幡に籠り給ふ、畠山軍勢を遣はし攻めしかど利無く、南軍勢に乘る細川出羽ノ守向ひ戰ひて城落ちしかば、南兵紀州に赴く。二年正月江州佐佐木大膳ノ大夫入道崇聽父子故ありて自殺ス。佐佐木五郎飯高山に籠る。三年八月飯高を攻め落す。五郎自殺ス。九月畠山ノ家老游佐兵庫ノ助等紀州に向ひ、南兵と戰ひ打破る。同年富樫二郎（畠山方）伯父富樫入道安高（細川方）と加州ノ守護職を論じ、半國を分つ。八月鎌倉持氏の子永壽王を討つ。持氏自殺ス。春王、安王、生捕られて殺さる。末子永壽王をば信濃の住人大井越前ノ守持光隱し置けり。元服して左衞門ノ佐成氏と云ふ。（是れ義成の名を給はりしと云ふ。）上杉安房ノ守憲實に持氏を亡し、其後出家して豆州に在りしを、重ねて京の催促にて結城をも攻めし事を恥ぢて、德丹清藏司とて二人の子を出家させて引き連れて西の方に遁れて、應仁元年

周防の國にて死したり。伊豆に一子を捨て置きしが、成長して龍若丸と云ひけり。斯くて上杉の家人等相議り、長尾左衛門入道昌賢等京都に請ひて、永壽王を鎌倉殿と仰ぎ、龍若を右京ノ亮憲忠と名乘らせて執事と成す。十二月游佐等又兵を聚めて湯淺が城を落す。南帝の宮幷に楠二郎を討つ。五年正月大臣以下御所に參賀す。義成左馬ノ頭に成さる。南方退治の賞なり。同廿七日懸ク南帝ノ太子幷ニ楠ノ首ヲ。康富記、文安元年八月六日の下に、南方宮方於テ大和吉野ノ奥ニ被ル擧ゲ御旗ヲ之由、自リ熊野ノ本宮ニ注進ス、上野ノ宮ノ御部類與。(按ずるに、上野ノ宮とは成良親王の事を指すか。) 五年【文安】正月の下に、十月舊冬於テ紀伊ノ國ニ、南方ノ部類其頭京ニ進ス云。自リ畠山殿ニ被ル執リ進セ之ヲ。相ヒ當リ年始ニ御敵之頭到來、爲ス珍重ト。仍テ爲メ其今日ノ、上下ノ人人被ル進セ御太刀ヲ者也。廿三日之下に、件ノ宮去年十二月廿二日、於テ紀伊ノ國ニ隱謀露顯之間奉ル討チ之云云。廿七日の下に、是ノ首圓滿院ノ門主令メ還俗セ於テ紀伊ノ國北山ト云フ所ニ有ル隱謀ノ企テ之間、畠山左衛門入道仰テ國人等ニ、去年十二月廿二日、於テ紀伊ノ國ニ奉レ討テ之ヲ、南朝護性院ノ部類ト云云。

按ズルニ諸門跡系圖に、行悟ハ南朝後龜山院ノ皇子後圓滿院ノ宮僧正、圓悟ハ南朝五常院ノ宮ノ御子、號ス圓滿院ト と云云。康富記に謂ゆる護性院ハ即チ門跡系圖に所レ謂五常院なるべし。共部類とも記し又前門主とも記したれば、此度討たれ給ひしは行悟僧正なるべし。然らば南朝記に南帝の太子三人おはしますと記せしは、此時高福院殿と行悟とおはせしなるべし。

八月赤松左馬ノ助教祐（滿祐ノ二男）朝鮮より歸りて、家起さんとして誅せらる。寶德二年四月鎌倉成氏、

上杉憲忠不快にて、成氏江ノ嶋に移り、濱にて合戰ス。八月和議成りて、成氏歸鎌ス。享德二年四月畠山、尾張ノ守政長と伊豫ノ守義就と管領左衞門ノ督持國入道德本が家督を爭ふ。初メ德本子無かりしかば、弟尾張ノ守持富が子政長を猶子として、總領とすべき由約せり。後義就出生せしかば、是に家讓らんとせし間、兄弟不快にて終に爭論と成る。政長は德本が家を出でて、細川勝元が宅に行く。其家人は山名宗全が家に通はす。八月德本家人皆山名が宅に赴き政長に屬せり。洛中忩劇［不及記］。廿一日の夜、德本が宅燒く。德本は伯父遊佐河內ノ守國助が家に入る。廿三日ノ夜國助が宅ニ放火ス。義就、國助、河內に落つ。（一說ニ伊賀に落つと云ふ。）廿八日德本、建仁寺ノ西來院に蟄居し、政長に家續がしむ。勝元異見に依りてなり。德本が一族諫めしかど、德本用ひざれば、父子一族七八人腹切りて死す。（按ずるに畠山が家燒けし事皆宗全が計らひなりとぞ。）辭世に、

屍をば東の山に殘せども名は西方に有明の月

十一月二日義政兵を發す。山名を討たれんとの爲なり。管領勝元頻りに諫めしかば、宗全が詫に任せられ［不許されアリ］、宗全は但馬に退き、息男伊豫ノ守は在京す。（是は今度畠山が家の事、宗全が所爲なりとて誅せられんとなり。勝元と其家人磯ヶ谷今度の張本なりとて誅せしとぞ。）十二月宗全勘氣を蒙りしを以て、細川讃岐ノ守成之、赤松彥五郞則尙が復領の事を歎きしかば、赦されて播州に赴く。（則尙は滿祐が甥なりと云ふ。さらば滿祐が弟義雅が息なるべし。南朝記には、彥五郞則尙と記し、下には赤松祐之、同彥五郞則

伺ひ記るし、應仁記には彥二郞彥五郞とばかり有りて其名は載せず。）此月鎌倉にて上杉右京ノ亮憲忠殺さる。（廿二）是より上杉ノ家人長尾と成氏戰ひ始まりて、關東大に亂る。康正元年正月武州立河原合戰、府中合戰、此時成氏敗る。三月廿六日德丸卒す。四月山名、赤松、播州にて戰ひ、五月赤松備前にて自殺す、山名罪宥され、上洛して威を恣にす。

按ずるに、應仁別記には、此時彥二郞は伊勢へ行き北畠を賴みしかど、協はずして自殺すと見ゆ。南朝記には、滿祐討たれし時、教康は伊勢にて誅せらると記し、其後文安の記に、教祐伊勢にて誅せらると記せり。是一人の事を先づ記し、後に記せしと見えたり。さて此所の記には彥五郞が事ばかりにて、彥二郞が事は見えず。王代一覽には、父と同じ年に伊勢へ下りて自害したるは教康と見えて、（十九歲と云ふ）左馬ノ介が殺されし所には、何處にて殺されしとも不ㇾ記。又其名をも不ㇾ記。此度の事をば彥五郞則尚ばかり記せり。教康既に伊勢にて討たれたらんには教康又伊勢へ行くべからず、心得難き事なれば王代一覽に左馬ノ助が死所を詳かにせざる歟。

六月、京より上杉房顯、定政等に仰せて鎌倉を攻む。成氏敗れて落ち行く。十月岡部ヶ原にて合戰、上杉打勝つ。十一月、羽繼原合戰、上杉敗る。分陪合戰、上杉打勝つ。上杉武州五十子に陣す。康正二年ノ夏、畠山政長、義就河州若江に於て合戰す。義政二人に命じて和睦せしめ、同ノ入洛す。（南朝記には、此度政長、義政の命に背きしかば、義就之を信して河州に向ひ、六月廿六日春日道明寺河原にて戰ひけると云云。王代一覽

には、義就河州より出で、大和片岡の邊を圍む、義政再び之を政長と和せしむと見ゆ。）長禄元年九月廿六日義政弟香嚴院を歸俗させ、（廿三歳）左馬頭政知と名告らせ、關東の主とす。されども東國の兵多く成氏に志有りしかば、政知は伊豆國堀越に住す。山内扇ヶ谷皆是を仰ぐ。（王代一覽には、寛正二年十月の事とし、左兵衛督と有り。）二年六月廿七日夜、南帝高福院殿崩御。神璽歸洛す。南方紀傳に、赤松が家人石見太郎、三條内大臣實量に仕へしが、赤松が家絶えし事を歎きて、舍弟、同心の父と謀する由の文書等を見せしかば、如何にもして嘉吉の逆罪を免るる事も有るべきと有りしに、南帝を討ちて神璽を再び朝に歸して罪を贖ふべしと云ふ。【重按、得平記、長禄元年丁丑十二月二日ノ夜子刻一ノ宮ヲ討ツ。丹生屋帯刀左衛門、同弟四郎左衛門兄弟シテ討チ申シ、御首ヲハ帯刀トリ申シ、御タカラ神璽ヲ取リ進タニ、郷民追リ後ヨリ追カケ、御首ヲ雪ニ埋シ候ヘド、谷時ノ事血湧キ上リ顯レ、兄弟トモニ伯母谷ト申ス所ニテ討死、神璽モ取返サレタリ。二ノ宮ヲモ同夜中村彈正討テ申ス。是モ討タレ、雪ハ降リ埋ム。神璽頭ネテ取ルベキヤウ無キ處ニ　小寺藤兵衛入道大和越智ト申ス者、種種調法ヲ廻ラシ、翌年長禄二年六月晦、神璽トリテ大内へ供へ申スト云云。】南帝崩じ給ひしと奏し、武家にも仰せられしに由りて赦さる。赤松一族間島、衣笠并に中村彈正等と相議し、十餘人南帝に仕へん事を請ひしかば許さる。此夜中村忍び入りて南帝を討ち奉る。手負ひ給ひながら十津川に遷幸、終に崩御なり。中村討たれしかど、間島、衣笠等神璽を抱き得て、都に歸りて大内に奉る。義政やがて滿祐が弟義雅が子に性存法師と云ひし、其れが子一松丸とて五歳なりしを召し出だし、赤松

二郎政則と號して、富樫入道安高が跡加賀半國を給ふ。宗全憤りて石見をば闇打ちにして殺せり。（應仁別記には三條殿に仕へしは石見太郎左衛門ノ尉、南帝を討ち奉りしは中村太郎四郎と云ふ者なり。石見が討たれしは、三條殿にて幸若舞ありて人人群集して歸るさに、辻切のやうに討たれしと見ゆ。）

按ずるに、後醍醐南山へ遷幸ありしより、五十五年にて南北御合體、其後五十年にて南帝再び吉野に起り給ひ、其後十五年にて討たれ給ひぬ。すべて南朝百廿年にして亡び給ひき。

寬正元年九月畠山右衛門ノ佐義就、又義政の命に背き、河內へ退き若江の城に據る。尾張ノ守政長して攻めらる。義就嶽山、金胎寺に城守して戰ふ事止まず。三年四月義政、細川、山名、武田、佐佐木等すべて廿餘州の兵をして政長を助けらる。金胎寺陷る。四年四月嶽山陷る。義就高野山に奔る。政長是を攻む。義就密かに吉野山に遁る。十二月政長上洛す。後土御門ノ院寬正五年八月政長管領たり。此年十一月義政弟淨土寺ノ門主義尋を歸俗せしめ、從五位ノ下左馬ノ頭義視と名告らせ、天下を讓らんと約し、細川勝元を其執事とす。（義政は廿九歲、義視は廿二歲。）六年十一月義政男子を生む。（是卽ち義尙。）御臺所（義尙の母、裏松贈內大臣重政の女。）竊に山名宗全を賴みて、其男を世に立てん事を計る。宗全是に應ず。

按ずるに、勝元は宗全が壻なり。勝元初め子無くして宗全が子を養ふ。其後實子生れしかば養子をば僧とせり。是れより宗全心よからず。また赤松二郎が家を立てん事を恨みてければ、義視世を知り給はば勝元其權を執りぬべし、如何にもして義視を謀らんとて、此事に應ぜしとなり。

明くる文正四年四月斯波右兵衛ノ督義廉、右兵衛ノ佐義敏爭論の事有り。是よりさき斯波ノ總領千代德早世（長祿三年の事か）して子無し。大野修理ノ太夫が長子義敏を世嗣として三職の座に置く。程無く甲斐、朝倉、織田等の家人と不快にて有りけり。伊勢ノ守貞親が妻は甲斐が妹なりしかば、貞親に由りて訴へしに、やがて澁川治部ノ少輔義廉を立て給ひて右兵衛ノ督に任ぜられ、義敏を退けらる。築紫に下りて大内左京ノ權ノ大夫教弘を頼みて有りしが、五六年の後に、義敏が妻の妹、貞親が妾と成りて、新造と名付けて寵愛不ㇾ淺。其妾貞親をして取成さしめ、義敏が息松王丸を鹿苑の蔭凉軒貞藏西堂の弟子と成し、西堂して義敏赦免の事を歎けり。貞親が子兵庫ノ助貞宗諫め止めしかば、貞親彼を隔て思ひしに、程無く義敏赦されて、寛正六年ノ冬上洛して、十二月廿九日に、父修理ノ大夫入道明豪［子意］と共に御所へ參る。此年の夏の頃、義敏を斯波の家督に成されしかば、義廉頭の宗全と議せしに、入道やがて分國の兵を召し集む。義廉も尾張越前遠江の勢を召して屋形に櫓を上げ、掻楯をかきて待つ。諸大名も皆分國より兵を召し上す。洛中の怱劇甚だし。其時の落書に、

義敏は二見の浦の貝なれや伊勢のわかめ［若妻、若海布］を頼むばかりぞ

空蟬のうつつ無き世に出でずとも筑紫よしとし［善シトシ、義敏］にはひり居よかし

今出川殿は、義廉御汲引の由云ひ沙汰せし程に、御兄弟不快のやうに有りしかば、義視、勝元が家に竊に渡り給ふ。又貞親が許へは天下を亂る張行に由りて、細川山名上意を得て討手を差向くと知らせければ、四月六日夜、貞親父子新造許に掛かりて落つ。義敏も同日北國に落ち行く。九日に諸大名連

判にて、貞親が積惡を訴へ誅せられざらんには、皆皆出仕を止むべしと望みしかば、貞親追放の仰せあり。

　貞親は近江の浦の鯏なれやめ〔海布、妻〕に卷かれてぞ口に入りける

　組み置きし竹の力の強ければ破れかねたる灑革籠かな

眞涼をも誅すべしと望みしかば是も請ふ所に任せられ、十一日に今出川殿へ日野內府を使として告文を送らる。同心の氣色無かりしに、一色伊豫ノ守諫めしかば歸座ありき。さても畠山義就は日野內府北小路殿を竊み、御臺所へ歎き申せしかど、御赦されも無かりしに、宗全入道去る嶽山の戰にて、彼が武勇を見てければ、彼を御方とせば當家の爲に善かりぬと思ひて、姉の尼安清院して御臺所へ毎日申しければ、やがて出仕の事御許し有り。文正二年十二月廿五日に上洛して出仕す。其早旦彼が旅宿の千本の地藏院の門扉に落書す。

　右衞門ノ佐轟く物が二つ有り山名が足と御所の盃

明くれば應仁元年正月朔日管領畠山左衞門ノ督垸飯を勤む。二日は恒例にて管領へ御成始たるべし。然るに明日の御成思召す子細あれば後日を期せらるべしと有り。政長四五年の間、八個度の大義の御晴して泰公他に異なり、例の御感こそ無からめ、此仰せは如何なる事ぞと周章す。義就は政長追ひ出だして屋形を取らんとす。政長が方にも矢倉搔楯かきて是を待つ。例の如く十五日山名が垸飯事訖りて夜半ばかりに、今出川殿へ參り室町殿へ入れ參らせ、義就上洛の上は萬里小路の館へ移らんとするに、勝元、政長に力を合す。且は上意に背き、且は叛逆を企つるか、上使を以て政長に合力の事を止めらるべき由室町殿へ申しければ、やがて上

使有りけれども勝元承伏せず。法に諸家の輩、政長義就に合力すべからず、唯だ相手向ひに勝負を決すべしと有り。山名此程貴殿四日まで触き申せしに、此御下知は如何にやと云ひしに、義就御下知尤も願ふ所なりとて、十八日に政長と戦はんとす。政長御霊の森に退く。是れ細川が要害に近ければ、其合力を思ふが故なり。宗全やがて室町殿へ「一石行幸アリ」御幸を成す。此日まで勝元へ御使ありしかど承伏せず。義視より細川民部、少輔教春を使と成さる。教春身の暇申して参りしが、勝元も政長に合力すべからざる由を領掌す。落書に、

春来れば又うち返す畠山絶いさかひの種を蒔くらん

斯くて十八日の卯時より終日戦ひ暮らし、政長は勝元が助けざりしかば、其夜落ち行く。(此時政長討死の由申せしなり。)

古具足鎧まできて尾張殿細川されを頼むはかなさ

細川は宗保川と名のれかし尾張そこなふ川とこそ聞け

斯かりしかば、洛中暫く静謐して、山名畠山が驕奢最も甚し。斯くて勝元、叔父右馬頭持賢入道、内内勝元を勧めければ、宗全と軍起らんと聞えしかば、今出川殿、細川、山名が方に行き給ひて、和睦の儀を仰せらる。勝元が謀にて赤松二郎が旧臣等播州備前に打ち入り、勢州へは土岐世保五郎政康打ち入り、尾張遠江へは義敏が旧臣等打ち入り、若狭今宮の庄へは武田下向して、一色が家人を追ひ出だす。宗全が方人憤りて、屋形屋形に要害を構へぬ。五月廿四日、山名方一色左京大夫が構へ、被官が正實が屋形を、勝元方成身院打ち入りて陣取

りたり。明くれば廿六日兩陣相分れて矢軍を始めたり。此日勝元出仕して、御旗竿を申し下して、四足御門に御旗を立つ。○細川方勝元（攝津、丹波、土佐、讚岐）讚岐ノ守政之（阿波、三河）備中ノ守（備中）淡路ノ守（淡路）和泉ノ守護（和泉）斯波義敏、畠山政長（紀伊、河内、越中）京極大膳ノ太夫持清（隱岐、出雲、飛騨、近江）赤松二郎（播磨、備前、美作）富樫ノ介（加賀）武田大膳ノ太夫國信（安藝、若狹）凡そ廿二州、兵十六萬餘人。○山名方宗全（但馬、播磨、備後）相摸ノ守入道（伯耆、備前）因幡ノ守護（因幡）修理ノ太夫（美作、石見）斯波義廉（越前、尾張、遠江）畠山義就（大和、河内、紀伊）修理ノ太夫義統（能登）一色左京ノ太夫義直（丹後、伊勢、土佐）土岐左京ノ太夫成頼（美濃）六角四郎高頼（近江）大内新介政弘（周防、長門、豐前、筑前、安藝、石見）河野（伊豫）凡そ廿七州十一萬六千餘人。斯くて六日より日日に戰ふ事止まず。洛中洛外悉く兵燹。八月勝元、主上、上皇を花御所へ迎へ參らす。是は義政山名に心を通じ給ふと聞えしかば、主上上皇を翼戴せんとの謀なり。（八月廿三日なり。）此月義視伊勢ノ國司北畠中納言教具が館に奔る。（應仁別記を按ずるに、義視五月廿五日より義政と一所に在り。八月廿日、細川が屋形へ招ず。義政此事を尋ねられしに、御所様には山名を御贔屓あれば、此御所を頼み入りたると許り答ふ。廿二日に義視より使して、一所におはさん事は勝元申し支ふる故に、延引の由なりしに、等閑無き事肝要なり。唯だ其御所にと義政より仰せられしかど、廿三日に戌の刻ばかり、御所を出でて伊勢に下られしと見えたり。）二年正月より三月まで、東西の陣洛中にて戰へば、其方様の者ども國國にて相戰ふ。四月勝元義視を迎ふ。十月歸洛す。然るに義視を勝元が君とせん由を

謀ると聞えしかば、義政も疑ひ給ふと聞ゆ。勝元其疑ひを解かんため、義視を叡山に上らしむ。（應仁別記に、十一月五日、義視上洛。十三日の夜、雨中に登山と記るせり。）やがて宗全が陣に迎へ、主君とす。（十一月廿五日。）是より將軍兄弟國を爭はれし如くに成りぬ。文明元年近江に六角龜壽丸山名方にて起れぬ。大内が留守二尾新貫、守は主に叛き細川に屬す。此時に少貳嘉頼が子教頼對馬より出でて、筑前の本領を取返し九州亂る。二年七月一條關白兼良辭退す。時に六十九歲。相傳の書悉く兵火に燒く。其後兼良は、奈良に。其子前關白教房は兵庫へ下り、其孫房家土佐に下る。其後赤松が勢播磨より上りしに、兼良の孫殺さる。其時兼良、

とても死ぬる命を如何で武士の家に生れぬ事ぞ惜しき

十二月後花園上皇室町殿にて崩ず。（五十二）三年【文明】五月悲田寺に葬る。五月義政越前を朝倉孝景に給ふ。越前は斯波領しけるを、家老甲斐兵の亂れに主を殺し國を奪ひしを朝倉是を討つ。其後武衛の子孫浪人して關東へ趣く。尾張も武衛の國なりしが家老織田奪へり。（大系圖に、義廉は應仁の時前敍に同じ、是れは義良を家督とす。義良實は義廉の子、後に義寛と改むと見えたり。此人殺されしにや。）此年、古河の成氏、上杉顯定に古河を落されて、千葉へ落つ。四年洛中の戰未だ止まず。義政の仰せに因り、能登の畠山（義統）細川に降り、北國路開けて兵粮多く東陣に集る。山名方の輩降る者多し。（應仁別記に、山名、一色等く參。畠山左衛門佐下向す。大内新介降、武衛、土岐下國して、洛中靜謐す。御所樣御喜にて成にけると云云。）五年三月十九日山名右衛門督持豐入道宗全卒す。（七十）五月十一日細川右京大夫勝元卒す。（四十

四）應仁元年より是まで七年の戰、勝負を決して兩方の大將病死す。されど其餘黨猶洛中に屯陣す。十二月、義尚元服、征夷大將軍正五位ノ下左中將たり。（時に九歲。）畠山政長管領たり。七日目にて止め、同く義統管領す。九年十一月山名方の大名皆京を去りて歸國す。義視は美濃へ趣く。（土岐元より山名方たりき。）洛中靜謐し、畠山政長又管領と成る。應仁より此年まで十一年に及ぶ。是より諸大名在國して、近國を押領し、武家の命衰ふ。十年成氏顯定と和睦し、古河へ歸る。顯定は山内の家を繼ぎ、上野平井ノ城に在りて六州を管領す。扇ヶ谷の修理ノ大夫定正が臣太田道眞が子道灌武州に在り。此父子が謀にて在國の兵山内を背きて、扇谷に隨ふ者多し。是より兩上杉疑ひに及ぶ。同十一年十一月義尚十五歲、判始メ、評定始メ。是より義政は東山東求堂に在りて、古器古畫を翫び年月を送り、北山の金閣に准へて銀閣を作らる。（此時義政四十二。）十七年古河成氏、和を義政父子に乞ひて赦さる。十八年勝元が子細川右京ノ大夫政元管領たり。此年顯定が謀にて、太田道灌、定正に殺さる。是より扇ヶ谷衰ふ。長享元年九月佐々木六角高頼上洛せず。義尚親征。高頼甲賀山に奔る。義尚鈎ノ里に陣す。此年伊勢新九郎京より駿河へ下向し、今川に屬すと云ふ。延德元年（長享元年より中間一年を隔つ）三月廿六日將軍從一位ノ內大臣源義熙鈎ノ里の陣中に薨す。（廿五）在職十七年なり。義政男無ければ義視と和す。四月義視美濃より歸洛薙飾。其子義材を義政養ふ。二年正月七日前將軍從一位ノ左大臣准三宮義政薨ず。（五十六）治世四十九年なり。七月義材將軍宣下。（廿五）參議從四位ノ下中將たり。三年正月七日入道大納言源義視薨ず。（五十三）四月從三位左兵衞ノ督源政知伊豆國に卒す。（五十七。此

人亡せられし事、一說に茶茶丸御曹司に殺されしとも云ふ。○應仁記に、義政天下の成敗を管領に任せず、唯或は御臺所香樹院春日局など云ひて、理非をも辨へず、公事をも知り給はぬ青女房、比丘尼達の計らひにて、酒宴婬樂の紛れに申し沙汰せられしかば、只今まで贔屓に募りて、論人に申し與ふべき所領をも、又賄賂に耽り、訴人に理を付け、又奉行所より本主安堵を給はれば、御臺所より恩賞を被行。如此錯亂せし間、畠山兩家も夫の文安元年甲子より今年應仁元年丁亥までに纔か廿四年の中に、兩家互に勘當を蒙る事三個度、赦免せらるる事も三個度なり。是を見るに何の不義も無く、又何の忠も無し。又武衞の家に義敏、義廉、纔に十年の中、改動せらるる二度なり。是皆伊勢守貞親故妻の下より出でて、色を好み婬著せし故なり。其頃江州阿閉の住人飯谷と云ひける奉公の者、御政道の不正の事を悲み、密密に諫言を書して一紙の狀を捧げしに、義政大きに怒り給ひ、諫むる所は一つとして道に當らずと云ふ事は無けれども、其詞に耻ずして、法を行ひ諫言を納るる族、狼藉是に過ぐる事あるべからずとて、所領を沒收して追ひ出だされぬ。○應仁の公家、武家、都鄙遠境の人民、愛惡苦慟せし因緣は、義政曾て人の愁に乘ずる事を知り給はず、心恣に持たせ給ひて、仁政を下し給はざる故に、若し五六年に一度ありなん御晴さへ、諸家ゆゆしき大儀ぞかし。然るに五年の中に、九箇度まで執り行はれし事こそ惡しけれ。一番に將軍の大將拜賀、二番に寬正五年三月河原ノ猿樂、三番に同年七月後土御門ノ御即位、四番に同六年三月花頂若王子大原野ノ花御覽、一以上應仁記補一五番に同六年八月八幡上﨟、六番に同九月春日御社參、七番に同十二月大嘗會、八番に文正元年三月伊勢御參宮、九番に花の亭

是に由りて諸家の大營、萬民の費、言語の不レ及所なり。〇又花御所の甍珠玉を磨き、金銀を鏤む。其費六十萬緡、并に高倉御所義政の御母御臺所後に入り給ふ腰障子、一間の價二萬錢なり。是を以て其嚴麗をも計るべし。〇是を以て諸國の土民百姓に課役を懸け、段錢棟別を色色の樣を變へて譴責すれば、國國の名主百姓は耕作をし得ず、田畠を捨て乞食して、足に任せて闘え行く。鹿苑院殿の御時には倉役四季に掛かりけん、普廣院殿の御代と成りて、一年に十二個度なされけん。然るを當御代と成りて、倉役の臨時繁く掛かりしかば、大嘗會の有りし霜月には、臨時九個度、臘月にては八個度なり。又彼の借錢を破らんとて、前代未聞の德政と云ふ事を云ひ出だして、此御代に十三度まで行はれければ、倉方も地下方も皆絶え果てて、夏の世の民の此日いづくんぞ亡びん、我爾と倶に亡びんと云ひしが如し。若し此間の近臣の中に君を思ふ忠臣あらば、何どか諫め奉らざらんや。然るに天下破れば破れよ、世間亡びば亡びよ、猶いや増しに懸け取りて、他より一段美を磨くやうに振舞はんとする無道は是れ積夫の前表なるべし。

按ずるに、天下やや定まりぬるに及んでは、驕侈必ず生ずる事にや。記の記する所を見るに、室町家の政亂れし事、既に義滿の代に萌して、義教の代に長じ、義政の時に至りて極まれるなり。倉役と云へるは、富商富民に懸けて錢借り給へるなるべし。斯く國用の不足すると云ふ事は、皆是れ上一人の驕奢に由れり。其流弊下民に歸して、怨苦せし所の禍、終に又上一人に歸するものなり。天下の亂と云ふ物は、其據る所端多しと云へども、其根本は天下の財盡きて民窮り、大名貧しく成れるより事起れるなり。我が神祖、府庫の金

銀を御覽じて、此金銀干になさん時に天下はやゝ亂るべしと仰せられし。誠に深き神慮ありと覺ゆるなり。又天下亂れんとせし時、驕慾の主出で、而かも天下に臨み給ふ事年久しき者と見えたり。義滿の治世四十一年、此時天下やゝ定まりて、武家の禮式も備はれるやうに、世には申し傳ふれども、此代に世の驕奢甚しく、諸大名の恨み憤れる事共も多かりき。是れ唯だ上一人の驕奢に由れる所なり。されど室町殿の代の盛りなる時なれば、動き無く世をも保ち給へり。其後義教治世は十四年なりしかど、天下以ての外に苦み、此人今暫く世にましまさば、此代に天下は亂れぬべし。赤松が爲めに亡せ給ひしに、室町殿の御世を果し給ふべき事の幸にて、暫しが程も世の亂れ遲かりしは、又其代の民の大幸にて有りしなり。さて義政の治世四十一年、此時に至りて天下の亂は出で來しかど、其事の起りは皆皆義滿に萌し義教に長じけるなり。況や四十九年が程驕奢を恣にし給ひ、天下の大名も下民も苦み窮りしかば、室町殿終に亡びしなり。然も其代の内に亡び失せ給はざりし事は、世に英傑の人も無く、一つには天下久しく將軍の威に服せし習ひ有る故なり。（此事れに付き子細あるべし。）大學に雖有善者亦無如之何矣と見えし事共も有る事なり。今出川殿の御事は、其代の詩[五山物]ともに見えし所、如何にも温順の人にてましましき。されど一日も位におはしまさざれば其德澤の世に及ぶと云ふ事も無し。義尚將軍は凡そは室町代代の内には勝れ給へる人主にておはしき。思ふに其生質の美のみにもあらず、父將軍の不德にて世を亂り給ひしに、大きに懲りさせ給ひしが故なり。自らの德をも修め給ひ、十一歳の御時より文學を好み給ひて、和歌をも嗜み給

ひ、弓馬の藝を習ひて、書法をも學び給ひき。されば小槻ノ宿禰雅久して論語を講ぜしめ、卜部兼倶に日本紀を講ぜしめられ、花御所の庭前にて犬追物を御覽ずる事度度なりき。十五歲にて父に代りて天下の政務を知り給ふ。十六歲の七月、一條の大閤に望みて、樵談治要を撰ませ申され、十九歲の正月、詩歌の會を催され、廿二歲の時、大將拜賀の參內おはせしに、其禮に倣ひ給ひし由世にも申し傳へ侍り。廿三歲の時六角高頼を親ら討ち給ひ、甲賀に逃れ去りしを討たれんとて、鈎ノ里に陣し給ひし。其軍中にも孝經を講じさせ、春秋左氏傳を講じさせて聞し召されしが、終に其陣中に亡せ給ひぬ。されば文事を好み給ひしのみにあらず、萬事に心を盡し給ひし所おはせしと見えき。此人世にまします事年久しく、又善き人して政を輔佐し參らせば、若しくは室町殿の代中興し給ふ事も有りぬべし。然るに兵亂の中に生長し給ひ、世を知ろし召されし事纔にて亡せ給ひぬ。善からぬ東山殿は世を知り給ふ事久しかりし程に、天下終に亂れしなり。天の其邦家を亡さんとし給ふ時には、善者ありと云へども如何にともすべきやう無き者とこそ見えたれ。譬へば殷に三仁あれど紂王世を亡し給ふが如し。義政の代に天下亂れし事、其根本は驕奢に起れりと雖、事の端と成りしは義教弑せられしに由れり。其後は滿祐が逆罪に由りて義勝の御時に討手を向けられしに、山名入道が一族功ありしかば、其賞祿に多かりき。然るに此入道天性頑惡しく、傲りある氣ありて、畠山が家を亂り、赤松が家の絶えん事を謀りて、終に其婿勝元と不快して、今出川殿を世に立て參らせんと御臺所の御方出せしたり。此人嘉吉の功無くば、如何で斯くまで世を亂る程の勢は有るべき。さ

て又畠山斯波各家督を爭ひし事、亂の端と成りし第一なり。畠山が事は、初〆政長を勝元が贔屓にて宗全方人(かたうど)たり。後には宗全又義就に荷擔して是を立てんとす。斯波が事も、先には家老甲斐內議に由りて望みしかば、貞宗其を用ひて義敏を退け、終には新造の申すに付きて貞親又義廉を退く。又此時義政嗣子して後、實子出で來しかば初の志變じ、勝元は嗣子を惜とせしかば、宗全と舅婿の中も惡しく、畠山も養子の後に實子生れしより其家亂れき。公方も管領も嫡子して後悔の疑せし事共に同じく、山名伊勢が人の家を、或は助け或は傾けんとせし事又共に同じ。されば世の至つて亂る事、人の世繼の事程大切なるは無し。北條が鎌倉殿の嗣を絶ちし事、其後天子の嗣緒を亂りて正嫡を疎め、庶家の支流を分ちて其勢を殺ぎしも、皆是れ世嗣の事にあらざるは無し。孔子春秋を筆削し給ひし初めに、魯の隱公を年に始められしも、世嗣の事より國亂れしが故なり。禮記にも此事を論じ給へり。されば春秋にも世嗣の事を殊に重くし侍り。我朝の古も令の中に繼嗣令を撰み置かれ、近くは我神祖、天下の法式を定め給ひしにも、此事を返す返す仰せ置かれし。是れ全く人臣の家の事のみにはあらず、人君の御事に關れるなり。東山殿の御世の事、則ち是に由りて重ねて亂れしなり。開主自ら邦家を覆へし給ふも、斯様世を亂らんとするも、必ず嗣續の事に起るなれば、能々心得あるべき事なり。○義政の時、天下の政二つに出でし由、應仁記に記るせし所、後醍醐中興の政衰れし事の如し。是れ皆當時御臺所、春日局など內裏に出でと云へども、其事を執り行ひしは皆伊勢守貞親なり。貞親が事記に見えし所詳かなり。且つ別記にも貞親は御所様の御父たり。新造を御母

とぞ申し傳ふ。是程の遺屬無しなれば、天下の御大事可ㇾ出ㇾ來事を顧みずとは記るせり。伊勢の系圖并に小田原にて記るされし舊記を見るに、室町殿御父分たる由見えたり。其餘の物に支證無きか。但し應永五年義滿武家の三職七頭を定められし時に、伊勢ノ守貞行を以て奏者とせられき。貞行が子伊勢ノ守貞國、貞國が子從四位ノ下伊勢ノ守貞親なり。其嫡子兵庫ノ助貞宗後に備中ノ守又伊勢ノ守に任じき。是は金仙寺と云ひて世に重く思ひし人にて、其父には似ぬ人にて有りし。貞親は文明五年正月五十七歲にて卒せし由なれば、應仁の前後は五十歲許にもや有るべき。親元日記などを見るにも、彼が當時の權勢、管領職事も及ぶ所にあらず。扨、義滿在世の職を置かれし事既に誤れるにや。思ふに此職は朝家の藏人の職掌によく似たる事とぞ覺ゆる。藏人と云ふ職昔は無かりしを、嵯峨の御時より置かれしたり。續古事談を見るに、昔平城の御時までは、此國にも朝政し給ひけり。其儀式未だほのぼのの程に、主上出でて南面におはします。群臣百僚各座に接す。四方の訴人、左右無く內裏へ參り集りて、高き机の上に愁へ文の箱と云ふ物を置かれたりければ、卑しの民百姓まで申文を持て參りて此箱に納る。史外記并に少納言など次第に取り上げて其れを讀み申す。群臣も各是れを評定し、主上まのあたい勅定を下さる。愁へ若し左右に有れば則ち聞に及ぶ。申文多くして事の外に日長けぬれば、やがて其座にて供御を參らす。諸卿御膳を下ろして各是れを食ふ。其政若し儀果てぬれば、其後ぞ舞樂御遊なども有りける。君の御心には民の愁を聞し召して御斷りあるより外の大事無かりけり。嵯峨天皇より此方廢れにけり。此君事の外に放逸にして、政を御心に入れ給

はず。されども其儀式は猶ありけり。五位の藏人二人を指して御障子の傍に候へて、議を聽かしめ、群議を聞し召して後に、聞し召して二了聞し召して無シ一成敗せさせ給ひけり。是れ今の職事の始めなり。嵯峨の別業などへ常におはしましける故に、御暇無くして、自ら朝政に逢はせ給はざりけるなりと見えたり。又、職原抄藏人所の下を考ふるに、嵯峨天皇ノ御宇弘仁年中初テ置レ之ヲ、擬ニ異朝侍中内侍等ノ職ニ。彼侍中ハ才俊ニ重任ニ、内侍者宦者之任也。或有ニ卑ム之代、或有ニ貴プ之ヲ時、古來宦者知ルハ事ヲ先賢之所レ譏ル也。唐玄宗以ニ内侍高力士ヲ爲ニ一品將軍ニ。爾降内侍執ニ文武之柄ヲ遂ニ亡ニ其唐祚ヲ一。依テ之ニ執政之官太タ惡ニ宦者ヲ一。本朝ハ不ニ必ズシモ然ラ。弘仁以往、少納言及ビ侍從爲ニ近習守傳之職ト、而此御宇初テ置ニ常所ヲ、と見えし。是等の記るせる所を以て見んに、室町殿の代、伊勢が家司る所は、則ち本朝の藏人、異朝の内侍の職なり。貞親が代に至りて、威福の權彼が掌に落ちて、勢ひ益隆積にて、彼明皇の世に高力士が名ニ與シ章奏ヲ進ニ退將相ヲせしが如くなりきに甚しくしては義政の御父母なりなど自稱するに至る事、彼の唐宋の定策國老、門生天子の禍に異らず。異朝の宦侍と云ふ者は、もと是刑餘掃除の人にて、士流猶是れを鄙しむ事を知れり。此貞親が如きは然らず。桓武平氏の流にて、弓馬の業を家にし、代代の公方に近侍せし者なれば、其禍異朝の宦侍よりは猶甚しかりき。斯かる職掌の者出で來て、謀議に與り威福を恣にする事、治世には無き事にて侍り。是れ皆遠つ世、賢士大夫を見る事を憚り給ふ時に、近習の人して其官傳の職を司らしめらるるより事起りしなれば此流弊遂に天下を覆へす禍に至る事を知られんには、東漢の末、唐の衰へし代の事など併せ按ずべき事なり。

我が神祖斯かる事を能く鑑み給ひしにや、國初には斯かる職をば置かれざりき。凡そは又義滿の時管領四職等を定められしに、天下の大名を引きすぐりて其職に任じ、殊には譜代の家を立てられし。返す返すも大きなる誤と云ふべし。此事皆足利殿の代の初めより有りし事なり。應仁の亂に由りて起る所なり。漢文帝の時賈誼が諫め申せしも、近くは明の建文帝の世の亂も、此事にて有りしなり。後漢の光武、趙宋の太祖は能く此事を心得給ひて、功臣藩鎭の權を收め給ひき。譬へば虎に翼を付くる事の如し。翼無からんだに、其爪牙の利畏るべし。況して其れに翼を付けたらんに、如何でか飛んで人を喰はざらんや。此謂れをば近代織田、豐臣の如きもゆめゆめ知り給はざりしに、我が神祖のみ能く心得させ給ひし御事、誠に千古に卓越し給ひぬ。萬代の後までも從ひ奉り給ふべき御事にや。昔北條が家九代まで保ちしも此心得の有りしとは見ゆれど、其僞せし有樣は皆詐力に出でたれば論ずるに足らず。此外に室町家開國の初めに大きに誤りて、其代の末の亂も又是に由りし事二條あり。されど其事勢を計るに如何にともすべからざる所なり。其一つには、關東八州の事を基氏に分ち與へられし事なり。其後義滿の世、氏滿に奧羽を與へられしかば、鎌倉殿管領の國既に十一個國、其數は少なかりしかど、土地の闊く兵馬の強き、恐らくは日本全國に敵すべし。されば義詮の代より鎌倉を疑ひし程に、其後は常に京鎌倉の間快からず。義敎遂に鎌倉を滅されしかど、東國の者ども數世の舊主を慕ひ、京の御下知をば受けず。又持氏の末子古河殿を取り立て主と成し參らせしより東國先づ亂れて、足利殿の代を終るまで遂に靜かならず。されど義詮不器におはせしかば、尊氏直義

相議して、其業時を立て置かれし事、一義無しとも云ひ難し。事勢如何にともすべからずとは是れなり。二つには幕府を京に開かれし事なり。義詮より此方代代の將軍、都の中に生長し給ひしかば、驕奢管絃の遊にのみ日を送り給ひ、物ごとに華美を好み給ひ、武備殊の外に廢みしかば、ややもすれば強臣の爲に劫(おびや)かされ給ひ、世も又隨ひて亡びぬ。されど足利の世の初には、南帝吉野に渡らせ給ひし程に、自ら北朝の御固めの爲に、都の内に幕府を開かれしなるべし。是又如何にともすべからざるものなり。抑も建都の事は甚だ子細ある由を申し傳へ侍り。我朝には平安城は誠に王者の都にては有りけり。有德の君に非ずしては、一日も保ち給ふまじき地勢にて侍り。されば何れの代の亂にも、京方一日も支へしと云ふ事をば不レ聞。されど桓武帝此京を定め給ひしより此方千五百年が程、動き無き帝都なり。異朝の洛城によく似たる所も侍るにや。其後頼朝の大將は先づ此心得を知り給ひしと見えし。昔源平兩家相並びて朝の御固めにおはせし時、弓馬の術何れ勝り劣りは有らず。保元平治の亂に平氏の勳功ありし事、源氏の人人には勝り給へり。然るに纔か十餘年が程に、其武事殊の外に衰へ、源氏の兵起るに及んで、立つ足も無く、軍一度もれ給ひし事、其家運の盡きぬべき時至れりとは云へども、平家の人人此年月都の内に住み給ひ、公家の人人と朝夕に親み習ひ、武勇の事何時と無く打忘れられしに困れるなり。頼朝此事を遙かに鑒と思ひ給ひしにこそ、六十餘州の中に殊に優れて用ふ武ッの國と申すなる武藏相模の間に居を占め給ひき。されば遙に西を隔てて、高時入道が亡びし日までも、武事に於ては見る所ある事ども侍りき。其後基氏の代代又鎌倉を

保ち給ひしかば、此所は後人の議する所に有らねど、今の代の天下の如く人多く物盛りならんには、猶善からぬ所も有りぬと覺ゆ。其後は織田殿近江の安土を御座所とせられしが、幾程無くて失はれ給ひしかば論ずるに及ばず。太閤秀吉初めは聚樂に住して伏見に移り給ひ、又大坂の城を構へて、子孫萬世の御座所と思ひ給ひしと見えしかど、彼の地も武家の住み給ふべき所とも思はれぬ事ども多し。然るに我神祖東國に移らせ給ひし初め、世の人は鎌倉をこそ御座所と成さるべけれと思ひしに、然は無くて此所に都城を定め給ひ、永世の業を開かれし神謀の程、是れ又前古に超絶し給ひし御事なり。誠に此所は文事武備兼ね全からんには、百代と云ふとも動き無かるべき地勢にては有なり。○今の世、國の蠹害をなす事の東山殿の時より始まれる事ども幾らも有り。此後何れの世にか此流弊を改めらるゝ善政はおはすべき。一つには、此公方は宮室を治め園池を廣め給ふ事を好み給ひき。今も東山に銀閣などの遺跡あるにて知れぬ。されば後來是等の事好める人、皆彼の世の事を思ひ慕ひて是に傚ひしかば、民力を殫し國財を費す事多かり。二つには、此人萬づの物に過奢を好み奇物翫び給ひしかば、其世の工皆心力を盡して造り出だせる翫器多く、今も東山殿の時の物なりと云ひぬれば、世の寶とする物少なからず。是れ富貴の人の奢侈の心を開く媒と成る事多し。三つには、此人天性心匠おはせしが故に、萬づの事に物好きと云ふ事出で來しかば、今に至るまで好事の人物毎に古式を厭ひ、我が巧智を用ひて新奇を競ひぬ。凡そ古禮の廢れ行くと不貲の財を費すとは、皆此物好きと云ふ事より起れり。尤も風俗を敗ると云ふべし。四つには、茶事を好み給ひて、古書古器を多

く緊め給ひて、今の世にも東山殿の御物なりとていふ者は其價殊に貴し。斯かる事は閑人散士の聊か平生を娯むには然るこそ有りなれど、其法樣に難き得の物を求めんとし、有用の財を盡して、士大夫の如きも牙儈の事に習ひて廉潔の風を敗る。五つには、此時驕奢の餘、天下の財賦に盡き果てしかば、刀劍の價を定めけるを其價の高下を以て、奉公の淺深に從ひ、其賞に充て行はれし、其習はし今に殘りて、君上に奉る物にも先づ其價を論ずるに至れり。いとあさましき事とぞ覺ゆる。是等の五つを初めて、後代の人奢侈を好む心生じ、國家の財を費し、士君子の風俗を敗る事、彼の治世四十九年が中に出で來て二百餘歲の今に及べり。書の五子の歌に、內作ニ色荒ヲ外作ニ禽荒ヲ甘ジ酒ヲ嗜ミ音ヲ峻クシ宇ヲ彫ル墻ニ、有レバ一ニ于此ニ未ダ或ハ不レ亡ビと見え、伊訓には、敢有ラバ恒ニ舞フ于宮ニ酣ニ歌フ于室ニ、時レヲ謂フ巫風ト、敢テ有ラバ殉ジテ于貨色ニ恒ニスル于遊畋ヲ、時レヲ謂フ淫風ト、敢テ有リテ侮リ聖言ヲ逆ヒ忠直ニ遠ザケ耆德ヲ比スル頑童ニ、時レヲ謂フ亂風ト、惟レ茲ノ三風十愆、卿士有ラバ一ニ于身ニ家必喪ビ、邦君有ラバ一ニ于身ニ國必亡ブと見えし。誠なるかな。是等の事、身に一つ有りてだに、家を喪ひ國を亡しつべし。況してや此公方には一つとして缺くる所も無くおはしければ、世の亂れしも理りなれ。實に天の成せる禍にはあらず、自ら成せる孽の逭るべからずと云ふべし。然るを今の人尤に傚ふの故を知らずして、唯だ其風俗を思ひ慕ふ事如何なる謂れにや、心得難し。

義材は今出川入道大納言源義視が子なり。前職四年、再任十四年、義政に背きて後、明應元年、八月兵を帥ゐて江州の六角高頼を討ちて三井寺に陣す。高頼甲賀山に遁る。義材歸京す。二年二月河内に向ひ、島

山上總ノ介義興を討つ。管領畠山左衞門ノ督政長從ふ。（按ずるに、義豐は義就が子なり。政長義就は兄弟の列なれば、義豐が爲には伯父の列なり。義就も今年卒せしと云ふ。）四月義材正覺寺に陣す。義豐は譽田に陣し、密かに細川が家人三好二郎左衞門之長に通じて細川が加勢を乞ふ。之慶（之長が子）主人右京ノ大夫政元を勸めて義豐に同ぜしむ。義豐正覺寺を攻むるに及びて、政元是を助けて同じく攻む。畠山政長討たれ、其子尾張ノ守尚順は紀州に走り、義材捕はれたり。斯くて政元伊豆ノ國より政知の男義通を迎へて主とす。其年六月、義材潛かに逃れて越中に赴き、其れより又周防に行き、大内が許に寄る。

義澄初ノ名ハ義通、政ハ義高ト、堀越殿の男、政元が爲に被レ立テ、在職十四年。（于レ時十五。）明應二年伊勢新九郎入二相州一取二小田原ノ城一。六年九月古河成氏卒ス。（六十四）其子政氏立ツ。左馬ノ頭たり。九年九月後土御門ノ院崩ズ。（五十九）在位三十六年。亂世の最中にて御葬の料無く、四十日餘内裏ノ黑戶に置き參らせ、十一月葬ル。後柏原ノ院踐祚ス。（先帝太子、三十七歲。）永正元年十月山ノ内の上杉顯定と扇ガ谷の上杉朝良と河越にて戰ふ。二年和睦す。此時北條早雲、其子氏綱父子武州へ出でて、其威關東に振ひしかば、兩上杉相共に北條を防ぎ戰ふ。四年六月廿三日ノ夜、細川右京ノ大夫政元其下の爲に被レ殺サ。（四十二）是は政元ノ家人香西又六と云ふ者反謀ありて、政元が右筆戶倉と云ふ者に賂ひて窺はしむ。政元愛宕精進の爲とて、今夕浴室に入りしを戶倉殺せり。近習に波波伯部と云ふ者出で合ひしを、是をも一刀刺して逃げ去る。波波伯部は死なず。政元外法を修して子無し。下屋形讚岐ノ守元勝が子六郎澄元を養子とす。（系圖には、讚岐ノ守義春が子と有り。細

川が家四國を領せしに、頼之より以來其流は管領たれば、在京して上屋形と云ふ。頼之が弟左近ノ將監詮春が後は讃州、阿波ノ守滿之が後は阿州に在國せり。是を下屋形と云ふ。）澄元、義澄を奉じて江州に奔る。香西等相議して、政元初メ九條關白尚經ノ末子を養ひ九郎澄之と名乘らせしを取り立て、嵐山に城を構へ籠る。七月澄之兵を引きて上洛す。三好筑前ノ守長輝等兵を發して、攝州より上り京に入る。八月香西と戰ふ。淡路尚春元を輔けしに遂に戸倉を討つ。香西矢に中り死し、其黨破れ、九郎澄之殺され、洛中靜謐す。澄元管領と成る。（十六歳）是より三好驕る。

按ずるに、勝元始め子無くして舅山名入道が子を養ひ、實子政元生れしかば、養子を僧と成せしより、山名と心よからず。山名義政の御臺所に頼まれ義尚を保護し、澁川、畠山が家督を爭はしめて世を亂る。是れ義視には勝元が補佐する所なれば、先づ勝元が黨を去りて後、勝元をも亡し義視を誅せんとの事と見えし。さて政長が義就にたをしなめられし時、勝元忍びて是を救はず。世には義政の旨を承けて後を助けずと云へども然かにはあらじ。其時は義政義視共に山名入道が陣におはしければ、忍びて時を待ちしなり。政長が兵敗れて、義就家を領りたりしかば、山名が黨の志を得て奢りし隙を窺ひ、やがて義政、義視を己が陣に取りたり。されども義視は初めより己が補佐する所なれば、義政の疑ひ有らん事を察しければ、計りて義尚をば伊勢へ奔らしむ。且義政、山名に心を寄せ給ひしかば、やがて主上、上皇を取りて陣中に置き參らせ、若し義政違變あらば、天子を挾んで戰はんとせしなり。其後義視を伊勢より迎へしに、又讒說ありしかば、義

視を再び山名が陣へ奔らしめ、義政義視兄弟の爭ひの如くに成し立てて、山名と相戰ふ。是れ皆君の爲にせし所にあらず。已と山名と私の讐に主を劫かして其陣に囚へ置きしなり。其れのみならず、兩帝を取り參らせ、上皇終に陣中に崩じ給ひき。斯くて數十年の間は細川偏へに公方の御方の如くなれば、勝元死し山名も死せし後、代代管領の家たる故、其子政元父に繼ぎしなり。政元管領と成らざりし時、義興と心を合せて政長を討ち、主の公方義材を捕へ、義政の約せし旨ありとて義通を伊豆より迎へ、さてこそ管領には成りけれ。其時義材不君たれば是を廢し、義政の約せし如く義通を立つと世には申せしかど、實は義材政長を失ひ、擁立の功を以て管領たらんとの詐謀なり。本意の如く管領たる事十五年。威福を擅にせしかど、已れも又逆臣の爲に殺され、爰に於て勝元が血脈絶えて、政元が跡大きに亂れ、澄元澄之兩人相爭ひし事、政元が義政の跡を亂りしに少しも違はず、遂には其家を滅しき。天の報應尤も明かならずや。

義尹重職〔則ち義材なり〕文龜元年官職を停めらる。是れ義澄政元が請に由りし成るべし。周防に在る事十六年、〔明應二年より〕大内 助を賴み名を義尹と改む。永正五年正月義興京の亂を聞きて義尹を取り立てて、九州中國の兵を催して上洛すと聞えしかば、管領細川右京ノ大夫澄元阿波へ奔る。將軍義澄江州へ奔りて佐佐木を賴む。四月義尹義興和泉の境に至る。五月三好長輝入道喜雲阿州より攝州へ渡り、細川佐佐木が兵と共に義興と戰ひ、打負けて父子三人京の百萬遍の寺にて自殺す。六月義尹入洛ス。七月再ビ任ズ將軍ニ。大内ノ介管領と成る。六年十月廿六日ノ夜半盜幕府に入る。義尹自ら防ぎ戰ひ九瘡を蒙る。同月兵を江州へ差向

く。七年二月京勢敗る。同月上杉顯定、家人長尾爲景が爲に越後にて死す。（五十七歲）此人十四歲にて越後より鎌倉へ赴き、關東を領する事四十餘年。子無くして古河成氏の子顯定と憲實が孫憲房を養子とす。八年八月前將軍義澄江州岳山にて薨ず。（三十二）法住院殿と申す。此月、細川右馬助政賢（勝元叔父右馬頭道持賢が孫）西國東國の勢を催し京を攻めんとす。義尹義興丹波に奔る。政賢京に入る。義尹兵を集めて歸洛し、舟岡山にて合戰、政賢敗死す。九年義興叙從三位、軍功に由りてなり。十年三月義尹江州に向ひ軍敗れ、五月歸京す。名を義稙と改む。十二年、北條早雲三浦介道寸（陸奧守）其子新井惡七郎義意（彈正少弼）をほろぼし、兵威強く成りて、兩上杉漸く衰ふ。十五年八月大內左京大夫義興職を辭して歸國す（在京十餘年）公家武家の事を執り行ひしかば財盡きて歸ると云ふ。此頃公家武家同じく衰微し、京師荒れ果てり。公家の人人義興を賴みて迪連彼國へ赴く有り。又國國の大名を賴みて下向の人人も多し。十七年細川澄元と高國と戰ひ始まる。初め政元子無かりしかば、故管領右京大夫賴元が二男右馬頭滿國が曾孫民部少輔政春が男高國を養ひ、又九條殿の末子澄之を養ひしかど、皆政元が心に不叶、さてこそ澄元をも養ひてけれ。されば高國と初めより澄元とは間快からず。澄元、義興が歸國を聞きて、阿州より兵を發し高國と戰ふ。高國敗れて江州に奔る。再び兵を引きて上洛す。是は義稙澄元と心を合せ高國を討たんとし給ふ由聞えしが故なり。（義稙の斯く有りしは、高國やうやう逆節ありしに由りてなり。）澄元播州に奔り、三好之長京師曇花院にて擒となる。此年【永正十七年】六月澄元阿州にて卒す。（廿六歲）舍弟晴元を嗣とす。大永元年三月廿三

日帝【後柏原】即位す。是れ公家武家共に衰へし故、踐祚より此方廿餘年を經るなり。大禮延引、三條逍遙院入道の計らひにて、本願寺より御即位料を調進せしかば禮行はる。此賞に本願寺代代門跡に准ぜらる。同月廿五日、【大永元年三月】義稙京を落ちて淡路の國へ赴く。是を嶋公方と云ふ。（復職の後十四年に及ぶ。）此年十月元長囚を免れて、阿州に歸る。

義晴は義澄の子。（一説に義稙の猶子と云ふ。）治世三十年、細川右京ノ大夫高國播州より迎へ、大永元年六月入洛す。十二月義稙の官職を停めて、義晴任將軍す。（十一歲）高國管領たり。入道して道永と號し、又常桓と云ふ。三年四月義稙阿州撫養にて薨ず。（五十八）子孫今に有り。平島と號す。諸將相議して義榮を嗣とす。

三好家譜に、此時諸將は義持の弟義國を立てんとするに三好、元長、義榮を立つと見ゆ。大系圖には、義榮と云ふは、義晴の弟義維の子と記るせり。何れも不審、義持の弟に義國と云ふ人無し、縱令是れ有りとも、此時まで存生たるべきにもあらず。又義榮の父義維と云ふ人義晴の弟たらんには、此時義晴さへ十一歲なれば、其弟は猶幼なかるべきに、子の有らんやうも無し。其上三好記を見るに、義榮永祿十一年に五十八歲と見えたれば、大永の三年には十三歲なり。誰人の子なりしにや。若し又義維の子たらんには、義維と云ひしは義稙の弟か。義澄の弟かにて有りしなるべし。

大永六年高國讒を信じて、家人香西四郎左衞門光重を殺しければ、其一族皆叛く。此時に乘じて元長兵を

阿州に起して攝州に渡り泉州に至る。高國、將軍の仰せを承りて、越前の朝倉、若狹の武田、江州の六角京極等の兵を召す。七年【大永】二月三好が兵と京にて合戰利あらず。三月元長自ら義維晴元に從ひて堺に至りしかば、兵勢大に張り、高國が諸城皆落ちて、伊丹一城殘れり。高國兵をして伊丹を援ひ、自らは東寺に陳す。元長丹波の波多野孫右衞門、河内の遊佐河内守と謀を通じ、四國の兵を召して高國を攻めんとす。（此時波多野は但馬丹波の兵一萬二千、遊佐は畠山が兵を引き來る。波多野は香西が兄と云ふ。）高國元長と和を講ず。享祿元年正月和既に成りしかば、佐佐木、京極、朝倉等の兵皆皆歸國す。高國元長が偽和せし事を聞きて伊勢に奔り、北畠植親を頼みしかど不レ許、江州に行きて佐佐木高頼を頼むにも不レ許、越前に行きて朝倉を頼むにも許されば、北海を渡りて出雲に行き、尼子を頼みしに是も不レ許。終に備前に行きて浦上掃部頭を頼む。是によりて義晴も京を落ちて江州に奔る。朽木民部少輔稙綱が許に在り。晴元は堺に在り。二年山崎に於て柳本彈正（香西が弟）伊丹兵三郎私の戰ありて伊丹死す。伊丹は三好が縁者なれば、三好の者ども是を救はんと京より兵を發すと聞きて、柳本は牧方に奔る。晴元彼に援兵を遣はす。元長是を恨みて阿州に歸る。晴元、柳本をして兵を掌らしむ。伊丹城を落せり。三年の冬、晴元前非を悔いて元長を呼ぶ。晴元、弟持隆と元長と共に兵を募る。（元長攝州に歸りしを窺ひて、高國兵を起せし故なり。）十一月高國攝州に渡り晴元が兵を討つ。晴元が將藥師寺敗れて降れり。四年の春元長攝州に渡りて晴元を助く。六月元長、高國と天王寺邊にて大に戰ひ、高國敗れて尼ヶ崎に奔る。元長をして追ひて戰ふ。高國免せざる事を知りて廣徳寺に入りて自殺

す。（按ずるに、高國管領たる事十一年。一說に民家に隱る。大なる壺の中に在るを見出だして殺すと云ふ。）天文元年正月三好が一族京にて柳本彈正が子甚四郎を殺す。是は伊丹が讐を報ゆるなり。晴元大に怒りしかば、元長入道して罪を謝す。（薩摩ノ守海雲なり。）義維并に持隆等異見せしかど、晴元不ㇾ聽。六月廿二日終に海雲を殺す。（六十八歲）入道が妻三人の子を將へ阿州に遁る。（此時長慶は十一歲なりと云ふ。）二年二月一向門徒泉州界を討つ。晴元の戰ひ利無くして淡路に奔る。門徒堺に入りて住す。三月門徒伊丹を攻む。木津長政京の日蓮宗を催して是を救ふ。門徒等敗れて死する者多し。四月晴元阿州の兵を卒して兵庫に歸り、池田の城に入り諸將して堺に向はしむ。門徒大坂に築きて守る。五月大坂を攻む。門徒降る。其後晴元京に赴き、義晴を朽木より迎へて管領と成り、右京ノ大夫と名告る。（一說に、天文元年、義晴を迎へ管領と成り、其後海雲を殺せしと云ふ。）八月又大坂の門徒兵を起す。五年【天文】二月卽位の禮行はる。（文永六年、後奈良院三十一〔イ一ナシ〕歲にて踐祚ありしより此年まで十一年大禮行はれずと云ふ。）今度の料は大內ノ介義隆（義興の子）調進せり。六月、中納言藤原兼秀勅使にて周防に下向す。左京ノ大夫義隆を太宰ノ少貳に補せらる。七月、叡山の衆徒大に起り、京中に亂れ入り放火して、日蓮宗を討つ。洛中大半燒けたり。是は日蓮宗、門徒を破りし後殊の外に驕りしかば、叡山の僧惡みて討ちしなり。八月三宅出羽ノ守國村、其主高國が子晴國を殺す。是は近年大坂の門徒兵勢張りて屢利を得しかば、晴國彼等に謀を通じて兵を起さんとす。晴元が將斯くと聞きて、先づ大坂を攻めしに戰ひ利ありて、此處彼處破りぬ。國村斯くては謀成り難しと思ひ

て、晴國を殺し罪を遁れんとせしとも云ひ、又己が志を立てんとせしを、晴國許さざりしかば殺せしとも云ふ。此年大坂の門徒大に起りて義明所所に戰ふ。六年十月、御弓御所右兵衛佐義明、北條氏綱が爲に討たる。初め古河ノ成氏の子左馬頭政氏、（家繼ぎて古河に在り）三男あり。長子ハ高基、二子ハ義明、三子ハ基頼と云ふ。彼の父子兄弟不快の事ありて、義明は奥に下る。政氏は高基に家讓りて關宿の城に在りて享祿四年七月卒しぬ。政氏高基父子の合戰は永正四年の事なり。其故如何なる事にや詳かならず。）其頃上總ノ國の守護武田豐三入道恕鑑（眞里谷三河ノ守なり）同國の原次郎と爭論の事あり。原は千葉が一族にて家人なり。千葉彼に加勢しければ、武田勝つ事を得ず。謀を廻らし義明を奥より迎へ取りて主としければ、上總、下總、安房の國人等馳せ集り、其勢ハ國に振ひし程に、三年が内に原遂に打負けぬ。義明やがて彼が御弓の城に移りしかば、御弓の御所と云ふ。義明如何にもして關東を討ち隨へ、鎌倉の跡を起さばやと思ふ。此折節、北條氏綱（早雲の子）伊豆相摸を打隨へ、上杉と武藏の國を爭ひしに、古河殿彼に結び上杉を滅して、數代の恨みを散せんとや思はれけん、彼が娘を子息晴氏の室とせられき。（晴氏は高基の子。）斯くて義明の兵威次第に強く成りて、古河殿の御爲も善からじと聞えて、晴氏は氏綱が加勢を乞うて義明を滅さんとせられしかど、氏綱、上杉と戰ふ最中なれば、彼と御弓に使者を參らせ、其下風に從ひけり。斯くて今年天文六年十月、氏綱御弓に迎ふべしと聞きて、義明舍弟基頼并ニ御曹司を始めとして、安房ノ里見（義弘）が軍勢を催して、鴻ノ臺に打出で、小田原ノ勢を駈け破り、御方を待ちて居たりしを、三浦の城代横江神介忍び寄りて射ける矢に

中り馬より落ちしを、松田彌三〔刊次〕郎首を取りたり。義弘が陣も敗れて引き返す。逸見山城入道深手負ひながら御弓に歸りて義明の若君をば落しけり。（按ずるに、青連川御所の細頼純は義明の子と云ふか。思ふに基頼の子なるべし。）九年十月細川氏綱（氏綱は高國が子なり、實は右馬ノ頭尹時が長男）泉州堺を圍む。晴元城に據りて防ぐ。城中討たるる者六百餘人。阿州に使して長慶が加勢を乞ふ。長慶此時十九歳、持隆が兵を司りて隣國に名を顯せしが故なり。長慶は其父海雲を殺されし恨み有れば、晴元助くべしとも思はざりしに、舍弟越後ノ守（實林が事か）諫めしに由りて、自ら兵を引きて兵庫に渡り、越水の城に入る。神左郎政長入道宗三（長輝入道喜雲が第五子）是を迎ふ。宗三と共に氏綱が軍勢と戰ふ事度度に及ぶ。十五年十二月義晴其子義藤を具して坂本に赴き、日吉神主樹ノ下が家にして義藤元服す。（此時細川三好が亂にて、京都騷がしかりしかば、此處にて行はる。）管領代として佐佐木六角彈正ノ弼定頼四品に敘し、加冠の役たり。廿日義藤將軍に任じ、（正五位ノ下左馬ノ頭）義晴は右大將に任ず。十六年七月晴元上洛す。晴元氏綱（細川）が兵河内にて相戰ふ。（一說、廿年三月、晴元并に三好一族京に寄せんとする故に、將軍父子北白河の城に籠る。四月、晴元四國勢を率ゐて東山に陣し、北白河邊に放火して攝州へ歸る。七月入洛す。相國寺に陣す。佐佐木定頼は晴元が舅なれば、晴元に組して北白河を攻む。將軍父子城を燒きて坂本に奔る。晴元罪赦されて坂本に參り見參すと云ふ。）十七年十月長慶宗三〔了入道アリ〕父子と快からず、（宗三攝州一藏ノ城に在り。勝政榎並の城に在り。宗三は昔元長を讒殺せしと云ふ。又此度長慶逆謀ありと晴元に申せしに由れりと

云ふなり。）十八年三月長慶、遊佐河内ノ守長教と兵を合せて宗三を討つ。晴元京を出で攝州に來り、多田ノ一藏ノ城に入る。佐佐木定頼も晴元を援く。六月長慶宗三と戰ふ。宗三打負けて江口にて自殺す。晴元丹州に奔る。佐佐木が兵戰はずして退く。將軍父子亂を避けて東坂本に奔る。十九年春長慶入洛すべしと聞えて、前將軍如意ヶ嶽に城を構ふ。三月義晴新城に移らんとて坂本を出づ。病急にして穴太山中に留まり、五月遂に江州穴太にて薨ず。（四十）義輝比叡辻寶泉寺に移り、晴元定頼警衞す。

義輝初名は義藤、治世十六年。十九の年家を嗣ぐ。其年（天文十九年）十一月長慶入洛して、東山阿彌陀峰に陣す。兵を分ち三井寺に陣し、大津を燒きて京境を塞ぐ。義藤は寶泉寺を去りて朽木に移らる。廿年正月長慶京に入る。二月兵を分ち江州志賀の晴元が陣を討つ。大に利あり。此年八月大内が家人陶尾張ノ守晴賢反して周防山口に向ひしかば、義隆敗れて石見の吉見正頼を憑むとて落ち行くを追ひて、九月長門の深川大寧寺にて自殺す。四十五歳なり。此時二條前關白尹房、三條前ノ左大臣公頼、左中將藤原ノ良豐等も殺され給ひ、中納言藤原ノ基賴、右兵衞ノ督藤原親世は髮を下ろして遁げ去る。義隆在世の日、中國六州より御料の白銀千貫目づつ每年獻ぜらる。然るに其家人の爲に失はれしかば、陶追討の勅頻りなりしかど、將軍も三好も容易く討つ事協ふべしとも見えず。されど陶も勅勘を恐れ、義隆の甥大友新太郎義統が弟右京ノ太夫義長を立てて大内の世繼とす。此時大明勘合の印失せて、日本大明の往來止みしより、西蕃の天主教傳はりしと云ふ。〔匡〕義隆記ニハ陶尾張守隆房美作守通譯入道が養子ナリ。相良遠江守武任善書ノ人ニテ右筆ノ事ヨ

リ出頭シテ權ヲ執レリ。隆房ガ子無カリシカバ[　]ガ子ヲ養子ニ立テシメントス。隆房用ヒズ。是ヨリ讒ヲ構ヘテ隆房ガ所領三千貫ノ地、南都東大寺ノ復領アリシヲ還補シ給ヘト勸ム、其時彼ガ愁訴ヲ申シ始メシカバ、三人謀ヲ合セテ天文十九年九月十九日武任ヲ討タントス。義隆是ヲ聞キテ兵ヲ集メテ陶ニ事ノ由ヲ問フニ其事無キ由ヲ陳ジケレドモ、武任ハ其夜出奔シテ筑前ニ奔ル、義隆ノ怒リ不レ止マケレバ、陶モ富田ヘ十一月ノ始ニ在國セリ。義隆、大友ト謀リテ陶ヲ誅セラルベシト聞エテ二十三四日ヨリ山口騷動シ、二十八日兵ドモ集リ、杉、內藤モ同ジク反スト聞キテ義隆驚キケリ。兵ヲモ持チシ者一人モ出頭セシ事無ケレバ、大將ト稱シテ出ヅベキ人モ無ク、評定一決セズシテ、其日未時バカリニ法泉寺ニ引キ籠ル。要害ニ據ラントセシニ隨ヘル三千ノ兵夜ニ入リテ悉ク陶ニ屬ス。二十九日陶、杉、內藤ガ兵五千法泉寺ヲ圍ム。二條殿調和アリテ義隆卿ヲ御曹司ニ讓ラルベシト有レドモ不レ聽。晦日、二條殿義隆父子長州岩永ヘ奔ラントスルニ、風逆ニシテ大寧寺ヘ漕ギ戾リ、死ニ隨フ者纔ニ十人ト云フ。義隆卿ノ師飛鳥井大納言雅俊、堯刑和尚、有職日野大納言資定、蹴鞠大納言雅秀、郢曲持明院中納言基親、衣紋冷泉入道、管絃東儀內竪圖兵部、禪風紫野玉堂、儒書外記清三位官務伊治等ナリ。舞、猿樂、犬追物バカリニテ、弓馬ノ道疎クシテ、家ノ老若此事ヲ歎キツツ、無益ノ百姓出頭ナリ、當家ノ武士ハ廢リナント歎ク事限リ無カリシ。」とあり」

廿一年【天文】正月長慶が申すに由りて義藤歸洛あり。晴元入道して不レ來ラ。（堅田より出奔す。）二月細川二郎氏綱阿州より上洛す。三月右京大夫に任す。是より三好、細川に代りて天下の權を執れり。長慶は洛中叢

內南海の事を掌りて攝州に住して、其家人松永彈正ノ忠久秀を京に居らしむ。此年上杉管領憲政、北條氏康が爲に上野平井の城を落され、越後ノ國に遁る。其子龍若丸は生捕られて殺さる。是より先き天文七年、扇ヶ谷の上杉五郎朝定（修理ノ大夫朝興の子）は氏綱（北條）に打敗られ、今年山ノ內も氏康に滅さる。兵部少輔房顯が代、享德三年より古河殿ト戰ひ始まりて、顯定、憲房、憲實、憲政五世に傳へて、此年天文廿一年まで九十八年にして亡びたり。（古河殿は成氏の曾孫左兵衞督晴氏の時なり。）廿二年二月三好之虎（豐後ノ守實休）其主細川持隆を弑す。是は持隆が世田貞之、晴元と謀を通じて、之虎を謀ると聞えしに由りてなり。七月將軍晴元を京に召す。晴元が軍勢皆入洛す。八月長慶大兵を引きて入洛し、將軍靈山の城を攻めんとす。義藤山門に奔る。（一說に、晴元と共に丹波へ落ち、十餘日の後歸洛せりと。）廿三年二月義藤改ノ名ヲ義輝ト。長慶丹波に向ひて波多野が諸城を落す。又淡州に渡りて兵を催し播州に向ふ。弘治元年正月播磨の國人等降る。此年毛利元就、陶入道全姜を討つ。元就、義隆が爲に陶と戰ふ事年を經て、今年十一月遂に是を討亡ぼし、長門周防を平ぐ。三年九月後奈良崩ず。在位三十一年。（六十二歲）正親町院踐祚す。（四十二歲）永祿元年五月義輝晴元朽木より坂本に進發し、長慶越水ノ城より京に入り、所所に要害を構へて芥川に備ふ。（一說、今年朽木へ沒落して、九月に坂本より進發すと云ふ。〇芥川には義長在城す。）此月九日、長慶が將松永等白川にて義輝の兵と戰ふ。義輝の將細川持賢に討たるゝ者百餘人。十日將軍如意ヶ嶽に陣す。佐佐木義賢來り助く。長慶が兵進み攻めんとす。義賢和を請ふ。三好が將等、越水に其由を告ぐ。長慶が諸弟の兵悉く會す。和議成る。十一

月義輝、將軍山の陣を去り相國寺に入る。長慶來謁す。十二月義輝二條本國寺に移る。二年長尾景虎入洛して將軍に見參ス。此年長慶、畠山高政を助けて彼に背きし家人等を討つ。（高政は畠山右兵衛ノ督其國が二男修理ノ太夫滿則が曾孫たり。）又高政と議して細川氏綱を淀城に移し住ましむ。三年正月即位ス。毛利元就御料を獻ず、大膳ノ大夫に成され、菊桐の御紋を賜る。後に陸奥守に成さる。五月今川治部ノ大夫義元、尾州桶狹間にて織田上總ノ介信長に討たる。六月長慶、高政不快の事出で來て戰ひしが、高政利無くして降る。四年長慶上洛、正旦を賀し（正月三日）義長も相續ぎて參賀す。（正月四日）二月長慶が家に御成の事を申す。義輝許し給ひしかば、義長父に代りて假屋形を作り、三月晦日に將軍入御ス。細川氏綱も來り賀す。四月、晴元力盡きて和をこふ。長慶許して攝州普門寺に移し置く。（一說に、永祿元年、義輝、三好と和し給ひし時、晴元を芥川に捕ふ。年經て死すと云ふ。）畠山高政は佐佐木義賢に謀を通じて長慶を討たんとす。大和紀伊の兵是に隨ふ。長慶兵を和泉國に差向け是と戰はしむ。此年の春、上杉輝虎小田原に攻め入る。去年より近衞關白前嗣公を越後に迎へ小田原へも具し參らす。關東の侍背く者多かりしかば、やがて歸國す。九月武田と川中島に戰ふ。（前關白公は來年歸洛ス。前久と名を改めらる。）五年三月、三好實休（去冬阿州より尼ヶ崎に移り來る）高政と泉州久米田に戰ひ敗れて自殺ス。三好が兵悉く潰ゆ。高政が兵盛に成りしかば三好が諸城皆降る。安宅攝津ノ守冬康は岸和田ノ城を去りて淡路に退き、五月四國の勢を催して兵庫に渡り、義長久秀等と兵を合せ、阿州に進み高政と戰ひて是を敗る。高政が兵討たるる者多し。佐佐木　筒井戰はずして引き退く。六年三月細川晴元攝州

にて卒す。八月三好義長攝州芥川ノ城に死す。(二十五歳)松永久秀が爲に毒殺せらるると云ふ。長慶が二男義繼を世嗣とす。(義繼實は十河一存が子。)十二月細川右京ノ大夫氏綱淀ノ城にて卒す。此年里見義弘父子、北條氏康氏政父子と武州國府臺に戦ひて里見敗る。毛利元就、雲州富田ノ城を落し尼子義久降る。弘治二年より今年まで七年が間戦ひて、毛利遂に勝ちぬ。是より毛利十州〔安藝、周防、長門、備中、備後、因幡、伯耆、出雲、隠岐、石見〕を併せ領し、豊後の大友、備前の浦上と戦ふ事止まず。七年五月四日、松永久秀河州飯盛城に來り、冬康逆意ある由を長慶に告ぐ。九日長慶、冬康を呼ぶ。十二日冬康に來れるを殺す。七月長慶死去る(七十二歳)秘して喪を發せず。此年、信長美濃を攻め取り、齋藤龍興が一族を滅して、尾州清洲より岐阜ノ城(濃州)に移り住む。八年五月十九日三好左京ノ大夫義繼并に松永彈正忠久秀が子右衛門ノ佐久通等公方の御所を圍む。義輝自ら防ぎ戦ひて、遂に火を放ちて自殺す。(三十歳)將軍の弟一乘院門主覺慶、鹿苑院周暠を計り呼びて殺さんとす。周暠討たる。覺慶ハ春日山を越えて近江に奔る。佐々木義賢入道承禎に據りて還俗し義昭と號す。斯くて三好山城ノ守康長等に松永が異心ある事を知りて怨有りしを、義繼密かに諫めしかば、義繼、松永と心を同じくする事を察して、義繼を高屋ノ城に擒へぬ。松永長頼入道聞きて、畠山高政と心を合せ康長等を討たんとす。九年正月阿州の兵康長等を助け來る。久秀、高政等ハ度々に敗れて和を乞ふ。義繼ハ高屋の城に在るが故なり。斯くて此月、長慶が死せし事を披露す。義榮阿州を出でて淡路に渡る。篠原[illegible]守長房先陣し、久秀が城どもを攻め落して使を參らせしかば、九月義榮攝州に渡りて越水城に入る。十二月同國

普門寺ノ城に入る、やがて從五位ノ下左馬ノ頭に任ず。十年三月義繼密かに高屋ノ城を出で久秀が陣に奔る。四月久秀、義繼を具して多門ノ城に移る。義繼やがて畿內の兵を催して山城ノ守康長等を討たんとす。五月康長和州に向ひ東大寺に陣す。十月十日久秀東大寺を燒く。康長敗れて奔る。此年義昭越前へ移らる。義輝の御事の後、義昭は近江ノ國甲賀郡和田和泉ノ守秀盛が家に遁れ、其れより同國矢島ノ鄕に移り、九年（永祿）の秋までおはしけるに、佐佐木承禎、三好退治協ひ難き由を申し、剩へ心變ずと聞えしかば、若狹の武田大膳ノ大夫義統を頼みて彼の國に赴き給ひしかど、分內狹くして御本意を成させ申す事協ふべからず。朝倉も緣者なればとて、大館治部ノ大夫晴忠を以て御頼みあり。義景畏みて朝倉孫八郎景鏡を迎へに參らす。やがて式部ノ少輔に成されて、九月晦日若狹を立ちて敦賀ノ城に移らる。此年は雪深く成りぬ。春を待ちて一乘谷へ迎へ入れ申さんと云ひしに、明くる十年三月加賀の一族起りしかば、十月までは敦賀におはしまし、廿一日に敦賀を御立ち有りて、一乘の安養寺に入り給ふ。義景奔走云ふばかり無し。十一年正月義繼は義榮の命に由りて山城の津田の城に移る。

義榮（よしひで）十一年【永祿】二月、征夷大將軍に成さる。勅使普門寺に下向す（此時義榮五十八歲なり。）三月義昭執奏して義景が母を二位に叙す。四月二條關白晴良公義昭を訪らはんとて下向す。義景饗應の儀ありて五月歸洛す。六月の末、義景嫡子阿若丸俄に死す。斯くては義景を頼みて上洛も協ひ難しとて、信長を頼まるべき由なり。義景再三止め申せしかど、七月の末一乘谷を立ち給ふ。義景御送りに參るべしと有りしかど、此程の

愁に心地さへ好からざりければ、多くの兵を御供に參らせて、近江の境に至る。信長よりの迎への者餘湖の莊まで來りて御供せしかば、義景の兵に歸れり。義昭やがて岐阜に入らる。八月信長江州に向ひ承禎に使して、三好追討の事を議す。承禎不レ許さ。九月承禎が箕作和田等の城を落す。承禎父子觀音寺城を捨てゝ奔る。江州の諸城皆落つ。義昭江州守山に至る。やがて義昭信長と共に入洛。(義昭ハ清水寺、信長ハ東福寺。)九月攝州に向ふ。細川六郎(眞之とあり)三好の者どもを(長房とあり)義榮を供して四國に赴く(一說に、此月京にて義榮腫物にて死すと有り、不レ審。)攝州悉く平ぎしかば、十月初、義昭信長軍を班して芥川城に入る。三好左京ノ大夫義繼、松永彈正ノ忠久秀等來り降る。信長、久秀、藤孝等と相議して、高屋ノ城に河内半國を畠山高政に、若江ノ城と河内半國を三好義繼に(二ノ攝州アリ)、芥川ノ城を和田伊賀ノ守惟政に、伊丹ノ城を伊丹兵庫ノ頭に、池田ノ城を池田筑後ノ守勝政に、大和一國を松永久秀に、山城勝立寺ノ城を細川藤孝に與へて歸洛す。

按ずるに、信長の此擧更に心得られず、義輝を討ちし逆賊の降を容れて、且つ賞するに國郡を以てす。さらば此度の軍は何の爲の事なりしにや。

義昭十一年十月十八日將軍に任ず。(左中將從四位ノ上。)十一月、近衞關白前久武命に違ひ停職。十二月三好山城ノ守泉州にて兵を起し、義繼が家原の城を落す。按ずるに、三好譜に康長政勝と記して、其名を記さず。安土日記に三好三人衆と記して、山城守日向守爲三と有り。又譜に長房政康と云ふ有り。思ふに康長は

山城守なり。日向守を政康と記るせり。政勝とは爲三なるべし。系圖には因幡守一任入道爲三と見えたり。又下野守入道釣閑齋あり。此兄弟は宗三の子と見えたり。長房と有るは下野守が事か。）十二年正月山城ノ守、日向ノ守、泉州を出でて京に入り東福寺に陣す。義昭本國寺に移る。三好和田は池田伊丹に牒し合せて義昭を攻めんとす。三好兵を分ちて本國寺を攻む。桂川の邊にて義繼、惟政と戰ふ。（六日の事なり。）義繼池田が兵敗れしかど伊丹が戰ひ利を得しかば、山城守兵を收めて引き返す、信長變を聞きて上洛し、二條の御所を造りて義昭を移し置き、五月歸國す。木ノ下藤吉、村井春長を留めて京を警衛せり。八月信長伊勢に向ひ、北畠具教父子を大河內ノ城に圍む。是は承禎と心を合せ信長の上洛を遮きらんとせし故なりとぞ聞えし。九月國司の諸城落ちて和を講じ、信長二男信雄を壻として（信意の女に嫁す）國を讓らる。元龜元年四月信長越前に向ふ。（世には義昭を救ひ申さざりしを罪してなりと雖、朝倉記を見るに、七年義昭上洛の時に、朝倉にも上洛すべしと御教書を下されしに、是は信長の計ひなりとて義景是に應ぜざりし故なりとぞ見ゆ。）是より先三月信長京に來る。此時神祖も來り給へり。三好義繼、和田惟政、松永久秀等も皆來れりと云ふ。斯くて朝倉を討たれん事を申されしとなり。信長の兵手筒山、金ヶ崎等の城を落せしに、淺井備前ノ守長政が兵起ると聞えて、信長は引き返す。此時神祖跡より軍を收め給へり。六月再び信長兵を出だして戰ふ。神祖は朝倉の兵を敗り給ひしかば淺井も敗る。七月三好山城ノ守等が兵攝州に起る。義昭加勢を乞ひしかば、八月信長上洛して攝州に向ふ。畠山高政、三好義繼、和田、松永等が兵來り會す。九月義昭も攝州に向ふ。信長天王

寺ノ陣を去りて中島に陣し、野田福島兩城を攻めんとす。大坂門跡光佐、三好と謀を合せ兵を發し、朝倉淺井が兵叡山に陣して、信長の將森三左衛門可成を撃つ。（宇佐山に在り。）信長斯くと聞きて、義昭を具して江州に向ひ、畠山、三好、和田、松永を留めて攝州の敵に當つ。義昭は三井寺に陣し、信長は宇佐山に入りて、兵して山門の敵を防ぐ。斯くて義昭の仰せに由りて、信長義景和議成りて兩方陣を開く。二年信長、叡山の僧、朝倉淺井に同意せる事を憤りて、九月山を燒きて僧徒を塵にす。安土記に、去年野田福島落城に及びしに、朝倉淺井坂本口へ向ふ。京都に亂れ入らん事を思ひ計りて、彼陣を捨てて引き返し朝倉淺井と戰ふ時、今度山門の衆徒一味せば、我が國に有る山門領、元の如く寄附すべし。されど出家の身として彼を捨てて我に組し難くば、唯だ何れをも助くべからず。若し此兩條に違ひなば、根本中堂を始めて山王廿一社僧房經卷悉く燒き拂ふべしと有りしかど、是に從はず。此年其言の如くに火を放ちしかば、僧徒等逃げ走るを追ひ詰め追ひ詰め首を切る。此外美女少童數を知らず生捕れて、彼等は助け給ふべしと云ひしかど赦さず。數千の屍山上山下に滿つ。やがて坂本に城を構へ、明智に與ふ。

按ずるに、中世より叡岳の僧徒兵仗を帶し、ややもすれば朝家を劫かし奉る。代代の帝王、將相、畏れて彼が申す旨に任せられしかば、其殘害頗る僧氏の所爲に非ず。然るに信長其破戒無律を怒りて、終に其山を燒き亡しぬ。其事は殘忍なりと雖も、永く叡岳の兇惡を除けり。是又天下に功ある事の一つなるべし。

此年、信長內裏を造畢。三年にして功成れり。其上御調物末代に闕乏無からん爲に洛中の商賈に金銀を

預けて、毎月に其息利を貢獻すべしと約し、既に滅びし公家衆相續の事等を沙汰す。

按ずるに、是れ又豪傑の擧と云ふべし。

三年六月畠山高政、家人宮城兵庫が爲に高屋ノ城に被レ弑さ。(一說に、此年三好義繼、松永父子相謀り、家人して高屋ノ城に居らしむ。信長攻めしかば城落つ。義繼河内若江ノ城に入る、久秀ハ和州志貴ノ城に入る。久通ハ多門ノ城に入る。○安土記には、畠山との戰にて、信長畠山を助くと云ふ。)天正元年正月信長十七個條を記して義昭を諫む。二月義昭武田は遠州に向ひ、朝倉淺井江州に向ひ、信長事ある隙を窺ひて、信長を討たんノ事を謀らる。やがて石山堅田に要害を構へらる。信長兵し悉く敗る。三月上洛シ、義昭和を請ひ給ひしかば、四月歸國ス。七月義昭、日野大納言、高倉宰相(永相)、伊勢伊勢ノ守、三淵大和ノ守をして二條の城を守らせ、自ら宇治の眞木の島に籠れり。信長やがて入洛して、(七日の事)二條を攻めんとしければ、留主の人人降參す。十七日都を立ち、十八日眞木の島を攻め破り、義昭をば秀吉して河内若江の城に送り遣はす。

按ずるに、義昭、此後毛利輝元を頼みて備後鞆に住す。其年月并に其由來未だ詳かならず。(信長毛利との戰是より始まれるか。)公卿補任を見るに、天正三年義昭三十九歲、在國の由見ゆ。さらば三年に備後に下向せられしにや。又十六年在ニ大坂ニ、正月十三日落髮ス。同日准三宮宣下、法名道慶號昌山ナ。慶長二年八月廿一日薨ズ。六十一歲。號ニ靈陽院ニと見ゆ。藝州にて失せられし由を申すなり。又秀吉の關白と成られし事、義昭の猶子として將軍とならんと謀られしに、其族姓を賤みて許されざりしかば、菊亭の晴季と謀り

一に讒言には敗られしと云ふ。此事を義昭一人におはせると申せど、我には然かは思はず。初め尊氏將軍と成り給ひしより此人まで、凡て十五世、歴年二百三十九年にして滅びぬ。尊氏直義不快にして、終に直義殺せられ、義詮は其庶兄直冬、其同母弟基氏と不快にして、直冬又父と弟とに向ひ合戰す。義持義嗣を殺し、義教義昭を殺し（義昭以下八行カ）、又持氏父子をも殺して、我身又逆臣の爲に弑せらる。義政義視兄弟不快にて、義稙義澄從兄弟にて世を爭ひ、義晴義維再從兄弟にて又相爭ふ。是又人倫の理無きに似たり。就中武威衰の外に衰へし事は、應仁の亂に山名細川が爭ひより起りて、義政義視兄弟の間不快なりしより、其後義視の子を嗣とせられしに、政元是を廢し義澄を立つ。程無く政元殺されて後、澄元高國相爭ひ、澄元も死せし後、高國義晴を立てて主とし、義稙阿州に奔りて卒しぬ。晴元三好と共に義維を奉じ高國と戰ひ止まず、高國終に三好に討たれ、其子氏綱又晴元と戰ふ。後に晴元長慶不快にして、長慶氏綱に屬し、氏綱管領と成りしかど、天下の大權悉く長慶が手に落つ。斯くて晴元をば攝州普門寺に捕へ、氏綱をも淀城に移し、陪臣國命を執りしかど、又其家人松永が姦謀に依りて其子弟を失ひき。其子義繼、義輝を弑し參らせしに、山城守、日向守等三入道等其逆臣を頼の義榮を迎へしに、信長義昭を奉じて主とせしかば、義榮四國に遁れて卒せらる。又程無く義昭も信長の爲に逐はれて、足利の家亡びぬ。後又義繼も其家人に殺され、松永、信長に敗られて自殺す。されば足利殿の家は管領の爲に弱められて、終に陪臣の爲に滅びぬ。細川が家も其家臣に奪はれて、又陪臣に威福を恣にせらる。さて其逆威を振ひし三好

も松永も又從ひて亡びし事、誠に是れ爾(なんぢ)より出でて爾にかへるの理(ことわり)とぞ見えたる。

信長治世の事（天正元年より同十年まで）

天正元年八月信長越前に向ひ、朝倉義景を滅し、遂に江州に至りて淺井長政、其父久政（下野ノ守）を討ち平げ、佐佐木義弼（右衞門督）が鯰江ノ城を攻め落しければ、義弼落ち行き、佐佐木が家も亡びぬ。十一月河内に向ひて畠山高政が逆臣等を討ちしに、三好左京ノ大夫義繼が家人多羅尾丹後ノ守、同常陸ノ介、沼左京義繼を弑して信長に降る。四年十一月北畠具教父子三人を殺し信意を幽ふ。初め信長北伊勢八郡を攻め取り、永祿十一年神戸下總ノ守と和平し、三男信孝十一歲なりしを彼家の養子と成し、其年又舍弟三十郎を長野の家督とし、神戸藏人が姉婿と成して、長野上野ノ介信包と名告らす。斯くて國中の士を語らひ、國司具教大河内の城を攻めて、やがて和議を講じ、同十二年に、二男信雄（十二歲）を信雅（具教の子）の女に配して家督と成し、天正四年十一月廿五日に、謀かりて具教幷に二男長野御所、三男式部ノ少輔及び三歲と一歲とに成りし男子と、坂内兵庫頭（國司の壻）又大河内一族、坂内一族（皆國司の一類）其外北畠の一族十三人此處彼處にて殺し、信雅をば命助けて捕へ置く。北畠の家、親房の三男顯能より顯泰、滿雅、教具、政具、材親、晴具、具教、信雅凡そ九世二百四十餘年にして一時に亡びぬ。（此時具教四十九歲、信雅廿五歲、信雅は十九歲なり。）五年ノ春、紀州平ぐ。十月大和信貴ノ城を攻め落す。久秀久通自殺す。初め三好義繼と共に畠山高政を滅し、信長畠山を援け來りしかば、久秀志貴に入り、久通は多門に入りて籠りしが、天正元

年の春、多門の城を獻じて父子倶に降れり。此年大坂の城を攻めんとて天王寺に陣せしが、志貴の城に引き返し、本願寺并雜賀の者どもを語らひて信長に叛きしかば、信忠の爲に滅さる。

按ずるに、三好は小笠原長淸が二男孫二郞長房が後なり。阿波ノ守護と成りて、始めて信州より移り、三好と云ふ所に住せしかば三好とは名告りたり。是れ長房八代の孫信濃ノ守義長が代の事なりとぞ。足利殿の代と成りて、細川四國を領しければ、其下に屬し、三好二郞左衞門尉之長、持元に從ひて早世し、其子太郞左衞門之慶、（勝元政元に屬す）、其子筑前ノ守長輝入道希雲、其子下總ノ守長秀、其子讃岐ノ守元長入道海雲、其長子修理ノ大夫長慶、二男豐後ノ守之虎（元康とも）入道實休、三男安宅木攝津ノ守冬康、四男十河民部ノ少輔一存、五男野口ノ冬長と云ふ。淡州の安宅木、野口、阿波の一ノ宮、井澤、讃州の十河、皆是れ三好の一族なり。長慶が子義長死せしかば、十河一存が子を世嗣とす。是れ左京ノ大夫義繼なり。宗三入道と云ひしは長輝が五男にて、初メは神五郞政長と云ふ。其嫡男下野ノ守宗渭釣竿齋と號し、二男因幡ノ守一任入道して宗三と云ふ。又海雲が弟日向ノ守政康、山城ノ守康長入道笑岩と云ふ有り、凡て三好の嫡流には希雲、長秀、海雲、長慶、義繼が代共に興はる。其餘は宗三、笑岩、實休等の世の知れる所なり。松永は（京 西岡ノ人）長慶が家人にて當時の奸雄なりしが、初メ長慶を助けて名を天下に顯はし、長慶が亡せるに及びて、義長を毒殺し冬康を讒殺し、遂に義繼と共に公方義輝を弑し奉る。然るに信長、義昭を奉じて京師を誅す、降言し、遂に義繼入秀を降を受け一國部を開き與へ、義昭をも追ひ出だして、彼等をば罪を問はず。

義繼、松永、信長に背き、程無く又松永は降れるを再び其降を受く。義繼は終に其臣の爲に殺され、松永重ねて叛きしに由りて是を誅す。彼等二人が亡びし事其罪には非ず。信長道陌を奉ゐて義昭に忠ありと云ひ、義昭又彼等が罪を不問、共に天を戴かざる仇を以て御家人と稱せらる。斯く名教の亂れし事、誠に亂世にては有りけり。斯かる世の習はしなりしかば、君を弑し父を弑しても、戰に臨みて勇あるをのみ貴ぶ事にて有りし程に、信長もやがて光秀に弑せられ、子息信孝も秀吉に弑せられ、信雄も秀吉に頤ぶけられ給ひき。あさましかりし事どもなり。

松永討たれし月、秀吉に播磨を與ふ。秀吉中國を皆賜はるべしと望みしかど許されず。やがて但馬の國を平げしかば、中國の事を許されき。六年荒木攝津ノ守村重攝州にて叛きしを討ち平げ、七年丹波平ぐ。八年播州平ぐ。今年大坂の門跡光佐勅旨に由りて和平して、紀州雜賀に移る。

按ずるに、始め元龜元年大坂の事起りしより此年に至りて十一年にて事定まり、信長の兵威を以て是を亡ぼす事協はず。終に勅諚を得て事平ぐ。是より先き尾州長島の一族起りて、四年にして勝つ事を得たり。されば信長の舍兄津田大隅ノ守信廣、舍弟半左衞門ノ尉秀成、從弟津田市助信成、氏家常陸ノ介入道卜全、林新三郎を始めとして討たるる者數を知らず。柴田勝家、伊賀伊賀ノ守等疵を蒙れり。是より先き加賀の富樫ノ介が家も一向宗の爲に亡びぬ。越前の朝倉も加州一向の族に苦む事度度に及び、近くは我神祖も此事に由りて、國殆ど危かりき。されば御代の始に東西に分ち給ひて、少しく其勢を抑へ給ひしかど、尺寸の地

を領せずして二流諸國君の害に斃す。尤も心得あるべき事にや。

十年三月甲斐國を平げて、武田勝頼（三十七歳）信勝（十六歳）父子を討つ。六月朔日明智日向守光秀が爲に弑せらる。（四十九）信忠二條の御所にて自殺す。（二十六歳）

按ずるに、足利殿の管領の其一つ武衛は尾張、越前、遠江等の守護にて有りけり。其中尾張八郡を分ちて、下四郡は織田大和守司りて、主の武衛と共に清洲の城に在り。上四郡は織田伊勢守信安司りて、岩倉の城に在り。（織田は斯波の家の一つなり。）大和守が下に三奉行と云ふ有り。因幡守、藤左衛門、弾正忠と云ふ。皆織田とぞ名乗りける。弾正忠は後に備後守と云ふ。是れ信長の父信秀なり。信長が祖は月岩と申せしが、其子五人、備後守與二郎、孫三郎、四郎二郎、右衛門尉某なり。信長二男にて兄弟凡て十一人まで有りき。信長十六の時父信秀は死す。其跡を分ち領し、因幡守が子彦五郎を紿き殺して清洲の城を奪ひ取りて住す。（初め信秀那古野を築きて信長を置き、自らは古渡と云ふ所に在りしなり。）其明年舎弟勘十郎信行を欺き殺して、父の遺領悉く併せ取り、（弘治三年）伊勢守が家を亡ぼして岩倉の城を取る。廿六歳の時、今川義元と戦ひて義元を討たれしかば、武威頓に盛に成りて尾張の國を悉く平げて、程無く美濃國をも併せらる。其後義昭將軍に頼まれ参らせて、終に天下の事を知られたり。されど其領せられし所は畿内五州、東海は伊賀、伊勢、志摩、尾張、甲斐。東山は美濃、［又近江アリ］飛騨、信濃、上野。北陸は若狭、越前、加賀、越中。山陰は丹波、丹後、但馬、因幡。山陽は播磨、備前、備中。南海は紀

伊ノ國に至りて、廿八州ばかりもや有るべき。斯かりしかば、古より聞えし人人の家族、此人の爲に滅されし事擧げて數ふべからず。先づ足利殿の御事は不レ及レ申、伊勢ノ國司の一族佐佐木六角、若狹甲斐の武田兩流、飛驒ノ國司朝倉、是等は皆累代世に聞えし大名なり。其餘阿波の三好、松永、美濃の齋藤、播州の別所、近江の淺井、和田、荒木が如き猶多かり。すべて此人天性殘忍にして詐力を以つて志を得られき。されば其終を善くせられざりし事自ら取れる所なり、不幸には有らず。信長天下に威名ありし事は義昭を奉ぜられしに出れり。但し其志を得し後、義昭を廢せんと思はれし事は明かなるか。義昭を京都に入れられし後、やがて禁裏を修造して、公家の人人の絶えたる家を起さる。且は義昭を諫められし十七條の第一に、御參內之儀光源院殿御無沙汰に付き、果シ而無ニ御冥加ニ次第ニ候。依レ之當御代年年無キ懈怠ニ樣にと御入洛之刻より申上之處、早被ニ思召忘一、近年御退轉、無ニ物體ニ存ジ候事と載せられたり。すべては此諫書、義昭の爲に忠を盡されしとは見えず。義昭の惡を世に顯はさんとの謀と見えし。されば義昭は其怒に堪へずして兵を擧げらる。是れ則ち天子を挾んで天下に令すべきの機既に顯れしに非ずや。秀吉其故智を用ひて朝威を借り私家を營まれき。されば信長の義昭を扶持し、秀吉の信忠の男岐阜殿を寵愛せられし、皆是れ暫時の詐謀にして其名を假らん爲なるべし。

凡そは信長初めに我母を欺きて其弟を殺し、父の跡を悉く併せ取り、其後我子して伊勢の國司の子と成して其一族を滅し、舍弟信包、三男信孝等を長野神戸の養子として其所領を奪ひ、我妹を嫁して淺井を亡ぼ

し、我娘を嫁し岡崎殿を讒殺し、武田が兵を寛くせんとて、其子源三郎勝長を與へらる。父子兄弟の倫理既に絶えし人なり。其主と仰ぎし義昭を逐ひ、林佐渡ノ守、伊賀伊賀ノ守、佐久間右衛門ノ尉が如き年頃功労莫大なりし者ども皆皆舊怨を咎めて是を流し捨つ。是れ光秀が逆謀の依りて起りし所なり。是れ又君臣の義を知られざる所なり。況してや義輝を殺せし賊を討たれんと揚言して、初めに義継久秀が降るを受け 其れのみならず國郡を割き與へらる。近江の佐佐木、越前の朝倉等が兵力足らずして義昭を助けざりしかば、さして賊臣と稱して是を打滅ぼす。刑賞二つながら當らざるに似たり。斯く凶逆の人の暫く其志を得て然かも其後絶えざる事其譜有るべし。世に傳ふる所は此人小松内府重盛の後なりなど云ふが其事實ならんには、彼内府の餘慶とも云ふべし、是れ一つ。應仁の亂後世の人戰鬪を好みて、民力日日に疲れ、國財日日に乏しかりしに、備後ノ守信秀沃饒の地に據りて富強の術を行ひ、耕戰を事とし、兵財共に饒かなりしに、信長其業を繼ぎ、英雄の士を得て百戰の功を立つ、是れ二つ。其國四通の地にして京師に近く、且つ足利氏數十代の餘光を借りて起られしかば、威名天下に及ぶ、是れ三つ。秀吉其孤子を撫きて國をば奪はれしかど、其與せし人人皆是れ信長の舊臣たれは、さすがに其子孫を絶たん事も不忍、況してや我神祖秀吉に代り給ひ、舊好を忘れ給はざりしかば、今に其子孫國郡をも領せらる、是れ四つ。すべて應仁より此方の亂に、此人のあらざりして天下の衆を驅りて、我神祖の掌握に歸せしむるにはあらずば、如何で今日ノ泰平をば致さるべき。其れのみならず、今日國郡を多く領せし大名と云はるる程の人、皆是れ信長の下に身を起させ

るは無し、是れ五つ。斯かる事に依りて一時に志を得て、今に子孫の絶えざるにや。世には信長秀吉よく識レ人ヲの鑒おはせしと申す輩。某が思ふ所は然らず。秀吉識レ人ヲの鑒大きに信長には及はれず、信長の識り給ひし所も皆是れ眞才には有らざりき。秀吉光秀共に天下を知れる人なりと申すか。自ら光秀が爲に殺され、其孫は秀吉の爲に滅さる、豈に人を知り給ふとは云ふべき。且つ丹羽、柴田、瀧川、佐佐、前田、池田、堀、森、黒田、山内の類、皆皆信長の卒伍の中より擧げ用ひられし所なり。其子孫今も多くは大名にて、國郡をも傳へ領せる人人なれば、世の人彼の贊鑒を稱する事一往の謂有るに似たり。されど此中柴田佐佐二人のみ信長亡せ給ひし後に、其子息等の爲に家をも身をも亡ぼしき。其れより外の人人皆秀吉を助けて其子孫滅せし人に非ずや。柴田佐佐と云へども、其志誠に忠節を思ひて兵起せしにや、覺束なし。其故は柴田はもと信長の弟武藏ノ守の家人なりしが、信長に志を通じて其主失はせし人にて、佐佐は後に秀吉に降りて終に誅せられき。秀吉の擧げ用ひられし人人は淺野、福島、兩加藤、さて其餘は五奉行の輩なり。淺野等の事は暫く置きぬ。五奉行の如きは謂ゆる斗筲の人、數ふるに足らざる所なり。唯だよく英雄を駕馭するの才はおはせしなどは云ふべしや、其れも其世に聞えし人人、眞正の英雄には非ず。君も臣も所レ謂亂世の姦雄にて有りしなり。如何で我神祖の將士の皆是れ忠臣義士なるが如くには有るべき。然るに斯く世に云ひもてはやす事は、信長秀吉は國郡多く功ある者に割き與へられしを聞き傳へて、我神祖の然かおはせざりしを、彼の人人に及び給はぬと思ふ者どもの云ひ置きしを、世には傳ふるなり。我神祖、深謀遠慮

おはしませし事をば如何で知るべき。功を貴ぶは齊の伯たる故にて、賢を賢とし親を親とするは魯の君子多き謂れなり。伯者の民の驩虞、王者の民の皞皞など云へるも、斯かる謂れなるべし。此事の謂れは、小牧の戰に池田が首獲し時、信雄、永井が功を賞せんと有りしを、神祖の答へ給ひし所にて能く能く辨へ知るべき事か。神祖の量を思ふに、後漢の光武に似させ給ふ所ありて、宋の太祖には超えさせ給ひし所侍るなり。伯は長なりと見えたれば、諸侯の長と成りて天子を挾んで令を發する人を云ひしなるべし。是に國富み兵強きに非れば能はず。されば管仲が齊桓を輔けしも、其術を用ひしと見えたり。但し其功を成す故は多くは詐力を用ひ仁義を假れるとぞ見えたる。賴朝の天下を知られしは、其心を論ずれば伯術に出でたれど、當時の事の如きは長たるべきの諸侯無し。尊氏の如きも專ら天下を挾んで天下に令せられしかば、伯者の事にも似たれど、其代の大名皆皆自らに功ある者に國郡を割き與へられし所なれば、古の伯者の如きにも非ず。信長はもと幕府にも陪臣にておはせしが、一時公方を翼戴して、其功既に成れるに及んで、是を廢して直ちに天子を挾んで天下に令せんとせられしに、其功半途にして終りぬ。所レ謂伯を圖らんとして功成らざるなり。正しき伯心ありて伯功を立てし人は秀吉にぞおはすべき。此人は毎レ事信長の故智を用ひられしかど、速かに功の成らん事を思はれしにや。信長の如くに故家の大名小名悉くに討ち滅さんとはせられず、兵威に服せしをば其儘に國郡を與へられき。獨り相模の北條をのみ終に亡されき。されば其功も速かに整ひ有りぬ。島津、北條に贈られし書皆勅旨の由を稱せらる。全く是れ天子を挾むの事なり。され

ど此時誰かは天子の命を愼む事を知るべき。其故に島津北條更に其旨には應ぜざりき。思ふに鬼面を試うて小兒を驚かすが如くにて、かたはら痛き事どもなり。如何で我神祖の神武を以つて天下を服し給ひしには及ぶべき。信長自ら大納言の大將に成りて、子息信忠を秋田城ノ介に任じ、其家人秀吉を筑前ノ守、河尻與兵衞を肥前ノ守、塙九郎左衞門を原田備中ノ守、梁田左衞門太郎を別喜左近ノ將監に任ず。世の人信長東西を一統せらるべきとの志を示さるるなど申すか。某が思ふ所は然らず。是等を以て其詐術を見るべき事にや。其代には戰國の最中なれば、東西路塞りて往來容易からず。當時の事傳聞に因りて、唯だ其大略を知るのみなりき。先づ子息秋田城ノ介に任ぜし事を、四國、九國、中國の者ども京堺の商賈等が「行往來のアリ」便に傳へ聞きたらんには、信長既に奧の地まで平げしにやと思ひ、又家人等が悉く九國の故家の名を稱し受領せし官を、東國の者の馬鷹など商ふが歸るさの物語に聞き及びたらんには、信長既に九國の地を併せられしにやと思ふべし。されば西國の人人へは東國の馬鷹を贈り、東方の人人へは異國の珍物を贈るなどせられし。是れ先づ先聲を以て人を畏服せんとの謀にて有りしなり。是も亦鬼頬を扮して小兒を劫かすに異ならずや。秀吉の朝鮮を討たれし事、是に似たる事侍るなり。

秀吉天下の事

此人匹夫より起りて天下を掌にし給ひしかば、世の人是れを稱するなり。斯かる事我朝にては希なりしかど、異朝には其例少なからず。唯だ時の運に乘ぜられしに由れるか。其故は此時亂臣賊子天下に首を並

べて、唯だ勇力詐謀ある人をのみ信む事を知りて、仁義忠孝など云ふ事は曾て知らざる時に逢ひ給ひしかば、時の運に乘ずる事を得給ひしなり。されば信長大臣の下に身を起して、其兵威を假りて自ら中國の鎭衞と成り、兵既に強く國既に富めり。明智が信長を弑せしを聞きて、毛利と和して急に師を還されし振舞など、誠に英雄の事にして、第一世を蓋ふと云ふべし。されど明智を討ちしは信孝の功少なからず。然るを自らの功と稱せられし事謂れ無し。宿老等相議して信長の國を分ち其孫を立てしなど、平世には然るべき事に似たれど、此時信孝の心に快からず。柴田が如き不和なりし事、故無しとは云ひ難し。凡て織田家の風俗自らの武勇に誇りて其權を爭ふ所ありしかば、群議更に一決せずして事終に敗れたり。秀吉の黨、秀信の幼と信雄の愚闇なるを利し、柴田は信孝の英氣あるに心あり。然れども信孝の黨に北陸に在りて助を千里に求め、秀吉の黨は皆皆境を連ねて相迫ふ。然も要害の地を扼して北軍を待ちて岐阜を攻む。柴田が兵を出だせしに及んでは、速かに兵を發して先づ是を敗る。然れば信孝を斃すの事猶豚よりも容易かりき。其後又信雄を滅さんとせしに、神祖の助け給ふが故に、其志成らずして和平には成りたれど、後に信雄を退けしを以て見る時は、其本謀推して知るべし。柴田既に亡び信孝「有既にアリ」弑せられしに及んで、やがて其國國を我に與せし人人に割き與へしかば、自ら下風に從ふ事を得たりき。丹羽長秀が自殺せしなど、彼の儕に賣られし事を恥ぢしとぞ覺ゆる。されど其天報に因りて、其家二世にだに傳へられざりしかば、何ぞ又論ずるに足るべき。只今の世まで其遺風の世の害を成す事のみ有る、尤も議すべき事にや。一つ

には、此人天下の田を丈量するに、古法を變じて三百歩を一町とす。古の說に三百六十歩を以て一町とする事、一歩を以て一夫一日の食として、一町一年の食分に當つと云ふ。然るに斯くつづめられしに、【按ずるに、古法六尺を歩とす。豐臣の時六尺五寸を歩とせられしなり。】又當代六尺の繩を用ひられしかば、古の三百歩の中にして六十歩を失へり。民如何で窮せざらん。されど此法再び古に復せん事、井田一度變じて復し難きが如くなるべし。思ふに此人の丈量せられしは、昔の如く或は一國一郡一莊を與へんには、六十六州の地猶足らざる事を思ひて、斯くは計られしにやと思ふなり。二つには、此人軍法に因りて一錢切と云ふ事を始めらる。たとへ一錢を盜めるにも死刑に當つ。刑罪既に重くなりし程に、重罪の輩をば或は切頭、或は斬罪獄門に懸く。磔、火あぶりなど云ふ刑出で來たり。死は共に一つなり、凶惡を爲さん者如何でか死する様の異同を問ふべき。斯かりしかば國に大辟の者常に絕えず。百年の今殘に勝ち殺を去りつべきの時に及んでも猶刑の重き、議せらるべき事にや。三つには、此人の世よりや、信を結ぶに常に誓紙と云ふ事を用ひらる。是れ異朝にも衰世に有りし事なり。是を顧みて天下の政事を行れし事口惜しき事に非ずや。四つには、此人の代より、武家の官途以ての外に高く成りたり。當代に至り少しく抑へらるる事に成りしは、誠に謂れ有る事なるべし。五つには、此人の時より、宮室を飾る事以ての外壯麗に成りたり。此一事により凡百の翫器等まで、殊の外奢靡に至れり。是も當代に至りて、やや儉に從ひ給ひしと見えたれど、其餘弊あらざれば國の財を虛しく耗す事多きか。六つには當家の風は忠信を心とし儉素を尚ぶ事な

るに、太閤家の人々、譜第の人々の中に雜はり、往往に三河の風失せて、彼家の風の如くに成れる歟、心得あるべき事にや。是れ儒と釋との二つを申すなり。此外當代にて出で來し法の末代に議すべき事は、耶蘇の事に起りて宗門と云ふ事を以て政事の要とせらるる事、其時に當りては夷狄を以て夷狄を治むるとも云ふべし。今に於ては如何が有るべき。

右三册、正德二年春夏の間、圖を據りて古今を論じ申せし時の講章の草本なり。

源君美　朱印

此本書は懐(ふところ)にせしものなるが故に、字細かにして見え分き難かりしを、新川の平元成やや字大きく、見るに便あるやうに寫せるを、亡息宜卿、其れに依りて寫せし程に、功終へずして身終りぬ。由りて家僮して補寫せしめ、是歳享保八年十一月十一日に寫し終りぬ。

文廟寛恭仁厚、雅尙二儒術一、毎當二講期一、下命二文士一、分二講經史一、祁寒大暑、未二嘗有一レ廢、二十餘年之間、事如二一日一。及レ嗣レ位、春秋已高。深知二時政得失、民心向背一、若二古昔興衰明等一在レ對、至下于治亂安危之要、可二參討一者上、輙據二所見一歟、語猶未レ盡、臣某懼二稀於寶訓一、未レ得二窮盡一、進對之間、言乖二典籍一、辭失レ所、不レ副二甚明之盛意一、無三以贊二化之萬一一。毎二夜讀一、更二閲諸史一、臚二列

古義、仍參二之時事及近代本朝典故可ㇾ資二論思一者。雖二稗官小史一、皆即疏記、積累日久、遂成二三小册一。新川平元成前世侍講也、壬寅之春共談二一時盛事一、偶及二是書一。書原係二國語一、字勢極細、若ㇾ不ㇾ可ㇾ讀。元成因請二繕寫一、書ㇾ字稍大、便二于省覽一。季子宜卿亦欲ㇾ寫二一本一以爲中之副上。及二其功半一、忽遭二寒疾一、委篤綿綿、癸卯夏五月、不ㇾ起而死。宜卿之舅朝景衡氏愍二其志不一ㇾ就、乃使三門生續二成全書一。嗟我今年近二七十一、亦既老矣、豈圖徒感二先主之奇遇一、更傷二元己子之蚤逝一。百憂所ㇾ集、成二此一書一、人生處ㇾ世、奈到二于此一、亦何忍ㇾ言。

享保甲辰春二月壬申　　源君美

參考讀史餘論卷三　終

昭和二年一月十七日印刷
昭和二年一月二十二日發行
〔非賣品〕

日本古典全集第二回
參考讀史餘論

編纂者　與謝野寛
同　正宗敦夫
同　與謝野晶子
[illegible]案者　實川松[illegible][illegible]
東京府北豊島郡長崎町一六二
發行者　長島豐太郎
東京府北豊島郡長崎町一六二
印刷所　新樹製版印刷所
印刷者　高瀨清吉

東京府北豊島郡長崎町一六二
發行所　日本古典全集刊行會
振替口座東京七三〇三一
電話番號小石川七〇九九

8

UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

WILLIAM H. DONNER
COLLECTION

*purchased from
a gift by*

THE DONNER CANADIAN
FOUNDATION

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03039 1775

DS
851
A733Y83
1927
c.1